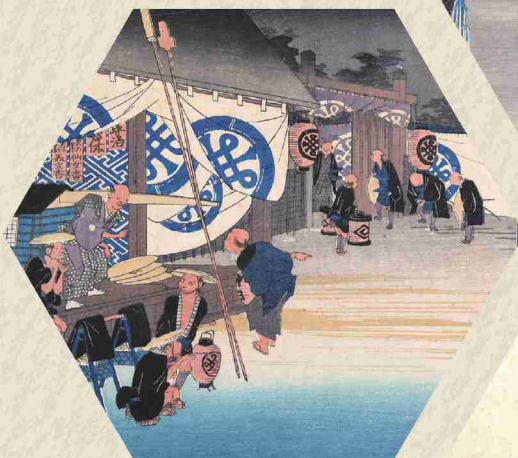
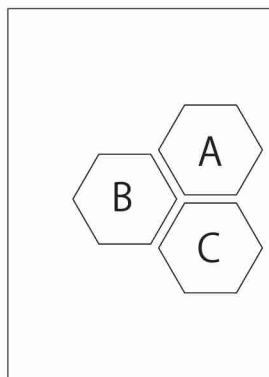


龜山市歷史的風致維持向上計畫【第2期】



令和 3 年 5 月  
龜 山 市



表紙掲載画像

- A：歌川広重画 東海道五拾三次之内阪之下筆捨嶺（保永堂版）  
B：歌川広重画 東海道五拾三次之内関本陣早立（保永堂版）  
C：歌川広重画 東海道五拾三次之内亀山雪晴（保永堂版）



## 序章

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 計画策定の背景と目的 ..... | 1 |
| 2. 計画期間 .....       | 2 |
| 3. 計画の策定体制 .....    | 2 |
| 4. 計画策定の経緯 .....    | 3 |

## 第1章. 歴史的風致形成の背景

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 自然的環境 .....     | 4  |
| 2. 社会的環境 .....     | 9  |
| 3. 歴史的環境 .....     | 13 |
| 4. 文化財等の分布状況 ..... | 30 |

## 第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1. 歴史的風致 .....                  | 51  |
| (1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致 .....       | 53  |
| (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致 ..... | 72  |
| (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致 .....  | 83  |
| (4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致 .....     | 88  |
| (5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致 .....  | 95  |
| (6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致 .....     | 99  |
| (7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致 .....      | 112 |
| (8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致 .....     | 117 |

## 第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組 ..... | 123 |
| 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 .....      | 131 |
| 3. 上位・関連計画との関連性 .....            | 133 |
| 4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 .....      | 143 |
| 5. 実施体制 .....                    | 145 |

## 第4章. 重点区域の位置及び区域

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 1. 重点区域の位置及び区域 .....        | 146 |
| 2. 重点区域の指定の効果 .....         | 157 |
| 3. 良好な景観の形成に関する施策との連携 ..... | 157 |

**第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項**

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 1. 市全体に関する事項 .....  | 165 |
| 2. 重点区域に関する事項 ..... | 173 |

**第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項**

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針 ..... | 179 |
| 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業 .....  | 182 |

**第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針**

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 ..... | 198 |
| 2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準 .....      | 198 |

**第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項**

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方 ..... | 205 |
| 2. 個別の事項 .....                       | 205 |
| 3. 届出が不要の行為 .....                    | 206 |

**参考資料**

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 指定等文化財一覧 ..... | 207 |
|-------------------|-----|

## 序章

### 1. 計画策定の背景と目的

本市では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年（2008）5 月 23 日法律第 40 号）（以下「歴史まちづくり法」という。）に基づき、当市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、「亀山市歴史的風致維持向上計画」を作成し、その取組を推進している。

平成 21 年（2009）1 月 19 日に国の第一次認定を受けた計画（以下「第 1 期計画」という。）により、旧亀山城多門櫓保存整備、亀山城跡を含む亀山公園及び周遊ルート of 整備、「関の山車」会館の整備等のハード事業をはじめとして、歴史的建造物の修理・修景に係る助成事業、祭りや伝統文化等への支援等、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組み、併せて、「亀山市景観計画」（平成 23 年（2011）6 月策定）により、亀山城下町、亀山宿及び関宿周辺の宿場や東海道の一体的な景観の維持向上を図っている。

旧亀山城多門櫓については亀山城跡・亀山宿の歴史的風致を象徴する建造物として保存され、平成 26 年度（2014）に県有形文化財（建造物）の指定を受け、市民の地域への誇りの源となり、歴史的資産への住民の関心・理解の向上につながっている。加えて、旧亀山城多門櫓を中心にその周辺の文化財の公開や周遊性の向上により、来訪者数も増加傾向にある。

また、平成 31 年（2019）3 月 29 日には「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を制定し、鈴鹿川等源流域における歴史的資源とそれらを生み出した源流域の豊かな自然環境をかけがえのない財産として守り、次世代に継承することを目的に施策を推進している。さらに、鈴鹿関跡が令和 3 年（2021）3 月に国の史跡に指定され、今後は全体像の解明に取り組んでいくとともにその管理や活用についての検討を行っていくところである。

しかし、歴史的資産の整備が進む一方で、当市の歴史的風致の根幹であり、徳川家康が慶長 6 年（1601）に五街道を整備してから 400 年の歴史を持つ「東海道」については、街道に暮らす人々の生活に深く関わっているものの、宿場を結ぶ区間においては市民や来訪される方が「東海道」であるとの認識がまだまだ薄く、歴史文化拠点間を繋ぎ、まち一体となった魅力の発信が十分にできていない状況にある。その他にも、拠点となる歴史的資産への誘導が今後必要であることや、保存、継承すべき歴史的建造物等も残っていること、また、少子高齢化に伴う地域の祭礼や伝統行事の伝承において指導者や担い手の不足が懸念されていることなどの課題が未だに解決されていないことから、より一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、引き続き歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる取組を推進していくため、亀山市歴史的風致維持向上計画の第 2 期計画を策定することとする。

## 2. 計画期間

計画期間：令和3年度(2021)～令和12年度(2030)



## 3. 計画の策定体制

本計画の策定体制と策定の流れを下図に示す。

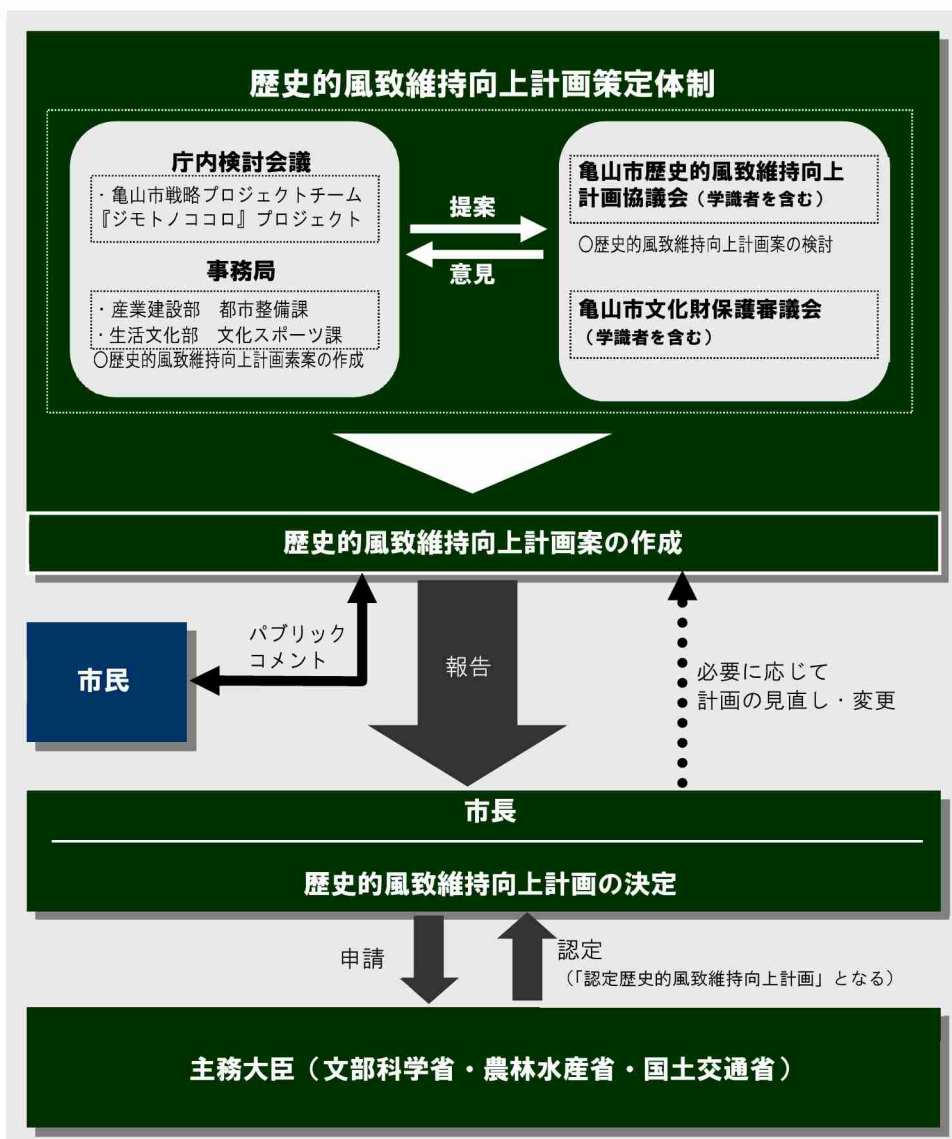


図 0-1 本計画の策定体制及びフロー



## ■ 亀山市歴史的風致維持向上計画協議会

計画の推進や変更に関する協議・調整等を行うため、協議会を設置した。

表 0-1 「亀山市歴史的風致維持向上計画協議会」委員名簿

| 氏名                   | 所属            |
|----------------------|---------------|
| 菅原 洋一【会長】            | 三重大学名誉教授      |
| 谷口 昭【副会長】            | 亀山市文化財保護審議会委員 |
| 中浦 豊子                | 亀山市都市計画審議会委員  |
| 滝本 麻須美               | 坂下星見の会        |
| 清水 孝哉                | 関宿まちなみ保存会     |
| 久保田 智子               | 宿場の賑わい復活一座    |
| 三重県県土整備部都市政策課長       |               |
| 三重県教育委員会社会教育・文化財保護課長 |               |
| 亀山市建設部長              |               |
| 亀山市市民文化部次長           |               |

(令和 7 年(2025)3 月現在)

## 4. 計画策定の経緯

### (1) 亀山市歴史的風致維持向上計画(第 1 期)策定の経緯

平成 20 年(2008) 5 月 23 日 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布

平成 20 年(2008) 11 月 28 日 亀山市歴史的風致維持向上計画協議会(法定協議会)の開催

平成 21 年(2009) 1 月 19 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の認定

平成 21 年(2009)

～令和 2 年(2020) 「亀山市歴史的風致維持向上計画」の変更認定(5 回)、軽微な変更(3 回)

### (2) 亀山市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)策定の経緯

令和 2 年(2020) 7 月 6 日 第 1 回庁内検討会議開催

令和 2 年(2020) 8 月 28 日 第 2 回庁内検討会議開催

令和 2 年(2020) 10 月 6 日 第 3 回庁内検討会議開催

令和 2 年(2020) 10 月 19 日 第 15 回亀山市歴史的風致維持向上計画協議会開催

令和 2 年(2020) 10 月 29 日 第 4 回庁内検討会議開催

令和 2 年(2020) 12 月 25 日 亀山市文化財保護審議会への意見聴取

令和 3 年(2021) 1 月 12 日 第 5 回庁内検討会議開催

令和 3 年(2021) 1 月 22 日 第 16 回亀山市歴史的風致維持向上計画協議会開催

令和 3 年(2021) 2 月 16 日～3 月 17 日 パブリックコメント

令和 3 年(2021) 3 月 18 日 第 6 回庁内検討会議開催

令和 3 年(2021) 3 月 22 日 第 17 回亀山市歴史的風致維持向上計画協議会開催

令和 3 年(2021) 3 月 29 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」を国へ申請

令和 3 年(2021) 5 月 19 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」の認定

令和 5 年(2023) 3 月 29 日 第 18 回亀山市歴史的風致維持向上計画協議会開催

令和 5 年(2023) 3 月 31 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」の軽微な変更

令和 6 年(2024) 3 月 21 日 第 20 回亀山市歴史的風致維持向上計画協議会開催

令和 6 年(2024) 3 月 27 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」の軽微な変更

令和 7 年(2025) 3 月 10 日 第 22 回亀山市歴史的風致維持向上計画協議会開催

令和 7 年(2025) 3 月 14 日 「亀山市歴史的風致維持向上計画(第 2 期)」の軽微な変更

## 第1章. 歴史的風致形成の背景

### 1. 自然的環境

#### (1) 位置

本市は三重県の北中部に位置し、京都市から約 60km、名古屋市から約 50km に位置している。総面積は、191.04 km<sup>2</sup>であり、東西方向の延長は約 21 km、南北方向の延長は約 17 km であり、北は滋賀県甲賀市、西は伊賀市、東は鈴鹿市、南は津市に接している。

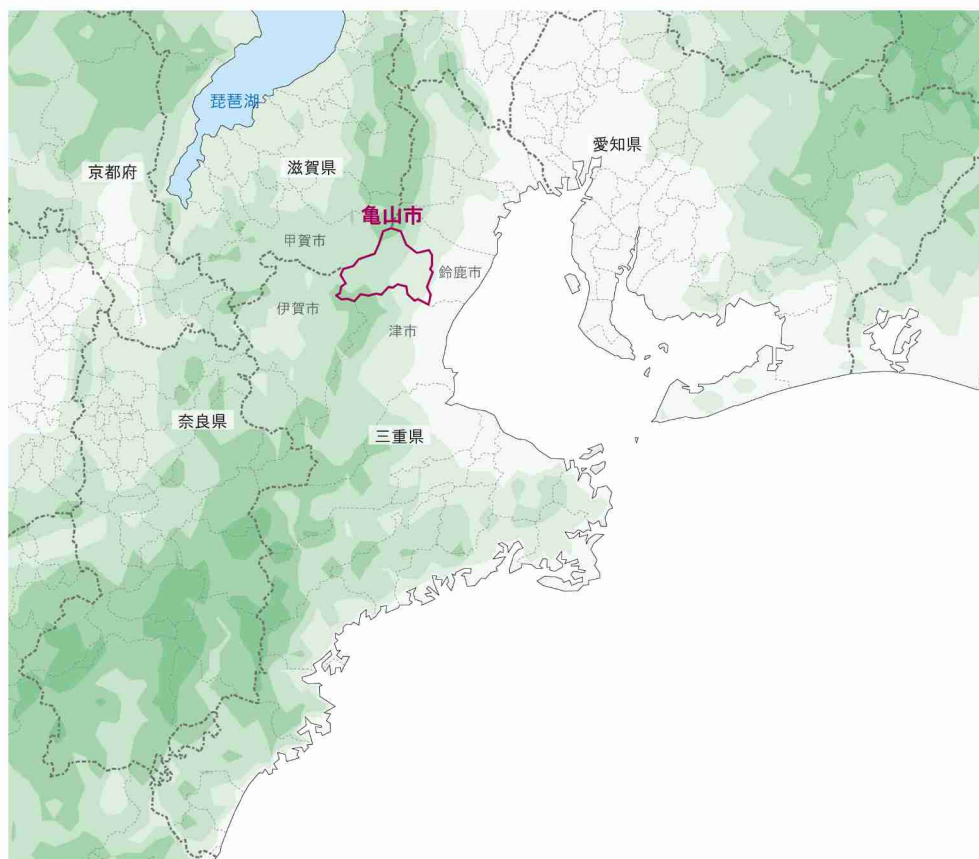


図 1-2 本市の位置

## (2) 地形・地質・水系

### ①地形

本市は南北に走る鈴鹿山脈の南端部の南東に位置しており、鈴鹿峠付近や野登山付近では急峻な地形を呈しており、山麓には山々や溪谷が連なり、市内では鈴鹿川や中ノ川が平坦面をつくっている。

急峻地形をつくる山々は、本市の西端に位置する那須ヶ原山（標高 800.0m）から北東へ高畑山（標高 773.3m）、三子山（標高 568m）、仙ヶ岳（標高 961m）と鈴鹿山脈の主稜線をつくり、そこから東の野登山（標高 851.6m）へと山地地形が張り出している。こうした山岳地帯の東側には錫杖ヶ岳、明星ヶ岳といった山麓地帯があり、そしてそれら山麓から東に続く関、亀山といった丘陵地帯が広がる。

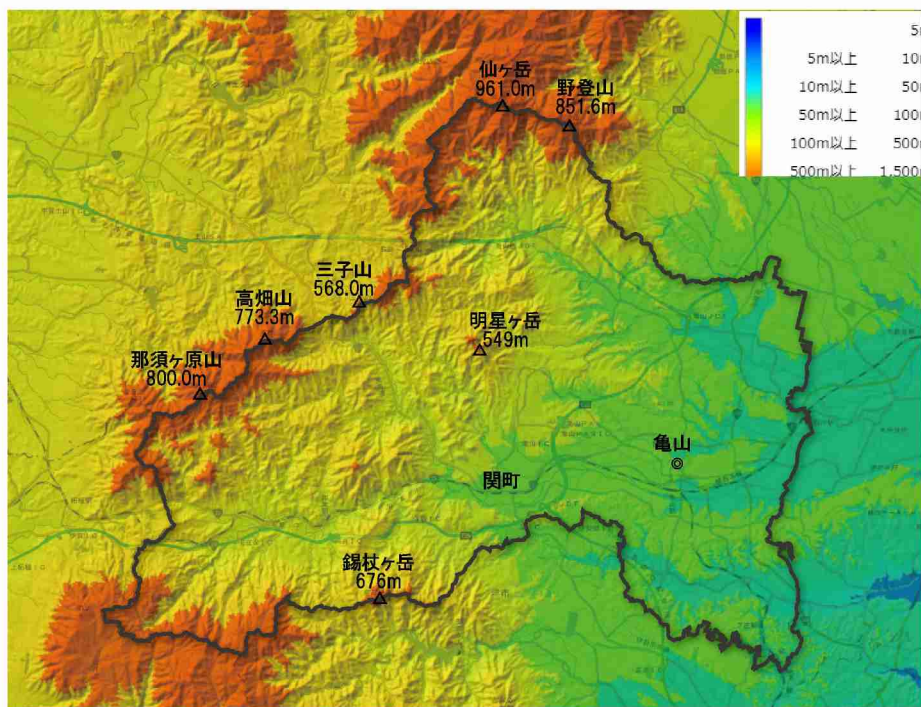


図 1-3 地形図

（出典：国土地理院 基盤地図情報より一部加工）



■鈴鹿山脈

## ②地質

本市域における地質は下位から白亜紀の領家花崗岩類及び鈴鹿花崗岩、新第三紀中新世の鈴鹿層群、鮮新世～第四紀更新世にかけて堆積した東海層群そして第四系の段丘堆積物及び沖積層が分布している。花崗岩類及び鈴鹿層群と東海層群は調査地西方を南北に走る一志断層により接し、その分布に一線を画している。

東海（奄芸）層群は新第三紀鮮新世から第四紀更新世の前期にかけて伊勢湾から濃尾平野周辺に存在した東海湖盆に堆積した湖成―河成堆積物である。この東海湖盆を埋積した一連の堆積物を東海層群と呼び、その中で伊勢湾西岸に分布するものは奄芸層群と呼ばれている。一般にその層相は半固結の粘土・シルト・砂・礫が繰り返し累重するものであるが、側方的な層相変化は著しい。本層群の積算層厚は 2,000m を越える。表 1-1 本市域における地質層序表によると本市域の東海層群は下位から西行谷礫層、楠原夾炭層、亀山累層、桜村累層が分布する。

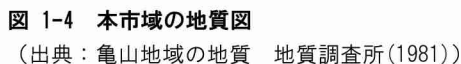
河岸段丘群は高位、中位、低位段丘堆積物に分類され、下部から砂礫層からシルト層へと変化する。

表 1-1 本市域における地質層序表

| 年代区分  |               | 地質系統      |       |           |
|-------|---------------|-----------|-------|-----------|
| 完新世   | 沖積層・崖錐堆積物     |           |       |           |
| 更新世   | 河岸段丘群         | 低位段丘堆積物   | 水沢扇状地 |           |
|       |               | 中位段丘堆積物   |       | 中期扇状地堆積物  |
|       |               | 高位段丘堆積物   |       | 古期扇状地堆積物  |
|       |               | 北白木・大谷池礫層 |       | 最古期扇状地堆積物 |
| 鮮新世   | 東海層群          | 桜村累層      |       | 湯の山礫相     |
|       |               |           |       |           |
|       |               | 亀山累層      | 上部層   |           |
|       |               |           | 中部層   |           |
|       |               |           | 下部層   |           |
|       |               | 楠原夾炭層     |       |           |
| 西行谷礫層 |               |           |       |           |
| 先鮮新世  | 鈴鹿層群・花崗岩類・古生層 |           |       |           |

（出典：亀山地域の地質 地質調査所(1981)p65）



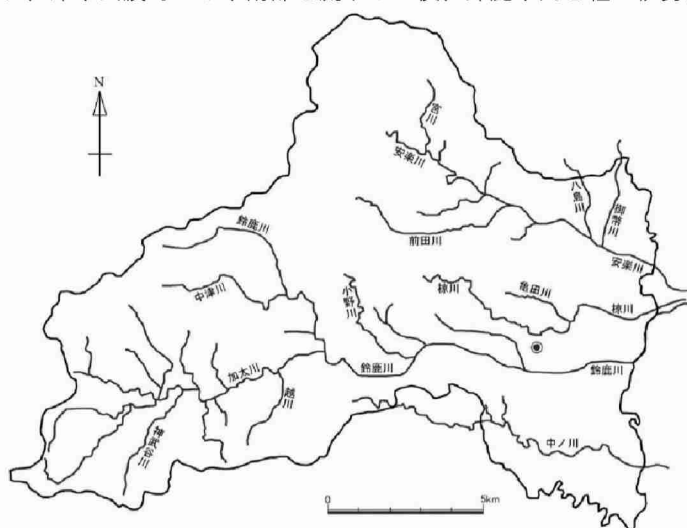




### ③水系

本市のほとんどが鈴鹿川の流域に含まれているが、北東部では鈴鹿川支流の安楽川流域を含むとともに、南東部では中ノ川流域に属している。

本市と滋賀県甲賀市の県境にある高畑山に水源をもつ鈴鹿川は、中津川・加太川・小野川、そして東端において安楽川などの支流と合流し、市内をほぼ西から東へ貫流している。また、市南部を流れる中ノ川は関町萩原地域に水源をもち、西から東へ流れ、津市芸濃町から市南部を流下した後、鈴鹿市内を経て伊勢湾へと注いでいる。



■鈴鹿川

図 1-5 水系図（出典：亀山市史・自然編）

### （3）気象

令和元年度(2019)の年間降水量は 1,940.5mm、年間平均気温は 15.9℃、冬季（1月）の平均気温は 4.9℃と温暖で暮らしやすい気候となっている。また、冬季に“鈴鹿おろし”と呼ばれる寒冷な強風の影響を受ける。

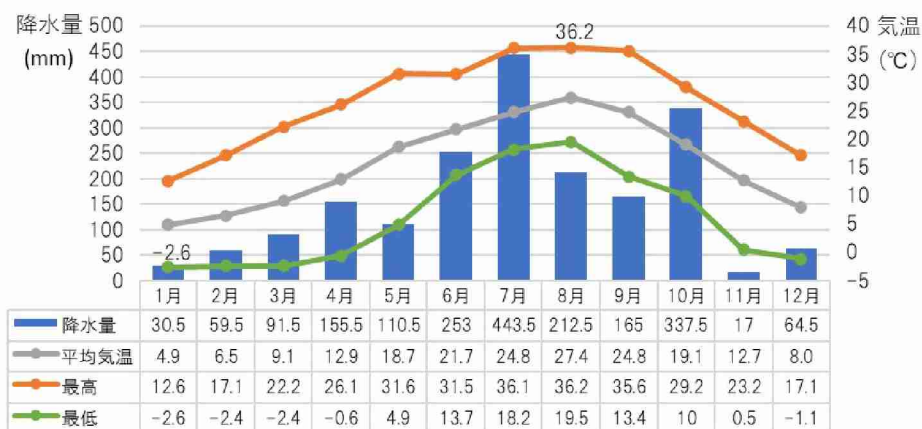


図 1-6 月別降水量と気温（出典：気象庁 令和元年度(2019)）

## 2. 社会的環境

### (1) 市の合併経緯

旧亀山市においては伊勢亀山城の城跡や東海道亀山宿に代表される歴史文化遺産を、旧関町においては重要伝統的建造物群保存地区に選定される東海道の宿場町関宿や、坂下宿から鈴鹿峠に至る街道にかかわる歴史文化遺産を大きな特色とし、それぞれの地域に存する歴史・文化を保存し、且つ活用しながら、特色のある地域づくりに取り組んできた。

現在の市は平成 17 年(2005)1 月 11 日、旧亀山市と旧関町が合併したものである。

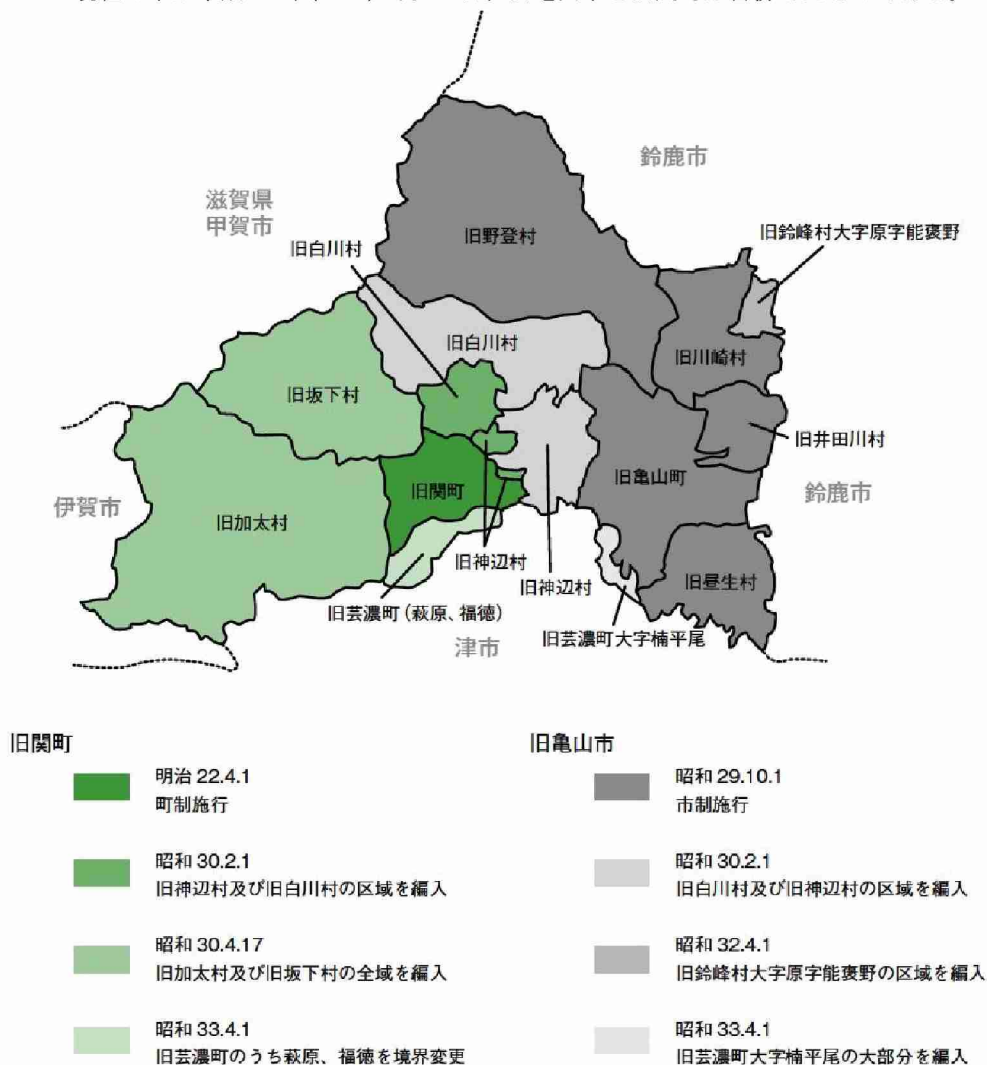


図 1-7 本市の変遷

(出典：市勢要覧資料編)

## (2) 土地利用

市内の中心市街地は河川の中流域となる丘陵上に位置し、また、山地と河川とが成す谷間に小集落が点在する。丘陵の縁辺は緑に覆われた崖地となっている。

山間部はそのほとんどが山林であるが、比較的標高が低い山地では植林が進んで人工林となっており、高標高地には杉・ブナなどの自然林も見られる。一方、平野部は河川流域の低地が田地として利用され、丘陵上は宅地とともに畑地が広がっている。

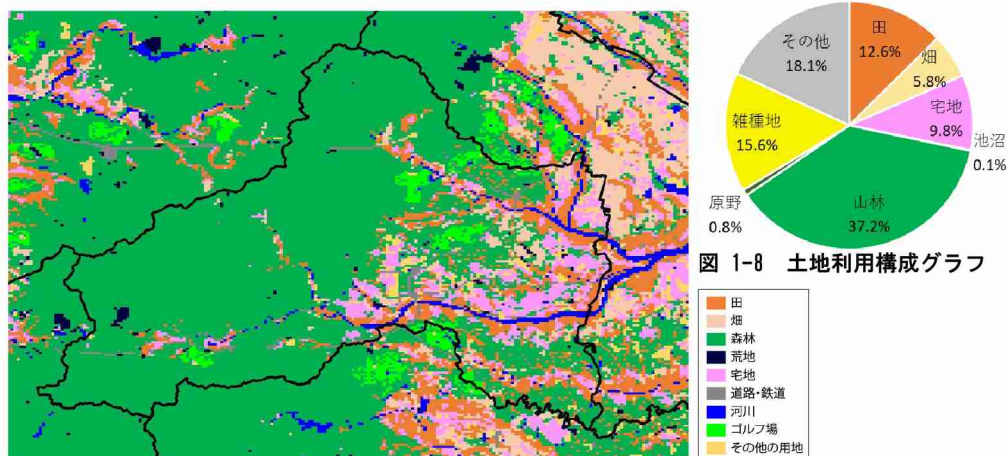


図 1-9 土地利用現況図

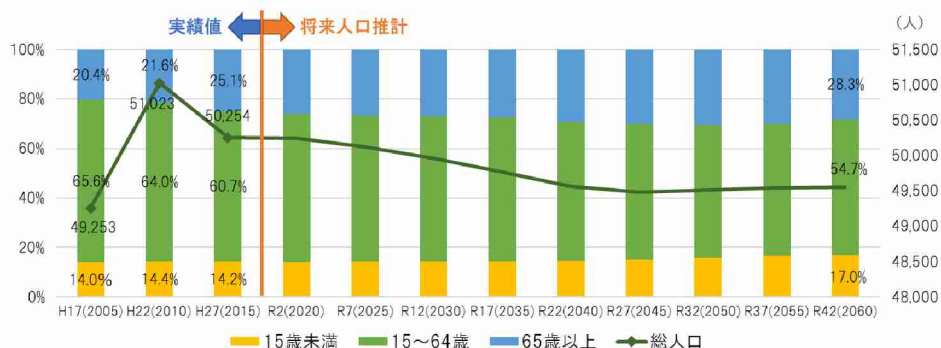
(出典：図 1-8 税務課 平成 31 年(2019)1 月 1 日現在)

図 1-9 国土交通省 国土数値情報 平成 28 年(2016)土地利用細分メッシュ)

## (3) 人口動態

本市の人口は平成 22 年(2010)の 51,023 人をピークとして、平成 27 年(2015)の国勢調査では 50,254 人となり、平成 22 年(2010)から 769 人減少している。また、中長期的に見ても、人口減少の局面へと推移することが想定される。

そのような中、本市では将来における人口ビジョンを自然減・社会減の対策をバランス良く進め、本市の行政基盤の根幹である人口を可能な限り維持し、令和 42 年(2060)に概ね 50,000 人の総人口確保を目指すこととしている。



※将来人口推計は平成 27 年(2015)を基準人口として推計。

図 1-10 年齢区分別人口の推移

(出典：実績値 国勢調査 各年 10 月 1 日現在、将来人口推計 亀山市人口ビジョン)

#### (4) 交通機関

本市の公共交通については東海道を沿うように鉄道が整備されており、関西本線と紀勢本線の結節点である亀山駅を中心に、井田川・下庄・関・加太の5つの駅が存在している。なかでも亀山駅には国鉄の亀山機関区が置かれるなど、鉄道のまちとして発展してきた。

また、道路網は他圏域及び市内を連絡する国道1号、国道306号、国道25号、名阪国道が整備され、さらに高速道路としては中部圏及び近畿圏を結ぶ新名神高速道路や中部圏へ連絡する東名阪自動車道、また、本市と津方面を結ぶ伊勢自動車道が整備され、広域幹線道路との結節点となるなど道路交通の要衝となっている。

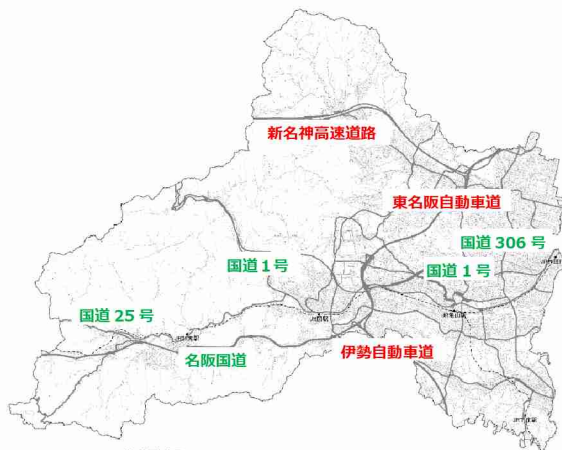


図 1-11 交通網図

#### (5) 産業

平成27年(2015)の産業別就業者数は農林業の第1次産業で2.9%(717人)、製造業の第2次産業で37.6%(9,150人)、医療・福祉や卸売業の第3次産業で54.6%(13,276人)となっている。

第1次産業は水稻・麦、丘陵部で茶・野菜・花木・畜産などが展開されている。特に茶については、中の山パイロットを中心に生産され、亀山茶としてのブランド化への取組が進められている。また、林業は北勢地方随一の林業地帯として古くからスギ・ヒノキを主とした人工造林が進められ、良質な木材の生産・供給を行っている。

第2次産業は高い交通拠点性を背景に名阪亀山・関工業団地や亀山・関テクノヒルズなどを中心に内陸型工業都市として発展している。

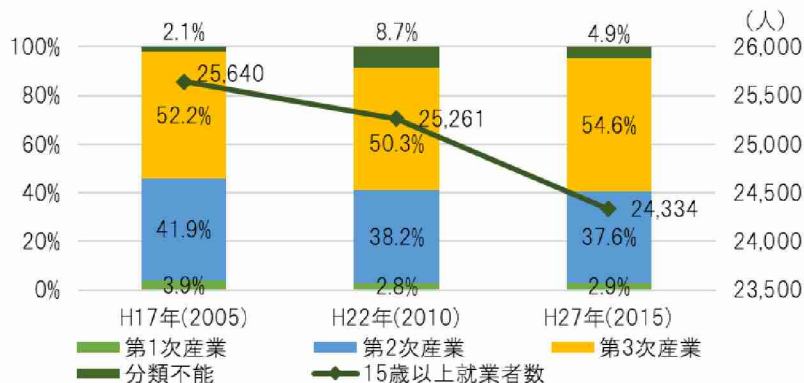


図 1-12 産業別就業者数の推移

(出典：国勢調査 各年10月1日現在)



## (6) 観光

自然・歴史・文化が亀山観光の三大資源と捉え、交流と活力を生み出す「まちづくり観光」の考え方を基本として様々な取組を進めている。本市の観光入込客数は、平成21年(2009)と比べると増加傾向にあるが、平成25年(2013)の式年遷宮を契機に全国菓子博覧会や東海道関宿東追分一の鳥居お木曳などにより平成27年度(2015)の約40万人をピークに減少傾向にある。

また、近年の状況を主要観光施設別に見ると、「名阪森林パーク(かぶとの森テラス)」や「亀山市歴史博物館」などは増加傾向にあるが、多くの割合を占める「道の駅関宿」や「亀山サンシャインパーク」はともに減少傾向にある。

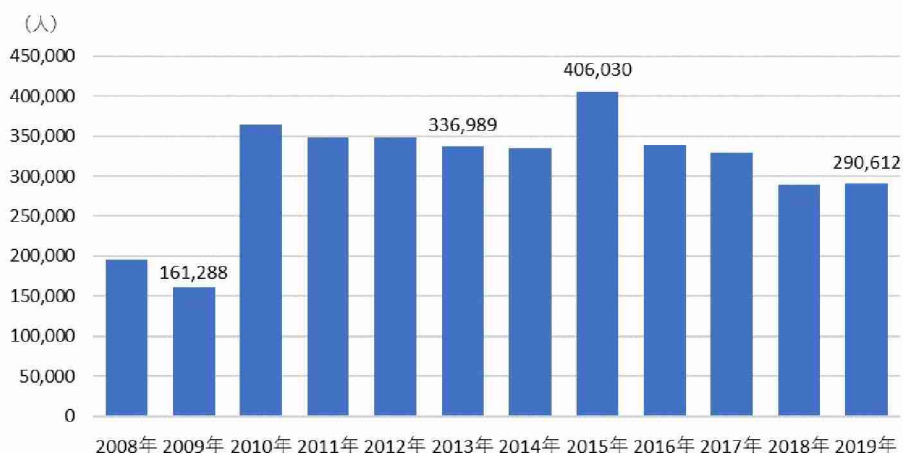


図 1-12 観光入込客数の推移

(出典：三重県観光レクリエーション入込客数推計)

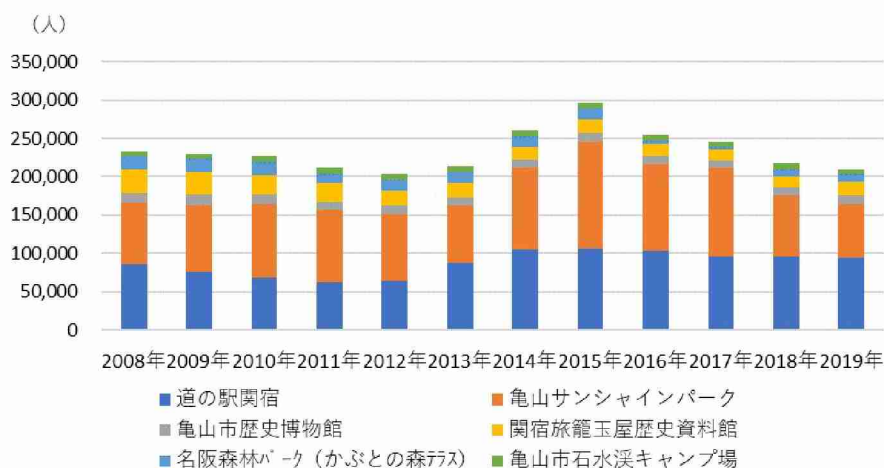


図 1-13 主要観光施設別入込客数の推移

(出典：地域観光課資料)

### 3. 歴史的環境

#### (1) 古来より交通の要衝として発展

近世以前における当地域は、都から東国へ抜ける主要な道路である「東海道」が通る東西日本を画する交通の要衝の地であった。

東海道を通りこの地に至った人々は、この地の歴史・文化に大いなる影響を与え、あるいは伝説となってこの地に息づいている。

本市は都のあった飛鳥・大津・奈良・京都と東国を結ぶルート上に位置し、交通の要衝として発展してきた。街道のルートは都の位置によってそれぞれ変化はするものの、鈴鹿山地を越えた後は一旦当市域に収束しており、東西交通の結節点となっていた。

鈴鹿川の周辺には古墳群が散在し、大和朝廷との強い関係が指摘できる。当地域は伊勢国の玄関口としての意味を持ち、景行天皇の姉倭姫命は父垂仁天皇の命を受け、皇祖神をまつのに最も適した地を探して諸国を巡り、最後に現在の伊勢神宮の地に定めたとされ、その途中「鈴鹿小山宮」(忍山神社と伝えられる)に6ヶ月間滞在したと伝えられている。この「鈴鹿小山宮」を「カミヤマ」と呼んだことから「カメヤマ」の地名が生まれたとする説がある。

景行天皇の皇子で倭姫命の甥に当たる日本武尊(倭健命)は、東国を平定する旅に向かう途中、忍山宿禰(忍山神社の神官)の娘弟橘媛を妻とする。そして、東国平定の帰路、伊吹山(岐阜県)の荒ぶる神を倒すために山に入るが、その怒りに触れ病となり、病身のまま故郷大和国へ向かう途中、「ノボノ」で亡くなり、その魂は白い鳥に姿を変えて飛び去ったとされている。世に言う「白鳥伝説」である。日本武尊が亡くなった「ノボノ」は亀山市能褒野を指すといわれ、明治12年(1879)「能褒野王塚古墳」が日本武尊の御墓として治定された。

「壬申の乱」天武天皇元年(672)の折には、大海人皇子(後の天武天皇)が「伊勢鈴鹿関」の守りを固め、態勢を整えて戦いの主導権を握ったとされる。「伊勢鈴鹿関」は、「越前愛発関」「美濃不破関」とともに「古代三関(律令三関)」の一つに数えられ、都を守る要衝地の一つであった。関の地名の由来は、この「伊勢鈴鹿関」によるといわれている。



■鈴鹿関跡

このように都が平安京に定められるまでは、都があった奈良・飛鳥地域から、伊賀を経て関に至る経路が「東海道」であった。また、関宿に存する地藏院は聖武天皇の折、行基菩薩により開創されたとの伝承があり、この地が交通の要衝として発展する基礎がこの頃築かれたと見てよい。古代の東海道と推定される大和街道は、加太峠を越えて伊賀・大和へ通じている。市内の大和街道は加太川に沿って西進し、加太集落、加太峠を経ていく。このうち梶ヶ坂峠周辺には地道部分が残存しており、往時の街道の面影を現在に伝えている。

都が京都に移ってからは、近江を経て鈴鹿峠を越え関に至るコースが東海道となった。天皇の名代として伊勢神宮に仕えた斎王は、鈴鹿峠を越えて伊勢国に入った。斎王が通

った道のりには宿泊所である頓宮<sup>とんぐう</sup>が置かれたが、「鈴鹿頓宮」が鈴鹿峠の麓にある片山神社にあたるといわれている。斎王に代表される都を離れる貴人は、峠を越えるときの特別な感情を和歌に残している。

「鈴鹿川 八十瀬（やそせ）渡りて 誰がゆゑか  
夜（よ）越えに越えむ 妻もあらなくに」  
（たくさんの瀬を渡らねばならない鈴鹿川を、  
誰が夜に越えるものでしょうか。妻もないのに）  
【万葉集第十二巻】



■鈴鹿川

この歌に詠まれる「八十瀬」とは、山間の街道が川と交差する様を示しており「鈴鹿川」をさしている。そうした自然環境は現在でも垣間見ることができる。

東海道と平行する間道<sup>かんどう</sup>としては、「金王道<sup>こんのうみち</sup>」が上げられる。市南部、鈴鹿川南岸の丘陵地の尾根筋を通る旧道である。「金王」とは平治元年(1159)におこった「平治の乱<sup>しづ</sup>」を題材とした軍記物語『平治物語』に登場する「渋谷金王丸<sup>や こんのうまる</sup>」を指す。平治の乱に敗れた源義朝が東国への敗走の途上、尾張国野間の内海（愛知県美浜町）で味方の裏切りで討たれ、このことを都にいる常盤御前<sup>ときわ ごぜん</sup>（義朝の愛妾）に報告するため渋谷金王丸が通ったのが「金王



■金王道

道」とされている。この道は岸岡（現在の鈴鹿市）から古厩<sup>ふるまや</sup>（現在の亀山市）を結ぶ道であるが、地域での「金王道」との名称は本市域でのみ呼ばれている。明治時代などには、米相場を伝えるために伝令が通ったとの伝承なども残っており、地域の人々にとっては、身近な通り道であったと考えられる。



## (2) 武士の台頭と亀山

戦乱の世の中で本市域と鈴鹿市の一部を含む地域は、関氏の支配するところとなった。関氏は関を拠点とし、後に亀山古城を築き、一族を神戸・国府・峯・鹿伏兎・亀山の各城に配置して北勢随一の豪族に成長した。

平氏は伊勢国の各地域に数多くの領地をもっており、和田や安楽・葉若など本市にある荘園は、はじめ平氏が持っていたと考えられている。和田荘は後に藤原氏に贈られ、平氏は皇室や藤原氏との関係を強める中で強大な力をつけていった。平清盛の孫にあたる平資盛<sup>たいらのすけもり</sup>は都で事件を起こし、その罰として嘉応2年(1170)に伊勢国に流された。この時に住んでいた場所が関町久我<sup>くが</sup>で、ここでもうけた子が平盛<sup>たいらのもりくに</sup>国であり関氏の先祖とされる。

文治元年(1185)に源氏が平氏を滅ぼした後、源頼朝が守護・地頭<sup>じとう</sup>を配置した。鎌倉幕府の支配が徐々に展開する中、元久元年(1204)平氏の残党が伊勢国と伊賀国で反乱を起こし、その首謀者である若菜五郎は関や小野などに城を構えて幕府軍と戦い小野城で最期をとげた。この反乱は短期間で終わったため「三日平氏の乱」と呼ばれている。

この戦いの功によって平実忠は関谷(本市域と鈴鹿市の一部)の地頭となり、関氏を名乗ったと言われている。晩年の実忠が再び故地である関谷二十四郷<sup>せきだににじゅうしごう</sup>の地頭職となり、文永2年(1265)、亀山に壘を築きこれに移ったのが亀山城のはじまりと言われている。関実忠が築いた城は江戸時代の亀山城と区別するため、亀山古城(丹綾城)と呼ばれ、現在の若山町から野村一丁目にかけての小山の上にあったとみられている。



■亀山古城跡(若山町)

その後、5代目関盛政<sup>せきもりまさ</sup>が、5人の子をそれぞれ神戸(鈴鹿市)・国府(鈴鹿市)・峯(川崎町)・鹿伏兎(加太市場)・亀山(若山町)の城主とした。各氏を総して関五家と呼ばれ、関氏がその後に現在の亀山市・鈴鹿市付近に大きく勢力をのぼす礎をつくったとされる。

京都を中心に広まった茶の湯や和歌や連歌などの文化を関氏は積極的に取り入れた。室町時代の有力武士の暮らしぶりや文学の様子を知ることができる重要な史跡として「正法寺山荘跡」がある。また、この頃には亀山のまちが形成されており、東西の市場や寺院が伽藍を誇るなど繁栄の様子が伺える。

京で応仁の乱(1467)がおこると、その余波によって全国にも戦乱が広がった。関氏も所領や権益を巡って、一族の鹿伏兎氏や峯氏とともに中勢の長野氏と抗争を繰り返した。関盛貞は幕府や北畠氏との関係を深め、鈴鹿郡の支配を強固なものとしていく。

関盛貞は永正2年(1505)に京都大徳寺から僧を招いて鈴鹿川支流の小野川上流<sup>しょうぼう</sup>に正法寺<sup>じ</sup>を創建した。関盛貞は大永2年(1522)に出家し、何似斎<sup>かじさい</sup>と名乗り和歌、連歌をたしなみ、連歌師の宗長<sup>そうちやう</sup>や飛鳥井雅康<sup>あすかいまさやす</sup>といった当時の文化人を招いて交流を深めた。宗長は大永2年(1522)・4年(1524)・7年(1527)の3回にわたり亀山を訪れているが、「宗長手記」



のまちの描写によると、「慈恩寺・新福寺・阿弥陀寺・長福寺の4寺が七堂伽藍を誇り、宿所が立ち並んで東と西に市が立って繁栄していた。」と記され、繁栄の様子が伺える。関盛貞の力量によって、旧鈴鹿群域は一定の平和が確保され、文化が花開いていたのである。



■正法寺山荘の出土品



■慈恩寺（野村町）

戦国期を迎えると、織田信長、羽柴秀吉による天下統一に向けた全国的な戦国動乱の渦の中に巻き込まれていく。特に天正11年(1583)、翌12年(1584)の羽柴秀吉による伊勢侵攻では、市域のほとんどが戦場となり、市内各所にこの戦に関わる文化財・伝承地が残っている。秀吉はこの戦さに勝利した後、天下統一に向けて突き進んでいく。

永禄11年(1568)、織田信長が伊勢地域全体を支配するようになると、信長、秀吉による天下統一に向けた戦さにこの地域が巻き込まれていく。

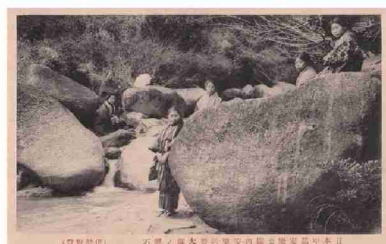
元亀4年(1573)、関盛信が信長によって追放され、鎌倉時代以来、地域と深く根ざした関氏との関係が途絶えることとなるが、天正10年(1582)、本能寺の変により信長が急死すると関盛信は旧領復帰を果たす。

信長の死後、羽柴秀吉の力が大きくなり、織田信孝は柴田勝家や瀧川一益らと協力して秀吉と対立する。関氏は羽柴秀吉に味方するが、家臣の一部が瀧川方と通じ、亀山城を奪われてしまう。天正11年(1583)2月6日、羽柴秀吉は亀山・峯・国府城を攻撃し激しい戦さとなった。この天正11・12年(1583・1584)の戦さは羽柴秀吉が天下を統一するきっかけとなり、この戦さが終わった後に秀吉は関白となり姓も豊臣に改めた。

この秀吉伊勢侵攻の折、秀吉を含む本隊が伊勢国に侵入したルートが「安楽越」の街道であり、周辺には峯城をはじめ、双方の陣地や城とされた城館群などの関連する歴史文化資産も多い。当地域には、子供が悪さをした折、「ガモジがくる」と子供を脅すことがあるが、この「ガ



■安楽越



■太閤の腰掛石（古写真）

モジ」は秀吉方の先鋒として伊勢国に入った蒲生氏郷がもうじきょうを指しているとの伝承がある。また、秀吉伊勢侵攻の際焼き討ちにあった野登山頂にある野登寺やとうじには、野登寺本堂ののぼりやまや野登山ブナ林がある。また、野登山の麓には「日本の棚田百選」に選ばれた坂本棚田が広がる。

天正18年(1590)、豊臣秀吉の天下統一後、関氏は奥州に移され、岡本良勝(宗憲)が亀山城主となり、関氏が戦国時代に築いた城を母体に、石垣や瓦葺きなどの発達した城づくりの新技术を取り入れて造り直した。亀山藩大庄屋打田権四郎昌克おおじやうやうち だごんし りうまさかつにより編纂された江戸前期の記録集『九々五集』くくごには岡本良勝の時代の亀山城は、本丸・二之丸・三之丸の曲輪があり、天守が建てられていたと記されている。

その後、朝鮮出兵の動員や太閤検地の実施などによって、新たな豊臣政権による支配が貫徹されていった。



■坂本棚田

### (3) 東海道と宿場の整備

東海道五十三次の宿駅制により、街道及び亀山宿・関宿・坂下宿の3宿が整備された。現在見られる都市の構造の基礎はこの時形作られ、現在まで引き継がれてきている。

戦乱の世を経て徳川幕府が成立すると、この地にも新たな秩序が形成されていく。慶長6年(1601)、徳川幕府による宿駅制が始められると、市域にも東海道五十三次の宿場町として、亀山宿・関宿・坂下宿の3宿が開かれた。

もちろんこれらは中世以前の集落を引き継いだものではあったが、宿駅としての整備は近世初頭に集中的に行われ、この時期に整備された都市の基本構造が現在まで引き継がれているといってもよい。

亀山宿は、東海道上に築かれた伊勢亀山藩の城下町でもあった。城の存在は、東海道を旅する旅人の興味・関心を引き、紀行文・浮世絵の題材とされた。

明治時代となると、宿場町は経済活動の中心として、城郭跡は政治・教育文化の中心として引き継がれた。

亀山宿・亀山城は、鈴鹿川と椋川の河岸段丘として形成された東西に長い丘陵地に位置し、周囲は高低差10mを越える崖によって囲まれており、斜面を覆う豊かな緑と、谷あるいは尾根に沿う坂道の存在が大きな特徴である。

伊勢亀山城は三宅氏が城主のとき、丹波亀山城(現在の京都府亀岡市)の天守を解体するように命じられた堀尾忠晴が、間違えて伊勢亀山城天守を取り壊したと伝えられている。この時期、亀山城は将軍宿所としての役割もあり、上洛する徳川家康、秀



■旧亀山城多門櫓

忠、家光などが休泊している。寛永13年(1636)本多俊次が城主となると、亀山城の大改修に着手し、堀などが整備されるとともに、本丸に三重櫓が築造された。亀山藩主には、城下が東海道の要衝に位置していたため、防御上の理由から代々譜代大名が配置された。

東海道は亀山宿内において、伊勢亀山城の城下町(江戸口門から京口門まで)から城郭中心部及び上級家臣が居住する武家屋敷地区を迂回して、その南側を屈曲・坂道を含みながら通過する。

最初に亀山城が整備された当時、東海道がどこを通過していたかは不明であり、亀山城の整備と宿場の整備を関連させて論ずることは難しい。しかし、当時の東海道もおそらく亀山城と同じ丘陵上を通過していたと考えられ、亀山城が整備された際、東海道についてもその道筋があわせて整備されたものと考えられる。

このように城下町と宿場町が複合して成立した亀山宿・亀山城地域は、丘陵上の最も高い北辺に城郭を築き、背後は急峻な斜面と谷を活用した堀によって防御する。

この谷を活用した堀は、現在都市公園「亀山公園」となっている。

一方、城郭南側は武家屋敷地区、城下町・宿場町地区と徐々に標高を下げて配置された。さらに丘陵に切り込む谷に囲まれた舌状の台地上に寺院を配置するという、地形を巧みに取込んだ空間構成となっており、このことが坂道や市街地を取り囲む緑地の形成へとつながって、長く亀山を特徴付けてきたのである。さらには周辺の緑地の維持に役立ってきたといえる。

城下町と宿場町が複合したこの地域の特徴は、東海道を旅した人々にも強く意識されていたことが、江戸時代の紀行文や絵でも確認することができる。元禄4年(1691)、江戸へ向かう途上でこの地を通った長崎オランダ商館の医師ケンペルは、亀山城下町や宿場町の様子をその紀行文に記している。また、幕末期に流行した歌川広重の東海道五十三次の浮世絵では、亀山宿では常に城の門である京口門と城下に向かう坂道、そして城を眺める旅人の姿が描かれている。

江戸時代における亀山宿の範囲は、東は露心庵跡(能褒野神社二の鳥居の西隣)まで、西は京口門までであり、この地域で最大の都市的な区域であった。

明治維新により亀山城が廃止されると、亀山城内で旧藩主を祀る神社としてあった「真澄神社」に領内のいくつかの神社が合祀され、「亀山神社」が創始された。

その後、旧宿場町は経済活動の中心として、旧城郭内は市役所・学校などが立地し、政治・教育文化等の中心として、現在まで引き継がれてきている。



■亀山公園



■歌川広重「雪晴」(亀山宿)



関宿は東海道五十三次の宿場町で唯一、重要伝統的建造物群保存地区に選定される歴史的町並みである。

関宿は鈴鹿川と小野川にはさまれた河岸段丘上に位置し、周囲には高低差 10m を越える崖があり、豊かな緑に覆われている。宿場は、東西約 1.8km に渡り、鈴鹿峠に向かって僅かに西に上るようになっており、宿内には 2 か所の坂がある。宿場の両出入口に追分があり、「東の追分」では伊勢別街道が、「西の追分」では大和街道がそれぞれ東海道から分岐していた。さらに、城下町であった亀山宿、山間の宿であった坂下宿にはさまれていることも加わって、3 宿の中では特に宿場町として発展した。

関宿が宿場町として現在見られる集落形態を整えたのは、天正年間(1573~1591)関盛信の整備によると考えられている。当時すでに地蔵院の門前町が形作られており、これを基礎として整備が行われたのである。江戸幕府から出された朱印状(駒の朱印)には関宿が「関地藏」と記されており、そうした背景を読み取ることができる。その後、江戸初期に周辺の寺院などが集められ、木崎・新所を含めた関宿が整備されたと考えられている。

宿場の主な機能として、旅人の休泊が上げられる。『東海道宿村大概帳』によると、関宿には本陣 2 軒・脇本陣 2 軒・旅籠 42 軒があったとされる。歌川広重が描いた東海道五十三次の浮世絵には、関宿の旅籠を描いた「旅籠屋見世之図」がある。この図には街道に面した旅籠の前面が描かれており、旅人を旅籠へ引き込む老婆や旅人と話す番頭、店先の桶で足を洗う旅人などが描かれている。



■関宿全景



■歌川広重「旅籠屋見世之図」

関宿には約 200 棟の伝統的な建造物が存する。その多くは、江戸後期から明治時代にかけて建築されたものであり、昭和 59 年(1984)に重要伝統的建造物群保存地区に選定されてからは、個々の建造物の保存修理が継続して行われている。

関宿内にある地藏院には、重要文化財(建造物)に指定される本堂・愛染堂・鐘楼がある。

地藏院は当地域随一の古刹であり、関宿は地藏院の門前町を出発点としている。

天皇の祈願により興された勅願寺で檀家を持たない地藏院は、近隣の人々の信仰や亀山藩主の庇護に加え、東海道を旅する人々の信仰までもを取り込み、隆盛の基礎を築いた。

境内が東海道に直接面し、街道正面に本堂が見えるという関宿の景観的特性も、東海道とともに地藏院が発展してきたという歴史に起因するものである。

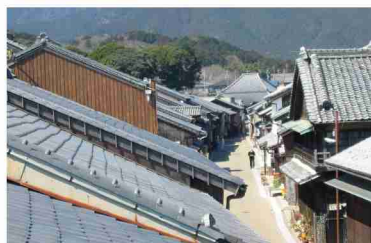
地藏院と東海道との関係は密接である。関宿が地藏院の門前町として出発していることは先に述べたとおりであるが、これが中町から街道を西に見通したとき、地藏院本堂



の屋根が正面に見えるという関宿の景観的な特色にも現れている。関宿には10寺があるが、境内が直接東海道に面する寺院は地藏院と観音院のみである。そもそも地藏院は勅願寺で檀家を持たない寺院である。この檀家のない寺院がこれだけの境内や本堂をもち、これを維持することは近在の人々の信仰や亀山藩主の庇護が無ければ無理なことであった。これに加えて、東海道を旅する人々の信仰を集めたのである。旅の途中の一休禅師が地藏院の開眼供養を行ったという昔話の存在も、こうした街道との関係を物語るものである。

現在の本堂が建築されたのは、元禄13年(1700)のことである。現在の本堂の建築に当たっては周辺の屋敷を購入して境内を広め、それまでの本堂(現在の愛染堂)や鐘楼を移築して用地を確保した上で行われている。

この折にも、東海道の正面に本堂が配置されるよう配慮されたと思われる。また、建築に当たっては近隣に居住する人々や街道を通行する旅行者などからの寄進に加え、江戸での出開帳などによって建築費がまかなわれた。本堂内部格天井は亀山藩主板倉家の寄進によるものであることが墨書などから明らかで、亀山藩の力も大きかったと考えられる。



■本堂が正面に見える中町の町並み

坂下宿から鈴鹿峠は東海道随一の難所であった。江戸初期、坂下宿は洪水により大きな被害を受け、現在地に移ったといわれている。

鈴鹿馬子唄は峠を越える馬子たちが歌ったとされるが、旅人たちにより各地に伝わり浄瑠璃にも取り上げられた。地域では正調鈴鹿馬子唄が伝承されている。

坂下宿は東海道の難所鈴鹿峠を控えた宿場町である。『東海道宿村大概帳』によると天保14年(1848)の宿内家数は153軒、うち本陣3・脇本陣1・旅籠屋48(大2・中9・小37)である。

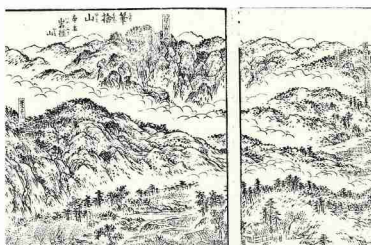
江戸初期には、現在地より鈴鹿峠よりの字「古町」に集落があったが、慶安3年(1650)9月の洪水により壊滅的な打撃を受け、現在地に移ったといわれている。

戦後、宿内の街道が拡幅されたものの、伝統的な建造物なども残っている。

坂下宿から鈴鹿峠にかけては、「鈴鹿坂八町二十七曲り」と呼ばれる急坂である。この区間には江戸時代には「鈴鹿権現」と呼ばれ、鈴鹿峠そのものを御神体とした片山神社がある。片山神社は斎王が休泊した「鈴鹿頓宮」にも比定されている。鈴鹿峠の頂上には「峠茶屋」があった。現在はその屋敷跡の石垣などが残っている。



■鈴鹿峠



■坂下宿(『伊勢参宮名所図会』)

市内の東海道沿い集落は、互いに近接し、切れ目なく続いていた。また、その僅かな切れ目は松並木であった。

野村一里塚（国の史跡）は、旅人に東海道の里程を示す一里塚の一つ。

街道の各所には、旅人が休息し、地場産品である茶などが振舞われる立場が設けられ、「もてなし」が行われていた。

安永5年(1776)4月、江戸に向かう途上の長崎オランダ商館医師ツェンペリーは、その紀行文に「伊勢地方は密集して人が住み、豊穡でかつ人口が多い点で、昨日までの旅に比べて当地が不愉快であったということは決してなかった。そこでは道路に沿ってひろがる長い村々を通過したが、村は互いに僅かに離れているだけであった。」と記している。

この記述の通り市内の東海道沿い集落は、互いに近接し、また街道に沿って長く続き、集落の切れ目が明確とはいえないことが特徴の一つである。江戸時代の絵図などを見ると、京口門（亀山宿西口）を出るとすぐ野村集落が始まり、「野村一里塚」を経て野尻村、落針村と断続的に家々が続き、その境目には松並木が見られる。集落間の松並木は戦時中供出されたため、現在はほとんど見られないが、東海道関宿まちなみ保存会では、集落沿いの松並木を復原するため、平成12年(2000)から周辺への松の植樹に取り組んでいる。

太岡寺たいこうじ 賑わはは鈴鹿川の堤防を街道とした箇所であり松並木が見られ、小野村を経て関宿に至る。関宿から坂下宿についても同様であり、市ノ瀬ふですて・筆捨ふですて・弁天くつかけ・沓掛と小集落が続いている。

こうした小集落は農業や林業を主な生業としていたが、街道との関わりも強く、野尻村の能古茶屋や筆捨のんこの筆捨茶屋などは立場として街道を旅する人々を接待していた。「筆捨」の地名は狩野派の有名な絵師が、山を描こうとして刻々変化するその姿に描くことをあきらめ筆を捨てたとの故事にちなむ名前たてばで、このことは文政9年(1826)にこの地を通った長崎オランダ商館医師シーボルトもその紀行文の中で紹介している。また、東海道五十三次を描いた浮世絵では、坂下宿として筆捨山と茶屋の様子が描かれている。



■野村一里塚



■太岡寺賑



■坂下宿浮世絵（保永堂版）



市域には東海道から分岐する街道、東海道の間道として使用された街道などもある。特に伊勢別街道には「おかげ参り」の一行が伊勢神宮へ向かうため、東海道から分岐した。「おかげ参り」の一行には、宿場において食事やわらじなどの「もてなし」が行われた。

こうした街道の維持管理は周辺の農村も含め、地域全ての人々に与えられた責務であり、ここに暮らす人々の生活の糧でもあった。

市内の古くからある街路の多くは、城下町である亀山宿から旧郡内へ放射状に延びる大和街道・伊勢別街道・巡見道の東海道から分岐する道、東海道と平行しこれの間道として機能した里道に大きく分けられる。

亀山城下から延びる街道としては「津道」と呼ばれる津藤堂家の居城津城へと続く南へ延びる街道や、江戸時代に伊勢国内を幕府巡見使が通ったとされる北へ延びる「巡見道」、亀山藩の港があった若松・白子（現在の鈴鹿市）へ通じる東へ向かう街道などがあげられる。特に「巡見道」は市域を南北にほぼ縦貫しており、さらに「安楽越」と称される近江国へ抜ける古道もここから分岐している。

関宿から分岐する街道としては関宿東の追分・西の追分からそれぞれ分岐する伊勢別街道（参宮道）・大和街道がある。

伊勢別街道は、関宿東の追分から津江戸橋（現在の津市）を経由して伊勢神宮に向かう街道であり、街道の入口には伊勢神宮一の鳥居が置かれ、外宮までの15里（約60km）の伊勢路へと導いている。その南にある勧進橋は鈴鹿川を越える橋で、旅人からお金を徴収（勧進）して橋が築かれた。街道の維持・整備に通行者が関わった例の一つである。橋の南にある古厩集落は、古代「鈴鹿駅」跡と推定されている。

「おかげ参り」は熱狂した民衆が集団で伊勢参りを行う社会現象で、慶長19年（1614）を最初として数度出現した。宝永2年（1705）のおかげ参りは300万人を超える人々が参加したとされ、沿道では食事・わらじ・金銭などが施された。

市内の各集落はこうした諸街道上に分布するが、東海道とは道でつながる以外にも、東海道の機能を維持していく上で密接な関係にあった。

各宿場には参勤交代や物資の運送のため、伝馬を常備することが定められていたが、宿場だけでまかなうことは難しく、周辺の村々に不足分を供出させる「助郷」が行われていた。本市域の各村々は庄野・亀山・関・坂下のいずれかの宿の助郷が命じられ、さらに、道路の清掃や補修なども義務付けられていた。助郷は村高百石につき馬2疋・人足2人と定められていたが（これを「定助郷」という）、交通量の増加により臨時的にさらに広範囲に助郷が求められることもあり（これを「大助郷」という）、周辺の村々にとっては大きな負担となっていた。この助郷を含む伝馬人足の調整や駄賃の配分などは、各宿にあった問屋場の責任者である町役人の役割であった。このように、街道・宿場の機能は宿場町のみではなく周辺の集落などが一体となって維持されてきたのである。





図 1-13 市内の旧街道等

#### (4) 近代の本市の発展

近代を迎えると、徒歩を基本とした街道から、大量輸送を可能とする鉄道へと交通手段の中心が移っていく。このことが、この地域の地場産業である製茶・製糸業に活気を与え、またローソクなどの新たな産業を生み出していった。

戦後の国道1号の整備、高速道路網の整備なども、この地域の交通の要衝であり続けた地理的、歴史的優位性を背景としている。

近代を迎えて社会情勢は一変する。特に、この地域に鉄道網が整備される明治中期以降は、徒歩による旅を基本とした宿駅の制度は大きな打撃を受け、各宿は大きな転機を迎えることとなった。

当地域への鉄道網の整備は明治23年(1890)の関西鉄道(四日市～草津間)の開通を最初に、南下する参宮鉄道などを含めて徐々に整備が進められていく。関西鉄道はすでに開通していた東海道線と平行して、別ルートで関東～関西を結ぶことを目的として敷設された。これ以降、本市は参宮鉄道の起点として、ターミナル駅としての施設設備が整備され、また、鉄道関係者の居住が進んだことにより、「鉄道の町亀山」といわれるまでに発展する。



■明治30年代の亀山駅(古写真)

関西鉄道の経路とされた「加太峠越」（亀山市加太）は、古代の「東海道」にあたる。本市を貫通する主要交通路が徒歩を中心とした「東海道」から、大量輸送を可能とする「鉄道」へと代わり、新たな交流軸となって地場産業である製茶・製糸業に活気を与えた。

生糸生産や製茶などは江戸末期に亀山藩主であった石川氏がその栽培を勧め、明治時代となるとこれが定着していく。明治20年(1887)に亀山宿西町に本格的な製糸工場（田中製糸場）が操業を開始し、周辺地域の紡績業との合併統合により、亀山の工業の中核を占めていった。田中製糸場を興した田中音吉は利益を公共のために役立てることに熱心で、亀山から四日市にかけての道路の辻に、妻はるとともに道標をたてている。これらは「音吉道標」とも呼ばれ、現在でも市内各街道の辻々に100基以上の道標が残っている。街道を維持し、旅人の安全を願う「もてなしの心」の表れの一つである。

また、この地域での茶の栽培は気候や土質などが茶の栽培に適していたことから、古くから伊勢茶の生産地として知られていた。その起源は、延喜年間(901～923)に現在の四日市市水沢町に空海直伝の茶樹が植えられ、鈴鹿山麓にその栽培が広がったとの伝承がある。野尻村にあった能古茶屋は、元禄年間に禅僧能古が開いた東海道の茶屋で、大名・高僧から庶民まで立ち寄ったと伝えられている。製茶は明治14年(1897)に三重県農業試験場茶業分場が開設され、亀山茶のブランドで全国に販売されている。昭和40年(1965)には茶農業協同組合を設立、昭和58年(1983)に完成した「中の山パイロット」は89haに及ぶ亀山茶の生産拠点である。また、「亀山ローソク」の生産は原材料の輸入・製品の輸出が、鉄道網により四日市と結ばれたことによって発展していった。

このように近代の本市を支えた農業生産や内陸型の工業の発展は、江戸時代から続く「街道」を核とした人々の交流が鉄道に引き継がれ、さらに拡大した結果と捉えることができる。

第二次世界大戦前後から東海道を引き継ぐ国道1号においては、旧街道を避けてバイパスの整備が進められた。このことが旧街道沿いに歴史的建造物やそれらが群となった歴史的町並みを残す結果へとつながっている。

さらに、名阪国道、東名阪自動車道・伊勢自動車道、新名神自動車道の開通などは、本市の東西交流の結節点としての位置付けをさらに高めた。



■音吉道標



■大規模な茶農園 中の山パイロット

近代の戦争と本市の関わりについて、市内にはかつて陸軍北伊勢飛行場や鈴鹿海軍工廠関防空工場などがあり、戦時下に建設された建造物や戦争の状況を物語る遺跡が数多く残されている。

昭和16年(1941)から昭和20年(1945)に日本は、アメリカ・イギリスなどと太平洋戦争を行っていた。

この戦争のために機銃や弾を作る鈴鹿海軍工廠が鈴鹿市につくられたが、昭和18年(1943)になるとアメリカ軍から工場が爆撃を受ける恐れがでてきたため、工場をいくつかに分けて爆撃をさけることにした。この時作られたのが、関町新所の観音山付近に作られた地下工場である。

麓付近に地下壕を掘り、その中で銃や弾をつくることになった。昭和20年(1945)4月から一部で銃や弾をつくりはじめたが、工場全体が完成する前に日本は降伏した。トンネルは全部で14本残っており、工場の近くには他にも工場の施設の跡が現在も残っている。

この他の市内の戦争遺跡では、陸軍北伊勢飛行場跡(川崎町・能褒野町)、辺法寺の地下工場跡などがある。



■ 鈴鹿海軍工廠関防空工場跡



## (5) 関わりのある人物

本計画に関わりのある人物について、以下に概要を示す。

表 1-2 関わりのある人物

| 本市との関わり                                                                                           | 人物概要                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>(能褒野神社)</p>  | <p><b>日本武尊</b><br/>やまのしたけるのみこと</p> <p>『古事記』や『日本書紀』に記載がある人物。景行天皇の皇子で、天皇の命をうけて九州から東北地方をめぐって、天皇にしたがわない人々と戦った。戦さを終え、故郷の大和国（現在の奈良県）へ帰る途中、伊吹山で神のいかりにふれて病気となり、ノボノ（能褒野）で亡くなった。</p>                                             |
|  <p>(忍山神社)</p>   | <p><b>倭姫命</b><br/>やまとひめのみこと</p> <p>『古事記』や『日本書紀』に記載がある人物。景行天皇の姉であり、天照大御神をお奉りする場所をさがして、「鈴鹿小山宮」に半年間とどまったことが『皇太神宮儀式帳』に見られる。また、この場所が忍山と呼ばれていたことが『倭姫命世記』に見られる。</p>                                                           |
|  <p>(忍山神社)</p> | <p><b>弟橘媛</b><br/>おとたちばなひめ</p> <p>『古事記』や『日本書紀』に記載がある人物。忍山神社の神主であった忍山宿禰の娘であり、日本武尊の妻となり後の成務天皇を産んだとされる。</p> <p>日本武尊とともに東日本へ向かったが、走水の海（現在の東京湾）で嵐にあい、海の神の怒りをしずめるためのいけにえとして、海に身をなげて亡くなった。</p>                                |
|  <p>(鈴鹿関跡)</p> | <p><b>天武天皇</b>（-686 年）<br/>てんむ</p> <p>飛鳥時代の第 40 代天皇。即位前の名を大海人皇子といい、日本古代最大の戦乱である壬申の乱で大友皇子を破り、即位した。その後、律令を中心とした国づくりを進めた。</p> <p>『日本書紀』に壬申の乱の際、大海人皇子が美濃国（現在の岐阜県）で兵を集めるために加太から鈴鹿関を通していった様子が記されている。</p>                     |
|  <p>(鈴鹿関跡)</p> | <p><b>聖武天皇</b>（701-756 年）<br/>しょうむ</p> <p>奈良時代の第 45 代天皇。724 年に即位し、東大寺を建立し奈良大仏を鑄造して天平文化をつくりだした。</p> <p>740 年に新しい国づくりを進めるため、多くの役人を連れて都から東の地域を巡った。この時、11 月 14～23 日まで鈴鹿関の近くと考えられる赤坂頓宮にとどまっていたことが「続日本紀」に記されている。</p>         |
|  <p>(金王道)</p>  | <p><b>渋谷金王丸</b>（1141-1185 年）<br/>しやうむ</p> <p>『平治物語』に記載のある人物。源義朝の家来で、武蔵国（現在の東京都と埼玉県付近）の武士。源氏と平氏が戦った 1159 年の平治の乱に負けた源義朝が尾張国（現在の愛知県西部）で家来の裏切りにあって殺された際、その知らせを都に伝えるために通った道を金王道と呼ぶようになった。東京都渋谷区の地名は渋谷金王丸の領地や城があったことによる。</p> |

| 本市との関わり                                                                                                                                                                                       | 人物概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>(峯城)</p>  <p>(鹿伏兎城)</p> | <p><b>関 実忠</b><br/> 平盛国の孫で 1204 年におきた三日平氏の乱で手柄をたて、<sup>せきだに にじゅう</sup>関谷二十四郷（関、屋生など）の地頭となり、関を名乗るようになった。<br/> はじめは山下町付近に屋敷を構えていたとされるが、文永 2 年（1265）に亀山城を築いて移り、その後関氏は代々亀山城主となった。</p> <p><b>関 盛政</b><br/> 関実忠の子孫で、<sup>せきもりただ</sup>関盛忠とも呼ばれる。5 人の子をそれぞれ神戸（鈴鹿市）・国府（鈴鹿市）・峯（川崎町）・鹿伏兎（加太市場）・亀山（若山町）の城主とした。神戸・国府・峯・鹿伏兎・関氏は、<sup>かんべ</sup>関五家と呼ばれ、関氏がその後に現在の亀山市・鈴鹿市付近に大きく勢力を伸ばした礎をつくったとされる。</p> <p><b>神戸盛澄</b><br/> 『九々五集』に記載のある人物。関盛忠の長男で、<sup>かんべ</sup>神戸城を築いて、その子孫は代々神戸氏を名乗った。</p> <p><b>国府盛門</b><br/> 『九々五集』に記載のある人物。関盛忠の次男で、<sup>こふ</sup>国府城を築いて、その子孫は代々国府氏を名乗った。</p> <p><b>峯 政実</b><br/> 『九々五集』に記載のある人物。関盛忠の五男で、<sup>みね</sup>峯城を築いて、その子孫は代々峯氏を名乗った。</p> <p><b>鹿伏兎盛定</b><br/> 『九々五集』に記載のある人物。関盛忠の四男で、<sup>かぶと</sup>鹿伏兎城を築いて、その子孫は代々<sup>かぶと</sup>鹿伏兎氏を名乗った。</p> |
|  <p>(正法寺山荘)</p>                                                                                            | <p><b>関 盛貞</b><br/> 幕府などの命令をうけて各地で戦い関氏の力を大きく伸ばした。<br/> その一方で、歌人とも関係が深く、1505 年に正法寺を創建し、そこで歌会を開いている。1522 年頃に出家後し、<sup>かじさい</sup>何似斎と名乗った。</p> <p><b>柴屋軒宗長</b>（1448-1532 年）<br/> 500 年程前の歌人で、何人かで続けて歌をよむ連歌師であった。関盛貞に招かれて、1522・1524・1527 年の 3 回亀山を訪れている。そのときの日記に宗長が見た正法寺山荘（関町鷺山）や亀山のまちの様子を書いている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|  <p>(安楽峠 (安坂山町))</p>                                                                                       | <p><b>蒲生氏郷</b>（1556-1595 年）<br/> 近江日野（現在の滋賀県日野町）生まれの武士で、織田信長、羽柴秀吉に仕えた。1583 年に羽柴秀吉の命令を受けて、<sup>あんらくとうげ</sup>安楽峠（<sup>あんさかやま</sup>安坂山町）から亀山に攻めこんだ。この時まわりを焼きはらっていったので鬼のように怖い人という意味で使われる「ガモジ」の言葉のもとになったとされる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

| 本市との関わり                                                                                                       | 人物概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>(旧亀山城多門櫓)</p>            | <p><b>岡本良勝</b> (1542-1600 年)<br/>はじめは織田信孝に仕え、その後は羽柴秀吉の家来となった。<br/>1590 年に峯城から亀山城主となり、亀山城全体を再築した。1599 年の関ヶ原の合戦で敗れ、亀山城をあけわたして切腹した。</p> <p><b>関盛信</b><br/>関盛貞の死後、関氏の当主を継いだ。天正 11 年 (1583) に中町を町建てし、現在の町並みの基礎が築かれたと考えられている。現在、城山と呼ばれる新所城を築いた。</p> <p><b>関一政</b> (1564-1625 年)<br/>第 2 代亀山城主。1572 年に織田信長によって父である関盛信とともに亀山城を追われるが、1583 年羽柴秀吉により亀山城主とされた。1590 年に陸奥白川 (福島県白河市) へ移されるが、1600 年に関ヶ原の合戦で手柄を立ててふたたび亀山城主となる。1609 年に伯耆黒坂 (鳥取県日野町) に移されるが、幕府によってとりつぶされた。</p> |
|  <p>(三重櫓)</p>                | <p><b>本多俊次</b> (1595-1668 年)<br/>1636 年に三河西尾 (愛知県西尾市) から第 6 代目亀山城主となった。亀山城主となり三重櫓の建築、堀をなおして城を広くするなどの大修理を 3 年かけて行った。このとき、桑名城主の松平定綱が工事の様子を見にきてくれたのに朝寝坊をして会うことができなかったという失敗をしている。1651 年に近江膳所 (滋賀県大津市) に移された。</p>                                                                                                                                                                                                                                                 |
|  <p>(紙本墨書九々五集<br/>半田写本)</p> | <p><b>打田権四郎昌克</b> (1642-1731 年)<br/>亀山藩大屋を半世紀にわたって務め、その在任中に見聞したことを集め記した『九々五集』を編纂した。『九々五集』は亀山領内の様々な事象について記されており、近世前半の亀山を知る重要な資料となっている。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|  <p>(関の小万のもたれ松)</p>        | <p><b>近松門左衛門</b> (1653-1725 年)<br/>江戸時代の浄瑠璃・歌舞伎の作者。関の飯盛女 (遊女) 小万と馬方の与作の恋を扱った浄瑠璃『丹波与作待夜の小屋節』を著し、その中に鈴鹿馬子唄を盛り込んだ。馬子唄には、亡父の敵討ちを果たした女性「関の小万」の話などが織り込まれており、馬子たちと旅人の交流を通して近隣に広められた。芝居は大成功し、鈴鹿馬子唄が広く世間に知られるきっかけになった。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |
|  <p>(円福寺)</p>              | <p><b>板倉勝澄</b> (1719-1769 年)<br/>1724 年に父である板倉重治のあとを継いで第 13 代目亀山城主となった。亀山城主の時に円福寺 (住山町) 経堂を建てる。1744 年に備中松山 (岡山県高梁市) に移された。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |



| 本市との関わり                                                                                              | 人物概要                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>(浮世絵「雪晴」)</p>   | <p><b>歌川広重</b> (1797-1858 年)</p> <p>江戸時代の浮世絵師。本名は安藤重右衛門。1830 年に幕府の役人として通った、亀山宿・関宿・坂下宿などの東海道の様子を絵にまとめて、1834 年に版画として売り出した。代表作は「東海道五十三次」「名所江戸百景」がある。</p>                               |
|  <p>(坂下 峠茶屋跡)</p>   | <p><b>大田南畝</b> (1749-1823 年)</p> <p>天明(1781-1789)期を代表する文人・狂歌人。また、幕府の役人であるとともに、蜀山人などの名前で様々な種類の文学作品を作った。1801 年に大阪に向かう途中、亀山宿から坂下宿を通り、その様子を詳しく書き残した。</p>                                |
|  <p>(観音山の石仏)</p>    | <p><b>シーボルト</b> (1796-1866 年)</p> <p>ドイツ生まれの医者・科学者で、長崎出島のオランダ商館の医者となり、1826 年に商館長とともに江戸を訪れている。この途中で、鈴鹿峠でみつかったというオオサンショウウオを坂下(関町坂下)で手に入れ、オランダに持ち帰っている。また、本市のまちや城の様子を日記に書き残している。</p>   |
|  <p>(観音山の石仏)</p>    | <p><b>丹波(村上)佐吉</b> (1815-1866 年)</p> <p>関観音山(関町新所)に西国三十三所観音霊場の観音石像群がある。このうちの 29 体は、時の孝明天皇から「日本一」の称号を賜った名石工の丹波佐吉がつくったものである。</p>                                                      |
|  <p>(心形刀流)</p>    | <p><b>山崎雪柳軒</b> (1828-1893 年)</p> <p>150 年ほど前の剣術家で、江戸で伊庭道場に入り、心形刀流の修業を積んだ。1864 年に亀山宿に道場を開き、藩主をはじめ武士たちに心形刀流を教えた。武士の時代が終わった後も心形刀流を伝えることに力を尽くし、墓は宗英寺(南野町)に、遺剣の碑が旧亀山城多門櫓(本丸町)の前にある。</p> |
|  <p>(田中音吉道標)</p>  | <p><b>田中音吉</b> (1848-1916 年)</p> <p>120 年ほど前の実業家で、1887 年に田中製絲場をはじめ、この地域の生糸産業に力を注いだ。また、道を通る人々のために石で出来た道標を寄付するなど、地域のために尽くした。</p>                                                      |
|  <p>(亀山神社)</p>    | <p><b>志賀直哉</b> (1883-1971 年)</p> <p>日本近代文学を代表する小説家の一人で、志賀直哉の母は伊勢亀山藩士の娘である。代表作『暗夜行路』では本市が登場し、主人公が辿る本市の情景として亀山神社などが具体的に描かれている。</p>                                                    |
|  <p>(屋根裏の散歩者)</p> | <p><b>江戸川乱歩</b> (1894-1965 年)</p> <p>わが国を代表する推理作家で、三重県名張市の生まれ。父の仕事のために 1 歳から 3 歳まで本市で過ごし、市ヶ坂(市ヶ坂町)と南崎(南崎町)に住んでいた。初期の代表作「屋根裏の散歩者」を完成させた場所は関町坂下の法安寺所有の「岩屋観音」とされている。</p>               |

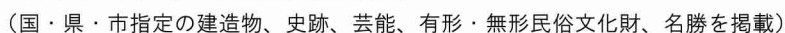
## 4. 文化財等の分布状況

本市には令和3年(2021)3月31日現在、国指定等、県指定、市指定を合わせて136件の文化財がある。

重要文化財である「地藏院本堂・愛染堂・鐘楼」は亀山市関宿伝統的建造物群保存地区の中心部に位置する。また、県指定の史跡「旧亀山城多門櫓」は、旧亀山城に関連して県内で唯一残る城郭建造物である亀山城本丸東南隅櫓を含む石垣遺構である。この他、市の歴史や文化に根ざした有形・無形の文化財が多く存在している。

表 1-3 本市の文化財件数

| 種 類     |            | 国     |    | 県  | 市   | 合 計 |
|---------|------------|-------|----|----|-----|-----|
|         |            | 指定・選定 | 登録 | 指定 | 指定  |     |
| 有形文化財   | 建造物        | 1     | 5  | 2  | 11  | 19  |
|         | 絵画         |       |    |    | 4   | 4   |
|         | 彫刻         | 1     |    | 2  | 7   | 10  |
|         | 工芸品        |       |    |    | 22  | 22  |
|         | 書跡・典籍      |       |    |    | 6   | 6   |
|         | 古文書        |       |    | 2  | 6   | 8   |
|         | 考古資料       |       |    |    | 4   | 4   |
|         | 歴史資料       |       |    |    | 8   | 8   |
| 無形文化財   | 芸能         |       |    | 1  |     | 1   |
| 民俗文化財   | 有形の民俗文化財   |       |    |    | 5   | 5   |
|         | 無形の民俗文化財   |       |    | 1  | 10  | 11  |
| 記念物     | 遺跡         | 3     |    | 4  | 15  | 22  |
|         | 名勝地        |       |    |    | 4   | 4   |
|         | 動物、植物、地質鉱物 |       |    | 3  | 8   | 11  |
| 伝統的建造物群 |            | 1     |    |    |     | 1   |
| 合 計     |            | 6     | 5  | 15 | 110 | 136 |





## (1) 国指定等文化財

国の指定等文化財は、有形文化財 2 件、記念物 3 件、登録有形文化財 5 件、伝統的建造物群保存地区の合計 11 件が存在する。文化財の概要を以下に示す。

### ①有形文化財

#### ア. 地藏院本堂・愛染堂・鐘楼 <重要文化財（建造物）>

地藏院は天平 13 年(741)行基の開創と伝えられる古刹であり、本堂は元禄 13 年(1700)、前本堂である愛染堂は寛永 7 年(1630)、鐘楼は同 21 年(1644)の建立である。関宿を東海道の宿駅として定めた「駒の朱印」には、関宿を「関地藏」と記しており、当時から関宿の中心的な寺院であったと考えられる。その後も近隣に加え、東海道を旅する人々の信仰を集め、関宿の発展と極めて密接な関係にある寺院である。



■地藏院本堂

#### イ. 木造阿弥陀如来立像 <重要文化財（彫刻）>

慈恩寺にある「木造阿弥陀如来立像」は、平安前期の仏像で像高 163cm の一木造。もとは忍山神宮寺の本尊薬師如来であったと伝えられている。秀吉の伊勢侵攻の折の兵火などを経て、現在地に移された。



■木造阿弥陀如来立像

### ②記念物

#### ア. 野村一里塚 <史跡>

慶長 9 年(1604)に徳川秀忠の命により亀山城主関一政が築造した東海道一里塚の一つである。塚には、棕の木の巨樹がある。もとは道の両側に塚があったが、大正 3 年(1914)に取り壊された。



■野村一里塚

#### イ. 正法寺山荘跡 <史跡>

戦国時代に鈴鹿地方の豪族であった関氏一族の館跡である。当時の著名な連歌師宗長の記録にも記されており、戦国時代の地方豪族の生活を知る上で重要な遺跡である。



■正法寺山荘跡

### ウ. 鈴鹿関跡 <史跡>

伊勢鈴鹿関は古代において畿内周辺に設けられた関所の内、越前愛発関・美濃不破関と共に古代三関（律令三関）の一つに数えられ、都に異変（天皇崩御や争乱など）があったとき、関を閉鎖することで反乱や騒動が地方に伝播することを防ぐなど、都の異変時の防御機能を有する特に重要視された関所の内の一つであった。

長くその所在が不明であったが、平成 18 年(2006)に実施した発掘調査により鈴鹿関の西側にあった築地塀跡が確認された。『日本書紀』の記述から 672 年の壬申の乱の時には既にあったとされ、養老 3 年(718)につくられた養老律令には関についてのきまりが定められている。鈴鹿関跡は、一部が令和 3 年(2021)に国の史跡に指定された。

「伊勢鈴鹿関」と関連を持つ同時代の遺跡としては、「古厩遺跡」（市の史跡「鈴鹿駅跡」）（関）、鈴鹿市にまたがる「長者屋敷遺跡」（国の史跡「伊勢国府跡」）などがある。



■鈴鹿関跡第1次発掘調査  
築地塀痕跡確認状況

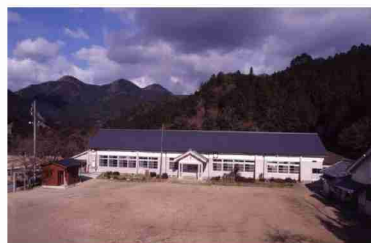
## ③登録有形文化財

### ア. 鈴鹿峠自然の家 <建造物>

昭和 13 年(1938)に建築された旧坂下尋常高等小学校の校舎である。片廊下 4 教室規模の校舎 2 棟を並べ建て、左右を片流れ屋根の廊下でつないだ口の字型の配置を採っているのが特徴である。昭和 54 年(1979)に廃校となったが、現在は青少年健全育成施設として亀山市青少年育成市民会議によるサマーキャンプ等に活用されている。当小学校の卒業生の多くが「正調鈴鹿馬子唄保存会」に所属し、学校で習い唄った馬子唄を歌い継ぎ伝承している。また、平成 30 年(2018)に鈴鹿峠自然の家の外壁を使いプロジェクションマッピングを行った他、グラウンドに隣接する天文台「童夢」では市民団体である坂下星見の会による「夏の天体観察会」が開催されている。

### イ. 白川小学校校舎北棟・南棟 <建造物>

白木町の集落北側山中にあり、南棟・北棟は中庭を挟んで平行に建ち、中央及び東西端の渡廊下で繋がっている。外部は上部を白漆喰で塗り、横板張となっている。地域に親しまれる学校建築である。



■鈴鹿峠自然の家



■白川小学校南棟

### ウ. 森家住宅主屋 <建造物>

亀山宿・関宿間の野村集落にあり、明治後期に建てられた。切妻造桧瓦葺で、西面に切妻棟を付設、周囲に下屋をまわす。左手に土間、右手に居室を配し、さらに奥に座敷を設ける。妻を漆喰で塗り込め、正面は上屋を黒漆喰真壁、下屋に出格子を設けるなど、町家の表構えを見せる。



■森家住宅主屋

### エ. 福德公民館 <建造物>

昭和 25 年頃(1950)に建てられた旧明村立明小学校福德分教場。片廊下を通し、南面に教室一室と 10 畳で床の間をもつ和室を配し、両端に倉庫や物置・便所を備える。小規模ながら学校建築としての意匠をよく留めている。



■福德公民館

## ④伝統的建造物群保存地区

### ア. 亀山市関宿 <重要伝統的建造物群保存地区>

東海道 47 番目の宿場町で、出入口にあたる東の追分から西の追分までの約 1.8km にわたって、往時の面影を残す伝統的な建造物が建ち並んでいる。

地区内の建造物の内、江戸・明治時代のものは約半数を占め、昭和戦前までの伝統的要素をもつ木造建築を含めると 7 割に達する。



■亀山市関宿

参考資料 表 1 国指定等文化財一覧 参照

## (2) 県指定文化財

県の指定文化財は、有形文化財 6 件、無形文化財 1 件、民俗文化財 1 件、記念物 7 件の合計 15 件が存在する。これらの内、主な文化財を以下に示す。

### ①有形文化財

#### ア. 亀山城本丸東南隅櫓 附 鬼瓦 <有形文化財(建造物)>

数度の修理などにより城郭建築としての当初の姿を著しく損なっていたが、平成 23～25 年(2011～2013)に本市が実施した半解体修理により、江戸後期の姿への復原が行われた。



■亀山城本丸東南隅櫓 附 鬼瓦

#### イ. 宗徳寺の層塔 <有形文化財(建造物)>

両尾町に所在する宗徳寺裏山の傾斜地に建っており、高さ 223 cm の三重塔で、石材は花崗岩である。相輪の上



■宗徳寺の層塔



部を欠いているが、ほぼ完全な形で残っている。基礎の4面には如来坐像が刻まれている。鎌倉前期の特徴を備え、花崗岩などの硬質石材の加工技術や石造層塔の伝播をうかがうことができる資料である。

## ②無形文化財

ア. 亀山藩御流儀心形刀流武芸形 かめやまはんおんりゆうぎ しんぎょうとうりゅうぶぎがた <無形文化財(芸能)>

亀山神社境内にある「亀山演武場」に伝承される武芸の形である。伊庭是水軒秀明によって天和2年(1682)に開創されたものである。

亀山藩公認の武芸流儀であり、本市においてのみ伝わり、現在でも亀山神社境内にある「亀山演武場」で伝承活動が続けられている。



■亀山藩御流儀心形刀流武芸形

## ③民俗文化財

ア. 加太のかんこ踊り <無形民俗文化財>

加太川上流の河谷域に点在する集落のうち5地区(市場、向井、板屋、中在家、北在家)に伝わる踊りで、初盆供養の中で「太鼓踊り」と称し踊られる。踊りはガクと称する長胴の太鼓を打ち、笛と唄が加わり、踊り子は胸に曲げ物でつくられた締太鼓(掲鼓)をつけ、両手に撥を持ち打ち鳴らしながら踊る。



■加太のかんこ踊り

## ④記念物

ア. 旧亀山城多門櫓 きゅうかめやまじょう たもんやぐら <史跡>

天正18年(1590)に岡本宗憲が築城した3層の天守閣を備えた城郭が、亀山城の原形となった。江戸時代になると、亀山城主は、譜代大名が務めるようになった。旧亀山城多門櫓は亀山城唯一の遺構で、高さ13mの石垣と石垣上の櫓が残る。

イ. 峯城跡 みねじょうあと <史跡>

正平年間(1346~1370)関氏の一族である峯政実が築いた城跡である。鈴鹿川の支流、安楽川と御幣川が合流する亀山丘陵の東端部にあり、城の東方を巡見道が走る要衝の地である。本丸は東と南が急崖で、西側から北側にかけて曲尺形に約10mの高さの大土塁が巡る。この土塁の南端に約12m四方の天守台と、北端の曲がり角に櫓



■旧亀山城多門櫓



■峯城跡

台らしきものが残る。城への登り口は急坂で、急崖に囲まれた堅固な中世から近世への移行期の城の面影をとどめている。

#### ウ. 鹿伏兎城跡 <史跡>

正平年間(1346～1370年)関氏の一族である鹿伏兎盛宗<sup>もり</sup>が築いた城跡である。城山のある市場は、加太谷<sup>かふたに</sup>の中心で、南側には鈴鹿川が屈曲して流れ、伊勢・伊賀・近江・大和を結ぶ街道をおさえる要衝の位置を占めている。

城には石垣を持つ虎口・土塁・井戸跡などが良好に残っている。鈴鹿・亀山地域における数少ない山城であり、戦国時代における国人領主の城館として貴重である。

#### エ. 東の追分・西の追分 <史跡>

関宿の東西入口にあたり、東の追分から参宮街道(伊勢別街道)が、西の追分からは、伊賀方面へ大和街道が分岐する。古代、関東と関西を分けた分岐点として、現在もこの地域が交通の要衝たる所以である。

#### オ. 宗英寺のイチョウ <天然記念物>

樹齢600年以上と推定される樹高40m、幹周約8mの雌株で、地上数mのところから小枝を出し、幹から乳状の柱瘤が垂れている。枝は東西15m、南北18mにおよび県内最大である。

#### カ. 鈴鹿山の鏡岩 <天然記念物>

鈴鹿峠頂上の南崖にある珪岩でできた巨岩で、縦2.3m、横2mの鏡肌面はかつては鏡のように輝いていたと伝えられているが、現在は青黒く風化している。鈴鹿峠神の磐座と推定されているが、鈴鹿峠は「東の箱根峠、西の鈴鹿峠」といわれるほどの難所で山賊が横行し、街道を通る旅人の姿をこの岩に映して危害を加えたという伝説から、「鬼の姿見」とも言われている。

参考資料 表2 県指定文化財一覧 参照



■ 鹿伏兎城跡



■ 西の追分



■ 宗英寺のイチョウ



■ 鈴鹿山の鏡岩



### (3) 市指定文化財

市の指定文化財は、有形文化財 68 件、民俗文化財 15 件、記念物 27 件の合計 110 件が所在する。これらの内、主な文化財を以下に示す。

#### ①有形文化財

##### ア. 加藤家長屋門及び土蔵 <有形文化財（建造物）>

加藤家は亀山藩主石川家の家老職を代々勤めた家で、亀山城西の丸に屋敷を構える。

屋敷内には江戸中期に建てられた主屋・長屋門及び土蔵が残り、亀山城下町において、屋敷・建造物が一体となって保存されている唯一の武家屋敷である。なお、旧敷地の大部分は亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡として市指定の史跡となっている。

##### イ. 旅籠玉屋 <有形文化財（建造物）>

関宿の旅籠の中で「関に泊まるなら鶴屋か玉屋、までも泊まるなら会津屋か」と詠まれた三大旅籠の一つである。建物は旅籠として営業していた時代の姿に復原され、資料館として公開されている。

##### ウ. 旧館家住宅 <有形文化財（建造物）>

幕末から大正時代にかけて呉服商を営んでいた亀山管内の大道で、現在の主屋は明治 6 年(1873)に建てられた東海道沿いの町家。街道に面して主屋・土蔵を並べて配置し、屋敷内の残地には庭園が整備されている。主屋は木造一部 2 階建、切妻造平入棧瓦葺である。亀山宿を代表する町家建築。

##### エ. 大久保神官家棟門 <有形文化財（建造物）>

大久保家は忍山神社・能牟良神社の神官で、その屋敷の棟門であった。一旦移築されて亀山西小学校の裏門として利用されていたが、昭和 30 年(1955) 亀山神社境内に移築され、現在は「亀山演武場」の門として使用されている。

##### オ. 明治天皇行在所 <有形文化財（建造物）>

明治 13 年(1880) 明治天皇が県下を巡行された折、7 月 10～11 日に行在所として 2 泊された。当時は亀山宿東町藤屋旅館にあったが、玉座の奥八畳間のみが 2 度移築を経て、昭和 32 年(1957) 現在地（亀山神社境内）に移された。



■加藤家長屋門及び土蔵



■旅籠玉屋



■旧館家住宅



■大久保神官家棟門



■明治天皇行在所



カ. 法安寺庫裏玄関 ほうあんじくろりげんかん <有形文化財（建造物）>

坂下宿本陣の一つであった松屋は明治15年(1882)に建物の一部と門が学校の校舎として使われていた。昭和13年(1938)新校舎（現在の鈴鹿峠自然の家）建設にあたり門の一部が再利用され、昭和35年(1960)に法安寺庫裏の玄関として再移築された。

キ. 福泉寺山門 <有形文化財（建造物）>

福泉寺は慈覚大師の創建した天台宗の古刹であったと伝えられ、寛正元年(1460)に真慧上人の伊勢国巡化の折、住持が帰依して真宗高田派に改宗したとされる。山門は一間一戸と小規模な楼門ながら、正面に軒唐破風を設け、棟飾りには鯢瓦をあげるなど、派手な外観を指向したものであり、地元有力寺院の一傾向を示すものとなっている。棟札に「寛政七卯九月日」（1795）の銘がみられ、その建立年代が明確であることと併せて、当地域における近世社寺建築の典型例として評価されるものである。

ク. 大垣内古墳出土品 <有形文化財（考古資料）>

鈴鹿川右岸標高64m程度の中位段丘上に所在した後期古墳である。平成2～3年(1990～1991)の発掘調査段階ですでに半壊していたが、直径20m高さ3m程度の円墳であったと推測される。主体部から横矧板鋌留短甲や鉄鉾などの武具類が出土した。遺物の年代から判断して6世紀初頭の築造と考えられる。出土品は県下でも傑出した内容を誇り、個々に遺存例が少ないことに止まらず、古墳時代後期のこの地方における首長層の武具及び鉄製工具類の所有形態から、畿内を中心とした各地域と鈴鹿川流域の結びつきなど、この地域の古代史をうかがう上で重要な資料である。また、保存状態も極めて良好で製作技法や用途を考慮し得ることから、工芸史や技術史の面からも基礎資料となるものである。

ケ. 旧田中家住宅 <有形文化財（建造物）>

田中家は関宿新所で江戸後期に栄えた「田中三家」の一つで、当主は代々「庄右衛門」を襲名していた。元禄15年(1702)に宗家である田中庄左衛門家から分家し、現在地に居を構えた。

屋敷は関宿の街道南側にあり、間口8間余りと大きな間口を有している。



■法安寺庫裏玄関



■福泉寺山門



■大垣内古墳出土品



■旧田中家住宅主屋

建物は主屋及び離れ1棟・土蔵2棟・長屋門などの付属屋が3棟あり、主屋は江戸後期に建築されたと考えられる。また、土蔵や付属屋は、幕末から明治初期にかけて建築されたものと推測される。

旧田中家住宅は建物の規模が大きく、材料の質も高く、また非常に丁寧なつくりがされているが、華美さは無くむしろ質素に感じられる。江戸時代に建築された関宿の質の高い町家の代表例と言え、田中家が最も栄えたと考えられる幕末から明治初期の屋敷の様子が全体として良好に残されており大変貴重である。

## ②有形民俗文化財

### ア. 山車（4基）

毎年7月下旬におこなわれる関神社の夏祭り（関宿祇園夏祭り）には、木崎・大裏（北裏）・中町三番町・中町四番町の山車が出される。これらは「関の山車」とよばれ、「関の山」という言葉の語源になっているともいわれる。昔は16台もの山車があったとされる。

なお、有形民俗文化財と同じ「山車」の名称でお囃子や山車曳唄などが市指定の無形民俗文化財にも指定されている。巡行の主な地点で「舞台回し」と呼ばれる山車の上部を勢いよく回転させるのが特徴である。



■関の山車



■口取と獅子舞（三寺町）

## ③無形民俗文化財

### ア. 獅子舞

市内には三寺町・布気町・関町坂下の3か所で獅子舞が市の指定文化財となっている。いずれも獅子と口取が舞うもので、三寺町・布気町は3年に1度の正月三が日に行われる。獅子舞には魔除けの意味があるとされ、子供は獅子に頭をかんでもらう。

### イ. 正調鈴鹿馬子唄

鈴鹿峠を越える馬子たちの間でいつしか唄われ始めた。一説には、関宿などのお座敷歌であったともいわれる。近松門左衛門の浄瑠璃などにより広く全国に知れ渡った。『坂は照る照る鈴鹿は曇る あいの土山雨が降る 坂の下では大竹小竹 宿がとりたや小竹屋に 関の小万が亀山通い月に雪駄が二十五足』

### ウ. 羯鼓踊

かつては市内42か所ほどで行われていたが、現在は13か所で伝えられる。その内、安坂山町池山・川合町・阿野田町の踊りは、市の指定文化財となっている。



■正調鈴鹿馬子唄（保存会）



■羯鼓踊（阿野田町）



羯鼓踊は盆や秋祭りなどの時に行われ、踊り子は傘を被り、胸に太鼓を付けて踊ることが特徴である。羯鼓踊は雨ごいのためにはじめられたと伝えられているが、今では盆の霊をなぐさめたり、秋の豊作を祝うためなどに踊られている。

#### エ. 片角神事麦の強飯

明治中期、亀山駅構内機関区の敷地内に東西 30m 南北 80m の境内を持つ柴垣神社があった。この森は「片角の森」と呼ばれ、間口 1m 程の小祠が祀られていた。後に村人たちは街道沿いの高台に移住し、権現社に合祀されたが、氏子たちは毎年 6 月 21 日の祭礼の日に「麦の強飯」を炊いて神前に供えた。明治 41 年(1908)、権現社は亀山神社に合祀されたが、「麦の強飯」の神事だけは毎年 7 月 15 日の祭礼に執り行われ、今もその慣習を守り続けている。



■片角神事麦の強飯

### ④記念物

#### ア. 片山神社 <史跡>

鈴鹿峠越えの街道沿いにある神社。東海道の名所の一つ。齋宮<sup>さいくう</sup>に向かう齋王が休泊した鈴鹿頓宮跡。なお、齋王とは天照大御神をおまつりするために齋宮（明和町）につかわされた天皇の姉妹や娘のことである。

#### イ. 観音山 <名勝>

鈴鹿国定公園内にあり眺望は絶景で、園内には大阪の名石工村上佐吉が彫った 33 体の観音石仏が安置されている。四季を通じて花・樹木などをゆっくり楽しめる。この山の南麓で鈴鹿関西壁跡が発掘された。

#### ウ. 筆捨山 <名勝>

市瀬地区の鈴鹿川右岸に位置し、礫岩及び砂岩からなる標高 289m の山。筆捨山の名は、画家狩野法眼元信がこの地を通行した際、当時岩根山と呼ばれていたこの山を描き始め、翌日描き残した分を続けようとしたものの、山の姿が昨日とは全く変わっていたため、遂に筆を捨てたという故事による。

山の対岸の筆捨集落には、東海道を旅する人々が休憩するための茶屋があった。



■片山神社



■観音山



■筆捨山

参考資料 表 3 市指定文化財一覧 参照



#### (4) 主な未指定文化財

国・県・市指定等の文化財以外に、本市域に存在する歴史的価値の高い主な文化財を以下に示す。

##### ① 建造物等

市域において歴史的建造物が一定の密度で残り、町並みを形成している地域は、亀山宿・坂下宿、野村・沓掛・市ノ瀬集落などの東海道沿道地域、加太市場・加太板屋・加太北在家などの大和街道沿道地域である。

##### ア. 旧三谷家住宅（関宿）

主屋は江戸後期の建築とされ、旧当主の先々代が明治39年(1906)から昭和前期まで当時の中町停車場道沿いに関萬古の製陶工場を営み、大正時代に林業で財を成して主屋の東側3軒を取得した後、庭園とあわせて離れ、表門及び塀を建て、現在は山車会館として整備されている。



■旧三谷家住宅表門及び塀

##### イ. 旧木村邸（関町新所）

「旧木村邸」は建築年代は新しいものの農村部の建造物で、関宿と農村部の境界に位置している。関宿の周辺地域では総数は多くはないが、旧木村邸のような農村部の建築の系譜を引くと考えられる歴史的建造物が若干残る。



■旧木村邸（関町新所）

##### ウ. 旧佐野家住宅（野村集落）

明治初期の建築とされており、旧亀山城京口門前の東海道の北面して建つ木造2階建の町家。当地域の街道沿いには稀な入母屋造妻入の民家で、正面中央に玄関を持つ。西列に8畳ミセノマ、4畳半、4畳、床付8畳を並べ、通り土間を挟んだ東列に6畳シモミセ、3畳間イタノマを並べる。正面1階は摺り上げ戸を持ち、開放的な要素を見せる一方、外に格子を入れて防犯に配慮する。農家型の平入民家が多い宿場間の街道沿い住宅としては特異な形態を持つ。



■旧佐野家住宅（野村集落）

##### エ. 旧落合家住宅（関宿）

旧落合家住宅は、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区のほぼ中心部に位置する、伝統的な建造物の一つである。間取りは東側に通り土間を持つ、通り土間一列型である。前面意匠は改造を受けているものの2階正面を虫籠窓とするなど、伝統的な形式を残しており、江戸後期における関宿の町屋の一典型である。

建築後の改造などについては資料・記録などがなく明らかではないが、街道に面した前面において大規模な改造が行われている。

旧落合家住宅は、江戸後期(天保年間以前)に建築された関宿の町屋の一典型として、伝統的な建造物としての価値が認められる。

## ②社寺建築

### ア. 遍照寺<sup>へんしょうじ</sup>本堂

街道から鐘楼門をくぐると急な坂で、坂の下に本堂があるため「頭で鐘撞く遍照寺」といわれた。本堂は亀山藩主在国中の居館であるとともに、亀山藩政務を執る政庁でもあった旧亀山城二之丸御殿の玄関と式台の一部を移築してできたものである。

### イ. 石上寺<sup>せきじょうじ</sup>本堂

延暦 15 年(796)大和国布留郷の紀真龍<sup>やまとのくにふるのさと きの またつ</sup>が熊野那智の神告により、この地へ那智山熊野権現を勧請し、新熊野3社(那智・新宮・本宮)として祀ったのが、新熊野権現社の起源である。この3社の神宮寺として創建し、弘法大師が紀真龍の元を訪れ、那智山石上寺と名付けたのが始まりとされている。永禄 12 年(1569)春、織田信長による伊勢国侵攻の兵火により多くの堂宇が消失したが、本堂をはじめとする堂宇が、享保 3 年(1718)、住職是幻の代に再建された。

### ウ. 本宗寺<sup>ほんしゅうじ</sup>本堂

石川家の菩提寺の一つで、かつては柔順寺と呼ばれ石川家の移封に伴って帯同した。『鈴鹿郡郷土誌』によると嘉永 4 年(1851)石川家本貫地である土呂本宗寺<sup>とろ</sup>(現在の愛知県岡崎市)の寺名に改めた。現在の本堂には亀山城本丸三重櫓の部材が使われる。



■遍照寺(西町)



■石上寺(和田町)



■本宗寺(若山町)

## ③近代化遺産等

明治 20 年代(1887~)に敷設された関西鉄道・参宮鉄道に関連する鉄道遺産が多く分布している。亀山駅・関駅・加太駅では、駅舎またはプラットホームに開業当時のものが見られ、沿線では石及びレンガ造の橋梁・隧道<sup>ずい</sup>・架道橋などが連続している。特に、金場隧道<sup>どう</sup>・坊谷隧道・加太隧道は加太峠を越えるために造られた連続する隧道で、明治 22 年(1889)の築造当時のものが現在でも使われている。また、亀山公園、関観音山公園には、それぞれ機関車が保存されている。



■関西鉄道架道橋

#### ④古墳

##### ア. 能褒野古墳群

川崎町・田村町にまたがる範囲に 20 基以上の古墳が集まっている。「能褒野王塚古墳」は、4 世紀末に築かれた全長 90m の前方後円墳で北勢地域最大のものである。宮内庁により日本武尊の御墓として比定されており、宮内庁が管理している。

##### イ. 井田川茶臼山古墳

みどり町にあった古墳で 6 世紀前半～中頃に築かれたと考えられている。伊勢湾岸地域で最初に横穴式石室を用いた古墳の一つである。龍の文様のある刀や銅鏡などその当時の最も新しい道具が見つかっており、古墳時代後半の東海地方を代表する古墳である。

##### ウ. 井尻古墳

井尻町にある全長 54m の前方後円墳で、6 世紀前半に築かれた。

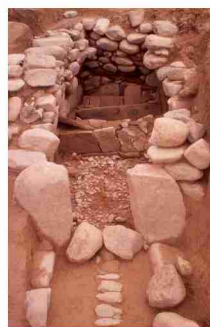
##### エ. 山下古墳

山下町にある全長 35m の前方後円墳で、6 世紀初めに築かれた。明治時代まで神社がまつられていたため、一部が大きく崩され、その部分に山下神社跡の石碑が建てられている。

このように井田川地区をはじめ、川崎地区・神辺地区などの鈴鹿川沿いの段丘上を中心に、4 世紀～6 世紀頃に築造された古墳が存在する。これらは遺跡地図に位置づけるとともに、開発行為などにおいては発掘調査を実施するなど適切な保護の措置をとっている。



■能褒野王塚古墳



■井田川茶臼山古墳（石室）



## ⑤中世の城跡

### ア. 新所城跡（関地藏城）

現在、「城山」と呼ばれている東海道と大和街道の合流点に位置する標高148mの丘陵上にある。築城時期は天正11年(1583)と、これ以前に築かれたとの二説が見られる。丘陵の四つの尾根それぞれに郭群が構築されている。羽柴秀吉による亀山城攻めのあった天正12年(1584)3月14日には、このあたりまで秀吉勢が進出しており、秀吉軍の「つなぎの城」として修築した可能性が指摘される。

### イ. 亀山古城跡

近世の亀山城本丸から見て北西にあり、江戸時代に作られた複数の「亀山城絵図」で「古城」と表記されている。『九々五集』によれば、この地を治めていた関実忠が文永2年(1265)に若山の地に築城したと記している。この城は以後、関氏累代の居城であったが、元龜4年(1573)城主関盛信が織田信長の怒りに触れ蒲生氏郷に預けられ、城は信長の子である神戸信孝に与えられた。天正11年(1583)、羽柴秀吉の亀山城攻めの際、加藤清正・山内一豊・細川忠興などの猛攻により落城。この城は秀吉方についていた元城主関盛信の子、一政が城主となった。その後、関一政が陸奥白河に移され、新城主となった岡本良勝が新たな城（近世の亀山城）を築くにあたり廃城となったとされる。

### ウ. 野元坂館跡

辺法寺町集落の東、安楽川に面した高台の端にあり、現在館跡の西半分は東名阪自動車道が通っている。江戸時代の記録では鎌倉時代の武士であった伊藤景清<sup>かげきよ</sup>の館跡としてある。発掘調査で鎌倉時代から室町時代の土器がみつまっている。また、天正11・12年(1583・1584)に行われた羽柴秀吉の峯城攻めの陣地とするために改造された可能性がある。

### エ. 古城跡

峯城跡の北東、八島川の対岸の高台の端にあり、40m×70mの範囲に土塁が巡り、東側に出入口がある。天正11年(1583)に行われた羽柴秀吉の峯城攻めの陣地で、秀吉の本陣であったと考えられている。

### オ. 小野城跡

小野の集落北側にあり、『吾妻鑑』によれば元久元年(1204)、伊勢・伊賀の平氏残党が挙兵した三日平氏の乱において、首謀者の若菜五郎が最期を遂げた城と伝わる。その後は、関氏の与力である小野氏の居城であったとされる。現在も「トノウチ」や「オオホリ」などの地名や土塁が残されている。

この他、市内には「小川城跡」「白木城跡」などの城跡が残る。

## ⑥古道

### ア. 鈴鹿坂「八町二十七曲り」

鈴鹿峠の峠道は、「歴史の道百選」にも選定され、登山の名所「亀山7座」と呼ばれる野登山・仙ヶ岳・臼杵ヶ岳・四方草山・三子山・高畑山・錫杖ヶ岳の700m級の鈴鹿山脈などの山々の連なりの中を抜ける「八町二十七曲り」と呼ばれる急坂で、市内東海道中唯一地道が残っている。東の難所・箱根と並んで「西の難所」と称された。

## イ. 梶ヶ坂の峠道

大和街道の峠道として地道を残している。平成20年度(2008)に周知の埋蔵文化財包蔵地とした。

## ウ. 金王道

当地域の金王道は現在の鈴鹿市岸岡町から亀山市関町古厩までの約16kmの山道であり、平安末期の動乱について書かれた軍記物語『平治物語』に登場する渋谷金王丸がその由来となっている。徳川家康も本能寺の変の際、滞在先の堺から逃げのびる途中でこの道を通ったとも伝えられる。

## ⑦城郭跡

### ア. 京口門跡

亀山城下の西の入口に、寛文12年(1672)に設けられた門で番所や櫓を構え、その壮麗な姿から「亀山に過ぎたるもの二つあり伊勢屋ソテツに京口御門」と唄にされていたと伝えられる。歌川広重は「雪晴<sup>ゆきばれ</sup>」と題して雪が降った翌朝の京口門を描いている。



■京口門跡（古写真）

### イ. 本丸御殿跡

本丸御殿に城主が住んでいたが、その後、徳川将軍が江戸と京都を往復する時に泊まる御殿となった。正徳2年(1712)に取り壊された。

### ウ. 二之丸帯曲輪<sup>にのまるおびぐるわ</sup>

亀山城主の屋敷がある二之丸の守りを固めるために造られた。二之丸と帯曲輪の上下から鉄砲や矢を打てるようにしている。

### エ. 亀山城外堀遺構

亀山城の関連施設の一つであり、東海道と外堀が接する景観上重要な場所であることから史跡公園として公開をしている。

### オ. 江戸口門跡

延宝元年(1673)、亀山城下の東の入口に設けられた門で、堀を巡らし番所や櫓を構えて東海道の通行人を監視していた。西の京口に対して東（江戸の方向）にあるので、江戸口門と呼ばれる。この他、曲輪や櫓<sup>うすみちん</sup>、埋門などの亀山城に関連する遺跡が点在する。

## ⑧文化的景観

### ア. 坂本棚田

坂本棚田は「棚田百選」に選ばれている棚田で、野登山麓の23haに約440枚の水田が広がっている。戦国時代から明治時代にかけて整備が進められたと伝えられており、集落と一体となった田園の風景は壮観である。

棚田を形作る石積みは、その整備・補修のため、地域の人々により伝承される技術で民俗技術にあたる。



■坂本棚田

### イ. 亀山茶

亀山茶は延喜年間(901～923)に始まったとされており、鈴鹿山麓を中心に栽培が行われている。亀山藩の殖産興業策として奨励され、昭和12年(1937)には三重県農業試験場茶業分場が設置されている。昭和58年(1983)に完成した「中の山パイロット茶園」は89haに及び県下最大級の茶園であり、亀山茶の生産拠点である。



■中の山パイロット茶園

### ウ. 音吉道標

音吉道標は亀山製糸の創業者である田中音吉とその妻はるが、大正時代に建てた道標である。100基以上の道標が市内各地(旧鈴鹿郡内)の辻々に残っており、近代の道路網(生活道路)を示す資料となっている。

### エ. 西国三十三所観音

観音山には「西国三十三所観音」に関連して、江戸時代から昭和初期にかけての観音像が点在する。



■観音山の石仏



## ⑨風俗慣習・民俗技術等

### ア．風俗慣習

獅子舞・かんこ踊りなどの伝承活動が行われているものについては、市文化財としての指定を行っているが、数地区では不定期に行われており、これらは文化財指定の対象となっていない。

関宿の西北にある観音山には「西国三十三所観音」の観音石仏があり、現在でもこれを巡る人々がいる。石仏は江戸後期に「丹波佐吉」を名乗る石工が刻んだものである。市内における「西国三十三所観音」は天神・下庄・加太市場・野登山・石上寺・梅巖寺などにもあって、集落に近接し、眺望に優れた小高い山などが選ばれている。その管理は近隣の有志などによって続けられている。



■「西国三十三所観音」下庄

「亀山大市」は明治41年(1908)旧正月の準備として亀山商店街で始まった売り出しで、現在でも東海道沿道である東町、本町の商店街を中心として、毎年1月末に行われている。

### イ．民俗技術

関宿の桶は旅籠における旅人の足洗い用の桶などの需要が多く、桶作りが職人の手仕事として定着した。「桶重」は明治3年(1870)の創業であるが、現在4代目が桶作りを続けている。

「関の戸」は寛永年間から関宿で作られている餅菓子である。関宿には製造販売を行う本店があり、手作りでの製造が続けられている。「志ら玉」も、同様に関宿で作られ続けている菓子である。

伊勢(亀山)茶は江戸時代から続く農産品であり、栽培から製茶に至る各過程が、現在でも行われている。

関宿の町並み保存事業は昭和55年(1980)に始まってすでに40年を経過している。保存地区では継続して伝統的な建造物の修理修景事業を行っているが、修理は保存地区周辺に居住する技能者によって行われており、地域固有の建築技術である。

## （５）把握できる関連文化財群

（１）から（４）において把握した文化財等を、歴史的関連性や地域的関連性などに基づいて、相互に関連性のある一定のまとまりとして把握すると、以下の通りとなる。

### ①東海道五十三次に関連する文化財群

#### ア．鈴鹿峠と坂下宿周辺の文化財群

「東海道五十三次の峠と峠を控えた宿場町」としての関連性が認められる文化財群である。

関宿を出てから坂下宿を経て鈴鹿峠に向かう区域で、峠道などの街道の道筋、法安寺庫裏玄関に代表されるような街道に面する歴史的建造物、「鈴鹿馬子唄」などの無形民俗文化財などにより構成されている。

#### イ．関宿周辺の文化財群

「東海道五十三次で唯一重要伝統的建造物群保存地区に選定され、地藏院を核として発展した関宿」としての関連性が認められる文化財群である。

重要伝統的建造物群保存地区に選定されている「亀山市関宿」、重要文化財である「地藏院本堂・愛染堂・鐘楼」を核として、市指定の建造物「旧田中家住宅」、県指定の史跡「東の追分・西の追分」、市指定の有形・無形民俗文化財「関の山車」、未指定ではあるが「関の桶」、関宿を代表する菓子「関の戸」、「観音山の西国三十三所観音」などにより構成されている。

#### ウ．東海道野村集落周辺の文化財群

「野村一里塚を中心に東海道に沿った集落」としての関連性が認められる文化財群である。

国の史跡である「野村一里塚」を核として、農村部の建築の影響を受けた町家と町並み、寺院群、市指定の無形民俗文化財「傘鉾」「布気獅子舞」などにより構成されている。

#### エ．東海道五十三次沿いに点在する小さな文化財群

以上の他、東海道沿道では歴史的建造物が点在し、市指定の有形民俗文化財「和田道標」「谷口法悦題目塔」、市指定の無形民俗文化財「川合かんこ踊り」などが、小さなまとまりを構成して点在している。

### ②伊勢亀山城と城下町に関連する文化財群

「伊勢亀山城とその城下町である東海道亀山宿」として関連性が認められる文化財群である。

伊勢亀山城に関連しては県指定の史跡「旧亀山城多門櫓」を核として、市指定の建造物「加藤家長屋門及び土蔵」、県指定の無形文化財「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」、未指定ではあるが城主の菩提寺であった寺院群や武家住宅・武家屋敷、「京口門」「二之丸帯曲輪」「江戸口門」などの遺跡などにより構成されている。

城下町を兼ねる亀山宿に関連しては市指定の建造物「旧館家住宅」「福泉寺山門」「明治天皇行在所」「大久保神官家棟門」、街道沿いに連続する町家建築と町並み、市指定の無形民俗文化財「阿野田かんこ踊り」などにより構成されている。

これらは、城下町と宿場町が複合した当地域の特質を示すものであり、相互の関連性が強く、歴史的にも地域的にも一体的なものとしてとらえることができる。

### ③秀吉伊勢侵攻に関連する文化財群

「天正 11・12 年(1583・1584)の羽柴秀吉伊勢侵攻」として関連性が認められる文化財群である。

秀吉は天下統一に向けた足がかりとして伊勢侵攻を果たす。この折、激戦として記録に残されているのが、峯城周辺での攻防である。峯城周辺には伊勢侵攻の折、双方の陣城群が残っている。この折焼き討ちにあった「野登寺」や「太閤腰掛石」「秀吉の橋板」など伝説・伝承類も残っている。

### ④日本武尊に関連する文化財群

「江戸末期の国学者たちにより、日本武尊の墓の候補とされた古墳」として関連性が認められる文化財群である。

現在、日本武尊の墓として治定されているのは「能褒野王塚古墳」であるが、江戸時代には「白鳥塚古墳」(鈴鹿市)とする説が有力であった。しかし、江戸末期、本居宣長の『古事記』研究などにより、様々な古墳が日本武尊の墓として検討された。当市から鈴鹿市にかけては研究の対象となった古墳が点在しており、日本武尊のおば倭姫命、妃弟橘媛の伝承などとともに、文化財群を構成している。

### ⑤古代王権に関連する文化財群

「伊勢国庁跡(鈴鹿市)・伊勢鈴鹿関など、古代王権の伊勢国支配」として関連性が認められる文化財群である。

「伊勢鈴鹿関」は古代三関の一つで、平成 18 年度(2006)の発掘調査によりその所在地が明らかとなった。周辺には「鈴鹿駅跡」や鈴鹿関で用いた瓦を生産したと見られる「切山瓦窯」などが所在する。また、本市と鈴鹿市にまたがる「長者屋敷遺跡」は、その一部が国の史跡「伊勢国庁跡」として指定されている。

### ⑥大和街道に関連する文化財群

「関宿西の追分まで東海道から分岐し大和国につながる大和街道」として関連性が認められる文化財群である。

大和街道沿いには歴史的な町家が数多く残り、街道集落の景観を形作っている。これらに加えて、梶ヶ坂峠の峠道や 5 地区で伝承される県指定の「かんこ踊り」や「鹿伏兎城」などにより構成されている。



## ⑦近代鉄道整備に関連する文化財群

「明治20年代(1887～)に敷設された関西鉄道・参宮鉄道」として関連性が認められる文化財群である。

近代以降、本市は「鉄道の町」と評される。この背景となっているのが、明治20年代(1887～)に敷設された関西鉄道・参宮鉄道である。両鉄道に関連し、明治20年代(1887～)代に建築・築造された駅舎・橋梁・隧道群、鉄道の敷設により活発化した地域の産業形態、鉄道会社に勤務した人々の生活と伝承などとともに、文化財群を構成している。

## ⑧金王道に関する文化財群

金王道は平安末期の動乱について書かれた、軍記物語『平治物語』に登場する渋谷金王丸がその由来となっている。源平合戦の際、平家に敗れた源氏の大將源義朝の最期を義朝の側室常盤御前に伝えるため、内海（愛知県美浜町）から京を目指して駆け抜けた道が金王道といわれている。

歴史ロマンに彩られた隠れ古道「金王道」がある屋生地区には、観音山・市指定の天然記念物「於々奈氣神社の大クス」・市指定の無形民俗文化財「獅子舞」などにより構成されている。

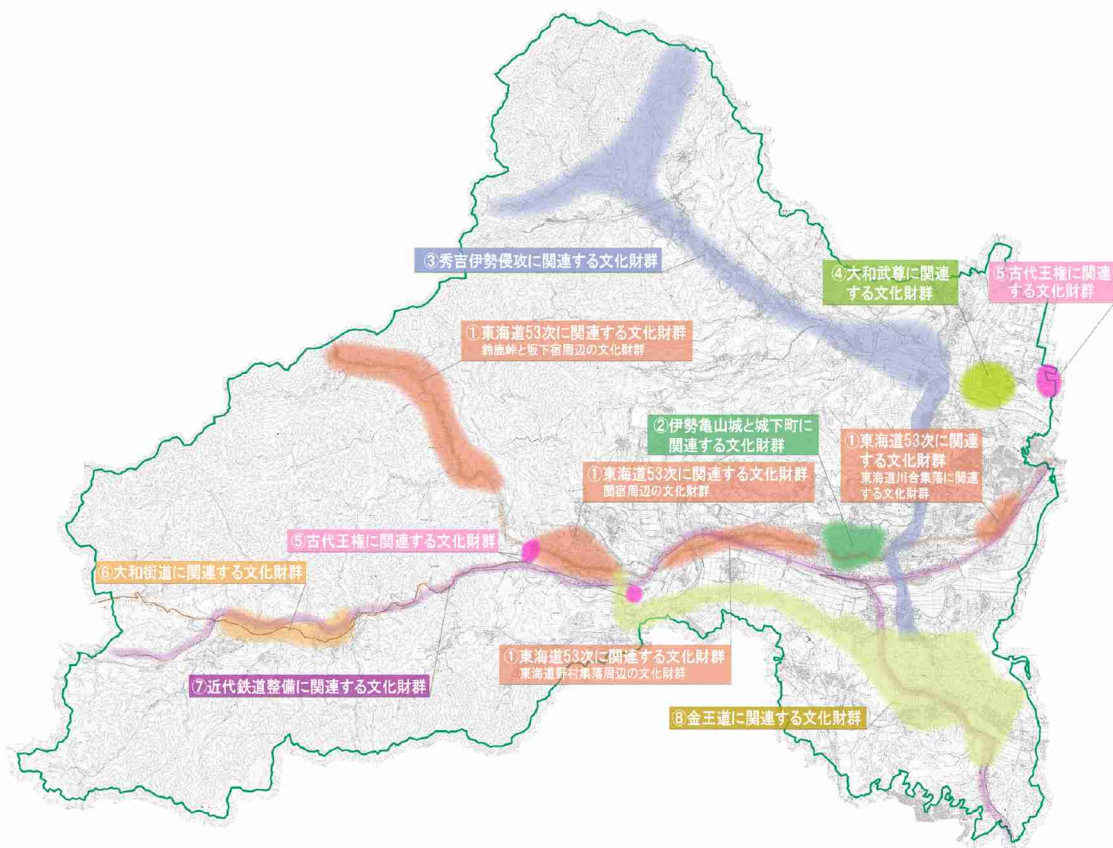


図 1-15 関連文化財群の分布

## 第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致

### 1. 歴史的風致

#### 東海道における東西文化の接点である本市の歴史的風致 ～「街道文化」～

本市は「古代三関（律令三関）」の一つである「鈴鹿関」が設けられており、奈良時代から三つの関所を南北に結んだ線より東が「関東」西が「関西」とであるとされ、東西交通の要衝として栄えてきた。さらに、慶長6年(1601)、徳川幕府により宿駅制が始められると、現在でも多くの人々が知る「東海道」が整備され、街道に沿って市内には亀山宿・関宿・坂下宿の3宿が開かれた。

このように本市では街道を軸に文化が育まれており、代表する「東海道」では東海道の宿場町として唯一となる国の重要伝統的建造物群保存地区「関宿」、その他に国指定の重要文化財である「地藏院本堂・愛染堂・鐘楼」、国指定の史跡では「鈴鹿関跡」と県内で唯一残る東海道の一里塚である「野村一里塚」等、数多くの歴史遺産を有している。

また、「東海道」から分岐する街道としては、東の追分・西の追分からそれぞれ分岐する「伊勢別街道（参宮道）」・「大和街道」がある。伊勢別街道は関宿東の追分から津江戸橋（現在の津市）を經由して伊勢神宮に向かう街道であり、街道の入口には伊勢神宮一の鳥居が置かれ、外宮までの15里の伊勢路へと導いている。東海道と平行する間道「金王道」は軍記物語『平治物語』にも登場する岸岡（現在の鈴鹿市）から古厩（現在の亀山市）を結ぶ道である。また、亀山城から延びる街道としては、「津道」と呼ばれる津藤堂家の居城津城へと続く南へ延びる街道や、江戸時代に伊勢国内を幕府巡見使が通ったとされる北へ延びる「巡見道」は市域を南北にほぼ縦貫しており、さらに「安楽越」と称される近江国へ抜ける古道もここから分岐している。

上記のような街道を軸に「東西文化の接点」として往来する多くの旅人たちによってもたらされた様々な文化の中で、本市の気候風土や慣習に合ったものがこの地に根付き、長い年月の中で少しずつ姿を変えながら現在の本市固有の歴史的風致を形づくってきた。

本市の歴史的風致は、東海道を中心に複数の街道等が交わる地として、そこに生活する人々と往来する人々の相互の交流によって生まれ、育まれ、今に伝え受け継がれてきた「街道文化」そのものである。



図 2-1 本市の歴史的風致の考え方

地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、及びその活動が行われる歴史上価値の高い建造物やその周辺の市街地が一体となった歴史的風致が形成されていると認められるのは、下記のとおりである。

- (1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致
- (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致
- (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致
- (4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致
- (5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致
- (6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致
- (7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致
- (8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致

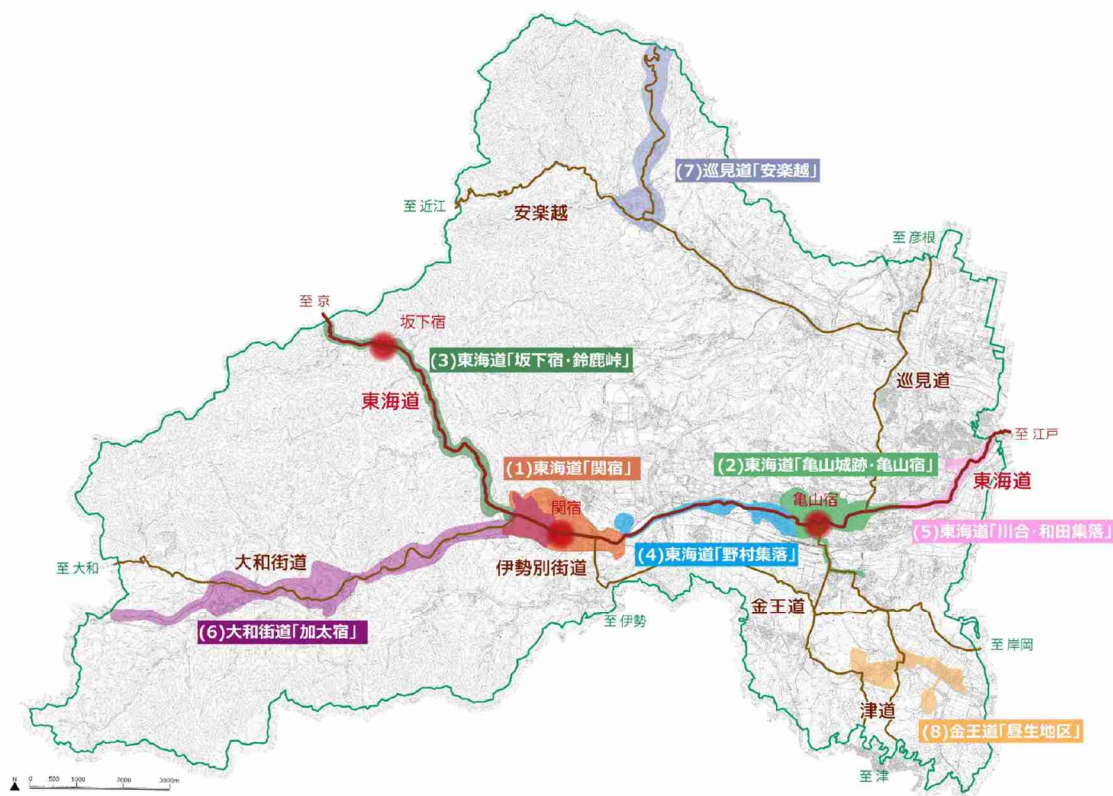


図 2-2 本市の維持向上すべき歴史的風致の状況



## (1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致

関は古代から交通の要衝として、古代三関の一つ「鈴鹿関」が置かれていたところで、関の名もこの鈴鹿関に由来している。

江戸時代には、東海道五十三次の品川から数えて 47 番目の宿場町として、参勤交代や伊勢参りの人々などでにぎわった。現在、東海道の宿場町のほとんどが旧態をとどめない中、唯一歴史的な町並みが残ることから、昭和 59 年(1984)重要伝統的建造物群保存地区に選定された。関宿の範囲は東西追分の間約 1.8km、25ha におよび、江戸時代から明治時代にかけて建てられた古い町家 200 軒あまりが残っている。周辺は観光駐車場や足湯、歴史的建造物である旧木村邸等の散策拠点施設が整備されている。

関宿では、これら歴史的建造物の保存・修復に努めながら、新しいまちづくりに取り組んでいる。

### ①「関の山車」の祭りと歴史的町並みが一体となった歴史的風致

#### ア.はじめに

関宿では、歴史的建造物が並ぶ町並みを舞台として、毎年 7 月末に 2 日間に渡って神輿の渡御と山車の曳き回しが行われる祭りがある。この祭りは関宿の総鎮守である関神社の祭礼であるが、関神社に合祀される以前の熊野三所大権現(木崎・中町が氏子)と笛吹大明神(新所が氏子)で行われていたものを引き継いだものである。

#### イ.「関の山車」の祭りに関わる建造物など

##### a. 関神社

関神社は関氏の祖である関実忠が紀伊国熊野坐神社の分霊を勧請したものとされている。江戸時代は熊野三所大権現と呼ばれ、元和 7 年(1621)修造、その後寛永 14 年(1637)と元文 4 年(1739)に大修理が行われた。明治 42 年(1909)7 月 23 日に新所地区の笛吹大明神、古厩地区の大井神社、久我地区の白石神社、宇佐八幡宮等の周辺の小祠と合祀されて関神社となった。

本殿は一間社神明造、銅板葺で、本殿・拝殿・社務所の周囲には社叢が広がり、緑が美しい。境内には寛文 4 年(1664)刻銘の灯籠がある。

##### b. 旧三谷家住宅主屋、土蔵、離れ(関の山車会館)

関の山車会館を構成する主屋・土蔵・離れは、かつての三谷家住宅を平成 31 年(2019)1 月に復原したものである。なお、山車収蔵展示棟については新築である。

旧三谷家住宅は、関町木崎地内に位置して東海道の北面する。建造物の建築年代を特定する資料はないが、『関宿伝統的建造物群保存地区調査報告(昭和 56 年(1981))』



■関神社



■関神社 灯籠(寛文 4 年(1664)刻銘)

(以下『伝建調査報告書』という。)によると、伝統的建造物として特定されている主屋は江戸後期の建築と考えられる。

当家は、旧当主の先々代が明治39年(1906)から昭和前期まで当時の中町停車場道沿いに関萬古の製陶工場を営み、また大正時代に林業で財を成して主屋の東側3軒を取得した後、庭園とあわせて離れ、表門及び塀を整備したとされる。

離れは東海道に面する表門及び塀から前庭を控えて主屋の東に接続して建ち、「シンザシキ」と呼ばれた。桁行5間半、梁間4間、木造平屋建、寄棟造棧瓦葺で東面、南面及び北面に棧瓦葺の下屋庇を廻し、北面の西寄りに表門から通じる式台玄関を付ける。表門及び塀は、主屋の北東隅に接続して建つ。控柱を備えた腕木門形式の表門を構え、門口の東に柱間10間、西に柱間2間の木造の塀を延ばして棧瓦葺屋根を架ける。離れ、表門及び塀は、ともに関宿の宿場町から在郷町への変革期における地元富裕層の町内の産業と文化の維持発展への光明がうかがえる。

土蔵は、主屋の南から坪庭を控えて東面して建ち、主に米を収納した。桁行3間半、梁間2間半、平入の土蔵造平屋建、切妻造棧瓦葺。東面中央に鉄板葺の庇を付けて石階段を設けた引戸を開き、南面及び北面に窓を穿つ。主屋と一体をなして宿場の町家の生活の一端を今に伝える。

## ウ.「関の山車」の祭りに関わる人々の活動

### <「山車」は市指定無形民俗文化財 平成3年(1991)>

山車の曳き回しは、熊野三所大権現では旧暦6月15・16日、笛吹大明神では旧暦6月14・15日にそれぞれ行われていたもので、元禄期に始められたと伝えられている。最盛期を迎えた文化期には、各町が所有する山車は熊野三所大権現の氏子であった木崎・中町に10台、笛吹大明神の氏子であった新所に6台、合わせて16台があったとされている。明治時代になると関の山車は急速に衰退し、昭和12年(1937)発行の『関町郷土誌』には「明治十三、四年頃より笛吹神社方六台熊野神社方六台の曳山は無形となり方今は五台現存するのみ」と記されており、明治時代の早い段階で山車の台数が減っていったことを物語っている。現在は木崎・中町三番町・中町四番町・北裏の4町が所有している。山車の運行は、山



■山車収蔵展示棟(左)、  
旧三谷家住宅離れ  
(関の山車会館離れ)(右)



■旧三谷家住宅土蔵  
(関の山車会館土蔵)



■街道にしつらえられた祭り提灯



■関の山車



車を所有する各自治会員により行われるが、祭り全体の進行は4自治会の協議組織である「関宿『関の山車』保存会」によって取り仕切られている。

北勢地域の他の曳山祭りと大きく違うことは、名古屋からの影響よりも、近江国（滋賀県）の曳山、特に日野地域のものとの共通性を見出すことができる。日野地域の山車が京都の山車の影響を強く受けていることから、関もこれらの地域との文化的交流があったことをうかがわせ、関西と東海地方の境界に位置する関宿ならではの特色といえることができる。なお、山車は水口（滋賀県甲賀市）や日野（滋賀県日野町）から購入したと伝えられている。

神輿の渡御は、もとは笛吹大明神の祭礼として行われていたもので、文明11年(1479)に笛吹大明神が新所に遷座された折、旧社殿から神霊を奉遷したことに由来するとされている。神主・氏子総代・神輿・世話役の順に並び、1日目は関神社を出発して、関宿の街道筋を中心に、関宿周辺の氏子となっている集落を練く。さらに市指定有形文化財（建造物）の旧田中家住宅をはじめ歴史的建造物が建ち並ぶ街道筋を西に向かい、関宿西の追分にある御旅所まで渡御される。

2日目は御旅所を出発して前日とは逆に東に向かい、夕刻関神社に戻る。関宿の街道に面した家々では、神輿の巡行に合わせて玄関の戸を開け、神輿は正面を家々に向けて祈禱を行う。神輿の渡御は新所地区の若衆が担ぎ手となるが、これは神輿の渡御が新所地区の鎮守であった笛吹大明神の祭礼であったことに由来する。

山車は祭り当日の昼頃、関宿の町並みの中にある各町の山車倉から出されて組立て・飾り付けが行われ、神輿が御旅所・関神社に納められる夕刻に街道に曳き出される。各家でも夕刻に合わせて軒下に提灯を出して山車を迎える準備がされる。

山車の巡行は、旧三谷家住宅主屋（関の山車会館主屋）等の歴史的建造物の並ぶ関宿の街道筋に沿ってそれぞれの町内を曳き回す「町曳き」を行った後、1日目は地藏院または関宿内の街路上に、2日目は関神社に山車が集められ屋台回しが行われる。この屋台回しは山車の上部のみを回転させるもので、提灯の明かりの軌跡が幻想的な雰囲気盛り上げる。

山車には笛・太鼓などによる囃子方が乗り込むが、毎年7月初旬には町ごとに集会所などで稽古が始められ、鈴鹿国定公園内にある眺望絶景の観音山、秋には山一面が紅葉に彩られる観光名所の関富士、新所城跡のある城山を背景とした関宿の町並み全体にお囃子が響き、祭り



■神輿渡御



■祭り前夜のお囃子の発表



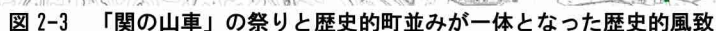
■祭り準備の「格子洗い」



また、祭りが近づくと街道に面したそれぞれの伝統的な建造物では、街道に面した格子などの建具をきれいにする「格子洗い」が行われるなど、伝統的な建造物を美しい状態に維持する様子が日々の生活に反映している。

一時期祭りは寂れていたが、関宿の町並み保存の進捗とあわせて、再び盛り上がりを見ている。特に、昭和 63 年(1988)と平成 11・12 年(1999・2000)に電線・電話線の撤去が行われた後は、中町三番町では巡行の妨げとなっており取り除かれていた山車の上部を復元している。

関の山車の祭りの際の狭い街道に山車が引き出され、祭りに参加する住民、通行する旅人が折り重なって身動きも取れない様子が、限度いっぱいという意味の「関の山」の語源にもなったとされており、関宿の歴史的な町並みを舞台として繰り広げられる山車の祭りは、祭りにかける人々の熱気とともに、まさに「関の山」の風情を今に伝えている。関宿の周辺には、かつて関の町並みの元となる町をつくった関氏が築いた新所城跡のある城山がありその南側には鈴鹿川や田園風景が広がっていて、関宿を挙げての祭りの時期にはお囃子が響いてくる。山車と神輿が練り歩き、歴史的な趣を残すかつての宿場町の佇まいやその周辺に広がる田園風景や山々の織り成す自然環境を一層際立たせ、関宿で生活する人々の活動と一体となった歴史的風致を形成している。



## ②伝統産業と歴史的町並みが一体となった歴史的風致

### ア.はじめに

関宿の町家では、伝統産業等の商売を営むところも多く、それら町家の街道に面した前面の部屋は「ミセ（見世）」と呼ばれる板間である。ミセは商品が並べられて店となったり、職人の作業場として使われ、客と店主が直接対面して商売が行われてきた。

### イ.関宿の町並みの建造物など

#### a. 関宿の町並みに見られる特徴と市街地環境

『伝建調査報告書』によると、地区内には江戸・明治時代の建物が174棟、大正・昭和戦前期の建物が92棟、戦後期の建物が122棟ある。

関宿の伝統的な建造物の1階庇には、開放的なミセを風雨から守るため「幕板」と呼ばれる装置が取り付けられている。この「幕板」の年代が明らかな最も古い例は、安政4年(1857)の棟札が残る建造物に建築当初から取り付けられていたもので、横板に縦棧を取り付けたのみの単純な形式であった。明治時代になると、板に杢木を取り付けたり、板に明取りの窓を設けた意匠・技法的に優れた幕板が取り付けられるようになる。最も新しい幕板は、昭和10年代(1935～)に建築された建造物に取り付けられたもので、板の部分が全てガラスにされている。こうした幕板の変化は、関宿の伝統的な建造物にのみ見られるものであり、また、各時代に対応した変化の過程をたどることができ、地域固有の建築技術が地域内で受け継がれ、発展してきたことを物語っている。

関宿の伝統的な建造物においては、町家の正面に表れる細部意匠において、施主の想いを形にする活動も行われてきた。特に、町家の2階正面の虫籠窓や漆喰細工、化粧瓦などに顕著に現れており、「旅籠玉屋」(市指定有形文化財(建造物))の虫籠窓は、「玉屋」の屋号にちなんで宝珠にかたどられている。「旅籠玉屋」は、現在は資料館となっており、客室や土間などが残り、小学生の玉屋宿泊体験などに利用されている。また、他の伝統的な建造物でも虫籠窓の両端に長寿や家運長久の象徴である「鶴亀」や、災厄除けの「竜虎」が一對で作られたり、袖壁に子供の成長を願う「鯉の滝登り」がかたどられたりしている。



安政4年(1857)の棟札が残る建造物



明治時代



昭和10年代

#### ■幕板の変化



■旅籠玉屋の虫籠窓



■漆喰細工（鯉の滝登り）



こうした建築表現は、施主の建築物にこめる家内安全や家運長久などの願いとともに、類似した建造物が連続する町並みの中にあって、少しでも他より目立とうとする自己表現の手段でもあったと考えられる。

## ウ. 関宿の町並みの人々の活動

### a. 桶重<sup>おけじゅう</sup>

現在、市域で桶の製造を続けているのは、関町中町にある「桶重」一軒となった。市域に残る江戸時代の文書に桶屋の記載はいくつかある。『宿内軒別書上帳（亀山宿）』などに、「桶屋」の屋号が記録されている。『関町史（上巻）』でまとめられた「明治五年各村概況」によると、坂下村には2軒の桶屋があった。また、伝承では、昭和初期に亀山宿や関宿で20軒ほどの桶屋が営業していたという。『伝建調査報告書』によると、「桶重」の主屋の建築年代は江戸末期とされる。

関宿で手づくりの桶作りを続ける「桶重」は、明治15年(1882)の創業で、現在も4代目主人が桶作りを続けている。

歌川広重が描いた浮世絵「東海道五十三次」には、関宿の旅籠を描いた『旅籠屋見世之図』がある。この図には街道に面した旅籠の前面が描かれており、旅人を旅籠へ引き込む老婆や旅人と話す番頭、店先の桶で足を洗う旅人などが描かれている。宿泊を決めた旅人は、まず女中が運んできた桶の湯で汚れた足を洗い建物に上がった。関宿の桶作りは、こうした旅籠での需要があったことに由来するものである。

桶作りの作業は主屋の表店で行われており、町並みから桶作りの作業風景や道具を見ることができる。

### b. 深川屋「関の戸」

「関の戸」（関所の扉の意）は、小豆餡を求肥でくるみ和三盆糖をまぶしたお菓子で、大名が江戸にいる家族への土産として購入したという高級菓子である。御室御所（仁和寺）の御用も勤めており、主人は御用のための専用の服に着替え、菓子を入れた「担い箱」を担いで京都と関を往復した。江戸時代の狂歌師太田蜀山人は、「ふりし名を こにとどめて 鈴鹿山 をとにたてたる 関の戸の餅」と詠っている。関の文化が街道を介して京都や江戸へと伝わっていく様子を知ることができる。



■関宿中町「桶重」



■関宿中町「桶重」



■旅籠屋見世之図



■関宿中町「関の戸」深川屋



「関の戸」を製造・販売する深川屋は江戸初期の創業時から関宿中町に店を構えており、現在の当主は14代目である。「関の戸」の店は『伝建調査報告書』によると、その建築様式から建築年代が文化年頃(1804~1818)にさかのぼる歴史的建造物の一つである。特に2階前面に設けられた、菓子名を記した庵看板(屋根つきの看板)や、店内に展示された、御室御所に菓子を収めた折に使われた装束や担い箱などが、老舗の風格を感じさせる。文久3年(1863)の『関宿屋並図』に屋号である「深川屋吉右衛門」の名が記載されている。

#### c. 前田屋製菓「志ら玉」

「志ら玉」は小豆餡を白玉粉餅でくるんだ団子で、江戸時代に東海道を旅する人々が疲れを癒すために食したとされ、関宿中町に店を構える前田屋製菓で製造・販売が行われている。

「志ら玉」がいつ頃から作られだしたかは不明であるが、文久3年(1863)の『関宿屋並図』には新所誓正寺前に「白玉屋熊次郎」の名があり、その頃には店を構えていたことが確認できる。

前田屋製菓の現在の主屋は主屋に残る墨書から江戸末期に建築された歴史的建造物で、前面を開放し、商品をいっぱい並べた店構えは、旅人で賑わった往時をしのばせる。

#### d. お茶屋「かねき」

関宿中町にある「かねき」は慶応元年(1865)創業の茶問屋であり、伊勢(亀山)茶の製造・販売を行っている。伊勢茶は周辺農村の主力農産物であり、農村から集められた茶葉が関宿内の茶屋で加工・ブレンドされ、販売されている。製茶作業中には、主屋裏にある「ほいろ場」(製茶作業場)から茶の香りが町並みに漂う。

関宿周辺における茶栽培は、もともとは畑の畦や道端に数十株の茶樹を植え、自家用として栽培していたものであったが、幕末期に伊藤平兵衛・村上政右衛門が販売のための茶栽培を始め、慶応年間(1865~1868)に近江の技術を導入して以降、茶園が増加したとされている。



■関宿中町「関の戸」深川屋



■「志ら玉」を製造販売する前田屋



■志ら玉



■お茶屋「かねき」

関宿中町南側にある主屋は『伝建調査報告書』によると、主屋の建築年代は江戸～明治時代に建築されたものと考えられる歴史的建造物で、その前面右手には、周辺の茶農家が茶葉を持ち込み、品質や量の確認を受けた計量場のカウンターがそのままの姿で残っている。店先には、神戸港から緑茶を輸出していた功績に対する明治39年(1906)の褒状が飾られている。



■「かねき」店先の褒状

## エ.まとめ

関宿で引き継がれている営みは、ここに生活した人々の建物にかける想いと、旅人への訴えかけの表現を含み、宿場の賑わいを演出するとともに、宿場町の建造物の豊かな表現力を今に伝えている。

関宿の街道に面し伝統産業を引き継ぐ家々では、本来の「ミセ」の姿が生き続けており、また類似する前面意匠をもちつつ、それぞれの店の特徴を引き出し、目立たせる伝統産業としての営みが継承されている。このように多様な職業が伝統的な建造物群の中に息づいている様は、活気ある宿場町の歴史的風致を形成している。

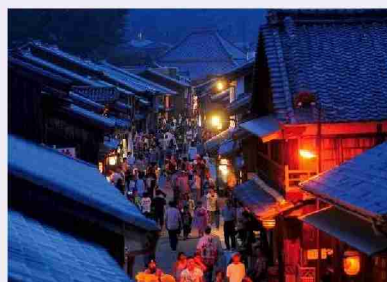


図 2-4 伝統産業と歴史的町並みが一体となった歴史的風致

## ～コラム 東海道で唯一宿場町の町並みを残す「関宿」～

「関」の地名は壬申の乱で登場する古代三関の一つ「伊勢鈴鹿関」が置かれていたことに由来する。中世、この一帯は関氏の所領で、旅人や近在の人々の信仰を集めた地藏院の門前町「関地蔵」が形成されていた。その後、次第に町が整備されていき、徳川家康の宿駅制度化により東海道 47 番目の宿場「関宿」とされた。

現在、東海道の宿場の大半が旧態をとどめない中、唯一、重要伝統的建造物群保存地区に選定された関宿は、400 軒ほどの町屋が街道の両脇に連続し、江戸時代の宿場のにぎわいを彷彿させる。往時は道沿いに本陣 2 軒、脇本陣 2 軒、旅籠が大小 42 軒建ち並んで、周辺の宿場町と比べても抜きんでていた。一休禅師とゆかりの深い地藏院を中心に、西の追分から東の追分に至る 1.8 km のその道は「日本の道 100 選」にも選ばれている。建物の間に現代風の建物がほとんど無く、レトロな町並みに身を置けば、時空を超えたかのような感覚に襲われる。



■「夏の祇園まつり」街道のにぎわい



### ③伊勢信仰の歴史的風致

#### ア.はじめに

関宿の東はずれにあたる「東の追分」は、東海道から伊勢別街道（参宮道）が分岐する箇所である。ここには常夜灯と並んで伊勢神宮の「一の鳥居」がある。鳥居には伊勢神宮を示す「大一」の文字が記されており、東海道を急ぎ旅する人々にとっては、伊勢神宮を遥拝する場所でもあった。この鳥居は20年に一度の伊勢神宮の式年遷宮に合わせて建替えられている。また、「是より外宮十五里」と記した天保7年(1836)の道標、元文5年(1740)と享保7年(1722)の常夜灯2基などがあった（現在は一の鳥居と元文5年(1740)の常夜灯が残る。）。これらの道標・常夜灯などは「おかげ参り」などで伊勢に向かう旅人の安全のため、江戸・大阪・京などの商人が献じたものであるが、灯明などの日常の維持管理は、周辺の木崎地区居住者によって行われた。慶応4年(1868)の『坂下村上町月並御日待帳』には寄合日が定められている。

こうした常夜灯の維持管理や「おかげ参り」の人々の接待などのため、住民により組織されたのが「伊勢講」である。「伊勢講」では会員から会費を集めて運営費とされ、代表が伊勢神宮へお参りする代参も行われた。伊勢講がいつ頃から普及したかについては確かな資料は無いが、「おかげ参り」が流行し、灯籠などが寄進される江戸中期には、いくつかの団体があったと考えられる。これら伊勢信仰に関わる人々によって、今も一の鳥居のお木曳きが行われている。

#### イ.伊勢信仰に関わる建造物など

##### a. 東の追分 <「東の追分・西の追分」として県指定史跡 昭和57年(1982)>

東の追分は東海道と伊勢別街道の結節点である。ここには、おかげ参りの前期の正徳年間(1711~1717)に建立された大鳥居。いつしか「一の鳥居」呼ばれるようになったもの。鳥居の傍らには一里塚跡や元文5年(1740)刻銘の常夜灯があり、常夜灯は280年たった今もなお静かに明かりを灯し続けている。また、平成27年(2015)に解体した際の関宿「一の鳥居」の旧用材は、阪神・淡路大震災復興として神戸の生田神社に移設され二之鳥居の建設に使われた。生田神社への引き渡しについては、生田神社から伊勢神宮に震災復興の木材下付の願い出がなされ、平成7年(1995)に伊勢神宮から関町に対し古材提供の依頼があり実現したもので、これまで平成7年(1995)、平成27年(2015)に古材の提供を行っている。



■一の鳥居 常夜灯（元文5年(1740)刻銘）



左：追分の一里塚（伊勢参宮名所図会）

右：東の追分（明治末年 岩間恒雄氏蔵）

出典：歴史の道調査報告書Ⅳ（東海道）

## ウ.伊勢信仰に関わる人々の活動

関宿における伊勢信仰に関わる人々の活動は、地元の住民による伊勢講での「おかげ参り」が行われなくなった後は、関宿を挙げての「お木曳き」に変化していった。

伊勢神宮内宮宇治橋たもとにある鳥居が解体されて関宿に運ばれ東の追分での建替えが行われる際には、材料を東の追分に運ぶため、関宿の歴史的な町並みが残る街道筋において、住民総出の「お木曳き」が行われる。

伊勢神宮の式年遷宮に合わせて「一の鳥居」の建替えが行われた最初の記録は、建替え時の清算書にあたる『太神宮一之御鳥居造立諸入用勘定帳』によれば、嘉永2年(1849)に第54回伊勢神宮式年遷宮が行われた際に建替えが行われたとある。「お木曳き」が行われ20年ごとの伊勢神宮の式年遷宮の際に建替えが行われることとなるのは、『東の追分 鳥居建替えの記録』(亀山市、昭和50年(1975))によると、昭和4年(1929)の第58回伊勢神宮式年遷宮が行われた翌年8月20日のお木曳きが最初の記録である。その時の様子については、「お木曳きは、万国旗等で張り飾られた街中を、数台の曳車に神木を載せ、奉曳唄の声も高らかに一号車から順次御旅所を出発し木崎の追分に曳き込むもので、途中町内外の見物人の声援を受け盛大な行事の一つでもあった。」との記録がある。その後、第二次世界大戦のため時期がずれて昭和32年(1957)、さらに昭和50年(1975)に造営されて、現在の鳥居は平成25年(2013)の伊勢神宮式年遷宮の翌々年に建てられたものである。平成27年(2015)5月30日に行われたお木曳きには曳き手600人、一般参加者7,000人が参加し、関宿の西の追分から東の追分まで奉曳が行われた。そこには、歴史的な町並みの残る関宿において、そこに暮らす地域の人々の伊勢講から始まり関宿全体の伊勢信仰を通じた絆や町並みの保存・にぎわいづくりへの思いを感じることができる。

## エ.まとめ

関宿において伊勢信仰に関わる人々の活動は伊勢講による「おかげ参り」が行われなくなった後は、住民による20年に一度の鳥居の建替えとお木曳きに引き継がれ、関宿固有の伝統行事として現在に至っている。歴史的建造物が連なる関宿の町並みにおいて、街道いっぱい



■関宿東の追分 一の鳥居



■お木曳き(平成27年(2015))



にお木曳きの衣装を着た住民が総出で行事に参加する。これが伊勢国の玄関口として栄えた関宿の東の追分に残る歴史的風致である。

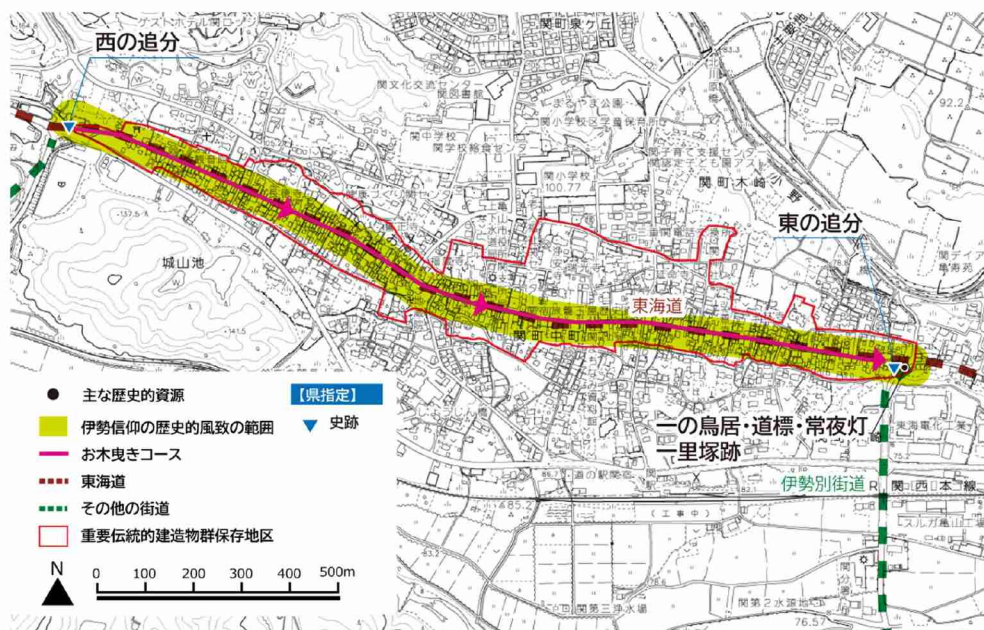


図 2-5 伊勢信仰の歴史的風致

### ～コラム 宿場町のもてなしの心を継ぐ奇跡の景観がここに～

お伊勢さんの「一の鳥居」と言われる鳥居は三つある。一つはここ東海道の関宿に、残りの二つは桑名宿と四日市の日永宿にある。しかし、どの鳥居も伊勢神宮が建立したものでは無い。おかげ参りの旅人の目印や選拝のために、志ある商人により建てられた鳥居がいつしかそう呼ばれるようになったのだ。

ここ関宿の鳥居が建てられたのは、おかげ参りの前期で、三つの鳥居の中で最も早い。いわゆるお伊勢さんの「一の鳥居」のはしりである。時は流れて昭和に入り、式年遷宮に合わせて20年に一度、住民総出のお木曳により、内宮宇治橋東詰の鳥居が移設される習わしになったことから、名実ともに伊勢国の玄関口『お伊勢さんの「一の鳥居」』となった。

この「一の鳥居」を含め関宿の町並みは、商人たちのもてなしの心が生み出し、地域住民がその精神とともに大切に受け継いできたことで存続する奇跡の景観なのである。



■凛々しい佇まいの東の追分「一の鳥居」



#### ④ 関地蔵院の歴史的風致

##### ア.はじめに

関宿は江戸中期までは「関地蔵」と呼ばれ、関宿は関地蔵院の門前町でもあった。地蔵院門前は現在でも「地蔵町」の名で呼ばれていて、近隣には市指定有形文化財（建造物）の旧田中家住宅をはじめ歴史的建造物が建ち並んでいる。地蔵院の寺地は東海道に直接面しているため、諸堂と地蔵町の町並みは一体となって境内空間を形成していて、毎月24日の地蔵さんの日には写経会・納経が行われ、多くの参詣者が訪れる。



■ 関地蔵院境内

##### イ. 関地蔵院に関わる建造物など

###### a. 関地蔵院本堂・愛染堂・鐘楼 <重要文化財 大正9年(1920)>

関地蔵院は重要伝統的建造物群保存地区に選定されている関宿のほぼ中央部に位置する真言宗寺院である。棟札より本堂は元禄13年(1700)の建立とされ、鐘楼は梵鐘銘より寛永21年(1644)の建立とされる。

東海道の南側に直接面する境内には、重要文化財である本堂・愛染堂・鐘楼がある。本堂は桁行5間、梁間4間、寄棟造、本瓦葺、向拝1間、背面後陣、側面脇間付で、東面する。愛染堂は桁行3間、梁間3間、寄棟造、本瓦葺、向拝1間、正側3面に切目縁を廻らす。鐘楼は桁行1間、梁間1間、切妻造、本瓦葺、石積基壇立、南面する。



■ 地蔵院本堂大正初期  
(屋根葺替後間もない写真)

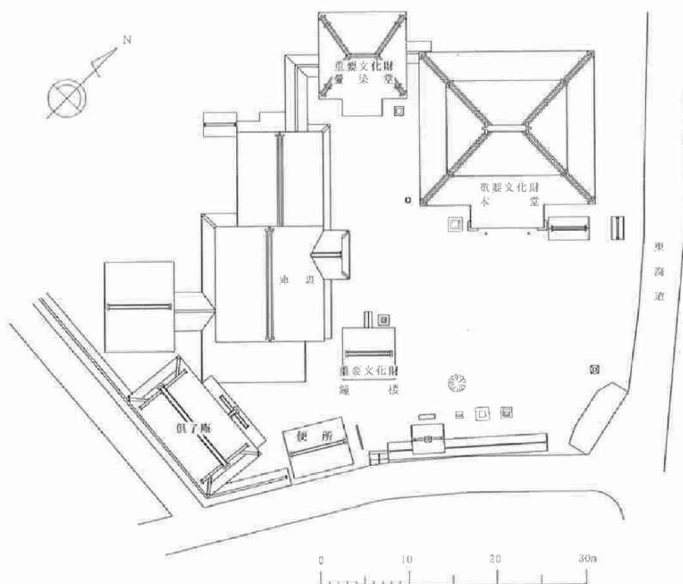


図 2-6 境内配置図

(出典：地蔵院本堂・鐘楼保存修理工事報告書)

## ウ.関地蔵院に関わる人々の活動

地蔵院、いわゆる関の地蔵さんは歌川広重の版画や東海道名所図会に描かれ、一休禪師開眼の逸話や「関の地蔵さんに振袖着せて奈良の大仏婿にとる」などの俗謡とともに名高い。地蔵院では年間を通じて「初地蔵」を始めとして様々な行事が行われる。

地蔵院の造営に関する文書である『地蔵堂再興日記』によれば元禄13年(1700)に現在の本堂が開帳された際には、「同廿八日中本尊開帳、天気晴朗、参詣之男女数万回向院内外に充滿せり」と盛況であった旨の記述がある。また『安永四乙未正月改年中行事』(安永4年(1775))には「初地蔵」などの年中行事についての記述があり、それによると旧暦1月24日に「初地蔵」の祭りとして護摩焚きや火渡りが行われている。さらに7月26日には「愛染明王の会式」が、9月24日には1月と同様に「火祭り」が行われている。

こうした年中行事については、地蔵院が聖武天皇の勅願によって開かれたという関宿周辺では一番の古刹であるが、檀家を持たないこともあって広く信者を集めるために、時代を経て変遷はあるものの現在も引き継がれ行われている。1月24日の「初地蔵」、8月24日の「地蔵盆」、12月24日の「終地蔵」など、毎月24日の地蔵さんの日に写経会・納経が行われる他、2月18日と8月26日には「大護摩」が行われ、多くの参拝者は町並みにあふれんばかりである。「大護摩」では、境内中央に丸太が組まれ護摩が焚かれる。この護摩焚きでは、火が弱まった後その上を修験者や近在から集まった信者が渡る「火渡り行事」が行われ、一年の健康や家内安全が祈願されている。8月の「大護摩」では、年に一度の愛染明王(愛染堂の本尊)の御開帳もあわせて行われている。また、大晦日には鐘楼の鐘で「除夜の鐘」が、参拝者一人一人の手によって鳴らされ、境内及び関宿に鐘の音が響き渡る。

## エ.まとめ

地蔵院は東海道の面する開放的な境内に建つ本堂の段差を持つ<sup>しころ</sup>鋸屋根を印象的に見ることができ、江戸時代から近隣の人々に加えて、東海道を旅する人々の信仰とともに栄えた歴史を今に伝えながら関宿の歴史的景観を形づくっている。関宿周辺に生活する人々は、地蔵院で行われる年中行事とその賑わいによって、一年の季節の流れを知るのである。地蔵院で行われる年中行事は、普段は静かな地蔵院のハレを演出する風情であり、東海道沿道における名所としての趣を感じさせる歴史的風致を形成している。



■火渡り行事



■護摩焚き



図 2-7 関地蔵院の歴史的風致



## ⑤観音院の歴史的風致

### ア.はじめに

関宿新所にある観音院では、付近の住民による観音講が続けられている。市内における観音講は江戸中期以降、寺院などにある観音堂において行われた記録がある。観音院においても現在地に本堂が定められた後、その維持・管理を兼ねて行われてきたものと思われる。

観音院の縁起は、弘法大師が観音像を刻み関宿の南にある城山周辺に堂を開いたことに始まるとされている。豊臣秀吉の新所（関地蔵）城攻略の際に焼失し、本尊だけが関宿の北にある観音山に祀られた。観音山の名前は、これに因むものである。

観音山の麓で関宿の街道に面した現在地に堂が構えられたのは寛文年間(1661～1672)と言われている。関宿新所北側にあって、境内は直接東海道に面している。本堂は街道に接して東向きにある。このように街道に境内が直接面する寺院は地藏院と観音院のみである。現在地への移動は、旅人の道中安全と関宿の商売繁盛を祈願するためとされているが、東海道を通る旅行者を強く意識していたことは確かである。

その後、観音院がもとあった観音山には観音講の人々の寄進により、安政4年(1857)、大阪を中心に活躍した幕末の石工丹波(村上)佐吉が彫ったとされる「西国三十三所観音」巡りの石仏が安置された。観音山は標高222mあり、関宿を見渡すことができる眺望絶佳の地である。関宿に生活する人々にとっては最も身近な行楽地でもあり、日頃から、観音院とともに観音山の石仏を巡る人々も多い。

### イ.観音院に関わる建造物など

#### a. 観音院

本堂は東面し3間(20尺)4方、寄棟造りで本瓦葺である。前面に1間の向拝がつく。背面軒下に後堂を設け、北に庫裏が続く。主堂柱は総円形、後柱は角柱。本堂は歴史的建造物で、改修記録として文政7年(1829)の棟札が残っているので、この時期にはすでに建てられていて、昭和50年(1975)にも大修理を行っている。

現在の庫裏は平成2年(1990)に建てられて御旅町の公民館も兼ねており、境内は地域の人々の様々な行事に使われている。



■観音山からの関宿の眺め



■観音院



■観音院略図



■観音山の石仏を見学する人々



■観音院本堂正面

(出典：「三重の近世社寺建築」、1985)

## ウ. 観音院に関わる人々の活動

現在観音講の行事としては1月18日の大般若経、春・秋の会式などがあり、大般若経の会式の折には延享2年(1745)に寄進された600巻ある經典を読み上げる。観音院本堂で、講員が鉦を叩きながら御詠歌を唱える姿は日常的に見られるが、特に観世音菩薩の縁日とされる毎月18日には講員が観音院本堂に集まり、御詠歌が唱えられる。観音山にある「西国三十三所観音」や墓地へのお参りや清掃なども講員により行われている。



■大般若経の經典（観音院）

地元の町内会には観音講結成の記録、初参会の費用についての記録や、観音院の境内と観音山が一体として管理されていた資料(昭和26年(1951))が残っている。

また、宝永元年(1704)の記録『坂氏覚書』にも6月18日に講員が観音院本堂に集まった様子が記述されている。苦しい生活の中での楽しみとして講員が毎月観音院本堂に集まって飲食を共にし、交流を図ったとされ、このことは現在の毎月の御詠歌に引き継がれている。

## エ. まとめ

近年、地域の公民館を兼ねている庫裏や境内は地域の行事に使われるなど時代と共に人々の活動にも変化が見られるが、現在も観音院の年中行事は引き継がれていて、観音院や観音山の「西国三十三所観音」や墓地へのお参りや清掃を講員が行っている。

観音院で唱えられる御詠歌と鉦の音は、観音院が面する歴史的建造物の並ぶ閑宿の町並みにも聞こえ、観音霊場であった観音山へと人々を誘うような情緒を醸し出し、固有の歴史的風致を形成している。

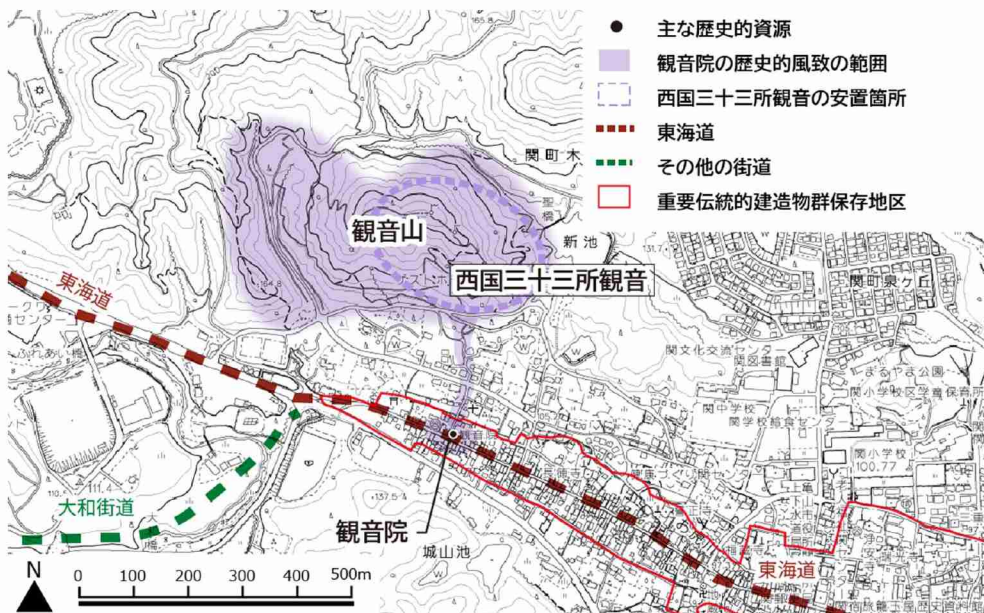


図 2-8 観音院の歴史的風致

## ⑥東海道「関宿」周辺の歴史的風致のまとめ

重要伝統的建造物群保存地区である関宿では、地域住民が長年にわたりその歴史的町並みを「生活しながらの保存」をテーマに守り続けてきた。一つ一つの伝統的な建造物を修理する上では、建造物の美しさだけではなく、そこに暮らし続けていくことへの工夫や配慮を積み重ねてきた。

「関の山車」の祭りのような地域で行われる伝統的な祭り、街道筋に面した町家では和菓子作りをはじめとした伝統産業などの地域に根付いた文化も大切に継承されてきた。さらに、関宿には「お木曳き」に見られる伊勢信仰、地藏院や観音院の年中行事のように町並みで生活する人々の絆も残っている。

また、周辺には観音山に代表される豊かな自然環境があり、四季を通じて花・樹木などをゆっくりと楽しむことができる。

東海道「関宿」の町並みは、景観的な美しさだけではなく、そこに暮らす人々の姿を感じることができるもので、街道筋の歴史的建造物と人々の活動が歴史的風致を形成している。



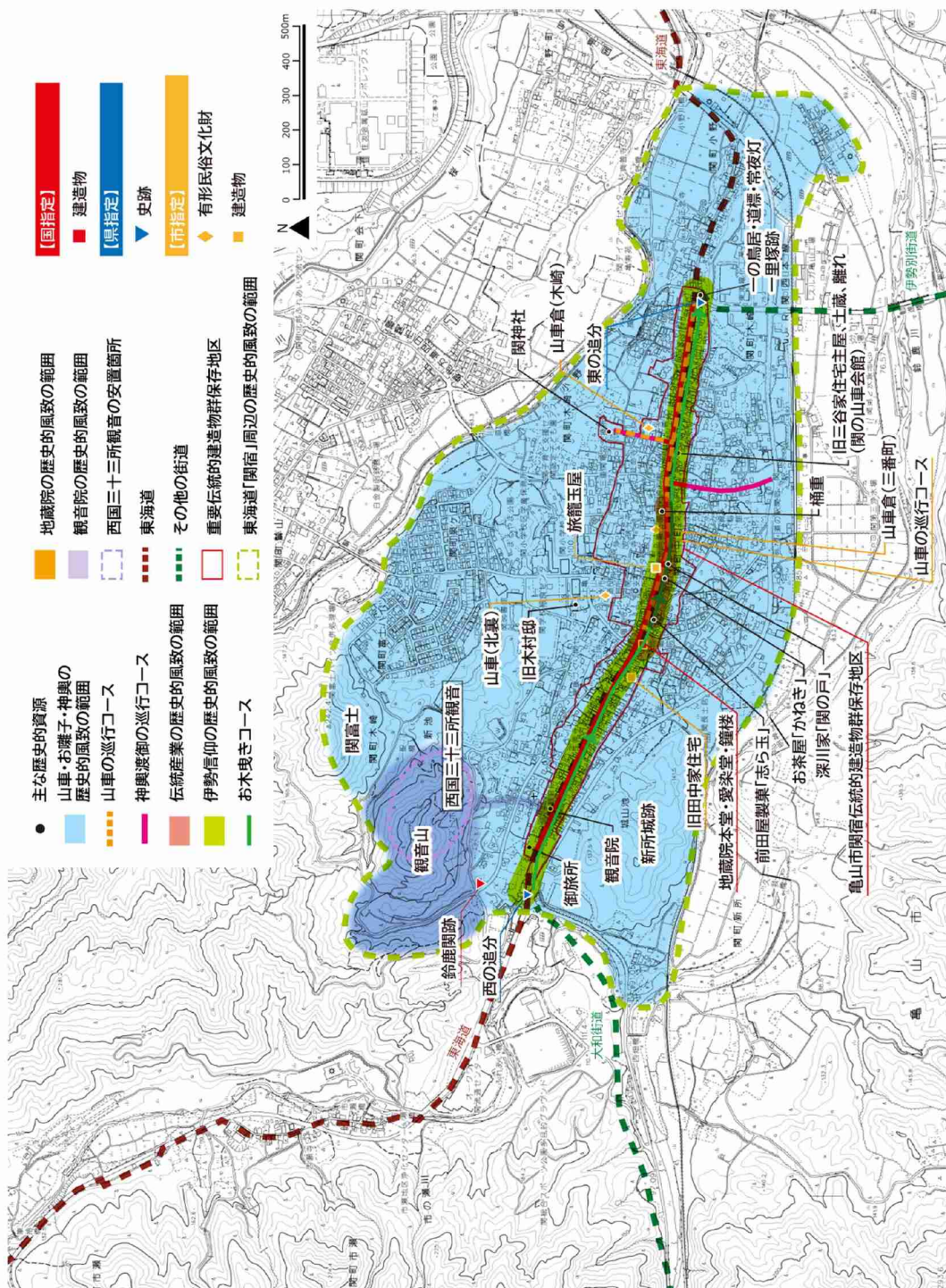


図 2-9 東海道「関宿」周辺の歴史的風致（まとめ）

## (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致

亀山宿はいつごろ町が立てられたかは定かではないが、文明14年(1482)の文書に「亀山」とあることから、15世紀の終わりには町が成立していたとみられ、発掘調査の結果もこれを裏付けている。16世紀中ごろには亀山城が築かれ、以後は関氏の城下として発展した。

元禄4年(1691)、亀山の地を通った長崎オランダ商館のドイツ人医師エンゲルベルト・ケンペルは亀山のまちを見て「町は平坦な丘陵の上にあり、私が見渡した限りでは、石垣と門と番所のある整然とした町である。その南側には荒く築き上げた城壁と櫓のある、かなり堅固な城がそびえ立っていた。狭い通りはこの土地の地形のために曲がりくねっているので、われわれが第2の番所を通して郭外の外れに行き着くまでには、ほとんど1時間を費やしてしまった。」と『江戸参府紀行』において記録に残している。

県内唯一現存する城郭建造物である旧亀山城多門櫓や東海道沿いの歴史的建造物は、かつての城下町としての側面と宿場町としての側面を留め、今もかつてケンペルの通った東海道の狭い通りが残されている。

### ① 亀山城跡の歴史的風致

#### A. はじめに

亀山城は『九々五集』によると関実忠が文永2年(1265)に若山(亀山市若山町)に「築壘」したことに始まり、天正18年(1590)城主となった岡本良勝により、現在地(亀山市本丸町)に本丸・二之丸・三之丸からなる城が整備されたとある。その後城主となった三宅康盛(在城:寛永9~13年(1632~1636))、本多俊次(在城:寛永13年~慶安3年(1636~1650))により修築・整備がおこなわれ、現在に引き継がれる城域が確定した。

この亀山城において幕末期に亀山藩の武芸流儀として行われていた剣術が「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」であり、現在も亀山城跡においてその活動は続けられている。

#### イ. 亀山城跡の建造物など

##### a. 亀山城跡

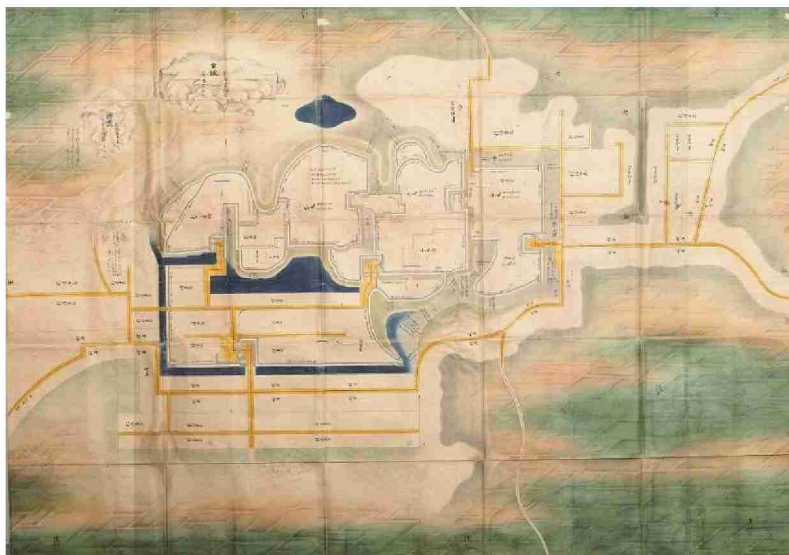
城郭部は標高90m程の丘陵上にあり、西から東へ本丸・二之丸・東三之丸と続く。藩主居館は二之丸にあり、東三之丸は上級家臣の屋敷である。本丸の西側に西出丸が付属する。本丸・西出丸の南には内堀を隔てて西之丸があり外堀により町人地と隔てられる。西丸は上級家臣の屋敷地である。

本丸には上洛する将軍の旅館として使用された御殿があった。寛永10年(1633)の将軍上洛に当たっての整備の折に作成されたと考えられる、『勢州亀山御城御本丸御指図』、『勢州亀山御城御本丸二之丸三之丸御指図』の2枚の絵図が残っている。

両絵図では、既に存在している建造物と新築する建造物が色分けされており、東南隅櫓の位置には「御長屋」として新築する建造物が描かれている。東南隅櫓の位置の建造物の資料上の初出であり、将軍旅館を守る本丸壘線上建造物として建築されたものと考えられる。

現在の亀山城跡には、旧亀山城多門櫓(亀山城本丸東南隅櫓附鬼瓦)、大久保神官家棟門、明治天皇行在所、加藤家長屋門及び土蔵等の歴史的建造物があり、二之丸帯曲輪と亀山城外堀遺構は発掘調査結果に基づき復原されている。また、本市の伝統芸能である葛葉太鼓、灯おどりが行われる亀山市納涼大会や亀山薪能などの人々の活動が見られる。





■伊勢亀山城廻絵図（亀山市歴史博物館蔵）  
本丸、二之丸、三之丸、西之丸、西出丸の五つの曲輪が描かれる

b. 旧亀山城多門櫓 ＜県指定史跡 昭和 28 年(1953)＞

（亀山城本丸東南隅櫓附鬼瓦＜県指定有形文化財（建造物）平成 27 年(2015)＞）

亀山城本丸の東南隅の石垣上に建つ一重櫓で、江戸後期に建築された。

この櫓は亀山城の城郭建造物の中では唯一、石垣上に残る建造物で、江戸後期の建築当初の姿を示している建物である。また、三重県内においても城郭の墨線を構成した建造物の完存した遺構例として唯一のものであり、歴史的価値が高い。平成 25 年(2013)1 月に復原修理を完了し、江戸後期の姿に復原したことにより、県指定有形文化財（建造物）に指定された。



■旧亀山城多門櫓  
（亀山城本丸東南隅櫓附鬼瓦）

c. 大久保神官家棟門 ＜市指定有形文化財（建造物）昭和 30 年(1955)＞

景行天皇が伊勢神宮に御参詣の帰途、倭姫命<sup>やまとひめのみこと</sup>が天照大神<sup>あまてらす</sup>を奉戴し、滞在された遺跡「忍山神社」に立ち寄られた。当社の神主であり、後に日本武尊<sup>やまとたけのみこと</sup>の妃となる弟橘媛<sup>おとたちばなひめ</sup>の父である忍山宿彌は、神田の稲穂を摘んで天皇に供し「穂積」の姓を賜ったと伝えられる。大久保但馬守は、穂積忍山宿彌の末孫に当り忍山神社・能牟良神社の神官として明治まで繁栄した。

この門は大久保家の棟門で亀山西小学校の裏門に利用されていたが、昭和 30 年(1955)亀山神社境内に移築され、亀山演武場の門となっている。



■大久保神官家棟門



## d. 明治天皇行在所 &lt;市指定有形文化財（建造物） 昭和26年(1951)&gt;

明治天皇は明治13年(1880)三重県下御巡幸の折、7月10日東町藤屋（伊藤市次郎宅、現在の市民協働センター「みらい」所在地）を行在所とされ、10日・11日の両日にわたり名古屋・大阪両鎮台對抗演習を御統監された。この建造物は、この折玉座とされた奥8畳間など行在所の一部が移築保存されたものである。

建物はまず井尻町に移されたが、昭和10(1935)年亀山小学校（現在の亀山西小学校）地内に移築され、昭和14年(1939)県の史跡に指定された。昭和26年(1951)には市指定有形文化財（建造物）となり、昭和32年(1957)旧亀山城多門櫓石垣北側に再移築された。

なお、平成23年(2011)旧亀山城多門櫓の石垣修復に伴い、石垣保護のため現在地に移動した。



■明治天皇行在所

## e. 加藤家長屋門及び土蔵 &lt;市指定有形文化財（建造物） 昭和25年(1950)&gt;

亀山藩主石川総慶が延享元年(1744)に備中国松山（現在の岡山県高梁市）より亀山への移封に伴い、石川家家老職にあった加藤内膳家が亀山城跡に位置する現在の西丸町に屋敷を賜った。文化9年(1812)に二之丸の藩主御殿焼失により、当座の仮御殿として使用されるなど、当時は相当な規模の屋敷であった。

長屋門及び土蔵は現存部分の建築様式から改造が繰り返されたと考えられ、創建は江戸中期以降の建造物と推測される。



■加藤家長屋門及び土蔵

長屋は男部屋・若党部屋・物見部屋・<sup>うまや</sup>厩の4部屋で、創建当初は西側に窓があるだけの塗屋であったと推定されるが、幕末当時の姿に平成3年(1991)に復原された。土蔵は海鼠壁に補修され、土壁は築地塀で修復前にもあった物見もそのまま設けられた。土蔵の北側と長屋の東側に土塀の一部を復原し、周囲の道路を石畳にした。

## ウ. 亀山城跡の人々の活動

「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」は亀山藩の武芸流儀で、昭和26年(1951)に市指定無形文化財とされ、昭和50年(1975)に県指定無形文化財とされた。本市のみに残された古武道で、現在は保持団体である「心形刀流保存赤心会」により、亀山城跡において伝承活動が続けられている。

心形刀流は伊庭是水軒秀明が天和2年(1682)に創始したもので、亀山藩武芸指南役山崎雪柳軒（文政11年～明治26年(1828～1893)）が、心形刀流8代伊庭軍兵衛秀業に入門して免許皆伝を得、藩主をはじめ多くの藩士の入門者を得て亀山藩の御流儀となった。形には、居合・大太刀・



■心形刀流武芸形

小太刀・二刀・枕刀・座突・柄捕などがある。

心形刀流保存赤心会は、毎年、亀山演武場で演武見学会を行うなど伝承活動を行い、心形刀流の普及に努めている。その活動は幅広く全国各地で武道大会に参加したり、奉納演武を披露している。また、地域における活動も亀山演武場だけでなく、同じく亀山城跡にある亀山西小学校では毎年合宿稽古を行っている。近隣の公園には山崎雪柳軒の遺剣之碑が建てられていて、歴史的建造物の残る亀山城跡において道着を着た人々が演武場に向かう姿を見かけられる。



■山崎雪柳軒遺剣之碑

現在の演武場は昭和 63 年(1988)に建てられたもので、それ以前の演武場は元治 2 年(1865)に建てられた市指定有形文化財(建造物)であったが、昭和 60 年(1985)に火災により焼失している。かつての演武場は山崎雪柳軒が苦心の末に建てたものであったが、現在の演武場の再建に当たっては募金活動など様々な困難苦心を重ねた心形刀流保存赤心会の思いが込められている。演武場の門には歴史的建造物である大久保神官家棟門が使われている。

## エ.まとめ

「旧亀山城多門櫓」の多門櫓と石垣は、周辺が旧城郭内であったことを示す歴史的建造物で、そのすぐ横には明治天皇行在所がある。そこでは道着を着た人々がこうした歴史的建造物の間を稽古で走ったり、大久保神官家棟門を通り亀山演武場に向かうといった人々の様子が見られる。かつての亀山城跡からは今も剣士たちの掛け声が加藤家屋敷をはじめとした歴史的建造物が残る城下町周辺にこだまし、旧城郭の威厳を感じさせる歴史的風致がある。



図 2-10 亀山城跡の歴史的風致



## ②亀山宿の歴史的風致

### ア.はじめに

亀山宿は江戸時代には東海道五十三次の江戸から数えて 46 番目の宿場町として、露心庵から京口門までの約 2.5 km にもおよぶ宿であった。城下と併せた町の規模は大きかったが、本陣・脇本陣は各 1 軒、江戸後期の段階で旅籠は 21 軒であった。

東海道の街道筋となる本町には、江戸末期から明治時代にかけて建築された町家が残る。木造 2 階建棧瓦葺で、1 階に瓦葺の庇屋根を付ける。真壁造が多く、2 階前面の壁には化粧貫が付く。開口部のほとんどは格子戸であるが、1 階の開口部はかつては擦り上げ戸であった。これらは、本町が東海道亀山宿であったことを示す歴史的建造物である。街路整備によって中心部分は往時の景観は失われているが、宿内の随所に旧館家住宅や福泉寺山門に代表されるような歴史的建造物が残りかつての面影を留めている。

### イ.亀山宿の建造物など

#### a. 亀山神社

旧東海道亀山宿及び旧亀山城下町は、亀山神社・亀山八幡神社の 2 社の氏子に分かれている。江戸時代、東海道亀山宿及び亀山城下の鎮守は、東町にある亀山八幡神社と、西町にある三社権現の 2 社であった。

亀山神社は明治維新により亀山城が廃止されたあと、城内に旧藩主を祀る神社として創始されたものであるが、明治 41 年(1908)に三社権現を含むいくつかの神社を合祀し、亀山城の西から南にある西丸町・東丸町・市ヶ坂町・西町などや、鈴鹿川の南岸の阿野田町・田茂町・安知本町を氏子とするようになった。境内には、桁行 8 間、梁間 3 間、木造平屋建、棧瓦葺の拝殿、その奥に神明造の本殿、社務所がある。延享 4 年(1747)刻銘の灯籠もある。

亀山神社は旧亀山城の城郭中心部にある。その周辺には旧亀山城の唯一残る城郭遺構である「旧亀山城多門櫓」や「亀山城本丸三重櫓」「亀山城二之丸帯曲輪」をはじめ、明治 13 年(1880)明治天皇がお休みになった折の離れ座敷を移築した「明治天皇行在所」、「大久保神官家棟門」などの旧街道、城郭を示す歴史的建造物に囲まれている。歌川広重の浮世絵「東海道五十三次」に描かれた亀山宿の風景(「雪晴」)は、雪の日に亀山城下の西の入口に当たる「京口門」に向かう坂道を登る大名行列を描いたものである。また、氏子となる町の内、西丸町には亀山藩主石川家の家老加藤家の屋敷跡があり、江戸末期の家相図でその存在が確認できる「加藤家長屋門及び土蔵」及び主屋がある。



■亀山神社



■亀山神社 灯籠(延享 4 年(1747)刻銘)



## b. 亀山八幡神社

亀山八幡神社は文永2年(1265)関氏が亀山城下の守護神として九州宇佐八幡宮から羽若(亀山城下の北側)に勧請したもので、元和4年(1618)に亀山城の鬼門にあたる現在地江ヶ室に遷座された。江戸時代から主に亀山城の東にあたる現在の東町・本町・江ヶ室・北山町・北町などを氏子としてきた。

境内には桁行6間、梁間3間、木造平屋建、棧瓦葺の拝殿、その奥に神明造の本殿、社務所がある。文政13年(1830)刻銘の灯籠もある。



■亀山八幡神社 灯籠(文政13年(1830)刻銘)

## c. 旧館家住宅 &lt;市指定有形文化財(建造物) 平成19年(2007)&gt;

旧館家住宅(枡屋)は亀山市西町、東海道の沿った街道南側にある。

当家は同じ西町に所在する館本家の6代目当主である虎介(～1882)が嘉永年間(1848～1855)に隠居分家したことに始まり、虎介の三男石三郎(～1911)を初代として、2代虎雄(～1959)、3代逸雄(1926～2005)、4代逸志と続く。屋号は本家と同じ「枡屋」である。

明治期から西町において地主・呉服商を営み、大正14年(1925)津市乙部に呉服商の本拠を移す。棟札より主屋の建築が明治6年(1873)であることから、この後明治6年(1873)までの間に当敷地を得て、本拠として現在の主屋を建築したものと考えられる。

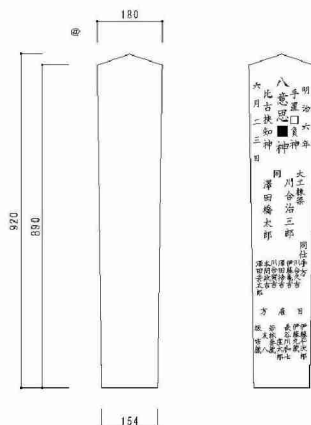
4代逸志氏より平成18年(2006)に地域の歴史文化の活用拠点として本市に寄贈された。



■亀山八幡神社



■旧館家住宅



■棟札

## ウ. 亀山宿の人々の活動

亀山神社の大祭は毎年10月14・15日に行われるが、いくつかの神社が合祀されたため、様々な行事が平行して行われる。

「阿野田かんこ踊り」は阿野田地区に江戸時代から伝承されている雨乞いの祭りで、かつては真木尾神社に奉納されていたが合祀により亀山神社に奉納されるようになり、阿野田羯鼓踊保存会により伝承されている。昭和43年(1968)に市指定無形民俗文化財とされた。

7月頃から太鼓や踊りの練習を阿野田公民館で行い、祭りの翌日には阿野田公民館で地元への披露が行われる。祭り当日は、鈴鹿川の南岸である阿野田地区内で舞われた後、歴史的建造物が並ぶ街道筋を巡行し、夜間に至って亀山神社境内で奉納される。

昭和30年代(1955)までは青年団が踊っていたが、現在は阿野田羯鼓踊保存会を中心に子供会とともに踊るようになった。踊り子・大拍子・ほら貝・笛で構成されている。踊り子の人数は6人で、浴衣・黒足袋・草履姿に、菅笠のまわりに細い白色紙をさげた花笠を被る。

各町内では町名を書いた大提灯を所有し、旧館家住宅をはじめとする歴史的建造物が並ぶ町内の辻々に掲げる。また、日が暮れると提灯を持って代表者が境内に集まり、宵宮の酒宴が催され、町内及び町相互の親睦が図られる。

一方、亀山八幡神社の大祭はかつて10月14・15日に行われていたが、今は10月上旬の土曜日・日曜日に行われている。1日目には、歴史的建造物が並ぶ街道筋の辻々に町名を記した大提灯が掲げられ、夕刻となると、亀山神社と同様に境内に各町の代表者が集まり大提灯のもとで宵宮の酒宴が催される。

2日目には、境内にある神輿庫から神輿が曳き出され、子供たちに曳かせて氏子町内を順次巡っていく。巡行は、朝神社を出発して、江ヶ室・東台・北山・北町を経て東海道に入り、歴史的建造物が並ぶ東海道沿いの本町、東町を経て昼過ぎに神社へ戻る。亀山八幡神社の社務所には、現在も使われている神輿の山車の奉納された昭和37年(1962)10月当時の写真が飾られていて、少なくともこの頃から神輿巡行が行われていたことが分かる。

## エ. まとめ

亀山神社・亀山八幡神社の祭礼では、この地域が東海道亀山宿や亀山城下町であったことを示す歴史的建造物の間を阿野田かんこ踊りや神輿の巡行が通り、また祭礼に参加



■ 亀山神社祭礼 宵宮の酒宴



■ 阿野田かんこ踊り



■ 八幡神社祭礼 神輿と大提灯



■ 神輿渡御車奉納記念(昭和37年(1962))



[illegible]

図 2-11 亀山宿の歴史的風致



### ③東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致のまとめ

亀山城は地形条件をうまく利用して城作りが行われている。本丸・二之丸・西出丸の城の中心部分は丘陵の最も高い位置に配置され、その周囲は急な崖で守られている。唯一丘陵がつながる東側には東三之丸が、比較的広い平地の南側には西之丸が設けられ、重臣の屋敷などが構えられ、長屋門及び土蔵が残る加藤家屋敷をはじめ他の武家屋敷がこれらを取り囲むように配置されていた。

東海道は東の江戸口門で城下に入り、城を迂回するように何度か折れ曲がりながら西の京口門で城下を抜けた。その東海道沿いには、かつて亀山宿がひらかれ、亀山城の城下町に隣接していた。宿場内に置かれた寺院・神社は亀山城のある丘陵の端に、崖を背にして配置されている。このようにこれら亀山城跡や東海道沿いの地域においては、かつての城下町の側面と宿場町の側面を留めた町並みが広がっている。

そして城下町の側面として、旧亀山城多門櫓（亀山城本丸東南隅櫓附鬼瓦）・大久保神官家棟門・明治天皇行在所・加藤家長屋門及び土蔵などの歴史的建造物がある亀山城跡の亀山演武場やその周辺において、かつて亀山藩の武芸流儀であった心形刀流武芸形は現在も人々の活動として続けられている。

また、宿場町の側面としては亀山神社と亀山八幡神社の祭礼が今も続けられていて、かつての城下町の側面と宿場町の側面が一体となった歴史的風致を形成している。

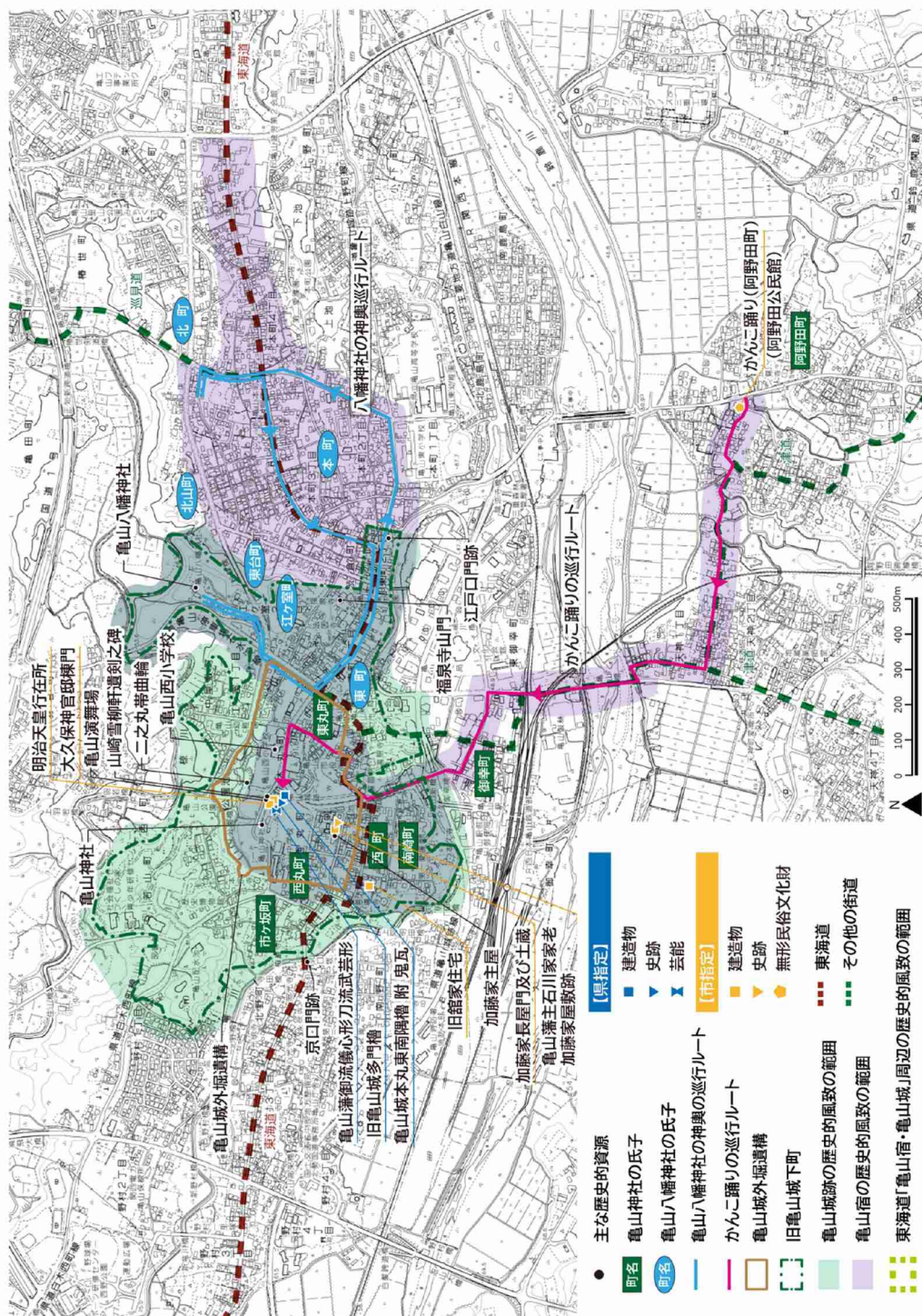


図 2-12 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致（まとめ）

## ～コラム 交通、食文化の東西分岐点～

明治23年(1890)、四日市と草津を結ぶ関西鉄道が開通し、関宿は宿場としての賑わいを失い、静かな町へと変化していく。現在では、京都・奈良方面及び名古屋・東京方面へと向かう関西本線、伊勢へと向かう紀勢本線が運行しているが、亀山駅にはJR西日本とJR東海が混在し、会社間の境界駅となり、関西本線の名古屋方面と紀勢本線（新宮駅まで）がJR東海、関西本線の奈良方面がJR西日本に継承されており、一つの境目となっている。



■明治23年(1890)当時の関西鉄道

食文化についても、本市は東と西のそれぞれを体験できる場所である。例えば、おにぎりは、西は味付け海苔、東は焼き海苔だが、これらは市域では双方とも混在している。ここでは東西の境界域だからこそ生じた独特の食文化を体感できる。



### (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致

#### ア.はじめに

鈴鹿峠は険しい山道の続く交通の難所であったが、京から伊勢、尾張から江戸に行くためには通らなければならない道でもあった。『今昔物語』の「山賊と蜂」などの説話に残るように、昼なお暗い峠では山賊に襲われると言われ恐れられていた。京都の祇園祭の山鉦である鈴鹿山では、道ゆく人々を苦しめた悪鬼を退治した鈴鹿権現すずかごんげん（瀬織津姫命せおりつひめのみこと）を、金の烏帽子をかぶり手に大長刀を持つ女人の姿であらわしている。

坂下宿は鈴鹿峠の麓に位置し、その名もその立地に由来している。いつごろ宿が立てられたかは定かではないが、『宗長日記』大永4年(1524)4月の条に「坂の下の旅宿」とあることから、室町時代には宿として機能していたものと見られる。慶安3年(1650)の大洪水により壊滅し、1kmほど下流に移転して復興された。江戸時代には、東海道五十三次の江戸から数えて48番目の宿場町として、鈴鹿峠を往来する多くの人々でにぎわった。東海道難所の一つである鈴鹿峠を控えて参勤交代の大名家などの宿泊も多く、江戸後期には本陣3軒、脇本陣1軒、旅籠48軒を数え東海道有数の宿にあげられる。文政9年(1826)には長崎オランダ商館医師シーボルトが江戸へ向かう途中、坂下でオオサンショウウオを手に入れ、オランダへ持ち帰った。そのオオサンショウウオの図版がシーボルトの著作『日本動物誌』に掲載されている。明治23年(1890)関西鉄道の開通により通行者が激減するとともに宿場としての役割を終え、道路拡幅によって往時の景観は失われているが、残された石造物等にかつての面影を留めている。また、大正・昭和期に活躍した推理作家の江戸川乱歩の初期の代表作『屋根裏の散歩者』は、関町坂下の岩屋観音で重い病気にかかった父の看病をしながら完成させたとされており、近代文学の代表的作家である坂口安吾が昭和22年(1947)に発表した短編小説『桜の森の満開の下』は鈴鹿峠を舞台としている。

なお、「坂下」「坂ノ下」「阪之下」などの表記方法が見られるが、江戸時代の公用では「坂下」を用いることが多かったようである。

東海道の鈴鹿峠～坂下宿～西の追分区間にかけては、伊勢と近江の国境にまたがる鈴鹿山の脇を縫うように越えるのが鈴鹿峠であり、古くは「阿須波道」と呼ばれ、『三代実録』によると仁和2年(886)に開通されたとあり、斎内親王の群行はこの道をとって伊勢神宮に向かうようにと定めていた。

坂下宿から鈴鹿峠に至る峠道は「八町二十七曲り」と言われる急坂で、一部に江戸時代に整備されたと考えられる石畳や、江戸後期に奉納された常夜灯が4基ある。坂下宿には江戸末期から明治中期に建築された伝統的な建造物が点在し、峠道の途中には寛政9年(1797)刊行の『伊勢参宮名所図会』に描かれた鈴鹿権現社そのままに片山神社の境内がある。さらに、鈴鹿峠には江戸時代、



■伊勢参宮名所図会 鈴鹿山



■鈴鹿峠「峠の茶屋跡」

「峠の茶屋」があり、茶屋の屋敷の石垣が残っている。

坂下宿から関宿に至る市之瀬・沓掛集落周辺は、鈴鹿国定公園区域にあり、鈴鹿山系を西に臨み、緑と渓流に恵まれ四季を通じて訪れる観光客もある。『伊勢参宮名所図会』に描かれているように、江戸時代から人々の往来があり、休憩所として茶屋があった。市指定名勝である筆捨山は、画家狩野法眼元信がこの地を通行した際、当時岩根山と呼ばれていたこの山を描き始め、翌日描き残した分を続けようとしたものの、山の姿が昨日とは全く変わっていたため、遂に筆を捨てたという故事がある。

市之瀬集落の東海道沿道には、弘法大師が石の供養をしたとされる江戸時代の『伊勢参宮名所図会』に記載されている「<sup>ころ</sup>こ<sup>いし</sup>石」がある。

## イ.坂下宿・鈴鹿峠周辺の建造物など

### a. 法安寺庫裏の玄関（旧松屋本陣門） ＜市指定有形文化財（建造物） 平成6年(1994)＞

法安寺庫裏の玄関は坂下宿松屋本陣の現存する唯一の遺構である。松屋本陣は坂下宿に3軒あった本陣の一つで、現在の坂下集会所の位置にあった。

明治15年(1882)本陣の建物一棟と門が坂下学校(明治26年(1893)坂下尋常小学校と改称)校舎として引き継がれ、さらに昭和13年(1938)坂下小学校が沓掛に新校舎(現在の鈴鹿峠自然の家)を建築した際、旧学校は倉庫として再利用され、また本陣の門もそこで保存された。昭和35年(1960)この本陣の門が法安寺の庫裏玄関として移築され現在に至る。



■法安寺庫裏の玄関

### b. 鈴鹿峠自然の家（旧坂下尋常高等学校校舎） ＜登録有形文化財（建造物） 平成11年(1999)＞

坂下宿の町並みの南はずれにあり「正調鈴鹿馬子唄保存会」が伝承活動を行っている「鈴鹿馬子唄会館」に隣接する。『坂下』（坂下小学校創立百周年記念誌）によると、坂下尋常高等学校校舎として昭和13年(1938)に建てられた。坂下小学校は昭和54年(1979)3月に廃校となったが、その後「正調鈴鹿馬子唄保存会」が結成された当初には活動の場として利用する等、坂下公民館等として坂下地区の人々を中心に活用され、現在は青少年のための宿泊研修施設「鈴鹿峠自然の家」として活用されている。



■鈴鹿峠自然の家

校地は山の西側斜面を整地して造られており、南側に広い校庭を取り、校舎は北側に寄せて建てられている。外観は切妻平入形式の瓦葺で、正面中央の玄関に切妻妻入形式で洋風の意匠を施した車寄が突き出ている。外壁はペンキ塗りの洋風下見板張りである。

こうした形式は、関町内に当時建設された小学校建築に共通する外観意匠であった。校舎は南北2棟に分かれ、中央に中庭をとり、東西に廊下を設けて両棟をつないだ口の字形の平面である。校庭に面した南側建物は中央に玄関をとり、西側には教室1室と職



員室・校長室が、東側には教室1室と和室を設け、北側に廊下をとっている。北側建物は講堂と教室2室を設け、北側に廊下をとっている。

### c. 片山神社 <市指定史跡 昭和53年(1978)>

延喜式内社として古代から信仰を集め、室町時代以後の様々な記録によると、鈴鹿御前を祀った神社は伊勢に入った最初の宿場である坂下下宿にあり、それは現在の片山神社であると見られる。江戸時代には「鈴鹿明神」「鈴鹿権現」と呼ばれ、明治時代には峠付近にあった坂上田村麻呂を祀った田村神社と合祀されていて、田村神社跡には石碑が建てられている。境内には「鈴鹿流薙刀術発生之地」碑と孝子万吉顕彰碑が建てられている。



■片山神社

### ウ.坂下宿・鈴鹿峠周辺の人々の活動

#### a. 正調鈴鹿馬子唄<市指定無形民俗文化財 平成16年(2004)>

「鈴鹿馬子唄」は江戸時代以降、かつて松屋本陣があった坂下宿から片山神社を通り、鈴鹿峠へと向かう山道を、荷物を積んだ馬を引いて越える馬子たちが謡ったとされる馬子唄である。鉄道の開通とともに宿場町の様子は変化した。馬子唄は地元で歌い継がれ、大正14年(1925)のNHK名古屋放送局開局記念番組などのラジオ放送や昭和37年(1962)にNHKテレビに地元の坂下・沓掛・市瀬地区の継承者が出演したのを機に地元で保存の機運が高まった。昭和55年(1980)に結成された「正調鈴鹿馬子唄保存会」は当初、「鈴鹿峠自然の家」において活動をはじめ、現在は「鈴鹿馬子唄会館」を中心に伝承活動を行っており、坂下宿から片山神社を通り鈴鹿峠を越えるウォーキングの折には、峠道から旧松屋本陣門を移築した法安寺のある坂下宿で披露される。また、東海道関宿街道まつりの際には関宿において披露されたり、催事の際には坂下・沓掛・市瀬地区の各所をはじめ様々な場所において披露されるなど、活動の幅は広い。

馬子唄には亡父の敵討ちを果たした女性「関の小万」の話などが織り込まれており、馬子たちと旅人の交流を通して近隣に広められた。近松門左衛門は関の飯盛女(遊女)小万と、馬方の与作の恋を扱った浄瑠璃『丹波与作待夜の小室節』を著し、その中に鈴鹿馬子唄を盛り込んだ。人形芝居は大成功し、鈴鹿馬子唄が広く世間に知られるきっかけになったという。



■鈴鹿馬子唄保存会  
鈴鹿馬子唄会館での発表風景



東海道関宿街道まつりでの発表風景



■鈴鹿峠へ向かう坂道と灯籠



## エ.まとめ

現在、「正調鈴鹿馬子唄保存会」が伝承活動を中心に行っているのは、坂下宿の町並みの南はずれにある「鈴鹿馬子唄会館」である。「鈴鹿馬子唄会館」は、平成7年(1995)に建築された地域の集会施設で、鈴鹿馬子唄に関連する資料の展示などを行っている。「鈴鹿峠自然の家」は昭和13年(1938)に建築された「旧坂下尋常高等小学校」の校舎で、昭和54年(1979)に廃校となった後、「正調鈴鹿馬子唄保存会」の活動の場として利用されていた時期があった。その後「鈴鹿馬子唄会館」が整備され、現在は青少年健全育成施設として周辺の施設と一体として活用されている。

関宿や坂下・沓掛・市瀬地区の各所でも披露される人々の唄声と馬鈴のみの素朴な「正調鈴鹿馬子唄」が、鈴鹿峠から関宿に至る各所で響き渡る様は、厳しい峠道の風景を思い起こさせて独特の歴史的風致を形成している。

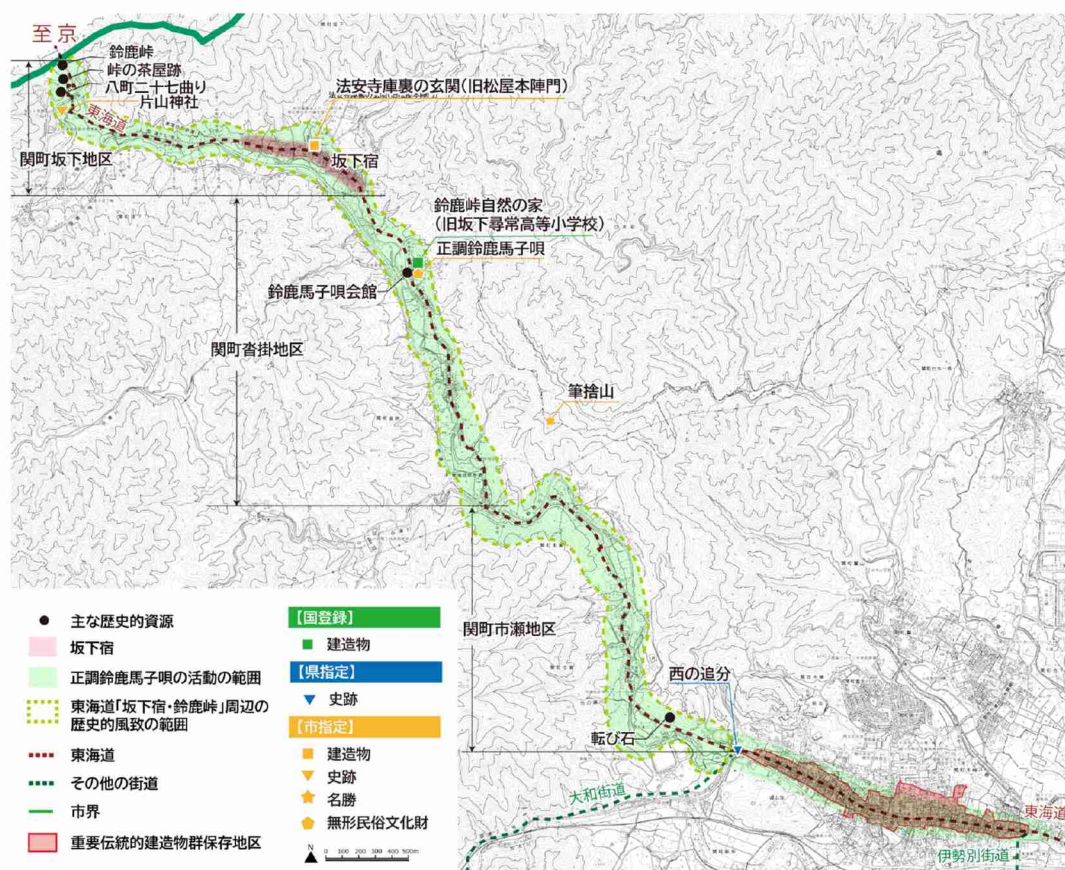


図 2-13 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致（まとめ）

## ～コラム 西の難所「鈴鹿峠」を下って～

おかげ参りで関宿を利用する客のほとんどは、京方面からの旅人であった。旅人が伊勢国に入るには、まずは滋賀県の土山宿から「鈴鹿峠」を下る。そして坂下宿や関宿を経て「一の鳥居」から「いせみち（伊勢別街道）」へと足を進めた。

『坂（下宿）は照る照る 鈴鹿（峠）は曇る あいの土山（宿） 雨が降る』と馬子唄に歌われるほど目まぐるしい空模様、鏡岩に映る旅人を狙う盗賊の伝説、地形変化に止まらないスリリングな鈴鹿峠は、東の難所・箱根と並んで「西の難所」と称された。

この峠道を旅人や荷物を乗せて安全に和やかに越していけるようお願いを込めて、声高らかに歌われた仕事歌「正調鈴鹿馬子唄」は、馬の首に付けられた鈴の音とともに、涼やかに歌い継がれている。



■西の難所・鈴鹿峠の「八町二十七曲り」

## (4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致

### ア.はじめに

野村集落は東海道亀山宿と関宿との間の宿であり、歌川広重の浮世絵『保永堂版亀山雪晴』は旧亀山城京口門前の風景を描いている。街道に面して多くの伝統的な建造物が残っている。代表的な歴史的建造物としては森家住宅主屋や旧佐野家住宅主屋がある。

江戸時代の東海道をはじめとする主要街道には松並木が植えられ、東海道の京口門跡区間～野村集落～太岡寺たいこうにかけても、一里塚が構築されていた。東海道筋への松並木の植栽や一里塚の構築時期は慶長9年(1604)と言われている。元禄3年(1690)に刊行された『東海道分間絵図』によると、すでに本市域の川合村～和田村間、和田村～亀山宿間の松並木は密集度が濃く、よく整備されていたことがわかる。天保14年(1843)頃の記録である『東海道宿村大概帳』には松並木の場所とその長さについての記録がある。

街道の一里(約4km)ごとに一里塚が築かれ、馬や駕籠かごを利用する際の駄賃・駕籠代かごしろの交渉や休憩場として旅人に利用された。市内では、現在の和田町・野村・関町木崎(伊勢別街道との分岐付近)・関町市瀬・関町坂下の5か所にあった。現在、野村一里塚の北側だけが残り県下で唯一現存するものとなっている。南側の塚は大正3年(1914)に取り壊された。

また宿と宿の間に茶屋ができ、これを立場茶屋たてばと言う(本来、立場とは人足が休憩する施設のことを指す。)が、立場茶屋と称して一般の旅人が休憩するようになった。茶屋は一般に入口が土間で、中央を境に左右二つ構えになっており、部屋には間仕切りをせずに隠れ場所としないようにするのが規定であった。野尻村西端にも能古茶屋のんこがあり、元禄3年(1690)に禅僧の能古が開いたもので奈良風の茶飯や家伝の糍醬こじしお・煮豆などを大名や公家をはじめ、多くの一般の旅人等に供しており、東海道随一の立場と賞された。文化3年(1806)完成の『東海道分間延絵図』によると芭蕉がこの茶屋で「枯枝に鳥とまりたるや秋の暮」と詠んだとされる。

太岡寺たいおうは、鈴鹿川の左岸に沿って約2kmの東海道の長い驛道である。『九々五集』によると、元禄14年(1701)



■京口門古写真(明治初年頃)



■京口橋古写真(大正3年西詰から)



■東海道野村集落の町並み



■太岡寺たいおうの桜並木

| 場所(村名) | 並木長さ                 |
|--------|----------------------|
| 野村     | 両側 74 間余             |
| 野尻村    | 左側 36 間余<br>右側 24 間余 |
| 小野村    | 左側 8 間余<br>右側 13 間余  |

表 野村集落周辺の東海道松並木

※京都方面に向かって左側・右側

出典：東海道宿村大概帳(近世交通史料集四)



「夏洪水にて、鈴鹿川沿岸木崎地内水損、千人余出て堤を築く」とある。現在では松並木に代わり、桜並木となっている。

## イ.野村集落周辺の建造物など

### a. 森家住宅主屋 ＜登録有形文化財（建造物） 平成 23 年(2011)＞

国の登録有形文化財である森家住宅主屋のある敷地は東海道の南側にあり、屋敷内には、街道に面した主屋の他、土蔵、物置、別棟便所がある。主屋は街道に面して建てられているものの、東側隣家との間に 2.5m 程の余地を残している。間口 9 間、奥行 5 間の木造平屋建、切妻造葺瓦葺で、四周に下屋庇を設けている。



■森家住宅主屋

間取は正面左側（東）に入口土間を設け、居室が間口方向に 3 列並んでいる。土間は、建築当初は奥まで続き、主屋から突き出る釜屋部分まで通じていたと考えられるが、現在は前面の玄関部分のみを土間として残し、他は床が貼られ台所として使用されている。

最も東側の居室列は奥行方向に 3 室が並び、最前室には玄関土間からの上がり段が設けられている。また、奥 2 室は土間と繋がる勝手にあたる部屋であった。

中央の居室列は玄関土間から玄関の間を経て至り、8 畳及び 10 畳の 2 室が並んでいる。8 畳間の前面は出格子戸となっており、また 10 畳間には床が設けられている。

最も西側の居室列は奥行方向にずらして、6 畳間及び 8 畳間の 2 室が配されている。街道に面した居室前面には庭が設けられており、道路及び隣地境に瓦屋根付きの木塀がめぐらされている。6 畳間は中央列 10 畳間から繋がっている。奥の 8 畳間は床・棚を備えた座敷である。

森家住宅は、元は野村地区の富裕層であった佐野家一族の所有建物の一つで、その主屋の建築年代については、近隣で「100 年程前」との聞き取りがあり、明治中期から後期頃の建築と考えられるが、建築年代を直接的に示す資料等は現在見つからない。

森家住宅は街道に面して間口が大きく奥行の浅い主屋を、敷地東側の隣地境に余地を残して配置し、最も上手となる座敷前に塀で囲われた庭を有している。また、入口から順次整った座敷に誘導する整った座敷形式を有しており、上層の農家的性格を有する家屋であったことがわかる。

一方、外観上は、前面に虫籠窓様の小屋裏通風口を設け、けらば軒裏を漆喰で塗籠めていることや、座敷前面に出格子戸を設けるなど、街道に面した町屋的性格も有している。

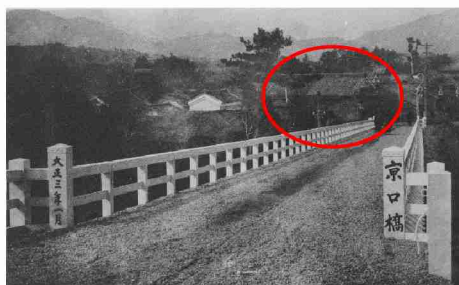
## b. 旧佐野家住宅主屋

京口門前の東海道に北面して建つ木造2階建の町家である。当地域の街道沿いには稀な入母屋造妻入の民家で、正面中央に玄関を持つ。西列に8畳ミセノマ・4畳半・4畳・床付8畳を並べ、通り土間を挟んだ東列に6畳シモミセ・3畳間イタノマを並べる。正面1階は摺り上げ戸を持ち、開放的な要素を見せる一方、外に格子を入れて防犯に配慮する。農家型の平入民家が多い宿場間の街道沿い住宅としては特異な形態を持つ。



■旧佐野家住宅主屋

過去に市指定等に向けて専門家による文化財調査を行っており、様式等から明治前期の建築であるとされている。また、文化3年(1806)に描かれた『東海道分間延絵図』にも旧佐野家住宅の位置には妻入建物が描かれていて、妻入建物が引き継がれてきたことがうかがえる。



■京口門跡から西を望む(大正3年(1914))



■東海道分間延絵図

## c. 野村一里塚 &lt;国の史跡 昭和9年(1934)&gt;

慶長9年(1604)徳川秀忠の命によって亀山藩主関一政が築造したものと言われる東海道一里塚の一つである。県内12か所24の一里塚中、野村一里塚だけが昔ながらの原形を保って現在に至る。

もとは道の両側にあり、正徳元年(1711)の『東海道分間絵図』によると、南側の塚は榎3本と記されているが北側は棕である。塚の大きさは「一里塚五間四方也」(82㎡)といわれて相当大型の塚であった。「往昔は道の両側に塚あり、塚上に榎ありて両樹繁茂して街道に一大楼門をなせし」という程の立派なものであった。

大正3年(1914)に南の塚は取り壊された。昭和10年(1935)北側の塚を補修して、石の柵で塚を囲んだ。昭和9年(1934)に国の史跡として保存される。



■野村一里塚



## d. 忍山神社

醍醐天皇の延喜5年(905)の勅命により撰修された『延喜式神名帳』に登録された式内社である。明治41年(1908)村社能牟良神社他近隣の20社を合祀。崇神天皇7年(紀元前91年)のときに勅命をもって伊香我色雄命に猿田彦命を鎮座された。伊香我色雄命の子、大水口宿禰の子孫80代が相継いで神主となり明治に至る。

垂仁天皇のときに皇女倭姫命が天皇の代わりに天照皇大神の鎮座の地を求めて大和国から忍山に御遷幸になり、半年御鎮座されたその跡に大神を奉祀した。また、景行天皇のときに王子日本武尊は東征に際し、忍山神社の神主忍山宿禰の長女弟橘媛を妃とした。弟橘媛は東征に従われ相模の海が海神の怒りで荒れたため、入水してその怒りを鎮められたと伝承されている。毎年10月の例祭には荒魂をなぐさめるため傘鉾が町内巡行される。

境内には桁行5間、梁間3間、木造平屋建、棧瓦葺の拝殿、その奥に神明造の本殿、社務所がある。文化12年(1815)刻銘の手水鉢もある。

## e. 布気皇館太神社

延長5年(927)にまとめられた『延喜式神名帳』には、「垂仁天皇18年鈴鹿郡布気神社」と記載されている。昔、旧野村字に布気林という所があり、そこに奉ってあったことから布気神社と称えたのであるが、文明年間(1469～1486)の頃に起った兵乱のため、社殿がごとごとく焼失したため、後に皇館の森へ奉遷したと伝えられている。皇館の森の皇館とは、垂仁天皇の御代、天照大御神が忍山に御遷幸の折、大比古命が神田・神戸を献じたことに由来する地名であり、野尻・落針・大岡寺・山下・木下・小野・鷲山の7村を神戸郷と言い皇館太神社を総社と仰いで大祭の奉仕に専念して、ことに早魃の時には郷民がこぞって参籠して祈ったということである。いろいろな名で親しまれたが、享保8年(1723)に、皇館大神の神号を受け、布気神社皇館大神となり、その後、明治41年(1908)6月より現在の社名となった。明治41年(1908)、近郷近在の小社・小祠を合祀して今日の神社になった。

境内には、桁行7間、梁間5間、木造平屋建、棧瓦葺の拝殿、その奥に神明造の本殿、社務所がある。寛保4年(1744)刻銘の灯籠もある。



■忍山神社

■忍山神社 手水鉢  
(文化12年(1815)刻銘)

■布気皇館太神社



## ウ.野村集落周辺の人々の活動

- a. 東海道を練る傘鉾祭り <「傘鉾」として市指定無形民俗文化財 昭和 27 年(1952)>

「傘鉾」は毎年 10 月中旬に行われる忍山神社の祭礼である。

傘鉾とは大竹で作った径約 1.5m、高さ約 4mの大傘一對に五色の紙を貼り、その先端に大御幣を取り付けたものである。祭りでは数人の青年や厄年の人が傘鉾を捧げ、東海道沿いの町内を渡御するが、傘鉾の先端に取り付けられた御幣や色紙を氏子たちが争って奪い合うため、一巡すると骨だけの姿となる。奪い合った五色の紙は各家庭の神棚に供えられ、お守りとしてその年の家内安全と五穀豊穡が祈られる。

江戸初期までは野村集落にあった牛頭天王社の祭りとして行われていたが中断され、享保 13 年(1728)に能牟良(野村)神社の祭礼として再興され、明治 41 年(1908)野村神社が忍山神社に合祀されたため、現在は忍山神社の祭礼として引き継がれている。巡行は忍山神社を出発してまず京口門に至り、森家住宅主屋や旧佐野家住宅主屋が並ぶ街道沿いを通り忍山神社に戻るコースをとる。五色の紙を奪うのは、野村集落に戻る折である。

- b. 東海道を練る布気獅子舞 <「獅子舞」として市指定無形民俗文化財 昭和 31 年(1956)>

布気皇館太神社に伝わる「獅子舞」は、丑・辰・未・戌の年(3年に一度)、正月三が日に神社から神辺・野村・野尻・落針・太岡寺・小野・山下・木下の各集落を巡奉している。

獅子舞がいつ頃始まったかについて、布気皇館太神社社務所の昭和 28 年(1953)作成の『獅子頭由緒書』によると、神社は亀山藩主関一政(在城は慶長 5~15 年(1600~1610))から舞料として 3 石が寄進されており、この頃には、獅子舞が行われていたと考えられる。



■布気皇館太神社 灯籠  
(寛保 4 年(1744)刻銘)



■東海道野村集落を練る傘鉾



■東海道野村集落を練る傘鉾



■布気獅子舞

元旦早朝の「出御祭」の後、御衣付の舞、神社への奉納の舞を行って、午後には自治会長が鉾を持って各地域を巡り祈祷を行う。3日目は神社が所在する野尻集落の各戸の祈祷を行い、夜間に至って獅子頭を本殿に納める。

布気獅子舞が巡行するコースは、野村集落から西の東海道沿道と、その周辺の集落である。野村集落の西はずれには、慶長9年(1604)徳川秀忠の命により築造された「野村一里塚」があり、棕の大樹が威容を誇っている。

これより西の東海道沿いには、野尻集落、落針集落がある。これら集落の街道に面した位置にある屋敷の主屋は、木造平屋建棧瓦葺で、街道から後退させて配置され、その前面には生垣などで囲んだ前庭を持っている。街道沿いでありながら、農家としての性格を強く持つと考えられるが、その多くが明治中期に建築された歴史的建造物である。さらに西に続く太岡寺は鈴鹿川の堤防（堰）が街道となっている。太岡寺堰は、連続的な桜並木としての植樹と歩道整備が行われた結果、ウォーキングルートとしての活用や地元の神辺地区ふれあいまちづくり協議会による桜まつりをはじめとするイベント等により、交流が促進されている。



■野村一里塚

## エ.まとめ

傘鉾祭りの折にはこれら歴史的建造物に傘鉾を迎えるための提灯が飾られ、街道の町並みに傘鉾から五色の紙を奪い合う人々の歓声が響き、街道の賑やかな風情が感じられる。また、お囃子にあわせて舞われる獅子舞は、街道に訪れた新春の晴れがましさを感じさせる。

城下町のような曲がりくねった街道とは異なり、見通しの良いまっすぐな街道に面して歴史的建造物が数多く残る野村集落周辺における傘鉾や獅子舞といった人々の活動は、東海道沿いの他の地域とは異なる風情を醸し出し、歴史的風致を形成しており、現在も地元の人々により良好な市街地環境が引き継がれている。



■野尻の歴史的な町並み







## (5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致

### ア.はじめに

東海道川合集落は東海道の亀山宿から東へ2km程度のところに位置する。この集落は、元々は現在地の北西200m～300mにある台地上に存在したが、東海道の整備が行われた江戸初期に現在地に移転してきたものと伝わる。移転前の台地上には、古代から中世までの遺物の散布が見られ、発掘調査でも古代から中世の遺物や遺構が確認されるなど、集落の移転が裏付けられている。

東海道の和田集落～川合集落～井田川においても前述の野村集落周辺と同様に、一里塚と松並木の記録が残る。

元禄3年(1690)に刊行された『東海道分間絵図』<sup>ぶんげん えず</sup>によると、すでに本市域の川合村～和田村間の松並木は密集度が濃く、よく整備されていた。天保14年(1843)頃の記録である『東海道宿村大概帳』には松並木の場所とその長さについての記録がある。また、和田一里塚についても『東海道分間絵図』<sup>ぶんげん えず</sup>によると左右とも松少々と、一里塚の場所とその上の樹木について記録されている。

東海道は江戸に向けて井田川町を抜けて、鈴鹿市へと続いている。

### イ.川合・和田集落周辺の建造物等

#### a. 和田道標 <市指定有形民俗文化財 昭和42年(1967)>

和田道標は和田町東方にあり、東海道から神戸・若松方面に分かれる道の角に立てられている。高さ1.37m、一辺が23cmの花崗岩の角柱で正面に「従是神戸白子若松道」と案内し右側に「元禄3年(1690)正月吉辰施主渡会益保」と刻まれる。市内に現存する在銘道標中最も古いものである。

この道標について『東海道分間絵図』<sup>ぶんげん えず</sup>に「脇道 神戸 城下町江道法三里半白子道江道法三里 若松邑江道法三里三十四丁」と記されている。藩政時代、神戸(現在の鈴鹿市)を経て若松方面へ通ずるこの道は、亀山城下より亀山藩領の若松港への最短の幹線道路であった。

現在、鈴鹿市神戸方面への道路は、旧神戸・若松道より約100m西で国道1号線から分岐しており、鈴鹿市方面への重要な道路である。

後述する石上寺の「般若心経千巻法会」(ご心経・心経さん)を終えて帰る道中で、和田町の参加者の中にはこの道標のところで分岐する旧神戸・若松道を利用する人も見られる。



■川合の町並み

| 場所(村名) | 並木長さ     |
|--------|----------|
| 川合村    | 両側 190 間 |
| 和田村    | 両側 748 間 |

表 川合集落周辺の東海道松並木  
出典：東海道宿村大概帳(近世交通史料集四)



■和田道標

## b. 谷口法悦題目塔 &lt;市指定有形民俗文化財 昭和 63 年(1988)&gt;

谷口法悦題目塔は東海道の川合と和田の境にあり、京都の日蓮宗信者谷口法悦とその家族が延宝6年(1678)頃街道筋に立てた題目塔である。

後述する「川合かんこ踊り」の「ネリ」は、この題目塔付近まで行っている。

## c. 須佐之男神社

須佐之男神社は川合町の西方、字山神戸の小高い山に祀られていたが、『鈴鹿郡合祀済神社明細帳 乙 三重県』(三重県神社庁所蔵文書 7-3-7-3)によると、明治41年(1908)6月1日に旧井田川村和泉(現在の鈴鹿市和泉)の川俣神社に合祀された。しかし、地元にお遷りいただきたいという氏子の願いにより、昭和22年(1947)10月、現在地に遷座され、仮宮(本殿)が建てられた。その後、本殿が拡張されるなど改修を経て現在に至っている。

須佐之男神社は、川合かんこ踊りの舞場所の一つとなっている。

## d. 石上寺

石上寺は『新熊野三社乃記』(萱生由章作、明和4年(1767)、亀山市歴史博物館石上寺寄託文書)によると、延暦15年(796)大和国布留郷の紀真龍が熊野那智の神告により、この地へ那智山熊野権現を勧請し、新熊野三社(那智・新宮・本宮)として祀ったのが、新熊野権現社の起源である。この三社の神宮寺として創建し、弘法大師が紀真龍の元を訪れ、那智山石上寺と名付けたのが始まりとされている。

明治36年(1903)に石上寺住職律師布留法嚴が真言宗高野派管長大僧正原心猛に提出した『明細帳』(亀山市歴史博物館石上寺寄託文書)によると、石上寺は永禄12年(1569)春、織田信長による伊勢国侵攻の兵火により多くの堂宇が消失したが、本堂をはじめとする堂宇が、享保3年(1718)、住職是幻の代に再建され、明治9年(1876)11月実道大和尚の時に修繕を施したことがわかっており、この本堂は現在も「般若心経千巻法会」(ご心経・心経さん)の会場として使用されている。また、延享2年(1745)刻銘の梵鐘(喚鐘)が存在する。



■川合集落と谷口法悦題目塔



■須佐之男神社



■石上寺本堂



■石上寺梵鐘(喚鐘)

## ウ.人々の活動

### a. 東海道を練る川合かんこ踊り <市指定無形民俗文化財 昭和38年(1963)>

川合集落では雨乞いや豊年を願うかんこ踊りが保存会により伝承されている。

かんこ踊りは花笠をかぶった若衆がかんこを抱え両手のパチでかんこを打ちながら踊るものであり、毎年10月に行われている。

川合集落にある須佐之男神社は鈴鹿峠にある片山神社の別宮で、延宝4年(1676)から宝永3年(1706)までの間に数十回の雨乞いが行われたと伝えられ、片山神社に集まって雨乞いが行われたこともあるという。

かんこ踊りの当日は、集落の有力者宅での「庄屋踊り」に始まり、川合出屋敷集落にある須佐乃男神社での奉納の後、笛のみによるお囃子をしながら街道を行列する「ネリ」が行われ、川合集落の公民館前で舞って終わる。

### b. 石上寺で行われる「般若心経千巻法会」(ご心経・心経さん)

市歴史博物館の調査によると、江戸時代の明和5年(1768)に起こった農民一揆の収束後に、石上寺に参集した人々が般若心経一千巻を唱和し、処罰された一揆の指導者を供養した。

この供養を「般若心経千巻法会」(ご心経・心経さん)といい、現在でも命日の毎年9月5日に、和田町を中心に旧井田川村(現在の井田川町・川合町・和田町)の人々によって般若心経が唱和されている。巻数を数える方法には、大小各10個の石の組合せを利用している。

「般若心経千巻法会」(ご心経・心経さん)の当日は、朝から石上寺の寺世話が、会場である本堂に幕を張る等の準備を行う。そして、参加者が集まり、午後1時から午後4時頃まで般若心経を唱和する。唱和終了後は、御札と供物が配られ、参加者はそれをもって家々に帰っていく。

江戸時代は処罰された一揆の指導者を供養するご心経は、亀山藩に知られないよう夜中に行ったと伝わる。また、近年までこの供養の日には、一揆の処分に対する人々の気持ち<sup>むしろ</sup>を表現する方法として、亀山城に向かって箆<sup>ひら</sup>をたたいていたそうである。(亀山市歴史博物館第9回企画展 三重県指定文化財『石上寺文書の世界—歴史資料へのまなざし—』図録 平成8年(1996))

## エ.まとめ

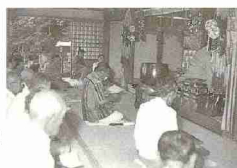
川合集落は街道筋ではあるが農村である。街道に面して並ぶ民家の内、明治時代に建



■川合かんこ踊り



■川合かんこ踊り「ネリ」



■石上寺「般若心経千巻法会」(ご心経・心経さん)





てられたものは、街道に対して直交して配置されており、街道には側面を見せている。主屋前面には広い庭が取られており、庭の街道に面する部分には生垣が設けられるなど、この地域における農村の民家の特徴を引き継ぐ、歴史的建造物である。この主屋前面にあって、街道に面した広い庭が「かんこ踊り」の「庄屋踊り」の場となっている。

「般若心経千巻法会」（ご心経・心経さん）では、現在も和田町を中心に旧井田川村の人々が参加し、約250年もの長きにわたり伝統行事が続けられている。江戸時代は、亀山藩に知られないように秘かに行われていたものであることから、現在でもその性質を受け継ぎ、ひっそり行われている。

以上のことから、「かんこ踊り」では勇壮な踊りとともに、囃子方の笛や太鼓の音が東海道沿道の川合集落に響き、農村における収穫への喜びとともに、街道の賑わいを感じさせる。また、「般若心経千巻法会」（ご心経・心経さん）では、行事を終えた参加者が御札と分けられた供物を手に下げて家路につく風景がみられ、農村集落である川合・和田地域特有の風情が醸し出されており、現在も受け継がれる歴史的風致を形成している。

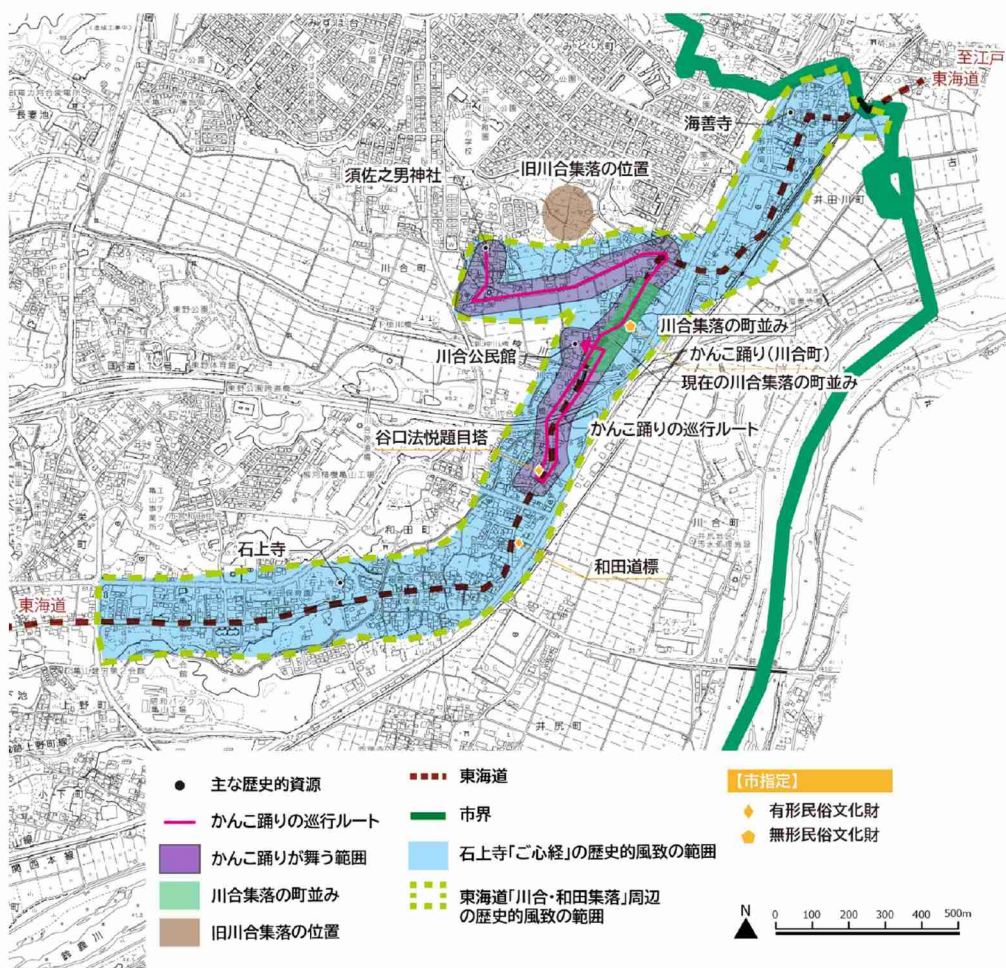


図 2-15 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致（まとめ）

## (6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致

### ア.はじめに

大和街道は関宿西の追分で東海道から分岐し、加太峠を越えて伊賀・奈良に通じる街道で、平安時代初頭に鈴鹿峠が開削されるまで、都と東国を結ぶ最も重要な街道の一つであり、古代における東海道といえる。後の東海道との分岐点に我が国の古代史上最も重要な国の交通管理施設「鈴鹿関」が置かれ、この時代、この街道を利用し、官吏の往来だけでなく、都へ税をはじめとする物資も運ばれていた。また、壬申の乱(672)の際には、大海人皇子(後の天武天皇)が通ったとされている。

「鈴鹿関」については、これまでの調査でその姿が明らかとなった範囲(「鈴鹿関」の一部)が「鈴鹿関跡」として国の史跡に指定されている。

鎌倉・室町時代には亀山市域は関氏により支配され、当時も主要な街道である大和街道を抑えるために、関氏の一族である鹿伏弼氏が鹿伏弼城を中心に加太地区を治めていた。加太地区の人や物は、大和街道を通して関宿に入り、東海道を通して関氏の主要拠点である亀山に流通していた。また、鹿伏弼城と関との間の街道沿いにある金場集落は、「鐘鑄場」と記されることもあり、南北朝時代に鑄場があったとされている。

江戸時代になり、幕府による宿駅制の整備により、「大和街道」は「東海道」に接続する脇街道として整備され、加太宿が置かれた。当宿は街道に沿う山村で、問屋場や本陣等が設置された宿場であった。宝暦13年(1763)の『三国地誌』によると、街道の里幅は関～加太間が1里23町(約6.4km)、加太～柘植が2里8町(約8.7km)と記される。

また、江戸初期には藤堂家が領した津と伊賀上野を結ぶ重要な道筋として津藩領に含まれており、文化3年(1806)『加太越奈良道見取絵図』には鈴鹿川渡河地点や加太宿・鹿伏弼城跡などの様子が描かれている。天保7年(1836)『関新所村絵図』(市歴史博物館蔵落合家文書)での図中の渡河地点には、「権現川橋」と呼ばれる橋が掛けられており、この橋を永く保つために関宿の人々が「講」をつくり、大切に守っていたことが安政4年(1857)『関両橋講仕法帳』(服部家文書)に見られる。また、江戸時代において、五街道及び脇街道の普請は、道中奉行より街道沿いの藩主に依頼があり、藩主は街道沿いの町や村に指示を出して普請事業を行っていた(市歴史博物館所蔵鈴鹿郡地方文書)。

西の追分の道標は元禄4年(1691)に京都三条の者が建立したと伝えられ、高さ2.2mの大きなもので「南無妙法蓮華経 ひだりはいかやまとみち」と刻んである。幕府の記録には「加太越奈良道」とあって、定まった呼び名はなかったようである。明治時代には「大和街道」とも呼ばれていた。この道標は大和街道方面を示しており、多くの人々が西の追分から大和街道を利用したことがうかがわれる。また、文政年間(1818～1830)には加太村の薪が藩内に流通していた(市歴史博物館所蔵加藤家文書)ことや天保14年(1843)には亀山藩の作事所に加太村からの材木が収められていた(市歴史博物館所蔵鈴鹿郡地方文書)ことなどから、大和街道を通して人々の往来だけでなく、物資の流通も活発に行われていたことがわかる。

また、金場集落には大和街道から越川・久我の集落に抜ける間道「越川道」も残されており、金場集落入口との分岐点には「右伊賀 左越川」と刻まれた大正3年(1914)の



道標が設置されている。

明治時代以降、宿場としての機能は失われたが、明治23年(1890)に関西鉄道(現在のJR関西本線)が開通し、同29年に加太駅が設置された。これにより、加太地区の人々は大和街道と鉄道の二つの“道”が生活の基盤となり、その“道”沿いに残る歴史的風致が今日まで伝えられている。



■加太越奈良道見取絵図 (関宿～加太宿)

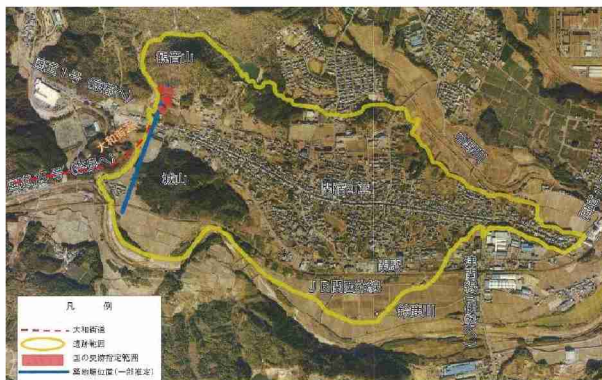
出典：東京国立博物館デジタルコンテンツ

## イ.大和街道「加太宿」周辺の建造物等

### a. 鈴鹿関跡 <国の史跡 令和3年(2021)>

鈴鹿関は我が国の古代史上最も重要な国の交通管理施設で、壬申の乱(672)の際大海人皇子(後の天武天皇)によりここが封鎖されたことが『日本書紀』(720年)に見られる。

鈴鹿関の位置については『勢陽雑記』(明暦2年(1656))や『伊勢道中記』(安永4年(1775))、『名勝旧蹟天然記念物調査書 三重県』(昭和初期)等、近世以降の地誌や道中記、調査書等に「関」という地名は、かつてここに鈴鹿関があったことから」などという記述がみられ、一般的に「鈴鹿関＝関の地」と考えられていたようである。なお、昭和13年(1938)10



■鈴鹿関跡位置航空写真

月16日の『大阪毎日新聞三重版』(市歴史博物館所蔵関町史編纂資料)に“鈴鹿の関”近く史蹟に指定さる」という記事が掲載されており、関町が「鈴鹿の関」を三重県史蹟名勝天然記念物保存顕彰規程に基づき指定申請を行うことと同時に、「鈴鹿の関」は関町の「史蹟中最も有名」として報じている。(「鈴鹿の関」の表記は新聞記事のとおり。)



■鈴鹿関跡平瓦丸瓦出土状況



これまでの発掘調査の結果、築地塀痕跡や土塁、整地の土木工事痕跡、谷等の遺構が確認され、これらは出土した瓦や須恵器等から奈良時代中頃（8世紀中頃）のもので、築地塀の規模は幅 1.8m、高さ 3.0mと考えられるなど、鈴鹿関西辺の様子がわかってきている。

大和街道は加太川と鈴鹿川の合流地点を過ぎたあたりで、鈴鹿関の西側の出入口に至る。この付近には鈴鹿関西辺の築地塀があったとされるが、街道は鈴鹿関西辺よりも比高差 5.0m程度低い川沿いにあるため、往来の人々にとって築地塀は見上げるような位置であったと考えられる。

鈴鹿関をはじめとする律令三関は都で反乱など異変が起きた時、謀反人が東国へ出て兵力を蓄えることを防ぐために設置されたもので、都側（鈴鹿関の西側）の防御を意識したつくりとなっており、鈴鹿関の西辺築地塀は、大和街道から仰ぎ見るような位置・高さで相当な威圧感を与えていたと推測される。

#### b. 笹ヶ平古墳

大和街道北側の山腹にある横穴式石室を持つ円墳で、この地方の横穴式石室の構造的特徴から、6世紀後半から7世紀初頭頃に築造されたと考えられる。鈴鹿川流域では最上流部に位置するものであり、周辺に同時代の遺跡が全くなく、眼下に大和街道や加太川を見下ろすことができる。これらのことから、被葬者は6世紀後半の古代王権と深いつながりを持ち、交通路（大和街道）の管理に携わっていた豪族であると推測される。



■ 笹ヶ平古墳石室

#### c. 鹿伏兎城跡 かふと とうきやうあし <県指定史跡 昭和56年(1981)>

鹿伏兎城は中世の亀山・関地方を治めていた関氏一族、関四郎盛宗（鹿伏兎氏祖）により正平年間(1346～1370)頃に築かれたと伝わる。

この城は牛谷山上にあることから、はじめ「牛谷城」と呼ばれたが、鹿伏兎氏7代定好の代に修築され「鹿伏兎城」と呼称を改めた。

天正11年(1583)、9代定義が羽柴秀吉の軍勢に敗れてこの地を去り廃城となった。

現在でも標高264mの山頂には、75×60mの台状地に土塁・石垣・井戸などが現存し、往時の面影をしのばせる。昭和56年(1981)、戦国武将鹿伏兎氏の城跡として県史跡に指定された。

鹿伏兎城跡は加太市場のかんこ踊りの舞場所となる神福寺の後ろに控える形で存在しており、中世において加太地区の中心であった場所である。近世以降も加太地区の中心の一つであることから、加太市場地区の人々の拠り所となっている。



■ 鹿伏兎城跡（後方の山中）



■ 鹿伏兎城跡（石垣）

## d. 神福寺

神福寺は加太市場にある寺で、同地区のかんこ踊りの舞場所になっている。当寺は鹿伏兎氏の菩提寺で、寺に残る棟札から鹿伏兎定俊（貞俊）により応永元年(1394)に創建されたことがわかっている。現在の本堂は宝暦2年(1752)の再建（『三重の近世社寺建築—近世社寺建築緊急調査の報告—』三重県教育委員会1985年3月31日発行）である。寺の裏山が鹿伏兎城であり、こうした立地から神福寺は鹿伏兎氏の居館跡とされていたが、近年の発掘調査により、当寺より約300m西方の市場遺跡で建物跡や堀跡等が確認され、ここが居館跡と考えられている。



■神福寺

## e. 天祥寺

天祥寺は加太北在家にある寺で、同地区のかんこ踊りの舞場所となっている。『加太郷寺社造営旧記』（嘉永7年(1854)写本）によると、本堂は承応3年(1654)11月に建立され、観音堂の入仏式は寛文4年(1664)10月18日に行われたことが見られる。また、『関町史 下巻』（関町教育委員会昭和59年(1984)9月30日発行）によると、万延元年(1860)12月に火災があり、村内を焼き尽くす大惨事となったが、翌文久元年(1861)3月に寺の一部と庫裡を再建、明治16年(1883)3月に本堂を造営するに至ったとされている。なお、観音堂は大正5年(1916)5月に建てられたとされている。境内には、貞享3年(1686)刻銘の灯籠もある。



■天祥寺

## f. 龍淵寺

龍淵寺は加太中在家にある寺で、同地区のかんこ踊りの舞場所となっている。『関町史 下巻』によると、観音堂は承応4年(1655)3月7日に棟上げが行われ、翌明暦2年(1656)3月18日に鰐口が奉納されている。『三重の近世社寺建築—近世社寺建築緊急調査の報告—』によると、現在の観音堂は、様式的に見て18世紀末頃の建築と考えられている。境内には、享保4年(1719)刻銘の手水鉢もある。



■天祥寺 灯籠（貞享3年(1686)刻銘）



■龍淵寺観音堂



■龍淵寺 手水鉢（享保4年(1719)刻銘）



## g. 浄専寺

浄専寺は加太板屋にある寺で、同地区のかんこ踊りの舞場所となっている。

室町時代末期の享禄2年(1529)の創建といわれており、『関町史 下巻』によると、享保11年(1726)の板屋村大火で本堂以下多くの寺宝を失い、同16年(1731)本堂・庫裏が再建された。また、明治23年(1890)の関西鉄道の敷設にあたり、浄専寺境内の3分の1が失われることになったため、明治22年(1889)8月5日付で加太村板屋区人民総代(4名)から、「鉄道線路変更之義哀願」が三重県知事宛提出されている(『鉄道二係ル人民諸届編冊 加太村役場』)。しかし、結局、境内の一部が線路用地に買収され、同26年(1893)に現在地に堂宇を移転している(『関町史 下巻』)。境内には、貞享3年(1686)刻銘の灯籠もある。



■浄専寺

■浄専寺 灯籠  
(貞享3年(1686)刻銘)

## h. 聴川寺

聴川寺は加太向井にある寺で、同地区のかんこ踊りの舞場所となっている。

江戸初期の開山といわれているが、由緒は不明である。『坂氏覚書』(個人所蔵/亀山市史WEB版近世・近代・現代データベースより)によると、元は聴泉寺と称したが、領主藤堂和泉守の泉字を憚り、宝永3年(1706)に聴川寺と改めている。現在の本堂・庫裏は『関町史 下巻』によると明治14年(1881)の改築、観音堂は明治10年(1877)の再建とされている。境内には、延享4年(1747)刻銘の灯籠もある。



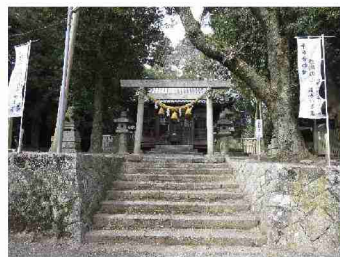
■聴川寺

■聴川寺 灯籠  
(延享4年(1747)刻銘)

## i. 川俣神社 &lt;市指定史跡 昭和53年(1978)&gt;

川俣神社は富人川とアガタ川と呼ばれる加太川の支流の川俣に位置し、川俣神を奉祀したことに始まったと考えられ、古くは「川俣神社」と呼ばれていたと伝わる。

境内は周囲を崖に囲まれ、南は加太川に面して天然の要害を成す地形となっている。南北朝時代にはこの地を領していた鹿伏兎氏が御霊ヶ丘陣屋を築き、応永21年(1414)に伊勢国司北畠満雅により「川俣城」と名付けられた。



■川俣神社



## j. 関西鉄道（現在のJR関西本線）

関西鉄道は東海道線とは別ルートで、名古屋と大阪・京都を結ぶ路線として計画され、明治23年(1890)12月25日に加太地域を含む四日市～草津区間が全通開業し、このときに亀山駅が開業した。『伊勢新聞』（明治21年(1888)12月13日第2909号）によると「関西鉄道工事の着手 滋賀下草津駅より甲賀郡三雲村迄」と工事が着手されたことが報じられ、同新聞（明治22年(1889)1月13日第2933号）には「目下工事中の加太隧道は此程に至りシヤフト二十間余を掘下げ隧道も四間半余を掘削せし」と加太村での工事の様子を伝えている。

加太地区を通る区間は鈴鹿山脈を控えて急峻な地形で、加太川の谷間にそって隧道や橋梁が連続する難工事であり、鉄道敷設には明治時代の最新技術が導入された。その後、『伊勢新聞』（明治23年(1890)12月24日第3509号）に「関西鉄道会社開業式」の記事が掲載され、線路落成の沿革・旅客の案内、線路図などと共に翌日に開業することが報じられた。

現在でも建設当時の煉瓦や石造の隧道・橋梁群が適切に保守されながら活用されている。

### (i) 加太駅駅舎

関西鉄道開通から約6年遅れた明治29年(1896)9月29日に営業開始。駅舎・プラットホームなどに往時の面影が残っている。JR西日本の建物財産標によると、現在の駅舎は、昭和11年(1936)3月に建設された。

### (ii) 金場隧道

加太地区に作られた三つの隧道の内、最も東側に位置するもので、『三重県の近代化遺産』（三重県教育委員会編集発行、平成8年(1996)3月発行）によると、後述の坊谷隧道と加太隧道に建設列車を通すため、煉瓦積み工事は明治23年(1890)8月に着工し、同年10月に完成という急ピッチで行われた。

### (iii) 坊谷隧道

加太地区に作られた三つの隧道の一つで、『三重県の近代化遺産』によると、明治22年(1889)11月に着工し、翌23年(1890)11月に完成。壁面はレンガであるが、壁柱・馬蹄形の坑門には笠石と帯石と多くの石を使用した構造物である。この付近は、隧道と橋梁が連続し、加太らしい景観といえる。

### (iv) 市場川橋梁

関西鉄道の線路が市場川を渡るために設けたもので、



■ 関西鉄道（現在のJR関西本線）と加太駅



■ 加太駅駅舎



■ 坊谷隧道

『三重県の近代化遺産』によると、明治22年(1889)に完成したものである。基礎部分2段の石積み以外は全てレンガ造り。特にスプリングラインには模様(雁木<sup>がんど</sup>)が施され、坑門のデザインと共にこの橋梁の美しさを強調している。

#### (v)第165号架道橋

加太板屋集落の北側に鉄道線路を通すための堤が築かれている。集落裏の農地へとつながる道路を跨ぐため設けられたレンガ造りの架道橋で、『三重県の近代化遺産』によると、明治22年(1889)に完成したものである。レンガ積みは、下部がイギリス積み、上部がフランス積み、雁木(鋸歯模様)、長手積みといろいろなレンガ積みとなっている。

#### (vi)大和街道架道橋

大和街道(国道25号)を跨ぐ、幅4.5m、長さ15.1m、アーチ最上部までの高さ約5mで、周辺では最大規模、かつ立派な構造物で『三重県の近代化遺産』によると、明治22年(1889)に完成したものである。特に迫石や要石、扁額、内部のスプリングライン下の布積み等、どっしりとした石組である。

#### (vii)加太隧道

加太隧道は延長が関西本線中最長の930mあり、勾配も1/40と最も急な隧道である。『日本鉄道史 上編』(鉄道省編、大正10年(1921)刊)によると、工事は東口(加太側)・西口(柘植側)・縦坑(中央部)の3か所から掘削が行われ、明治23年(1890)12月に完成した。この工法は、鉄道開設ではわが国で初めて採用されたものである。



■市場川橋梁



■第165号架道橋



■大和街道架道橋



■加太隧道

### ウ.人々の活動

#### a. 加太のかんこ踊り <県指定無形民俗文化財 平成26年(2014)>

「かんこ踊り」は8月14・15日のお盆の時期に、加太地区の各集落の寺院境内で、先祖供養のために行われる踊りである。

加太地区は本市の西部・鈴鹿川の支流の一つ加太川の上流域にあたり、関宿西の追分で東海道から分岐した大和街道沿いに位置する。



■加太地区のかんこ踊り



加太は市場・向井・板屋・北在家・中在家などの集落の総称で、各集落は寺院を核としてその周りに民家が一定のまとまりで集まっている。特に大和街道沿いの市場・板屋・北在家では、個々の建造物は街道に面して並び、木造平屋建棧瓦葺で、前面に格子戸が取り付けられるなど、町家的な特徴を持ち、主屋上手の座敷前面に、庭が設けられる例もある。

かんこ踊りは加太地区の北在家・中在家・板屋・市場・向井の各集落に保存会があり、集落によって太鼓踊り・念仏踊り等の名称や演目・踊り方が異なっているが、概ね木綿浴衣の白装束に黒足袋草鞋履きで、キリコ細工や花・灯籠で飾った一文字笠をかぶり、胸に太鼓をつけて踊られている。

かんこ踊りはそれぞれ天祥寺（北在家）・龍淵寺（中在家）・浄専寺（板屋）・神福寺（市場）・聴川寺（向井）の本堂前に花飾りを付けた天蓋をしつらえ、その下で舞われる。

本堂の中には、集落で初盆を迎えた家の祭壇が組まれ、家族や親類縁者は本堂の中に喪服で並んで踊りを見つめた後、読経を行い、近くの川原で灯籠を流す。

加太地区のかんこ踊りは江戸時代の貞享～宝永年間(1684～1710)頃に始まった雨乞いのお礼踊りがその起源と伝えられているが、先祖供養の盆行事として続けられている点にこの地域の特徴がある。

祭りの一団が隊列を組んでお寺に入る折には、歴史的建造物が並ぶ集落内で「練り込み」が行われ、節を唱える「ウタアゲ」の声や踊り手の太鼓の音が、寺院境内はもとより街道筋の集落、鹿伏兎城跡などの山々に響き、先祖供養の厳かな雰囲気を感じさせる。

#### b. 鈴鹿関跡を中心とした大和街道周辺の保存維持活動

鈴鹿関は大和街道沿いに設置された古代史上最も重要な交通管理施設で、都のあった大和（現在の奈良県）と大和街道で結ばれていた。

鈴鹿関の大和街道沿いについては、街道から仰ぎ見るような位置・高さに築地塀が設置されていたと考えられ、都の防御施設として、大和街道と一体のものとして築造されたと判断される。

近世までは地誌や道中記の類に鈴鹿関の位置や律令三関についての記載が数多く見られ、この頃から鈴鹿関跡を次世代へ伝えようとする人々の関心の高さがうかがえる。

近代以降、鈴鹿関については郷土史家大西源一が論文「鈴鹿山道鈴鹿関」を三重県史談会之誌第4巻第5号（大正2年(1913)、三重県史談会）に発表しており、また、昭和13年(1938)10月16日付の大阪毎日新聞三重版には「鈴鹿の関」を三重県の史跡に指定



■かんこ踊りが行われる浄専寺境内



■大和街道沿いの民家



■初盆の供養（龍淵寺）



するために申請を行うという記事が掲載され、地元関町の調査成果が紹介されている。

昭和34年(1959)に行われた大日森遺跡<sup>だいにちのもり</sup>(周知の埋蔵文化財包蔵地「鈴鹿関跡」の範囲内)の現地調査は、地元住民の協力のもと、考古学者や三重県文化財調査員らにより実施されたが、この時は鈴鹿関の明確な痕跡は確認されなかった。

しかし、このことにより地元住民の関心は高くなり、その後、地元住民で組織される「関町歴史クラブ」の設立(昭和40年(1965)頃)へとつながったと、現クラブの会長及び会員の談話より分かっている。

活動については同クラブ会員や三重県文化財調査員、歴史に詳しい教員などが中心となって、関及び加太地区の住民に向けての鈴鹿関跡や大和街道・加太宿・鹿伏兎城跡をはじめとする地元の歴史や文化財についての講座、現地見学会等が開催され、加太地区においては小学校でも鈴鹿関や加太地区の歴史などについての授業が行われたとのことであり、これらの活動は現在まで続けられている。

講座や見学会に参加した地元住民を中心に、鈴鹿関跡をはじめとする文化財の保存の機運が高まり、その結果、昭和43年(1968)から関町史の編纂が始まった。

さらに「関町歴史クラブ」の活動は、設立当初は講座等の座学や現地見学会が主であったが、これらの活動を行うことにより、地域住民の鈴鹿関跡をはじめとする文化財の保護意識の向上につながり、現在では同クラブ会員が、地元自治会やまちづくり協議会と連携し、鈴鹿関跡や城山・大和街道・鹿伏兎城跡等の講座や現地見学会だけでなく、見学コースの除草・枝払い作業や誘導看板の設置作業をはじめとして、見学しやすい環境を整える自主的な保存維持活動にも発展している。

これらの保存維持・情報発信など、文化財としての価値を後世に伝えていく活動が、昭和13年(1938)鈴鹿関跡の県史跡指定申請、昭和43年(1968)の関町史編纂開始、令和3年(2021)3月鈴鹿関跡の国の史跡指定にまで至ったと考えられる。

#### c. 加太鉄道遺産の景観維持活動

大和街道と並行して走る鉄道は、明治23年(1890)の関西鉄道開通以降、地域の新たな“道”として、生活に欠か



■鈴鹿関跡県史跡指定の新聞記事(切り抜き)(亀山市歴史博物館蔵)



■自治会による城山見学会



■自治会による城山見学誘導看板設置



■草刈り作業

せない存在として、歴史を刻んでいる。

関西鉄道開設に当たって、加太地区の工事は同鉄道開設区間中最大の難工事であり、工事中の事故による犠牲者が多数出たとの記録がある。この工事での犠牲者を弔うため、明治23年、加太地区有志が寄付を募り、工事に携わる石工たちに依頼して33体の観音菩薩石仏を彫ってもらい、鹿伏兎城跡への道の中腹に石仏を安置した。このことから、加太地区の人々の鉄道開設への強い思いがうかがえる。



■ JR西日本亀山鉄道部との  
協働維持保存活動

明治29年(1896)に加太駅が設置され、関中学校加太校舎が廃校となった昭和37年(1962)以降、加太地区の中学生は鉄道を利用し学校に通っており、幼少時より利用する鉄道に深い愛着を持っている。また、これらの中学生が成長し、関西鉄道や加太駅駅舎のみならず、金場隧道や坊谷隧道をはじめとする様々な加太鉄道遺産においてゴミ拾いや除草などの景観維持活動を継続して実施している。この他にも、近隣自治会の女性を中心とした景観維持活動(大正2年(1913)5月11日の『伊勢新聞』第10813号に、地域住民による草刈活動の記載がある)も実施されている他、昭和52年(1977)の全国植樹祭の際、加太小学校の5・6年生で結成された「関町みどりの少年隊(現在の加太緑の少年隊)」によるJR加太駅周辺の清掃作業が、現在も続けられている。

これらの活動により、加太鉄道施設及びその周辺は良好に保たれ、今も地域に根付いた交通網として活用され続けている。そして近年、加太鉄道施設は近代化遺産としての価値を認められ注目を集めており、それら遺産を目的とした来訪者も増加している。そのため、現在の活動では地域の景観維持に限らず、それら鉄道遺産の伝承と来訪者に向けてその価値を伝えていく案内人育成等も始められている。



■ 勉強会(案内人育成)

また、大和街道の関宿周辺においては、緑豊かな田園風景が広がっており、そこで農業に従事する人々は、自らの田畑はもちろんのこと、そこへ続く小道や線路沿いの土手をはじめ、加太鉄道遺産周辺や大和川橋梁から加太隧道に至る線路沿いの草刈り等の景観維持活動を自主的に行っている。

## エ.まとめ

加太宿から「鈴鹿関跡」のある関宿にいたる大和街道沿いには、JR関西鉄道と、アユ釣りの時期に人々が訪れる清流加太川が流れている。自然豊かな加太地区は周囲を山々に囲まれた盆地となっており、土壌・気象条件と木材生育に適し、明治時代に行った森林開発以降、林業が盛んであり、両側を木々に囲まれ、大和街道の一部は山深い峠道となっていてところもある。

大和街道は本市における最古の主要な街道であり、この地域は街道沿いに育まれる文化の歴史が最も古い地域である。古代においては最も重要な国の交通管理施設である「鈴



鹿関」が置かれ、この街道を利用し、官吏の往来だけでなく、都へ税をはじめとする物資が運ばれていた。

主要な街道であるため、古代、街道が生まれた当初より、維持活動は沿道住民により行われていたと考えられ、中世において街道を守るために鹿伏兎城が置かれてからは、加太の集落と関・亀山の集落を結ぶ生活には欠かせない重要な道としても、大切に維持活動が行われていた。

近世において、街道・宿場の整備が行われた際には、橋の建設・維持活動に住民での「講」ができるなど、主要な街道沿道の独自の文化が生まれ、近代において、鉄道が開通してからも、地域住民の維持活動は継承されている。

また、現代においては大和街道と鉄道の二つの“道”が加太地区の人々の生活の基盤となり、地域の発展や人々の暮らしに深く関わり、現在、加太地区の中学生は鉄道を利用し関中学校に通っており、加太地区と関地区の人々の往来は盛んである。

街道沿道には加太宿の中心に位置する鹿伏兎城跡の史跡をはじめ、川俣神社等の歴史的建造物が数多く残り、神福寺・天祥寺等の各集落を代表する寺院では、江戸中期より地域の盆行事の一つとして現代まで守り伝えられているかんこ踊りが、今なお地域住民により行われ、毎年7月頃から始まる各地区の練習風景や本番である8月14日・15日に、そろいの浴衣姿の祭り衣装で舞を披露する風景は、普段は静かな寺院の境内において夏の訪れを感じさせる当地域の夏の風物詩である。

鈴鹿関跡を中心とした大和街道沿道の地域では、鈴鹿関跡をはじめとする歴史文化資産が地域住民の意識の中に深く根付いており、地域の歴史を知り、残された遺産を誇りに感じるとともに、それを次世代へ継承していこうとする様に地域を大切にする思いが感じられる。

また、大和街道と並行して走る線路沿いでは、四季折々の景色が楽しめる自然の中において、鉄道建設当時の最新技術が導入された加太隧道や金場隧道をはじめとする多くの鉄道遺産が残り、これらが地元の人々の活動により適切に保守されながら現在でも現役で活躍している様子に、多くの鉄道を愛する人々が魅了されている。

大和街道「加太宿」周辺地区は、街道、鈴鹿関が築かれた当時からの豊かな自然を背景に、多くの歴史的建造物と加太隧道等の近代化遺産がつくる景観の中で、継承される歴史的資産を舞台に、大切に受け継がれてきた伝統文化を人々が伝える様と鈴鹿関跡の活動や鉄道遺産の保存維持活動など地域固有の歴史資産を大切に守り、次世代へ継承していく様が、古い街道の現代まで続く長い歴史をしのぶことのできる本市固有の歴史的風致である。







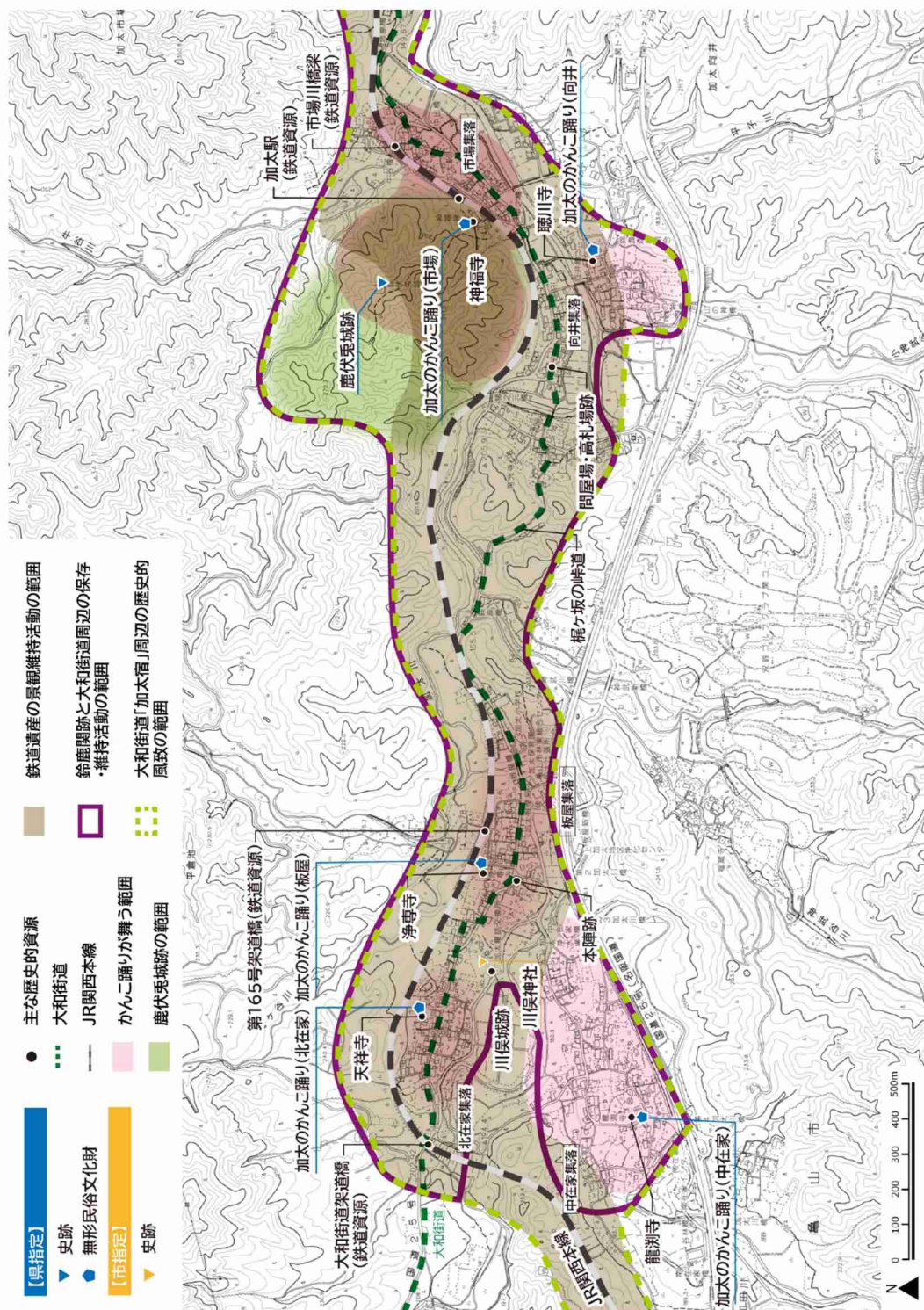


図 2-17 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致 (拡大図)

## (7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致

### ア.はじめに

巡見道<sup>じゆんけんみち</sup>は江戸時代に幕府の巡見使の通った道のことで、一般には特定の道を指すものではないが、北勢地域には今も街道名として残っている。街道は、亀山市本町で東海道から分かれ、現在の国道 306 号を縫うようにして北上する。

また、安楽越<sup>あんらくごえ</sup>は亀山市川崎町の南端で巡見道と分かれ、安楽川沿いに野登谷を近江国（現在の滋賀県）へ向かって西進する。

このあたりには、「天正 11 年・12 年(1583・1584)の羽柴秀吉伊勢侵攻」として関連性が認められる文化財群が見られる。

秀吉は天下統一に向けた足がかりとして伊勢侵攻を果たすが、この時、激戦として記録に残されているのが、峯城周辺での攻防である。この峯城周辺には、伊勢侵攻の際築かれた双方の陣や城とされた古城群が残っている。

また、峯城周辺城館群の東には日本武尊の墓とされる能褒野御墓（宮内庁管理、遺跡名：能褒野王塚古墳）や名越古墳といった前方後円墳、奈良時代の伊勢国府跡と考えられる長者屋敷遺跡といった古代王権に関する文化財が見られる。

巡見道は県北勢地方を約 60km にわたって縦に貫き、三重県を出た後はさらに関ヶ原まで延びて中山道と連絡している。東海道と中山道をつなぐ幹線であるうえ、鈴鹿山脈から発する諸河川に沿う東西の道の連絡道として交通上重要な役割を果たした。

巡見使が最初に派遣されたのは、3 代將軍家光の寛永 10 年(1633)で、これが先例となり、將軍の代替わりごとに諸国の政情や民情などを査察して幕政の参考とし、同時に災害などの実情調査も行った。巡見使は 19 回派遣され、うち県内への派遣が明らかなものは 10 回ある。天明 8 年(1788)の巡見使は、東海道各地を巡見した後、桑名に入り、四日市から伊勢街道を南下して志州鳥羽へ至った。その後、久居・伊賀を回り、亀山に入ってから巡見道を北上し、いなべ市藤原町山口へ向かっている。各藩とも巡見使の藩内通過に当たっては多大な緊張を強いられた。巡見使は享保年間(1716～1735)まではその報告によって役人・諸侯らの不正を正したりする効果もあったが、後には形式化し、天保 9 年(1838)を最後に行われなくなった。

また、文化 11 年(1814)、西日本の測量の旅上にあつた 70 歳の伊能忠敬もこの街道を歩いている。街道沿いの村々には、その村高や家数・交通状況・寺社・名所旧跡・遠山の見渡しなどを記した差出し書の提出が求められるとともに、測量隊一行の具体的な日程も事前に連絡されており、亀山藩はもとより近郊の庄屋は人馬や宿の手配をはじめ総動員で接待にあたったという。

市内の巡見道沿いにはいくつかの道標や常夜灯や宿屋などが残る。川崎町には峯城を拠点にこの地に勢力をふるっていた峯氏の祈願寺である西願寺の南東部、巡見道沿いの十字路に大正 3 年(1914)の道標があり、「右左菰野道 大正三 寄附者田中」と刻まれている。同町には江戸時代の宿屋「江戸屋」があり、ここに「とせ」と



■道標（川崎町地内）



いう義婦があり、主家を再興するため、幼主を育て献身したことが心学の大家柴田鳩翁の著に残る。また、宝昌寺への道の曲がり角にある常夜灯には「両宮常夜燈 五穀成就 村内安全」と刻まれており、火袋の所に時計が置かれている。「両宮」と刻む常夜灯からは庶民の間では参宮街道としても利用されていたことがうかがえる。時代や交通手段が移り替わり、幹線道路としての役割は国道306線に譲ったものの、人々の生活道路として今なおその往来が行われている。



■江戸屋跡（川崎町地内）

安楽川沿いに野登谷を近江国（滋賀県）向かって西進するのが「安楽越」である。東海道を往来する旅人にとって鈴鹿峠は箱根と並ぶ難所であり、鈴鹿峠よりも関所等もなく安楽に山を越えられたので、その名前がついたとされる。天正11年(1583)の戦さでは、この道から秀吉軍が伊勢へ侵攻し、峯城、亀山城へと攻め寄せたとされる。安楽越の途中には太閤が座ったとされる巨石「太閤の腰掛石」がある。また、大正3年(1914)に田中音吉が寄贈した道標には「左京道 右山道」と記されている。



■安楽越

坂本集落や池山集落の人々は、滋賀県の土山地域との関わりが深く、田村神社の祭礼や仕事、親戚付き合い等によりこの道を使っていたという話もあり、集落の日常的な利用がされていたと考えられる。昭和49年(1974)に安坂山町と滋賀県土山町を結ぶ延長4.7kmの安楽越林道が完成すると、主な生活の交通手段としてはそちらに移り変わっていったが、石水溪のハイキングコースとして、鈴鹿国定公園内の東海自然歩道の美しい自然に親しむ観光客は今も絶えない。



■田中音吉道標（大正3年(1914)）

## イ.巡見道「安楽越」周辺の建造物等

### a. 野登寺 <市指定有形文化財（建造物）昭和46年(1971)>

1,100年程前にいた僧侶仙朝が、醍醐天皇が見た夢の中でのお告げにより、天皇の命をうけて延喜10年(910)に野登寺（安坂山町）を開いた。

野登寺の本堂のうらに「雨壺」とよばれる小さな泉があり、延喜14年(914)に仙朝が雨ごいをしたという伝承が残っている。現在でも雨壺の前でかんこ踊りをおどって雨乞いをする（安坂山町）。



■野登寺本堂

現在の本堂は、『三重の近世社寺建築—近世社寺建築緊急調査の報告—』によれば、安永6年(1777)の上棟（棟札）、文化10年(1813)に修復

されている。

なお、かんこ踊りは地蔵盆念仏踊りとして毎年8月24日に披露されている。

#### b. 永源寺

創立不詳。『三重の近世社寺建築—近世社寺建築緊急調査の報告—』によると、元禄13年(1700)に本堂を建立。弘化4年(1847)に本堂が大破したことから、亀山城主石川公より本堂再建の許可を得て嘉永3年(1856)に再建した。

当寺では、毎年8月14日に池山かんこ踊りが盆供養念仏踊りとして披露される。

#### e. 坂本神社（坂本農村公園）

坂本神社は『鈴鹿郡 神社明細帳 三重県』（大正13年(1924)三重県神社庁所蔵七-四-七）によると、野登村の村社で、明治40年(1907)3月に村内の8社を合祀した後、翌明治41年(1908)7月に、村内の彌牟居神社（延喜式内社）に合祀されている。

しかし、この合祀の際、小堂が残され、現在も地元ではこれを坂本神社として祀り、覆屋を設置するなど、地元住民の拠り所となってきた。

この神社前の広場（坂本農村公園）では、毎年10月10日に五穀豊穡踊りとしてかんこ踊りが披露されている。公園の南側には、坂本の棚田が広がっており、当地区の風致を醸し出している。

### ウ.人々の活動

#### a. 池山かんこ踊り（池山かんこ踊り保存会）

＜市指定無形民俗文化財 平成5年(1993)＞

池山かんこ踊りは大永2年(1522)にこの地方で大干ばつがあり、鶏足山<sup>けいそくさん</sup>野登寺<sup>やとうじ</sup>で雨乞いをしたのが始まりと伝わる。その後「五穀豊穡踊り」「先祖供養の念仏踊り」として踊られるようになったといわれている。踊りの庭には、中央に角形の行灯、4方の隅に大高張提灯を飾る。大太鼓・笛・ほら貝・唄妻のお囃子や歌に合わせて3人の踊り子が胸につけた太鼓をたたきながら踊る。例年8月14日は、盆供養念仏踊りとして永源寺で、8月24日は、地蔵盆念仏踊りとして野登寺で、10月10日は、五穀豊穡踊りとして坂本神社（坂本農村公園）で踊りが披露される。

かんこ踊りの練習は、8月や10月の披露に合わせて行い、街道沿いの集落の家々に練習の笛や太鼓などの音が響き渡る。また、踊りの披露の際は、永源寺では池山集落を中



■永源寺本堂



■坂本神社（覆屋）（坂本農村公園）



■坂本神社（覆屋内の小堂）



■池山かんこ踊り



心とした野登谷一帯に、野登寺では野登山周辺に、坂本神社では坂本集落及び坂本棚田一帯にかんこ踊りの太鼓や笛、ほら貝等のお囃子や唄妻が響きわたるとともに、野登寺での披露の際には、集落から野登寺への参道を行き交う人々の姿も見られる。

このように、かんこ踊りは、練習や踊りの披露が行われる初夏から秋にかけて地元の風物詩となっている。

## エ.まとめ

「安楽越」と呼ばれる池山集落から野登寺への道は、この付近の人々の生活道路であると同時に野登寺への参道でもある。ここには「池山かんこ踊り」が室町後期から現在まで脈々と続けられ、この行事は夏から秋までの風物詩となっている。毎年7月から始まるかんこ踊りの練習や8月の永源寺と野登寺での舞の披露、また10月の坂本神社での舞の披露ではお囃子や唄が野登谷・坂本の棚田・野登山周辺に響きわたり、人々が四季の移り変わりを豊かな自然や地域活動により五感で敏感に感じとることのできる本市固有の歴史的風致がある。



図 2-18 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致（まとめ）



## ～コラム 秀吉天下統一ルート～

中世末期に安楽越において行われた秀吉による伊勢国での戦さは、豊臣秀吉による天下統一への戦さの中で最重要事項といえるもので、賤ヶ岳の戦<sup>しずがたけ</sup>と同時期に行われたものである。この時の戦さでは、秀吉軍は総勢7万5千の大軍を3方向から伊勢国に進軍。その内、秀吉は自ら3万の軍勢を従え安楽越で侵攻、野登寺などを焼き討ちにしながら野登谷を峯城へ向けて進軍した。その際、先鋒を務めた蒲生氏郷による攻撃が凄惨を極めたことから、野登谷周辺には、「恐ろしいもの」「鬼のようなもの」を意味する「ガモジ」「ガモンジ」「ガモジイ」といった言葉が残っており、これは「蒲生氏郷」が訛ったものと考えられている。この他、進軍途中で秀吉が休憩時に腰かけたと伝わる「太閤腰掛石」や、秀吉が小川を渡るために解体した不動院の仏像の残欠など、この時の戦さにまつわるモノや逸話が多く残されている。また、峯城跡をはじめとする中世城館跡は、遺存状態が良いものが多く、城郭ファンだけでなく多くの歴史に興味を持つ人々から注目されており、見学の問合せ等も多く、地元の人々との交流も期待される。



■ 峯城跡(保存会・見学ルートの確保)

この峯城跡を中心に周辺城館群は、近年、一部が荒地となってきたため、土地所有者や地元住民が、「峯城の史跡を守る会」を結成し、定期的に城内外の草刈りや間伐作業等、土地の手入れを行っている。こうした活動により、見学者が容易に見学できるようになったため、地元小学校の見学会や県内外の団体から見学申し込みがあり、保存会が案内役となり交流が図られている。

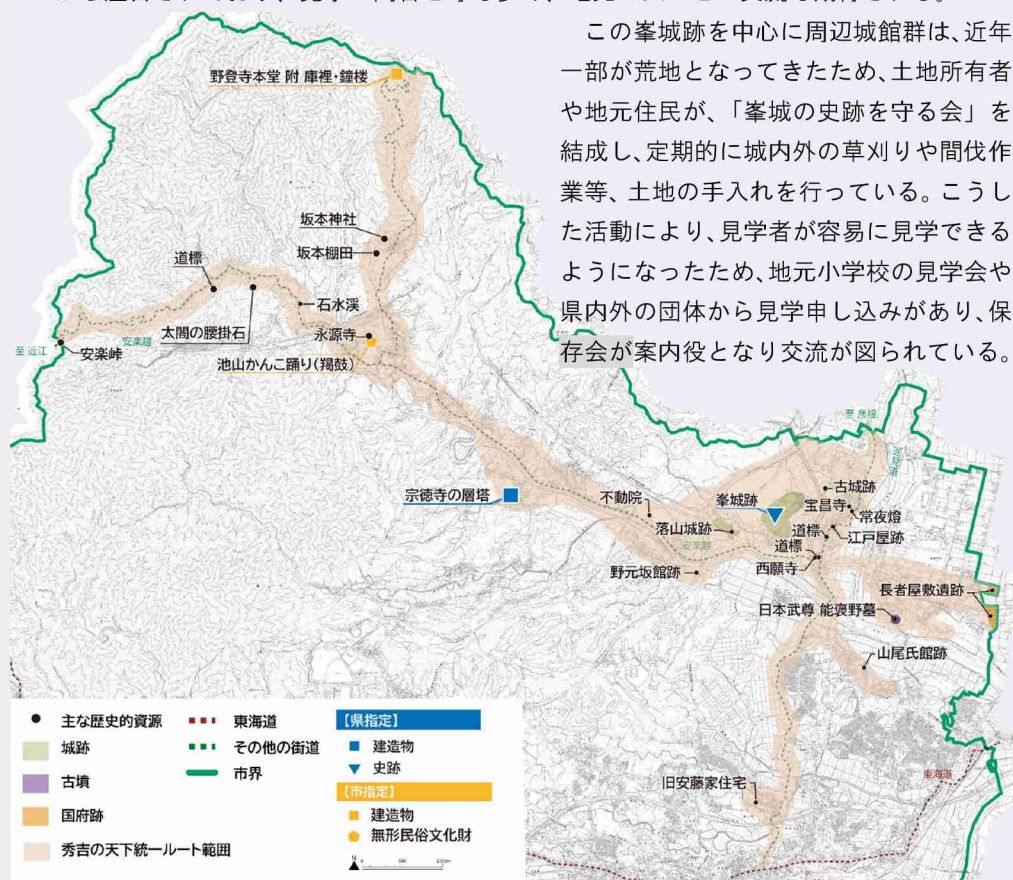


図2-19 コラム「秀吉天下統一ルート」

## (8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致

### ア.はじめに

昼生地区は、平安・鎌倉時代には伊勢神宮領の「<sup>ひるお</sup>昼生庄」との記録が残り、古代より開けていた地域で、中世は関氏の支配地であった。また、江戸時代には、津藩、のち久居藩の領地であった。

金王道は平安末期の動乱について書かれた軍記物語『平治物語』に登場する<sup>しづやこんのう</sup>渋谷金王丸がその由来となっており、源平合戦の際、平家に敗れた源氏の大將源義朝の最期を義朝の側室常盤御前に伝えるため、内海（愛知県美浜町）から京を目指して駆け抜けた道が金王道といわれている。

当地域では、現在の鈴鹿市岸岡町から亀山市関町古厩までの約16kmの山道が金王道と呼ばれており、徳川家康も本能寺の変の際、滞在先の堺から逃げのびる途中でこの道を通ったとも伝えられる。江戸時代には、金生道が亀山藩と津藩等の領地の境であったことが『九々五集』に記されている。また、昭和初期までは行商人が近道として利用したり、村人が薪を取るために親しまれた道でもあったという。

昼生地区を通る「津道」は、亀山城下から津城下へ通じる道で、金王道と交差した後、昼生地区の中心を通っている。

### イ.金王道「昼生地区」周辺の建造物等

#### a. 石神社

石神社は、三寺町の山中に鎮座する延喜式内社。スサノオノミコトを祭るこの神社は1,000年以上の歴史があり、かつては「イワ」神社と呼ばれていた。

社殿には、獅子頭が安置されており、3年に一度、正月に獅子舞が披露される。

参道が急峻な谷になっており、V字を描く参道の階段が、独特の景観を作っている。

明治22年(1889)に記された『石神社縁起』によると、現在の拝殿は、明治7年(1877)に再建された。

#### b. 観音山

昼生地区の南側の山上にある。『亀山市史 民俗編』によると、大正10年(1921)、一人の村人の夢に「山の上に観音様を備えよ。村が豊かになる」との先祖のお告げがあり、仲間(6名)を募って開山された。山上には、同年に造られたお堂と堂内に観音像、また、お堂の周囲には、同じくこの時に造られた子安地藏や西国三十三所



■金王道



■石神社



■観音山のお堂と  
堂内の観音像



の観音菩薩の石像が祭られており、お参りをすると西国巡礼と同じ御利益があるといわれている。

山上には、開山を記念した石碑（大正 10 年（1921）設置）があり、観音山の開山に関わった人物 6 名の氏名が彫り込まれている。

開山の頃より続く観音まつりは、毎年 4 月 17 日に行われていたが、現在は、17 日に近い日曜日としている。

### c. 於々奈氣神社

祭神は伊邪那美 命<sup>いざなみのみこと</sup>と天児屋根 命<sup>あめのこやねのみこと</sup>で、7 月の祇園祭など地域の祭りが季節の節目ごとに行われている。

拝殿の建築年月日は不明であるが、地元氏子によると昭和 40 年（1965）頃に建て替えたとのことである。境内には、昭和 5 年（1930）刻銘の狛犬もある。

また、境内にそびえる大楠は、樹齢 300 年以上、樹高は 27m で、市の天然記念物に指定されている。

## ウ.人々の活動

### a. 獅子舞（石神社）＜市指定無形民俗文化財 昭和 31 年（1956）＞

昼生の獅子舞の獅子頭は、伊勢国一宮である椿神社の大木から切り出したと伝えられる七つの獅子頭の内の一つであり、雄で、角があり非常に珍しいものである。

3 年に 1 度、正月に石神社や久導寺境内（三寺町公民館）等で披露される獅子舞は、正式に舞うと 4 時間を要するが、現在は 1 時間 30 分ほどに短縮され演じられている。

江戸時代、この地域は久居藩に属していたため、その名残で昭和初期には久居方面まで舞に出向いていた。

### b. かんこ踊り（中庄町）

中庄町のかんこ踊りは、唄妻・大太鼓・笛・チャンギリ・ほら貝の音に合わせて 6 人の踊り子が浴衣姿に笠をかぶり、胸に羯鼓（かんこ）を抱えて踊る。無病息災、五穀豊穡を祈って踊ったことに由来し、それが伝承されている。『亀山市史 民俗編』（平成 23 年（2011）3 月 web 公開）によると、毎年 8 月 15 日に中庄集会所（不動尊）、10 月 10 日の秋祭には於々奈氣神社で行われる。また、亀山市史の民俗調査により、昭和 15 年（1940）生まれの男性 2 名が青年時代に行っていた中庄町かんこ踊りについてのそれぞれの体験による証言から、昭和 30 年代（1955～）以前から中庄町かんこ踊りが行われていたこ



■観音菩薩の石像



■観音山 開山記念石碑



■於々奈氣神社拝殿と狛犬



■獅子舞



■かんこ踊り（中庄町）



とがわかる。

### c. 観音まつり

『亀山市史 民俗編』によると、観音山で大正10年(1921)より行われている観音まつりは、昭和30年代(1955)頃には参拝者が多く、草相撲や伝統芸能の万歳なども催された。また、亀山市史の民俗調査により、昭和11年(1936)生まれの男性と昭和21年(1946)生まれの男性の観音まつりに関するそれぞれの体験による証言から、次のことが明らかとなっている。まつりは、毎年4月17日に行われていたが、現在は、17日に近い日曜日としている。6人の世話人が、幟を立てたり、幕を張ったりして準備をする。祭の日は午前7時に花火を2発上げる。9時頃から町内に住む男女が個々に観音山を訪れ、賽銭をあげ、米やお金を紙袋に入れて受付の世話人に渡す。紅白の落雁などを受け取り、堂内及び33体の観音の石像に参拝して帰る。午後1時頃に栄仙寺の僧侶がやってきて堂内に祭られた観音像に向かって読経する。それが済むと、まず子安地藏に読経し1番から33番まで順番に観音石像に読経して回る。

## エ.まとめ

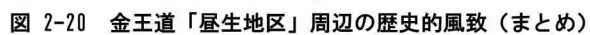
屋生地区は、亀山城下から津城下へ通じる街道「津道」沿いにあるが、里山に囲まれた農村である。地区内には、三寺・中庄・神向谷・下庄といった集落があり、それら集落の周りに田畑が広がる。

3年に一度開催される獅子舞は、地区内の津道や里道を通り、屋生地区の集落を舞い廻る。今も年の瀬が近づく頃、三寺町公民館での子どもを交えた練習風景や各集落を回って舞う様子が風物詩となっている。

かんこ踊り(中庄町)は、勇壮な踊りとともに、囃子方の笛や太鼓の音が中庄町内の集落に響き、農村における収穫への喜びとともに集落の賑わいを感じさせる。

観音まつりは、大正10年(1921)の開山に関わった6名の家の者が、代々世話人を務めるなど、地元住民が深く関わっている。祭りの参加者は祭りへ向かう時にはお布施のためのお米などを入れた袋を持って行き、祭りの場で世話人に渡したあと、紅白の落雁などを受け取り、観音石像をお参りした後に家路につく。

獅子舞の子どもを交えた練習や各集落を回って舞う様子、かんこ踊りの勇壮な踊りとお囃子の音が集落に響く様子、そして観音まつりでの参加者の行き帰りと参拝の姿にこの地域の情緒・風情が感じられ、地元の人々により大切に引き継がれる歴史的風致を形成している。



### ～コラム 金王道ウォーキング～

金王道ウォーキングは地元屋生地区の住民が「金王道整備保存会」を結成し、金王道の保存と伝承啓発を目的に始められた。現在、保存会は、屋生地区まちづくり協議会内に組織され、まちづくり協議会の行事の一つとして、毎年初夏と秋の2回ウォーキングを開催している。

金王道は歴史ロマンに彩られた「隠れ古道」として、近年注目されている古道であり、金王道ウォーキングだけでなく、鉄道会社等がウォーキング大会のコースに取り上げている。



■金王道（ウォーキング大会）

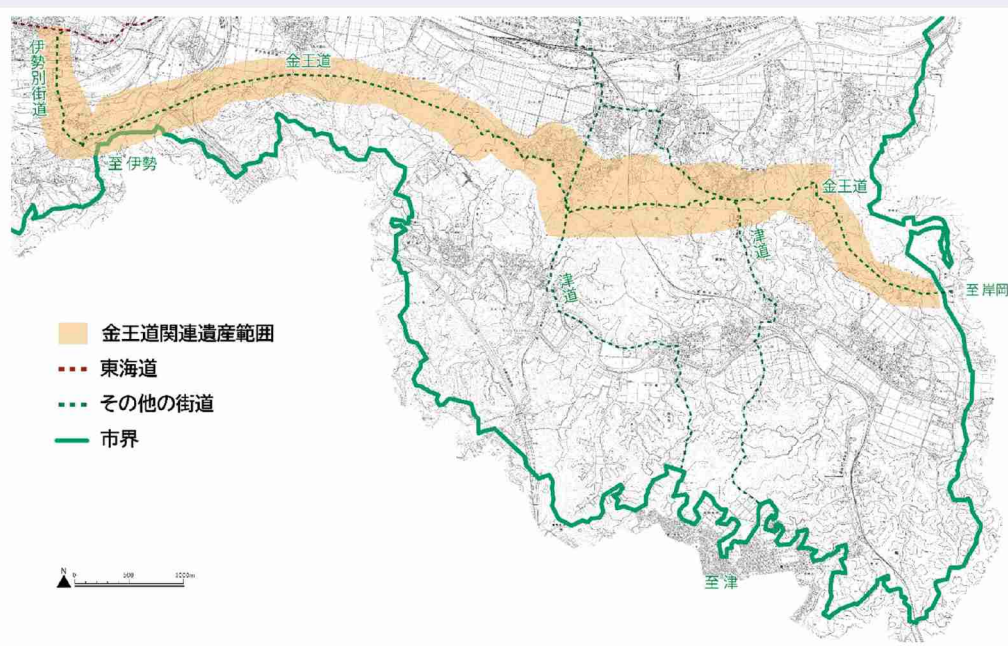


図 2-21 コラム「金王道」



## ◆本市の歴史的風致（総括）

本市は東西日本の接点であるという地理的な特質がある。このため、少なくとも縄文時代には東西両地域の文化が交差する結節点となっている。人々が歩くことで自然に道となった<sup>そまみち</sup>杣道から始まり、以後、人・もの・情報が行きかう中で、東西それぞれの影響を受けて、この地ならではの文化が培われてきた。特に、奈良・京都に置かれた都から各地に伸びる官道が整備された古代からその性質は顕著となり、まさに東国の入り口として『日本書紀』をはじめとする史料やさまざまな伝承にも彩られるようになる。

そして、慶長6年(1601)の宿駅制度の開始により、亀山宿・関宿・坂下宿の3宿とこれらにつながる往還に、その性質が最も華開いた時代を迎えることとなる。

東海道や大和街道といった陸路で各地と結ばれた亀山は、その時代ごとの様相を見せながらも、交通の要衝としての本質を失うことなく、「街道」と密接にかかわった生活様式を生み出し、同時に、街道を行き交う旅人と、旅人を迎え入れるこの地の人々との交流を重ねてきた。こうして、醸成された重層的な歴史の積み上げは、全市域のみならず広範な領域において網の目のように相関性を持って今日もなお展開している。この本質が「街道文化」であり、本市の歴史的風致の基軸と位置づけることができる。

## 第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

### 1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組

#### (1) 関宿の重要伝統的建造物群保存地区

関宿の町並み保存については昭和 55 年(1980)に町並み保存条例を制定して保存事業に着手し、昭和 59 年(1984)に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた。東海道五十三次が戦災や戦後の開発により大きく姿を変えていく中で唯一関宿だけが東海道の宿場の景観を残していたことが大きな要因であった。保存地区では地区選定翌年の昭和 60 年(1985)より、伝統的建造物などの保存修理修景事業を継続して実施するとともに、東海道の地道風カラー舗装や無電柱化などを実施して伝統的建造物群の保存に取り組んできた。

関宿の町並み保存の特徴は単に観光地化を目指すのではなく、そこに暮らす人々の生活ごと「生活の場」として保存することにある。

関宿では昭和 55 年(1980)に「関町まちなみ保存会」が組織され、その後活動の幅を広げながら「東海道関宿まちなみ保存会」と改称し、現在に至っている。さらに、平成 12 年(2000)には見学者の案内活動を行う「関宿案内ボランティアの会」が、平成 16 年(2004)には関宿の祭りを保存する「関宿『関の山車』保存会」がそれぞれ設立されており、それぞれの団体が連携協力しながら多面的な保存活動を展開している。

また、昭和 60 年(1985)以降、継続して伝統的建造物などの修理修景事業を実施しており、現在まで毎年 3 件程度の大規模修理工事、3~5 件程度の中規模修理修景工事、10 件程度の小規模修理修景工事が行われ、建造物所有者や地域の住民の理解の下、町並みの保存活動が進められている。

こうした活動により、昭和 62 年(1987)の「日本の道 100 選」、平成元年(1989)の「手づくり郷土賞」、平成 12 年(2000)の「文化財保護法 50 周年記念表彰」、平成 17 年(2005)の「手づくり郷土賞大賞」などを受賞している。

関宿の町並み保存に対する取組は市内の他の地域にも影響を与えており、現在では市内の歴史的な資産を活



整備前



整備後

■無電柱化整備



■保存会による公開講座の様子



■関宿の案内活動

かしたまちづくりのけん引役となっている。

平成 26 年(2014)には関宿が重要伝統的建造物群保存地区選定 30 周年を迎え、企画展示やシンポジウムなど様々な記念行事を開催し、記念誌の発行を行った。



■関宿重伝建選定 30 周年記念シンポジウムでまちなみ保存団体表彰

## (2) これまでの東海道を中心としたまちづくりの推進

東海道を基軸にしたまちづくりとして官民様々な取組を行ってきた。亀山宿江戸の道整備事業（平成元年～4 年(1989～1992)及び自治省ふるさとづくり特別対策事業）では、武家屋敷地区周辺での白壁土塀・舗石舗装・歴史広場・案内板などの整備を実施した。東海道ルネッサンス事業（平成 4～13 年(1992～2001)）では、街道ウォーク・和田一里塚の整備・道の駅関宿の整備を実施。くらしの道づくり事業（平成 11～17 年(1999～2005)建設省）では、東海道など 4 路線の美装化整備などを行っている。

その中で平成 15 年(2003)には亀山宿に手作り屋号看板（約 400 枚）を設置し、ポケットパーク（「お城見庭園」）整備に携わったまちづくり団体が「中部の未来創造大賞」を受賞した他、街道沿いの旧家に絵手紙を展示し、現代の旅人との交流が図られるなど、民間主体の活動が活発化してきている。

市民による文化財保護団体の設立や活動については、「NPO 亀山文化資産研究会」や「亀山宿語り部の会」があげられる。「NPO 亀山文化資産研究会」は、三重県主催のヘリテージマネージャー養成講座を修了した建築士や大工などが、地域の住民・行政・専門家などと協働して地域にとって価値のある身近な歴史的・文化的資産に気付き、それらを守り・活かすことを目的に設立し、歴史的建造物の保護活動を行っている。主な活動としては旧亀山城多門櫓・明治天皇行在所での「お城で七五三の写真を撮ろう」や関宿の町家の保存修理工事現場見学会などを開催している。「亀山宿語り部の会」は関宿の案内による町並み保存意識の啓発活動を担っていた「関宿



■東海道におけるまちづくり活動



■「お城で七五三の写真を撮ろう」



■亀山宿語り部の会



案内ボランティアの会」の活動に触発される形で、亀山宿や亀山城などの案内を通じて文化財保存意識の啓発のために市民が立ち上げた団体であり、東海道関宿まちなみ保存会の波及効果と言える。

既存の団体による歴史まちづくり活動も見られる。

東海道沿道にあたる「野村地区まちづくり協議会」は、地区住民が市文化財保護部署・歴史博物館と協働で学習会や見学会などを開催し、地区内の歴史的資産をまちづくりに活かそうと活動している。

巡見道・安楽越沿道に当たる「川崎地区まちづくり協議会」は地区内に墓のあるヤマトタケルを題材にした歴史ウォークや豊臣秀吉の天下統一の過程で歴史の表舞台に出る峯城跡の保存整備活動や見学会など、地区内の歴史的資産をまちづくりに活かす活動を地区住民自らの手で開催している。

古道である金王道に深い関わりのある「昼生地区まちづくり協議会」は協議会内に金王道整備委員会を立ち上げ、保存整備活動や年2回のウォーキング大会を開催し、地区内の歴史的資産をまちづくりに活かしている。

他にも、さまざまな市民活動が行われている。

「関宿スケッチコンクール」は市民らでつくる実行委員会の主催で、平成17年(2005)から始まり平成26年度(2014)までは毎年開催され、その後は東海道関宿まちなみ保存会の主催で、3年毎の「かめやま文化年」に合わせて開催されている。今も往時の面影を色濃く残す関宿をスケッチすることで、描く人々だけでなく、それを迎える住民の町並み保存への意識付けに寄与している。

「東海道のおひなさま」は市民らでつくる実行委員会の主催で、平成24年(2012)2月から毎年開催されているが、亀山宿と関宿の東海道沿いにある町家などが会場となっている。歴史的風致形成建造物である旧館家住宅や旧木村邸は第1期計画で整備後、このイベントの会場として中心的な役割を担っている。また、加藤家屋敷と旧館家住宅については亀山トリエンナーレの会場として、市民により積極的に活用されている。

関宿旅籠玉屋歴史資料館では平成9年(1997)から亀山市子ども会育成者連絡協議会が主催で、小学校高学年を対象とした宿泊体験学習会を実施している。



■野村地区まちづくり協議会学習会



■峯城跡見学会



■金王道ウォーキング



■関宿スケッチコンクール



■東海道のおひなさま(旧木村邸)

### (3) 伊勢鈴鹿関跡範囲確認調査事業

平成 17 年(2005)の遺跡詳細分布調査と平成 18 年(2006)の第 1 次発掘調査で、築地塀の痕跡とそこに葺かれていた瓦を確認し、出土した瓦片からこの築地塀は奈良中期のものであることが判明した。以降、現在に至るまで 9 次にわたり発掘調査を継続し、奈良中期に鈴鹿関の西端を区画する城壁(築地塀)が整備されたことが分かってきた。

これらの調査成果を現地説明会や調査地近くの西の追分休憩施設でのパネル展示、市広報、地元ケーブルテレビの行政情報番組などにより、一般市民へ情報発信を行ってきた。

令和元年(2019)12 月に国の史跡の指定について文化庁に意見具申を行ったところ、令和 2 年(2020)11 月 20 日国の史跡への答申があり、令和 3 年(2021)3 月に国の史跡に指定された。



■鈴鹿関跡第 1 次発掘調査  
築地塀痕跡確認状況



■鈴鹿関跡第 9 次発掘調査第 2 区  
古代瓦片出土状況

#### (4) 第1期計画における取組

第1期計画では東海道沿道を重点区域に指定し、旧亀山城多門櫓・旧館家住宅・亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡などの文化財の復原整備、東海道沿道や亀山公園を含む旧亀山城周辺の歴史的環境の整備、関宿や東海道沿道における市民・散策者の休養・案内・交流施設の整備などを一体的・重点的に実施するとともに、景観計画の策定など景観形成に関する諸施策による歴史的景観の保護を進めた。

特に旧亀山城多門櫓は、亀山城跡・亀山宿を中心とした地域の歴史的風致を形成する重要な要素の一つであるが、これを復原修理し、江戸後期の姿に復原したことにより、平成26年度(2014)に県指定有形文化財(建造物)に指定されるといった成果につながった。また、櫓のある亀山公園へのアクセス路や周遊路を整備し、施設を公開することで地域の誇りを育むとともに歴史資産の一層の活用促進を図ることができた。

関宿においては東海道沿いの空き家を「関の山車」会館として整備し、山車などを適正に保管するとともに、学習・展示、地元保存会などの伝承活動の拠点として活用している。

加太のかんこ踊りについては平成20年度(2008)から平成24年度(2012)に取り組んだ無形文化財・無形民俗文化財記録作成事業において映像資料を作成した。作成した資料をDVDに収録して保存団体などに配布を行ったことにより、歴史文化資産への意識・理解の向上につながっている。また、記録作成事業により、平成26年(2014)3月に県の無形民俗文化財に指定された。

これらの事業により、亀山宿や関宿の来訪者数の増加や地域主体の新たな取組へと発展している。

表 3-1 第1期計画における事業実績及び評価概要

| 事業名：亀山城跡を含む亀山公園及び周辺の歴史的環境整備事業 |                                                                                             |                                                                                      |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業期間                          | 事業評価                                                                                        |  |
| 平成 20-22 年度(2008-2010)        | ・公園整備、市道改良を亀山城関連施設として一体的に整備し、施設間の回遊性を大きく向上させた<br>・緑化などの景観整備により、良好な景観づくりが推進でき、市民の文化意識の向上が図れた |                                                                                      |
| 事業概要                          |                                                                                             |                                                                                      |
| ・ 亀山公園園路整備<br>・ 市道市ヶ坂江ヶ室線歩道整備 |                                                                                             |                                                                                      |

| 事業名：鈴鹿峠自然の家改装事業                    |                                                                                               |                                                                                      |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業期間                               | 事業評価                                                                                          |  |
| 平成 20-21 年度(2008-2009)             | ・ 本来の形状を極力保存して耐震補強することにより、文化財としての価値の保存と施設活用上の安全性の向上が図れた<br>・ 周辺施設との一体的な活用が行える整備を行い、景観上の改善も図れた |                                                                                      |
| 事業概要                               |                                                                                               |                                                                                      |
| ・ 「鈴鹿峠自然の家」の耐震補強及び修理・復原<br>・ 駐車場整備 |                                                                                               |                                                                                      |



| 事業名：「関の山車」会館整備事業                                              |                                                                                                                                   |                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業期間                                                          | 事業評価                                                                                                                              |  |
| 平成 28-30 年度 (2016-2018)                                       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 山車の保存や伝承活動の存続を図る地域交流の拠点が確保できた</li><li>・ 開館記念式典では多くの市民が見学を訪れ、歴史的風致への意識や関心の向上が図れた</li></ul> |                                                                                    |
| 事業概要                                                          |                                                                                                                                   |                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「関の山車」会館の整備</li></ul> |                                                                                                                                   |                                                                                    |

| 事業名：関宿周辺環境整備事業                                                                                   |                                                                                                                                                                            |                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業期間                                                                                             | 事業評価                                                                                                                                                                       |  |
| 平成20 年度（2008）                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 未活用であった歴史的価値のある建築物（旧木村邸）を整備し、関宿観光駐車場の利用者の休養・休憩施設として利用することで利便性向上が図れた</li><li>・ 足湯交流施設は、見学者と住民の交流の場として活用されており、歴史的風致の向上が図れた</li></ul> |                                                                                    |
| 事業概要                                                                                             |                                                                                                                                                                            |                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 足湯施設「小萬の湯」整備</li><li>・ 旧木村邸を「関宿足湯交流施設」として整備・公開</li></ul> |                                                                                                                                                                            |                                                                                    |

| 事業名：旧亀山城多門櫓保存整備事業                                               |                                                                                                                                                 |                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業期間                                                            | 事業評価                                                                                                                                            |  |
| 平成 20-23 年度 (2008-2011)                                         | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 歴史的価値のある建造物を復原修理し、公開施設として活用した</li><li>・ 亀山宿・亀山城周辺地域における歴史的風致形成建造物などを繋ぐ回遊ルートが確立され、歴史的風致の向上が図れた</li></ul> |                                                                                     |
| 事業概要                                                            |                                                                                                                                                 |                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 石垣などと多門櫓の復原修理</li></ul> |                                                                                                                                                 |                                                                                     |

| 事業名：加藤家屋敷保存整備事業                                                           |                                                                                                                   |                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業期間                                                                      | 事業評価                                                                                                              |  |
| 平成20-22、25 年度 (2008-2010、2013)                                            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成 20 年度 (2008) から史跡の主要な部分について公有化し、本格的な整備を行ったことにより、歴史的風致の向上が図れた</li></ul> |                                                                                      |
| 事業概要                                                                      |                                                                                                                   |                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 加藤家長屋門・土蔵・主屋の用地公有化・復原修理</li></ul> |                                                                                                                   |                                                                                      |

| 事業名：旧館家住宅保存整備事業                                              |                                                                                                                                                     |                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業期間                                                         | 事業評価                                                                                                                                                |  |
| 平成 20-21 年度 (2008-2009)                                      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 周辺の加藤家長屋門や旧亀山城多門櫓などの歴史的建造物など一体となって、街道沿いの良好な景観形成に寄与した</li><li>・ 景観計画を進める上で、地域の歴史的建造物景観の先導的役割を担っている</li></ul> |                                                                                      |
| 事業概要                                                         |                                                                                                                                                     |                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 旧館家住宅の復原修理</li></ul> |                                                                                                                                                     |                                                                                      |

| 事業名：大久保神官家棟門保存整備事業         |                                                                                               |                                                                                      |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業期間                       | 事業評価                                                                                          |    |
| 平成24 年度(2012)              | ・ 亀山藩御流儀心形刀流武芸形の保存伝承施設である亀山演武場の表門であり、良好な景観に寄与した<br>・ 多門櫓入口階段から亀山神社拝殿に至る歴史的風致の向上が図れた           |                                                                                      |
| 事業概要                       |                                                                                               |                                                                                      |
| ・ 大久保神官家棟門の復原修理            |                                                                                               |                                                                                      |
| 事業名：亀山城関連施設復原事業            |                                                                                               |                                                                                      |
| 事業期間                       | 事業評価                                                                                          |    |
| 平成 21、27 年度(2009、2015)     | ・ 外堀は城下町の各地区を区切る重要な遺構であり、地区の歴史的景観の特性を明らかにすることができた<br>・ 野村地区の旧佐野家住宅を復原修理したことで東海道の散策者の利便性向上が図れた |                                                                                      |
| 事業概要                       |                                                                                               |                                                                                      |
| ・ 外堀の復原整備<br>・ 旧佐野家住宅の復原修理 |                                                                                               |                                                                                      |
| 事業名：歴史的風致形成建造物修理事業         |                                                                                               |                                                                                      |
| 事業期間                       | 事業評価                                                                                          |    |
| 平成 27、29 年度(2015、2017)     | ・ 民間所有物の修理を支援することにより、その保存・活用の促進、住民の意識向上が図れた<br>・ 整備により歴史的風致の向上とともに、散策者、見学者の安全確保も図れた           |                                                                                      |
| 事業概要                       |                                                                                               |                                                                                      |
| ・ 片山神社復原整備<br>・ 福泉寺山門修理    |                                                                                               |                                                                                      |
| 事業名：旧田中家住宅保存整備事業           |                                                                                               |                                                                                      |
| 事業期間                       | 事業評価                                                                                          |  |
| 平成31-令和2 年度(2019-2020)     | ・ 復原修理した歴史的施設を公開し、その保存・活用を図った<br>・ 歴史的な散策拠点の一つとして、回遊ルートを繋ぐ施設となった                              |                                                                                      |
| 事業概要                       |                                                                                               |                                                                                      |
| ・ 旧田中家住宅の土蔵・文庫蔵の復原修理       |                                                                                               |                                                                                      |

## ～コラム：関の山車会館～

### ① 「関の山車」に関わる文化財の概要

「関宿祇園夏まつり」は、関宿を代表する夏の風物詩である。そこで曳きだされる山車、山車に取り付けられる幕や提灯、これらを保管する山車倉、山車の運行や山車で奏でられる囃子などはすべて一体として貴重な文化財であり、その保存・伝承のため、山車や山車に取り付けられる幕などは有形民俗文化財として、山車の運行や囃子などは無形民俗文化財として、平成3年(1991)に市の文化財に指定された。関の山車を保存する地区は4地区で、各地区に1台の山車が存在し、保存伝承活動を行っている。



■関の山車

### ②会館の目的

#### 「関の山車」の保存（有形民俗）

- ・文化財としての山車の保存
- ・見送り幕など付属品や資料の保管

#### 「関の山車」の伝承（無形民俗）

- ・囃子の伝承
- ・囃子の伝承活動の見学

#### 関宿の歴史文化の保存と継承

- ・祭りを通じての世代間交流
- ・祭りを支える人材育成

#### 関宿の新たな魅力づくりと振興

- ・観光客、訪問者への関の山車と祭りの紹介
- ・展示による郷土学習

#### 「関の山車」の展示

- ・山車の展示
- ・祭りの紹介

### ③施設概要

＜有形民俗文化財の保存伝承 山車収蔵展示棟＞

山車を保存するための収蔵スペース及び修理ヤードで、山車収蔵展示棟には2台収蔵とし、既存山車倉を分館的に活用する。

＜無形民俗文化財の保存伝承 離れ＞

お囃子の練習を行うとともに、用具の保管や発表などが行える。

＜関宿の新たな魅力づくりと振興への寄与 主屋、山車収蔵展示棟、土蔵＞

関の山車について、来訪者の理解を深め、学習などが行える展示スペースで、2台の山車及び見送り幕や歴史資料などを展示する。

### ④位置

関の山車会館整備位置は関町中町地内である。当地は東海道に面し、山車巡行路の中心にあたり、また、既存山車倉と適度な間隔を有し、関の山車の保存伝承に適し、歴史的町並みとの一体性の確保が得られる。また、中町東部に当たり、関宿来訪者の関宿東部への散策誘導に資する場所である。



## 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市は第1期計画に基づき、旧亀山城多門櫓保存整備、亀山城跡を含む亀山公園及び周遊ルート of 整備、「関の山車」会館の整備などのハード事業をはじめとして、歴史的建造物の修理・修景に係る助成事業、祭りや伝統文化などへの支援など、様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、伝統文化の継承に関する活動の活発化、新たな市民活動への波及、歴史まちづくりに対する市民の理解と意識の向上など、一定の成果を得、課題の軽減を図ることができた。

しかし、整備による施設の保存は図れたものの、拠点をつなぐ街道の整備など、その活用については課題が残っており、また、社会情勢の変化、人口減少・少子高齢化による歴史資源の保存に関する課題等も深刻化している。これらの課題を下記の四つに整理した。

### (1) 東海道及び沿道環境に関する課題

本市の歴史的風致は、東海道を中心として受け継がれてきている。第1期計画において沿道拠点施設などの整備や、亀山市景観計画に基づく関宿及び亀山城内下町周辺の景観形成推進地区指定、東海道の一部区間を景観重要道路に指定など、景観保全に取り組んできた。

しかし、当市の歴史的風致の根幹である「東海道」の宿場間をつなぐ区間については、市民や来訪される方にとって、東海道であるとの認識がまだまだ薄く、情報発信が十分に出来ていない状況である。

関宿や亀山宿の来訪者数の増加に伴って東海道の散策者も年々増加傾向にあるが、安全に散策できる環境や拠点への適切な誘導などの来訪者への環境整備が不足していることに加え、依然として町並みと不調和な建築物や工作物が存在しているという課題がある。

### (2) 歴史的建造物及び周辺環境に関する課題

本市の歴史的風致を構成している建造物は国及び県・市指定の文化財の他、未指定の歴史的建造物が数多くあり、第1期計画の推進により、歴史的建造物の保存整備は進んでいるものの、整備が必要な歴史的建造物は未だ多く残っている状況である。また、歴史的建造物の多くが木造家屋であり、火災による被害が懸念され、防火の措置が必要な場合がある。

また、これまで所有者や管理者の維持管理に対する努力とともに、修理に対する費用助成や、歴史的建造物の土地の公有化から保存・活用、歴史的風致形成建造物の指定などにより保存を図ってきたが、今後少子高齢化が進み、後継者不足となることに伴い、歴史的建造物の維持管理がさらに困難となることから、その保存継承が課題である。

### （３）新たな歴史文化遺産の発掘と調査等による価値付けに関する課題

本市の近世以前に関連する歴史文化遺産は、地下に包蔵されているものが多く、これらは、市の歴史、特に都市構造の発展を解明するための重要な資料であり、かつ歴史的風致の基礎構造を詳細に解析する上での大きな手がかりとなるものである。

旧関町区域においては、平成 18 年度(2006)より行っている鈴鹿関跡の調査を継続して行い、西外郭線の範囲をほぼ確定し、これまでの調査結果を報告書としてまとめることができた。しかし、国の史跡指定の範囲は鈴鹿関の一部分にとどまっており、全体像はまだ明らかにされていないことや管理や活用の方針が十分に検討できていない。

また、その他の遺産についても未調査の部分が多く見られることが課題となっている。

### （４）伝統文化等の伝承、地域活動の活性化に関する課題

本市には歴史的風致を構成する要素として「関の山車」、「かんこ踊り」など各地域における祭りや伝統行事が数多く存在し、その多くは市の無形民俗文化財に指定されている。平成 30 年(2019)「関の山車」会館の開設により、「関の山車」の保存や祭囃子などの伝承活動の拠点とすることができた。

伝承活動の拠点整備を実施したことにより、既存活動の活性化、また、新たな市民活動も生まれ、地域住民などの文化財への意識向上に繋がっている。

しかし、依然として伝承活動においては担い手不足が深刻化しており、熟練者の高齢化・減少化が進んでいるということが課題である。

また、整備した施設などについて、地域住民、活動団体よりさらに有効活用していくという動きが出ているが、十分に対応できていないという課題が残っている。

### 3. 上位・関連計画との関連性

本市では亀山市総合計画や亀山市都市計画マスタープランなどを時代に即して定期的に改訂している。これらの計画との整合や調和、連携を図ることによって、本市固有の歴史的風致の維持向上を図ることが重要であるため、本計画は本市の基本構想を含む亀山市総合計画に即するとともに、関連計画とも整合が保たれたものとする。





## (1) 第2次亀山市総合計画

本市では平成29年度(2017)に始まった第2次亀山市総合計画において「歴史・ひと・自然が心地よい緑の健都かめやま」を目指す将来都市像としている。

施策の大綱「快適さを支える生活基盤の向上」の内、「都市づくりの推進」において、歴史的町並みの維持・継承を図るとともに、適切な景観形成や公共空間のユニバーサルデザインの実現に取り組み、魅力的で安らぎのある都市形成を推進することとしている。

また、「歴史的風致を生かしたまちづくりの推進」においては、施策の方向として①東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上、②関宿伝統的建造物群保存地区の保護の推進を掲げている。

### ■将来都市像

歴史・ひと・自然が心地よい **緑の健都 かめやま**

### ■前期基本計画



#### 1. 快適さを支える生活基盤の向上

人々の暮らしにおける利便性向上に必要な都市機能と、自然や歴史文化などの魅力が調和した『快適に過ごせるまち』を目指します。

#### 基本施策

##### ① 都市づくりの推進

- ② 住環境の向上
- ③ 上下水道の充実
- ④ 道路の保全・整備
- ⑤ 公共交通網の充実

##### ⑥ 安全・安心なまちづくりの推進

- ⑦ 低炭素・循環型社会の構築
- ⑧ 自然との共生
- ⑨ 歴史的風致を生かしたまちづくりの推進
- ⑩ 歴史文化の継承・活用

#### 施策の方向

##### ① 東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上

- ◆地域の歴史文化資産に気づき、学び、保全・活用するため、市民、地域、市民活動団体などと連携・協働を進めるとともに、まちなみ、城跡、山車、古道など歴史文化資産の保存活動団体等の支援や、団体間の連携・交流を深める活動を促進します。
- ◆東海道を中心とした街道の連続性や宿場間の一体感を確保するため、亀山宿・関宿・坂下宿や、亀山城、鈴鹿峠など、歴史文化資産の拠点整備を行うとともに、宿場間をつなぐ街道等関連施設の整備を促進します。
- ◆祭りや伝統工芸など、歴史的風致を形成している地域固有の歴史や伝統を継承する担い手の育成に努めます。

##### ② 関宿伝統的建造物群保存地区の保護の推進

- ◆関宿伝統的建造物群保存地区に存する伝統的建造物等について、修理・修景により保存を図るとともに、関宿のまちなみに対する市民の意識を高められるようその活用を推進します。
- ◆歴史的景観と生活環境の調和を図るため、関宿伝統的建造物保存地区の保存に関わる技術者・技能者の育成を推進します。
- ◆関宿のまちなみと一体となって行われる「関の山車」の保存・伝承活動や、来訪者との交流を活性化するため、関の山車会館を整備し、保存活動団体や地域と連携して管理運営を行います。
- ◆貴重なまちなみを火災等の災害から守るため、地域住民の防火・防災意識を高めるなど防災対策を進めます。

政策や施策の枠組みにとらわれない戦略的な視点に基づき、重点的に取り組むものとして位置付けられた戦略プロジェクトの一つに、「ジモトノココロ」プロジェクトを掲げており、歴史的風致の維持向上について、東海道を基軸として亀山宿・関宿・坂下宿の3宿のそれぞれの魅力を高めるとともに、そこにある暮らしとの調和を図ることで、3宿とそれをつなぐ沿道全体の歴史的な魅力あふれる都市空間の形成を推進することとしている。

## 戦略プロジェクト4 『ジモトノココロ』プロジェクト

### ◆ 戦略的視点

市民の愛着と誇りの源泉である自然と歴史を受け継ぐ「ふるさと」の視点

### ◆ プロジェクトのねらい

5万人の人々が暮らす亀山市には、豊かな自然と歴史文化という「ふるさと亀山」の源があります。この「ふるさと亀山」の源である自然と歴史文化を守り、継承することで、市民一人ひとりが愛着と誇りの醸成を目指します。

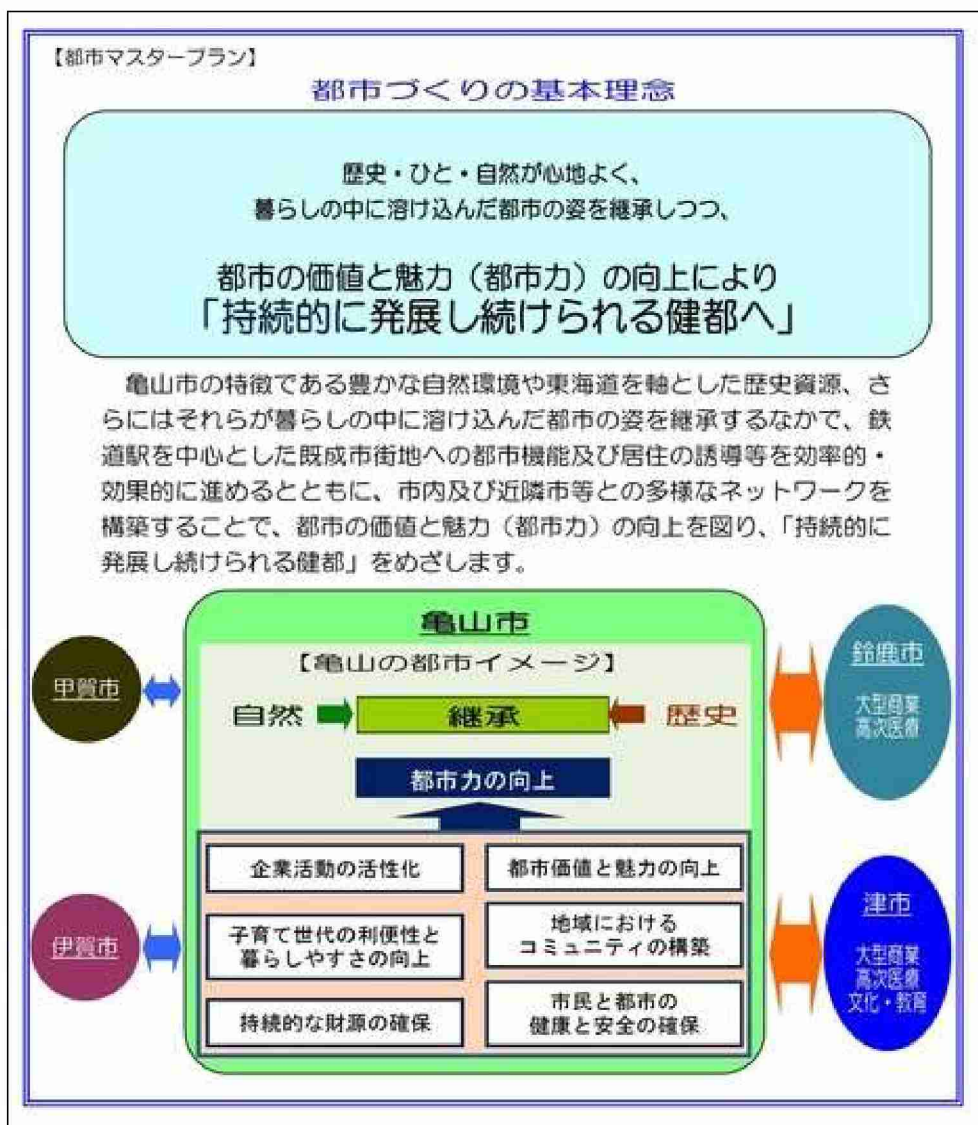
### ◆ プロジェクトの取組

#### 歴史的風致の維持向上

◇東海道を基軸として、亀山宿・関宿・坂下宿の3宿のそれぞれの魅力を高めるとともに、そこにある暮らしとの調和を図ることで、3宿とそれをつなぐ沿道全体の歴史的な魅力あふれる都市空間の形成を進めます。

## (2) 亀山市都市マスタープラン

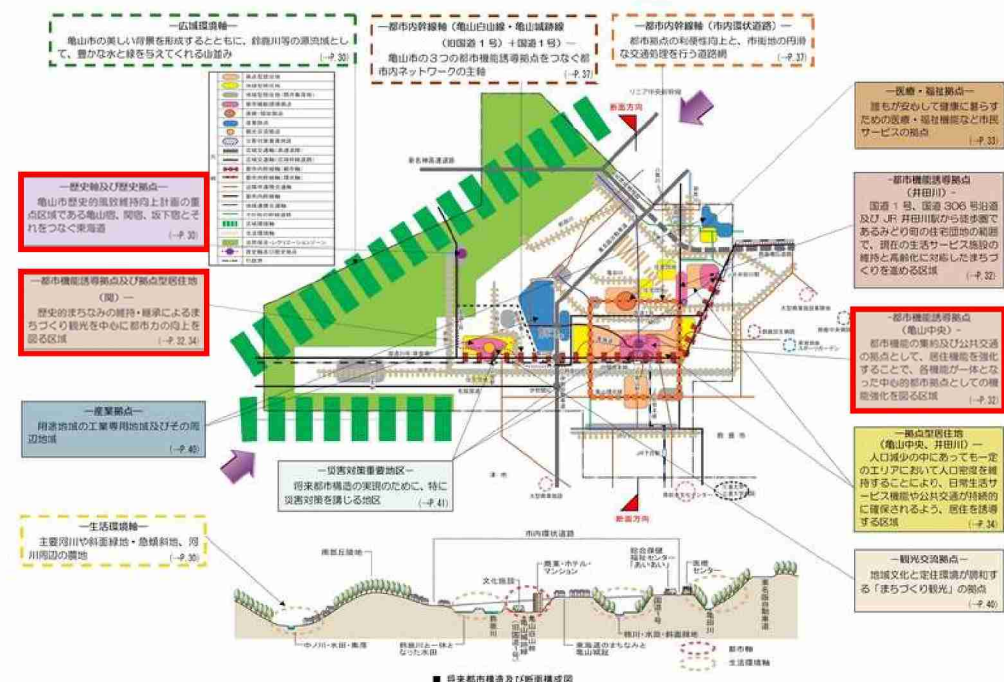
本市の特徴である豊かな自然環境や東海道を軸とした歴史資源、さらにはそれらが暮らしの中に溶け込んだ都市の姿を継承するなかで、鉄道駅を中心とした既成市街地への都市機能及び居住の誘導などを効率・効果的に進めるとともに、市内及び近隣市などの多様なネットワークを構築することで、都市の価値と魅力（都市力）の向上を図り、「持続的に発展し続けられる健都」を目指すこととしている。





継承する都市構造の要素及び将来の都市の構造では、亀山宿・関宿・坂下宿を歴史拠点、それを繋ぐ東海道を歴史軸として位置づけ、保全・継承を図ることとしている。また、亀山宿と関宿は都市機能誘導拠点として位置付けられている。

## ■将来都市構造



### 歴史軸（東海道）

#### 歴史拠点（亀山宿、関宿、坂下宿）

亀山市歴史的風致維持向上計画の重点区域である亀山宿、関宿、坂下宿（歴史拠点）や、それを繋ぐ東海道（歴史軸）の歴史的風致や景観などを中心に、市内の歴史的資産の保全・活用を図ることにより本市らしい「都市の姿」の保持に努めます。

### 都市拠点の形成

#### ◇亀山中央都市機能誘導区域（中心的都市拠点）

本市の『都市力』の中心となる区域として、「施設の集中による都市の拠点性強化」を図るため、都市機能施設間が容易に移動できる範囲を目安にJR亀山駅や商業集積地などを含む区域を設定し、中心的都市拠点として市の顔づくりを進めます。

#### ◇関都市機能誘導区域（副次的都市拠点）

まちづくり観光を中心に『都市力』の向上を図る区域として、歴史的町並みの維持・継承を基本に関生活圏に対処した都市機能の維持・充実及び空き家の活用を進め、歴史文化に抱かれながらゆとりのある暮らしのできる生活空間の形成を図ります。

本市では平成23年度(2011)に景観計画を策定し、市域全域を景観計画区域としている。景観形成の基本理念を「自然を守り 歴史・文化が息づく魅力ある本市の景観の保全・創出」とし、特性を活かし、積極的に景観形成を図っていく地区として「景観形成推進地区」、「景観重点地区」を指定している。また、東海道の一部区間を景観重要道路として、市街地と自然との調和に配慮した整備方針を定めている。

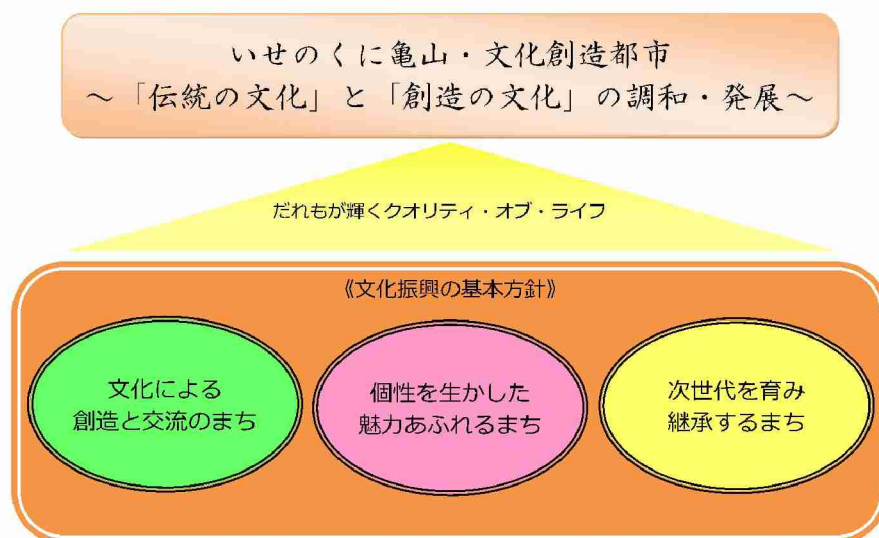


#### (4) 亀山市文化振興ビジョン

目指すまちの姿を「いせのくに亀山・文化創造都市～『伝統の文化』と『創造の文化』の調和・発展～」とし、文化振興の基本方針の一つに「個性を生かした魅力あふれるまち」を掲げ、施策として歴史文化遺産の保存と活用、伝統芸能の継承と活用、文化的な景観の保存などの推進を記載している。

また、本ビジョンで重視すべき施策を「文化のみえる化プロジェクト」とし、三つのプロジェクトの一つに「歴史的風致のまちづくりプロジェクト」を挙げ、重点的に取り組むこととしている。

##### ■ビジョンの基本的方向のイメージ



##### ■文化のみえる化プロジェクト（重点的な取組）

| プロジェクト<br>名称 | かめやま文化年<br>プロジェクト               | 歴史的風致のまちづくり<br>プロジェクト           | 未来に羽ばたく人づくり<br>プロジェクト    |
|--------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 対象           | ・ 価値ある資源<br>・ 人材や技術<br>・ 市内外の人々 | ・ 歴史文化遺産<br>・ 歴史的な町並み<br>・ 自然景観 | ・ 子供<br>・ 市民<br>・ 市民活動団体 |

##### ◇歴史的風致のまちづくりプロジェクトの概要

本市が持つ歴史文化遺産や自然環境、景観などを生かしたまちづくりを推進し、誰もがこのまちに住んで良かったという気持ちが自然に生まれるような、クオリティ・オブ・ライフの高いまちを目指す。

##### 【主な取組内容】

- ・ 歴史的風致維持向上計画の具体的な推進
- ・ 東海道関宿の重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景の推進
- ・ 文化的な景観の保全・整備の推進
- ・ デジタル市史の積極的な活用



## (5) 亀山市観光振興ビジョン

本市の観光振興ビジョンでは、基本方針を「まちを磨き、交流を育む、まちづくり観光を進める」としている。

基本方針を基に施策として「歴史資源の保全・磨き上げ」を掲げており、歴史文化財に関する調査ならびに保全・整備事業を着実に推進していくとともに、市内の様々な歴史文化遺産への理解を深め保存・継承することとしている。

### ■観光振興ビジョンの基本方針

まちを磨き、交流を育む、  
まちづくり観光を進めます！

### ■施策の体系

#### ■基本戦略1 まちづくり観光の好循環をつくる

##### 1-1. 地域資源の発掘・再発見と磨き上げ

施策1 自然資源の保全・磨き上げ

施策2 歴史資源の保全・磨き上げ

施策3 産業資源の保全・磨き上げ

##### 1-2. 地域の魅力を生かした交流プログラムの提供

施策4 地域の魅力を生かした交流プログラムの提供

##### 1-3. まちづくり観光を支える人づくり・グループづくり

施策5 まちづくり観光を支える人材とグループの養成

#### ■基本戦略2 まちづくり観光の基礎をととのえる

##### 2-1. 訪問者を迎え入れる受入環境づくり

施策6 訪問者受入のための環境改善

施策7 あたたかなおもてなしの提供

##### 2-2. まちづくり観光のマネジメント

施策8 まちづくり観光の総合的な推進

施策9 観光協会を中心としたコーディネート機能の強化

施策10 産官民連携による亀山市の魅力発信

### 第 3 章

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

『東海道歴史文化回廊』のルート及び各種施設は、次のようなイメージで整備を進めます。

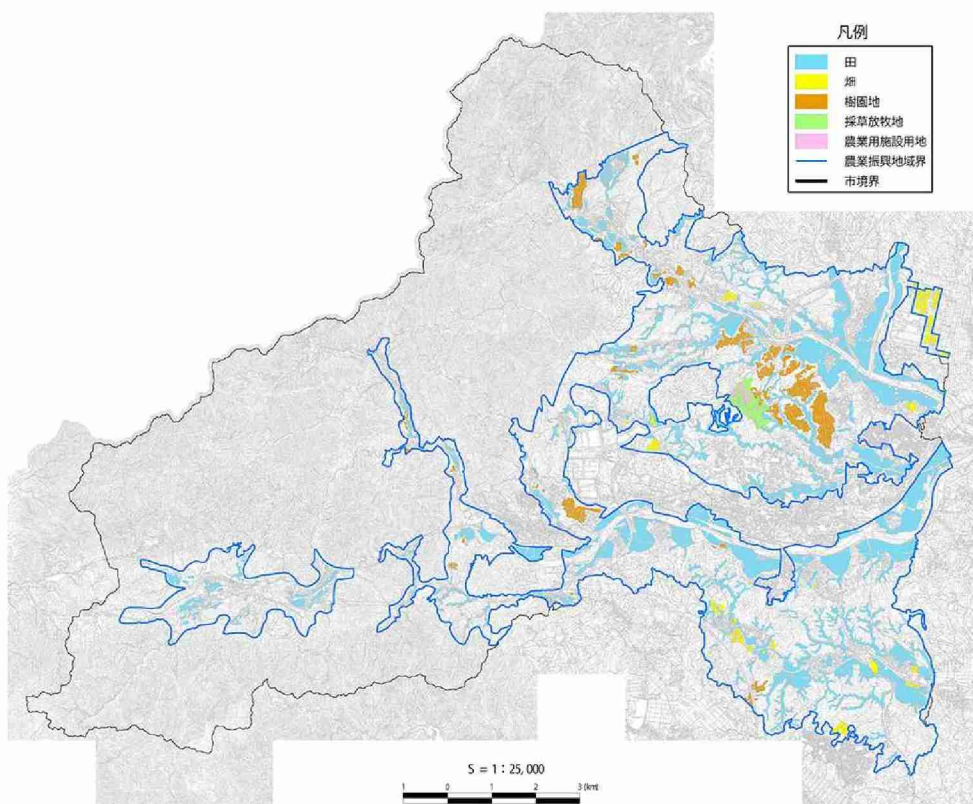


### (7) 亀山農業振興地域整備計画

本計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて農業の振興を図るために、農用地の利用や農業生産基盤の整備開発、農用地等の保全などに関する方向性を定めている（地域指定：平成19年度(2007)、最新計画変更：令和2年度(2020)）。

本市における農業振興地域は市街地や山林地帯などを除いた約7,237haが指定されており、平成30年度(2018)時点の農用地は約2,334.3haとなっている。農用地の見通し（目標年：令和10年度(2028)）として2,308haの確保を掲げ、農業振興地域については農業生産の場として優良農地の保全・確保を図るとともに、景観形成や保健休養、教育の場として活用を図ることとしている。

#### ■ 農業振興地域及び農振農用地区域





## 4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第1期計画における取組状況と「2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題」を踏まえ、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、以下に示す四つの基本方針を示す。

- (1) 東海道及び沿道環境に関する方針
- (2) 歴史的建造物及び周辺環境に関する方針
- (3) 新たな歴史文化遺産の発掘と  
調査等による価値付けに関する方針
- (4) 伝統文化等の伝承、地域活動の活性化に関する方針

### (1) 東海道及び沿道環境に関する方針

これまでの沿道拠点施設などの整備や景観保全の取組に加え、今後は街道の美装化をはじめとする沿道環境の整備を行い、歴史的な街道であることが一目でわかる統一性のある景観の創出を図るとともに、市民や来訪者が安全・安心に歩ける道路整備を推進する。歴史文化拠点を東海道で繋ぎ地域間の連携強化を図ることで、個々の歴史的資産をさらに活用していく。

さらに、ポケットパーク等の休憩・休養施設や交流施設等の便益施設、案内・誘導看板（サイン）について、必要な設置箇所を検討し、計画的に整備を推進する。

歴史的建造物等において、見ている風景に文字・映像情報を効果的に付加するといったICTを用いた施設案内看板を設置し、市民や来訪される方へ情報発信を行う。また、情報発信に当たっては、多言語対応等、外国人旅行者等への満足度向上も図っていく。

これらの整備を推進することで市民や来訪者の利便性を高め、拠点への適切な誘導を促進し、歴史的建造物及び拠点施設の活用を推進する。

### (2) 歴史的建造物及び周辺環境に関する方針

文化財指定を受けた建造物については既存の文化財保護制度を活用しながら、修理工費の補助などの支援を行い、今後も継続して保存を図る。また、新たに歴史・文化的な価値が認められたものについては「歴史的風致形成建造物」としての指定を積極的に行い、文化財への指定・登録を検討していく。

拠点となる歴史的建造物の整備を今後も推進し、整備が必要な建造物については保存整備を実施していく。

また、引き続き文化財施設の防災に対する啓発を行うとともに、整備した建造物の市民の創意を生かした活用や各施設が連携した取組を進め、市民が安心して生活できる環

境や来訪される方が安全に散策できる環境を整えていく。

建築物などの維持管理についての担い手の高齢化や後継者不足といった課題に対しては、所有者が気軽に相談できる雰囲気づくりや相談窓口の充実にも積極的に取り組み、地域や行政が一体となって歴史的建造物の保存を図る。

### （３）新たな歴史文化遺産の発掘と調査等による価値付けに関する方針

鈴鹿関跡範囲確認調査を継続して実施し、中心部と東外郭線の有無について調べ、保存管理計画の策定や計画に基づいた整備を実施していく。

また、その他の遺産についても調査を実施し、市域の歴史や文化の解明を進める。

埋蔵文化財の保護のため、周知の埋蔵文化財包蔵地の積極的な周知と、文化財保護法に基づく適正な取扱いを推進していく。

### （４）伝統文化等の伝承、地域活動の活性化に関する方針

「関の山車」会館などの伝承活動の拠点施設を活用し、市民などが伝統文化を反映した活動を披露する場を継続して提供していく他、市民活動団体などが主体となった取組が継続していけるよう、保存継承活動への助成、支援を今後も実施していく。また、各団体が行う広報活動・公演活動などについても、情報提供・活動支援を行っていく。

玉屋宿泊体験などのイベントにより地域の伝統文化に触れる機会の創出、学校教育や生涯学習の一環として伝統行事への参加促進を図るなど、将来の担い手育成の新たな仕組みを検討する。

施設のさらなる活用については、定期的に地域で活動している団体などの定例会議で意見交換を継続的に行うことで、地域住民や活動団体と連携した取組を進めていく。

## 5. 実施体制

本市では全市をあげて歴史的風致の維持向上を図っていくために、「亀山市歴史まちづくり事業調整会議」を設置し、事業担当部署間の横断的調整及び庁内合意形成を行っている。引き続き、「亀山市歴史まちづくり事業調整会議」により連携・調整し、歴史的風致の維持向上を図る。

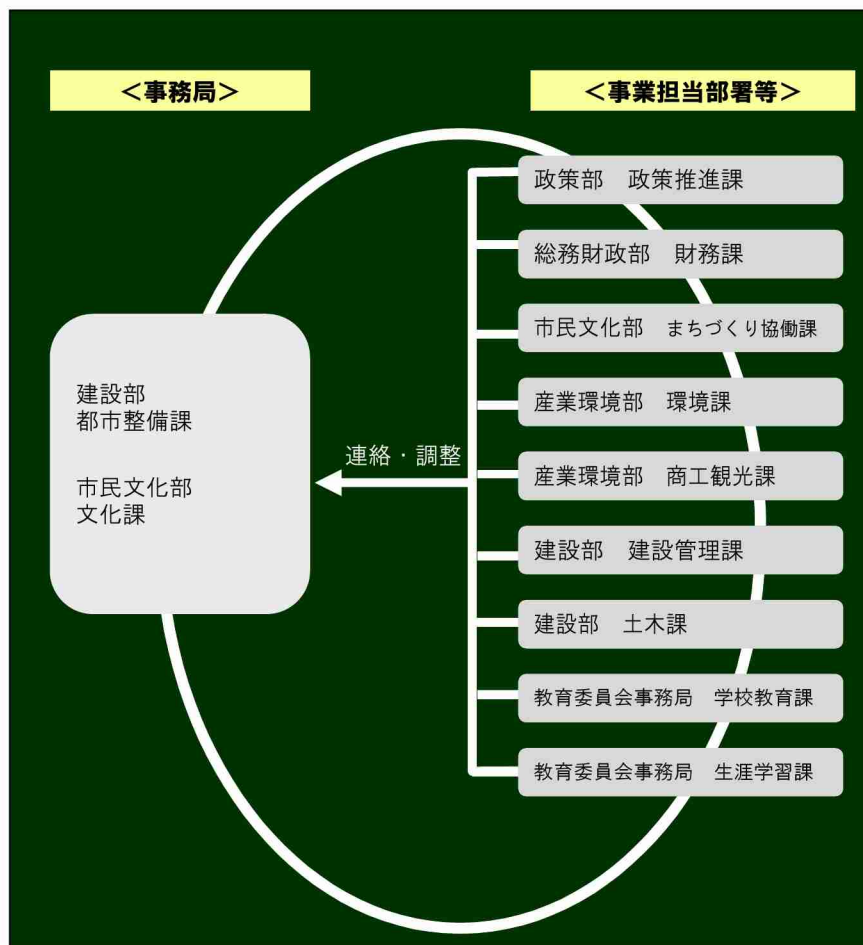


図 3-1 「亀山市歴史まちづくり事業調整会議」の体制



## 第4章. 重点区域の位置及び区域

### 1. 重点区域の位置及び区域

#### (1) 重点区域設定の考え方

重点区域は「歴史まちづくり法」に基づいて、国の重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地、重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域を設定する。

重点区域における歴史的風致の向上がその他の歴史的風致の維持向上にも繋がり、ひいては本市全域の魅力向上を目指す。

本市における歴史的風致は第2章で紹介したとおり、東海道を中心に複数の街道等が交わる地として、そこに生活する人々と往来する人々の相互の交流によって生まれ、育まれ、今に伝え受け継がれてきた「街道文化」が具現化したものであり、それぞれ個々の歴史的風致として取り上げられているものの、街道を通じ相互に深く関連したものとなっている。

東海道における街道文化の核となる建造物として、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区が挙げられるが、関宿の発展は江戸期に東海道五十三次の宿場町が置かれ、本市域でも亀山宿・関宿・坂下宿の3宿が開かれたことにより、近世初頭に宿駅として集中的に整備され、相互に密接な関わりをもってきたことに起因し、この時期に整備された都市の基本構造は現在まで引き継がれている。また、拠点となる宿駅だけでなく、野村集落や川合・和田集落をはじめとした本市内の東海道沿い集落は、互いに近接し切れ目なく続き、その僅かな切れ目は松並木によって繋がれている。さらに東海道沿線では、関の山車の祭り、町家で営まれる伝統産業、亀山神社の大祭、正調鈴鹿馬子唄、傘鉾祭り、かんこ踊り等、宿駅として発展した時代における人々の交流等から生まれ、発展、継承されてきた多様な伝統的な営みを今なお見ることができ、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を中心として、「街道文化」を具現化する歴史的風致が一体となって形成されているといえる。

こうした観点から、第1期計画では東海道及び東海道上に位置する亀山宿・関宿・坂下宿の3宿を中心とする集落を一体的な区域として捉え重点地区に設定し、東海道沿道区域における歴史的風致の維持及び向上に重点的に取り組んできた。

東海道沿道区域では第3章で取り上げた歴史的風致の維持向上に係る課題が顕在化しており、第2期計画においても重点的かつ一体的に歴史的風致の維持向上に係る施策を推進する必要があることから、引き続き同区域を重点区域として設定し、東海道沿道の道路の美装化や便益施設などの沿道環境整備を推進していく。

また、新たに国の史跡指定を受けた「鈴鹿関跡」は、律令三関に数えられる我が国の古代国家が最も重視した交通管理施設の一つである関所の跡である。設置時は奈良に都がおかれており、都と東国を結ぶ当時最も重要な街道の一つであった大和街道と後の東海道との接点に設置され、東海道と大和街道を繋ぐ核となる建造物である。

鈴鹿関跡を中心とした大和街道沿いの区域では、地元の人々の手による鈴鹿関跡を中心とした歴史文化資産の保存維持活動が続けられており、それによって歴史を感じさせる景観とともに、歴史的風致が形成されている。

なお、この区域には江戸時代の宿駅制度により加太宿が開かれ、その集落には多くの歴史的建造物等が残り、民俗文化等が今も継承されている。また、近年においては、大和街道沿いを走る関西鉄道（現在のＪＲ関西本線）についても、地域の人々の手による景観維持活動等により、近代化遺産としての価値を認められ、注目を浴びている。

大和街道沿道区域においても、第３章で取り上げた新たな歴史文化遺産の発掘・調査と、地域活動の活性化等の課題が顕在化しており、第２期計画において新たに重点区域に設定し、施策を実施していくこととする。

当市に存する関わりの深い二つの街道と四つの宿場町において、時代により変化する主要な街道の歴史とそれにより継承される街道文化の歴史的風致を、より連携させて一体的なものとして維持向上に取り組むことにより、さらに魅力あるものとし、効果が有効・効率的に発揮される施策の推進を図っていく。

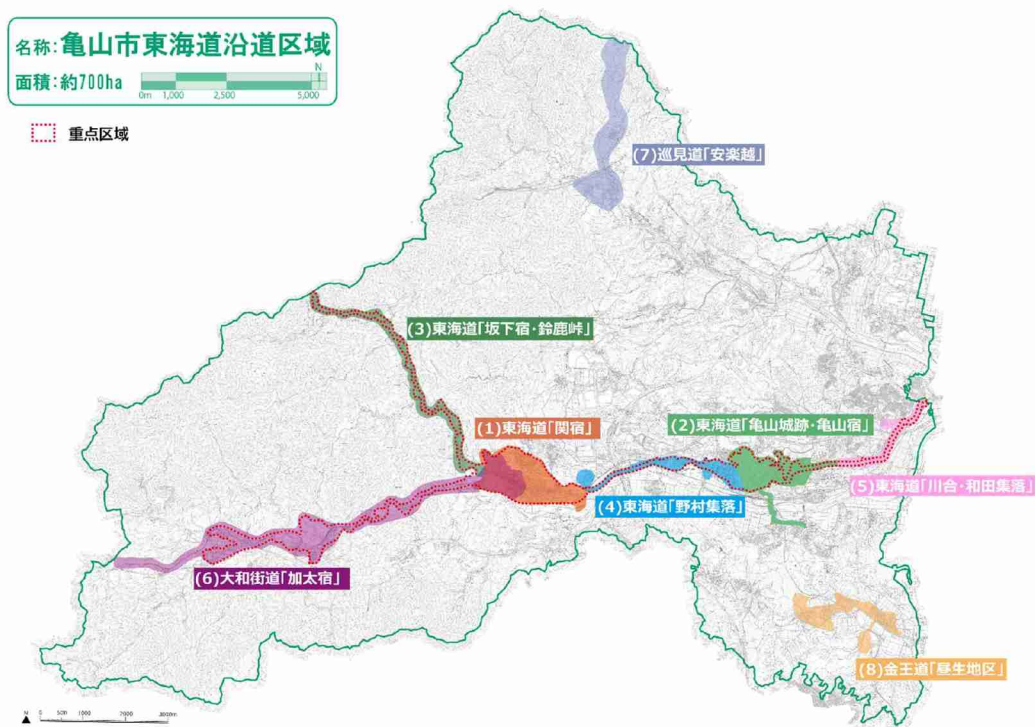


図 4-1 本市の維持向上すべき歴史的風致と重点区域

- ① 文化財等の分布状況
- ② 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組
- ③ 歴史的風致の維持及び向上に関するこれからの取組

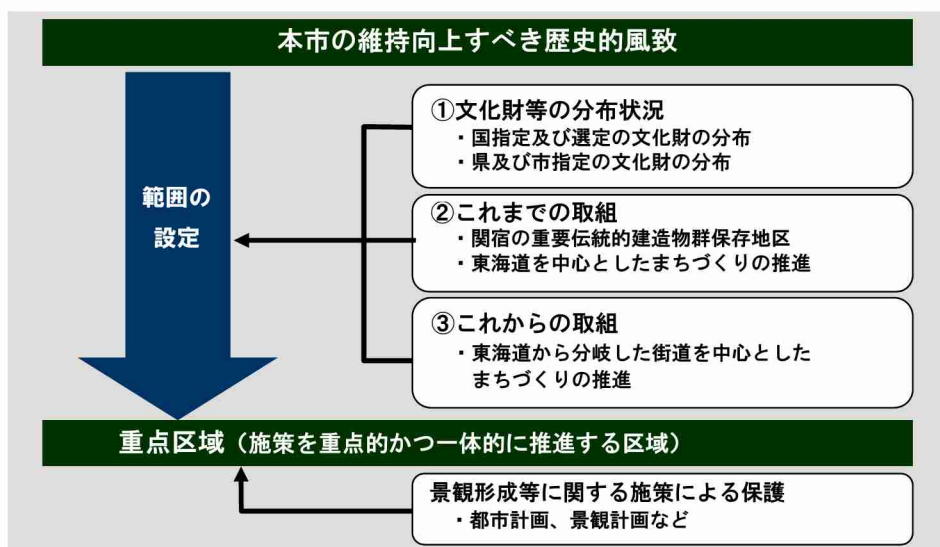
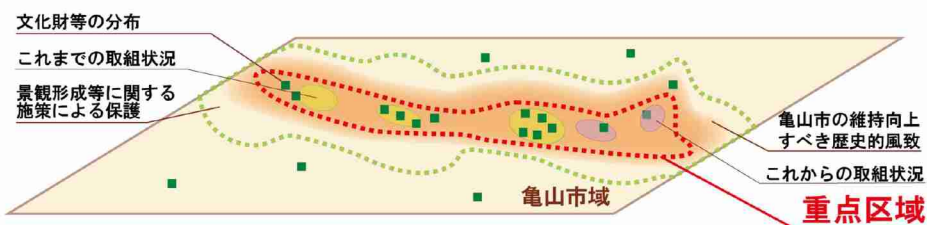


図 4-2 重点区域の範囲設定の考え方



## (2) 重点区域の位置

重点区域は、国・県・市の指定又は登録文化財の分布状況、維持向上すべき歴史的風致の状況・課題、重点的かつ一体的に実施すべき施策の内容を踏まえ、東海道「関宿」周辺の歴史的風致、東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致、東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致、東海道「野村集落」周辺の歴史的風致、東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致の東海道沿道と、大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致の大和街道沿道の二つの重点区域を設定することとしたが、両区域の1部が重複するため、一体的な重点区域として設定する。

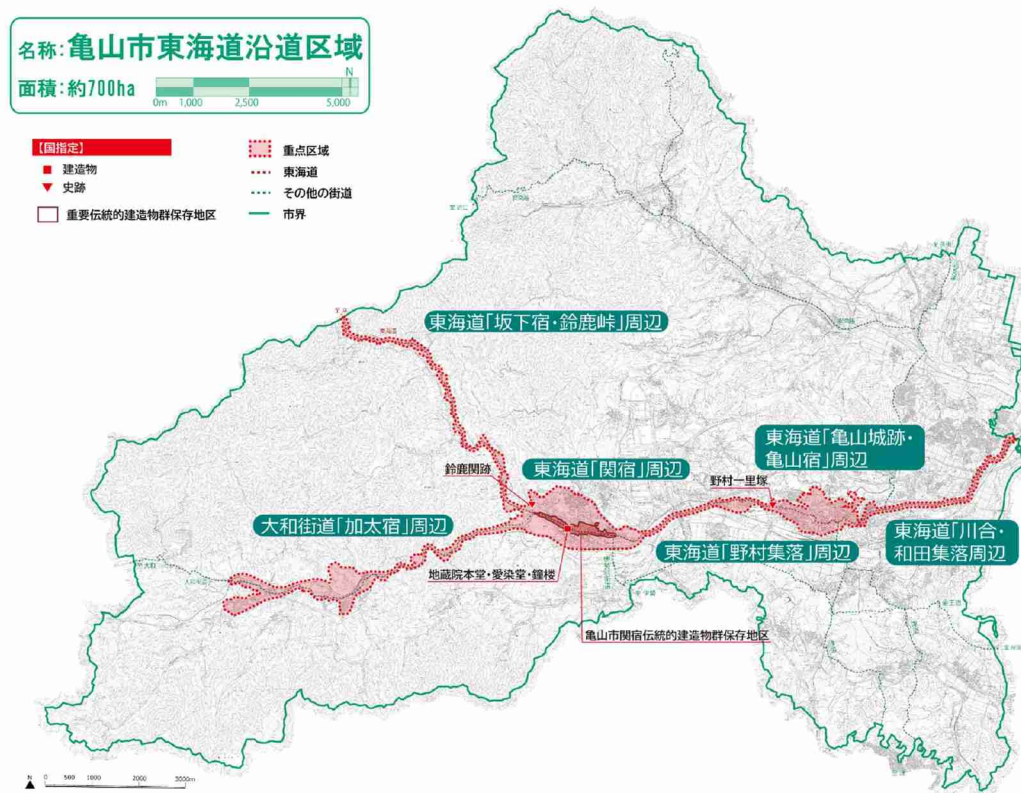


図 4-3 重点区域位置図

## (3) 重点区域の区域

重点区域の位置については、図 4-3 に示したとおりである（詳細については、図 4-4～図 4-10 参照）。重点区域の範囲については、「第 2 章 1. 亀山市の維持向上すべき歴史的風致」における地域区分に応じ、下記のとおり範囲を決定する。

なお、東海道及び東海道から分岐する街道については、歴史的建造物などが点在し、各地域の連続性を確保するとともに、周遊などにおける一体性を確保する意味から区域に含めることとする。その範囲については、集落の範囲、東海道沿い町家の一宅地分の

奥行き（約 50m）、河川や山の尾根線などの地形、町丁目界、主要な道路・鉄道などの地物から設定した。

①東海道「関宿」周辺

東海道「関宿」周辺については、「地藏院本堂・愛染堂・鐘楼」「亀山市関宿伝統的建造物群保存地区」が所在し、その他の指定文化財として「東の追分・西の追分」「旅籠玉屋」「関の山車」「観音山」がある。その他、歴史的風致を構成する要素としては、菓子・茶などの伝統産業に関連する文化財（民俗技術）や地藏院で行われる諸行事（無形民俗文化財）、観音信仰に関わる堂（建造物）、石造物群（有形民俗文化財）などがある。

これら文化財などが分布し、祭礼において巡行などが行われる範囲は、重要伝統的建造物群保存地区を核として、その周辺の城山・観音山を含む範囲である。東海道「関宿」周辺地域においてはこれらの文化財や活動が行われる範囲を下記の図のとおり重点区域とする。

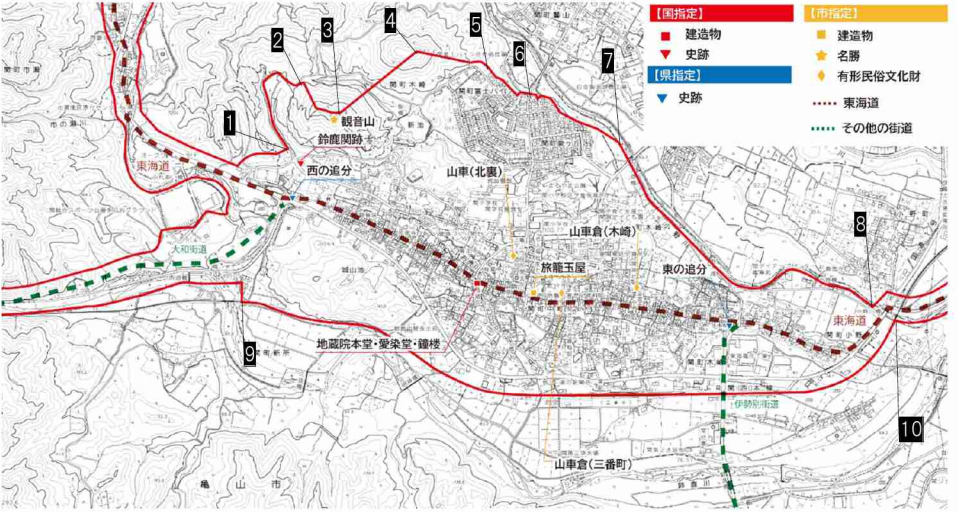


図 4-4 重点区域の区域（東海道「関宿」周辺 拡大図）

表 4-1 重点区域の境界（東海道「関宿」周辺）

| 区間    | 区域(境界)の説明【北側】  | 区間     | 区域(境界)の説明【南側】 |
|-------|----------------|--------|---------------|
| 1 - 2 | 市道新所白木一色線      | 9 - 10 | JR関西本線        |
| 2 - 3 | 観音山尾根線         |        |               |
| 3 - 4 | 観音山と関富士の山頂を結ぶ線 |        |               |
| 4 - 5 | 関富士尾根線         |        |               |
| 5 - 6 | 富士ハイツ敷地境界      |        |               |
| 6 - 7 | 泉ヶ丘団地敷地境界      |        |               |
| 7 - 8 | 小野川            |        |               |

## ②東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺

東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺については、「旧亀山城多門櫓」「加藤家長屋門及び土蔵」「旧館家住宅」「明治天皇行在所」「大久保神官家棟門」「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」などがあり、その他、歴史的風致を構成する要素としては亀山神社や亀山八幡神社の祭礼などの他、東海道上に伝統的な町家が点在している。

これら文化財などが分布し、また祭礼においては巡行などが行われる範囲は、亀山城の城郭・城下町及び東海道亀山宿の範囲であり、全体が丘陵上にあつてその縁辺は急崖の緑地となっている。東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺においてはこれらの文化財や活動が行われる範囲を下記の図のとおり重点区域とする。

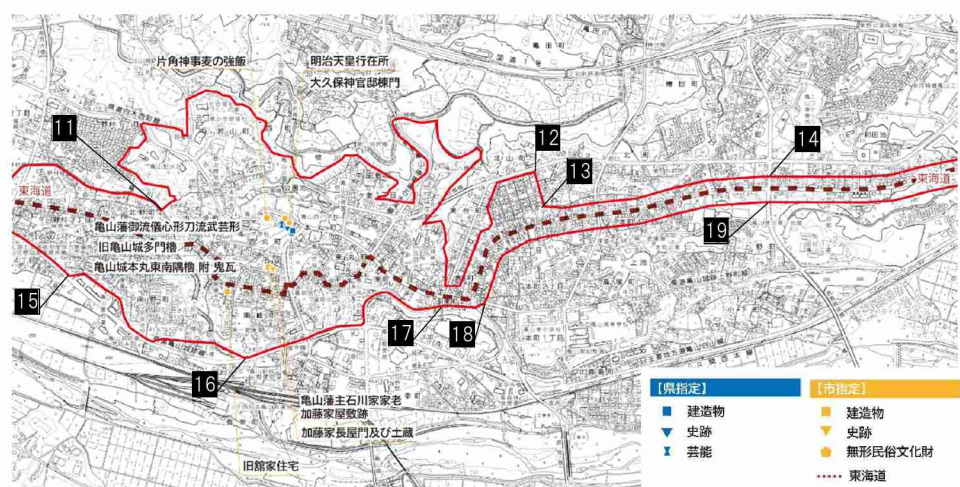


図 4-5 重点区域の境界（東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺 拡大図）

表 4-2 重点区域の境界（東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺）

| 区間    | 区域(境界)の説明【北側】  | 区間    | 区域(境界)の説明【南側】  |
|-------|----------------|-------|----------------|
| 11-12 | 都市計画用途地域界      | 15-16 | 都市計画用途地域界      |
| 12-13 | 12と13を結ぶ線      | 16-17 | 県道565号線        |
| 13-14 | 市道栄町本町線中心より50m | 17-18 | 町丁目界           |
|       |                | 18-19 | 市道栄町本町線中心より50m |



③東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺

東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺については、「鈴鹿峠自然の家」「法安寺庫裏の玄関」「正調鈴鹿馬子唄」があり、その他、歴史的風致を構成する要素としては、鈴鹿峠の峠道などがある。

東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺において、これらの文化財や活動が行われる範囲を下記の図のとおり重点区域とする。



図 4-6 重点区域の境界（東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺 拡大図その 1）

表 4-3 重点区域の境界（東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺その 1）

| 区間      | 区域(境界) の説明【北側】    | 区間      | 区域(境界) の説明【南側】  |
|---------|-------------------|---------|-----------------|
| 20 - 21 | 市道坂下江州線中心より 50m   | 20 - 27 | 市界              |
| 21 - 22 | 国道 1 号線中心より 50m   | 27 - 28 | 市道坂下江州線中心より 50m |
| 22 - 23 | 市道坂下線中心より 50m     | 28 - 33 | 鈴鹿川             |
| 23 - 24 | 法安寺敷地境界           |         |                 |
| 24 - 25 | 市道坂下線中心より 50m     |         |                 |
| 25 - 26 | 鈴鹿峠自然の家敷地境界より 50m |         |                 |

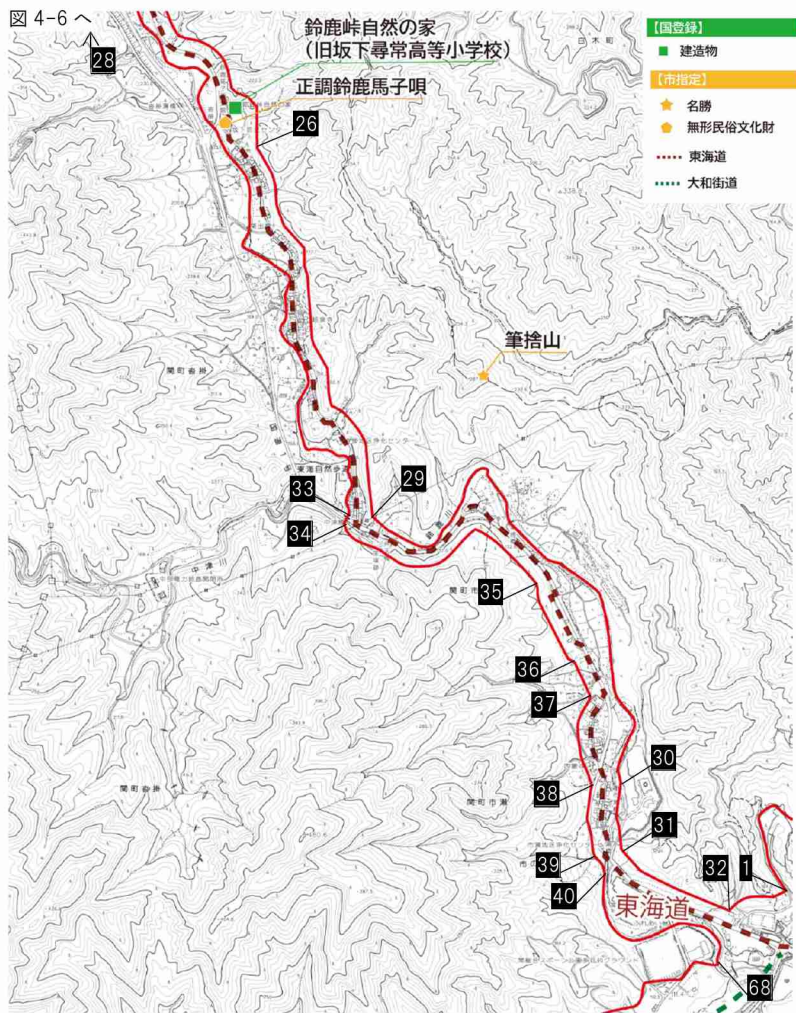


図 4-7 重点区域の境界（東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺 拡大図その 2）

表 4-4 重点区域の境界（東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺その 2）

| 区間      | 区域(境界)の説明【北側】    | 区間      | 区域(境界)の説明【南側】     |
|---------|------------------|---------|-------------------|
| 26 - 29 | 市道沓掛線中心より 50m    | 28 - 33 | 鈴鹿川               |
| 29 - 30 | 鈴鹿川              | 33 - 34 | 33 と 34 を結ぶ線      |
| 30 - 31 | 市道市瀬 3 線中心より 50m | 34 - 35 | 国道 1 号線中心より 50m   |
| 31 - 32 | 国道 1 号線中心より 50m  | 35 - 36 | 市道市瀬 1 号線中心より 50m |
| 32 - 1  | 市道転石観音山線中心より 50m | 36 - 37 | 国道 1 号線中心より 50m   |
|         |                  | 37 - 38 | 市道市瀬 2 号線中心より 50m |
|         |                  | 38 - 39 | 市道市瀬 3 号線中心より 50m |
|         |                  | 39 - 40 | 国道 1 号線中心より 50m   |
|         |                  | 40 - 68 | 鈴鹿川               |

#### ④東海道「野村集落」周辺

東海道「野村集落」周辺については、「野村一里塚」があり、その他指定文化財として「傘鉾」「獅子舞」などがある。その他、歴史的風致を構成する要素としては、野村集落の東海道沿いに並ぶ歴史的建造物などがある。

これら文化財などが分布し、また祭礼においては巡行などが行われる範囲は東海道亀山宿の西側に続く東海道の沿道である。東海道「野村集落」周辺においてはこれらの文化財や活動が行われる範囲を下記の図のとおり重点区域とする。

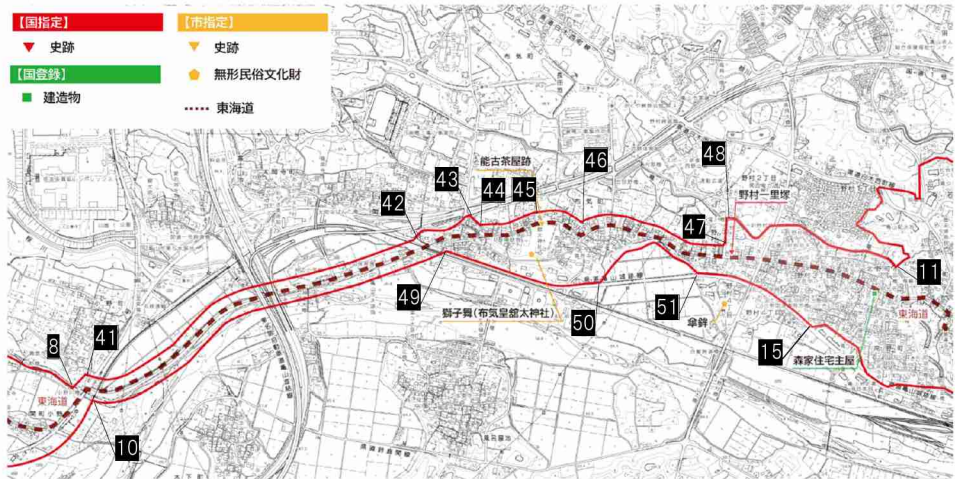


図 4-8 重点区域の境界（東海道「野村集落」周辺 拡大図）

表 4-5 重点区域の境界（東海道「野村集落」周辺）

| 区間      | 区域(境界)の説明【北側】  | 区間      | 区域(境界)の説明【南側】  |
|---------|----------------|---------|----------------|
| 8 - 41  | 国道1号線中心より50m   | 10 - 49 | 市道布気小野線中心より50m |
| 41 - 42 | 市道布気小野線中心より50m | 49 - 50 | 県道565線         |
| 42 - 43 | 市道落針道野線        | 50 - 51 | 都市計画用地地域界      |
| 43 - 44 | 市道落針10号線       | 51 - 15 | 県道565線         |
| 44 - 45 | 市道落針3線中心より50m  |         |                |
| 45 - 46 | 市道布気線中心より50m   |         |                |
| 46 - 47 | 市道西町落針線中心より50m |         |                |
| 47 - 48 | 市道野村一里塚線       |         |                |
| 48 - 11 | 竜川             |         |                |



## ⑤東海道「川合・和田集落」周辺

東海道「川合・和田集落」周辺については、「川合かんこ踊り」「谷口法悦題目塔」「和田道標」があり、その他、歴史的風致を構成する要素としては、「石上寺」や川合集落の東海道沿いに点在する歴史的建造物などがある。

これら文化財などが分布し、また祭礼においては巡行などが行われる範囲は、東海道亀山宿の東側に続く東海道の沿道である。東海道「川合・和田集落」周辺においてはこれらの文化財や活動が行われる範囲を下記の図のとおり重点区域とする。

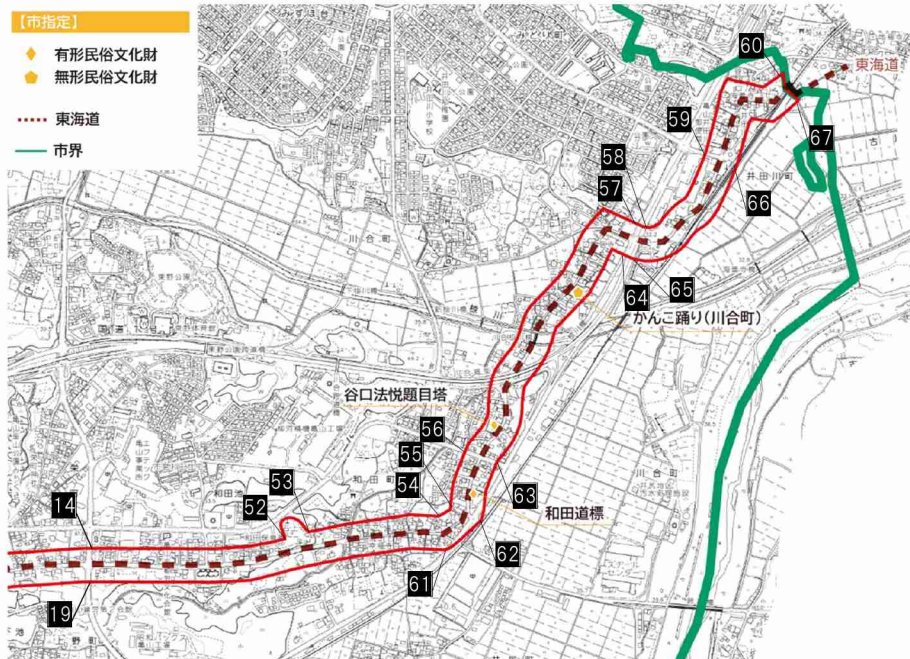


図 4-9 重点区域の境界（東海道「川合・和田集落」周辺 拡大図）

表 4-6 重点区域の境界（東海道「川合・和田集落」周辺）

| 区間      | 区域(境界)の説明【北側】      | 区間      | 区域(境界)の説明【南側】      |
|---------|--------------------|---------|--------------------|
| 14 - 52 | 市道栄町和田線中心より 50m    | 19 - 61 | 市道栄町和田線中心より 50m    |
| 52 - 53 | 石上寺敷地境界            | 61 - 62 | 市道和田 1 号線中心より 50m  |
| 53 - 54 | 市道栄町和田線中心より 50m    | 62 - 63 | 市道和田 26 号線中心より 50m |
| 54 - 55 | 市道和田 1 号線中心より 50m  | 63 - 64 | 市道和田川合線中心より 50m    |
| 55 - 56 | 市道和田 26 号線中心より 50m | 64 - 65 | 国道 1 号線境界より 50m    |
| 56 - 57 | 市道和田川合線中心より 50m    | 65 - 66 | 市道井田川 1 号線中心より 50m |
| 57 - 58 | 国道 1 号線境界より 50m    | 66 - 67 | 市道井田川 3 号線中心より 50m |
| 58 - 59 | 市道井田川 1 号線中心より 50m | 67 - 60 | 市界                 |
| 59 - 60 | 市道井田川 3 号線中心より 50m |         |                    |

## ⑥大和街道「加太宿」周辺

大和街道「加太宿」周辺については、東海道との分岐点に「鈴鹿関跡」（国の史跡）があり、その遺跡に接続する大和街道は平安初期に鈴鹿峠が開削されるまで、都と東国を結ぶ最も重要な街道の一つであり、古代における東海道といわれている。鈴鹿関跡を中心とする大和街道沿道において、鈴鹿関跡をはじめとする歴史文化資産の保存維持活動が続けられており、それによって地域の歴史を知り、残された遺産を誇りに感じるとともに、次世代へ継承していこうとする様に歴史的風致が感じられる。

なお、この区域は「鈴鹿関」周辺において東海道「関宿」、東海道「坂下宿・鈴鹿峠」と区域が重複し、指定文化財としては「加太のかんこ踊り」「鹿伏兎城跡」「川俣神社」がある。その他、歴史的風致を構成する要素としては、大和街道沿いに笹ヶ平古墳、川俣城跡などの中世城館跡、坊谷隧道・加太駅駅舎・市場川橋梁・第165号架道橋・大和街道架道橋などの鉄道遺産が点在する。

これら文化財などの分布や、人々の活動が行われる範囲は「鈴鹿関跡」を中心とする大和街道沿いに見られる。大和街道「加太宿」周辺においては国の史跡である「鈴鹿関跡」の保存維持活動が行われている範囲の内、今後重点的に取組を行う範囲を下記の図のとおり重点区域とする。

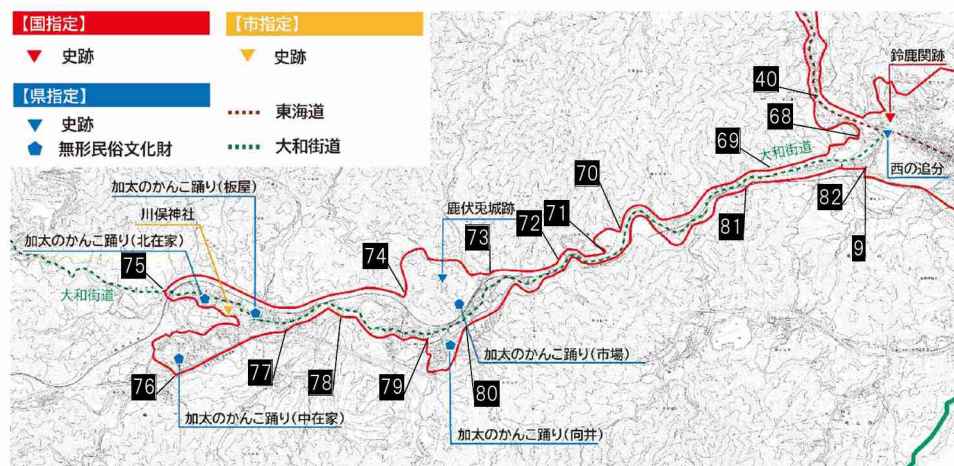


図 4-10 重点区域の境界（大和街道「加太宿」周辺 拡大図）

表 4-7 重点区域の境界（大和街道「加太宿」周辺）

| 区間      | 区域(境界)の説明【北側】    | 区間      | 区域(境界)の説明【南側】    |
|---------|------------------|---------|------------------|
| 40 - 68 | 鈴鹿川              | 76 - 77 | 名阪国道             |
| 68 - 69 | 字界               | 77 - 78 | 国道 25 号線中心より 50m |
| 69 - 70 | 国道 25 号線中心より 50m | 78 - 79 | 市道市場出合線中心より 50m  |
| 70 - 71 | 笹ヶ平古墳敷地界より 50m   | 79 - 80 | 字界               |
| 71 - 72 | 国道 25 号線中心より 50m | 80 - 81 | 加太川              |
| 72 - 73 | JR関西本線中心より 50m   | 81 - 82 | 国道 25 号線中心より 50m |
| 73 - 74 | 鹿伏兎城跡敷地境界        | 82 - 9  | 82と9を結ぶ線         |
| 74 - 75 | JR関西本線中心より 50m   |         |                  |
| 75 - 76 | 字界               |         |                  |



## 2. 重点区域の指定の効果

重点区域として設定した東海道や大和街道の沿道は、当市をほぼ東西に貫通する物理的な基軸であり、市民・来訪者の交流軸ともなっている。

当該重点区域において、歴史的な建造物等の保護、景観条例等に基づく景観形成、歴史的な建造物周辺の景観の整備、建造物等の活用の促進などを重点的・一体的に進めることにより、重点区域における歴史的風致が維持向上するとともに、東海道などの一体性が回復して回遊性が高まるなどにより、市民・来訪者の交流が促進される。

さらに、この区域の歴史的風致を維持向上させることは、市民・来訪者双方に市の歴史的・文化的資産への理解を深めるとともに、これを活かしたまちづくりに対する意識・意欲を高め、市の歴史的風致を活かしたまちづくりを大きく進展させる。

## 3. 良好な景観の形成に関する施策との連携

### (1) 都市計画による都市の魅力継承と更なる向上

亀山市都市マスタープランでは、都市づくりの目標として、「都市の魅力継承と更なる向上」を掲げ、本市特有の自然環境や景観を守り、また、「歴史文化資産」を保全・活用することとしており、亀山宿・関宿・坂下宿やそれを繋ぐ東海道の歴史的風致や景観などを中心に、市内の歴史的資産の保全・活用を図り、本市らしい「都市の姿」の保持に努めることとしている。

これらを推進するため、市域（19,104ha）の約34%（6,447ha）を非線引き都市計画区域としており、その内の1,149.4haに用途地域を定めている。都市計画区域及び用地地域の指定状況は、図4-11に示すとおりである。

用途地域の指定は、多くの範囲で第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域となっており、住環境に配慮した指定を行っている。亀山宿・関宿から発展した商店街については、近隣商業地域とし、特に、関宿の中心商店街においては、近隣商業地域と伝統的建造物群保存地区の指定を行っており、重要伝統的建造物群保存地区では、亀山市伝統的建造物群保存地区条例に基づき、保存地区内の建築物などの現状変更行為について許可を行うことで、町並みをいかした特色ある商店街としての措置を図っている。また、亀山市関宿重要伝統的建造物群保存地区保存計画及び亀山市関宿重要伝統的建造物群保存地区景観保存基準に基づいて、修理修景事業を行い町並みの保存を図っている。

表 4-8 重点区域内の主な都市計画

|             |                                                                  |
|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 用途地域        | 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、工業地域 |
| 伝統的建造物群保存地区 | 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区                                                 |



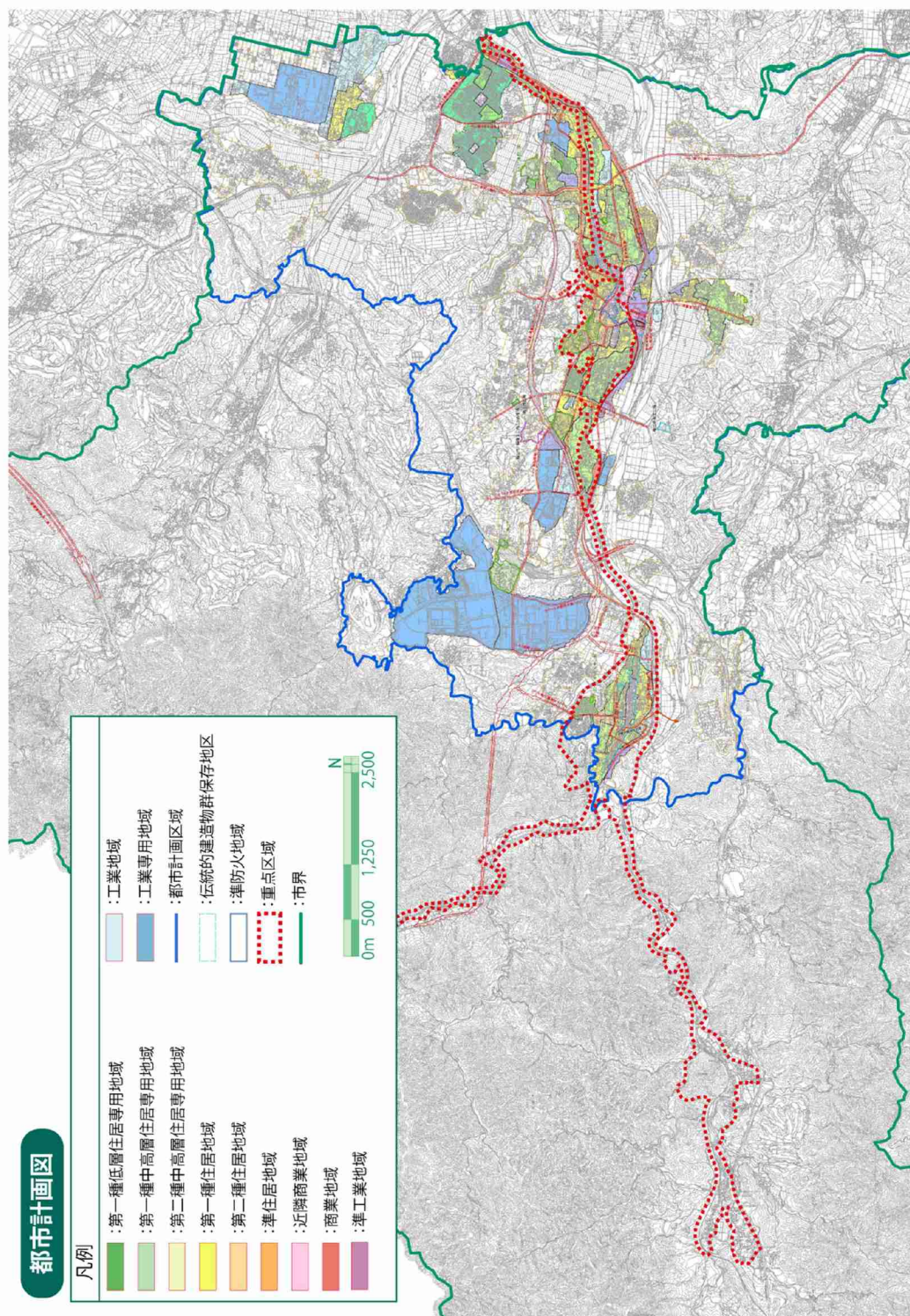


図 4-11 用途地域と重点区域

## (2) 亀山市景観計画による良好な景観の推進

亀山市景観計画により市域全域を景観計画区域として位置付け、建築物及び工作物や開発行為等について形態意匠などの景観誘導を実施している。また、景観計画区域内でも、より景観形成を推進する地区として景観重点地区、景観形成推進地区を指定し、建築物及び工作物等の高さや形態意匠についてより積極的な規制を行っている。(図 4-12)

歴史的な町並み景観の保全として、「亀山城下町景観形成推進地区」、「関宿周辺景観形成推進地区」を指定し、また、東海道沿いの視点場である「百六里庭」からの町並みの眺望を眺望景観重点地区としている。

景観形成推進地区での建築物及び工作物の高さは12m以下かつ3階建以下、景観重点地区での建築物及び工作物の高さは15m以下と規制し、形態意匠についても色彩基準を設け、良好な景観形成に努めている。

今後も景観形成推進地区、眺望景観重点地区等の指定を推進し、景観形成基準による景観誘導を図るとともに、景観重要建造物、景観重要公共施設の指定など、良好な景観の保全・創出を行うこととしている。

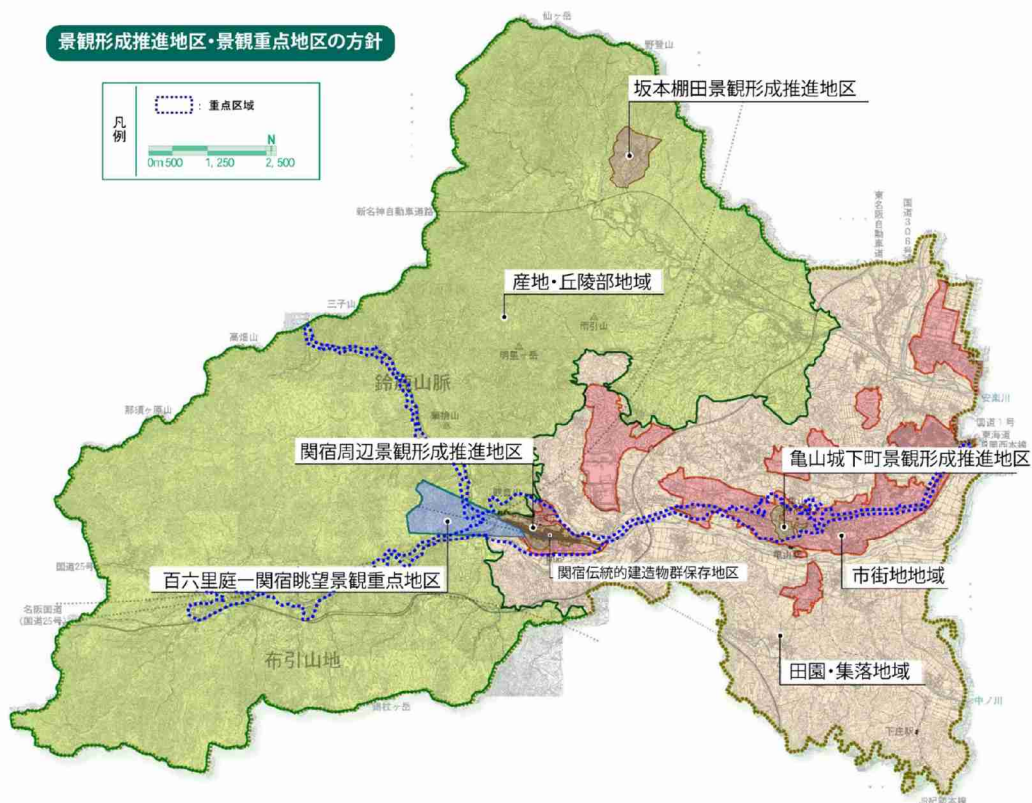


図 4-12 景観形成推進地区・景観重点地区と重点区域



### （３）亀山市環境保全条例による良好な景観の推進

亀山市景観計画で定める一般地区において規制対象外となる、1,000 ㎡以上の土地の区画形質の変更や土石・砂利などの採取について「亀山市環境保全条例」において開発行為届出対象行為として定め、開発行為届出書を提出することになっている。そのため、景観計画において対象外となる行為について良好な景観形成の推進のため、景観指導を行っている。

表 4-9 亀山市環境保全条例における禁止行為

|                                    |
|------------------------------------|
| (1) 5,000 ㎡以上の山林の伐採                |
| (2) 1,000 ㎡以上の土地の区画形質の変更           |
| (3) 1,000 ㎡以上の土石、砂利等の採取            |
| (4) 延べ面積が 500 ㎡を超える建築物の建築          |
| (5) 産業廃棄物の処理施設で規則で定めるものの建設         |
| (6) 前各号に掲げるものの他、市長が特に環境保全上必要と認める行為 |

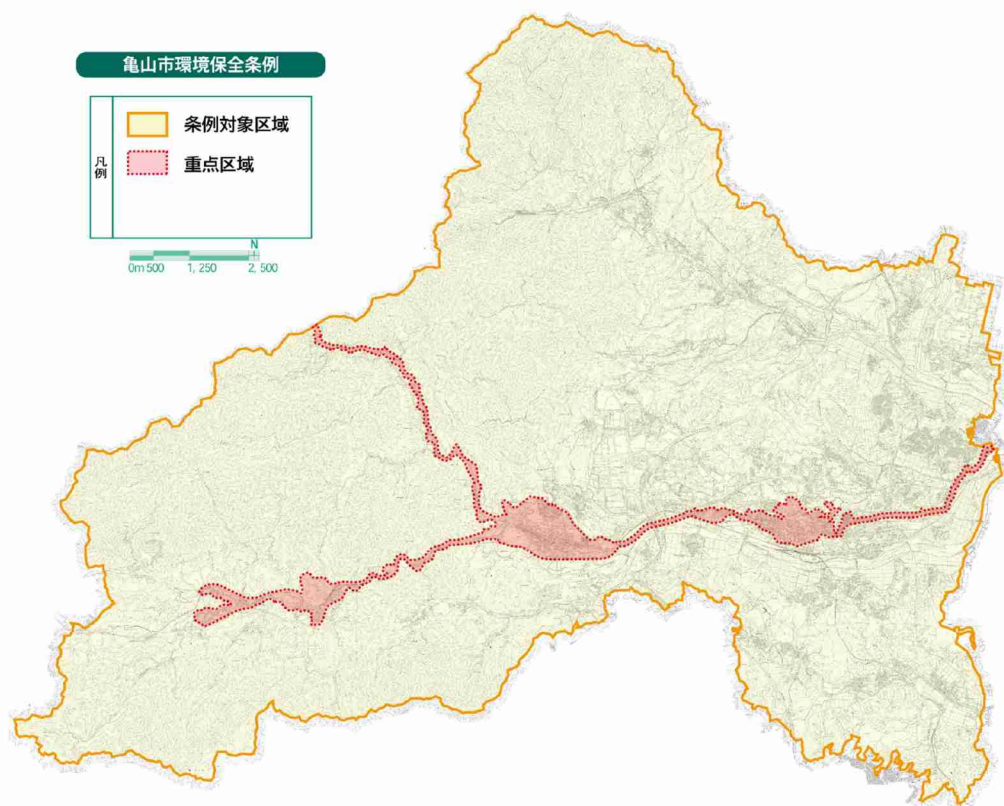


図 4-13 条例における区域（全市）と重点区域



#### (4) 三重県屋外広告物条例による良好な町並み景観の推進

本市では「三重県屋外広告物条例」に基づき、三重県により屋外広告物の規制が行われている。「三重県屋外広告物条例」では禁止地域・許可地域が指定されており、禁止地域・許可地域について、それぞれ高さ・大きさなどについての許可基準が設けられている。禁止地域については、基本的に屋外広告物を掲示することができないが、自家用広告物などで許可基準に適合しているものについては許可されている。本市における禁止地域は図 4-14 に示す地域となっており、その他の地域については全て許可地域となっている。

表 4-10 市内に存する三重県屋外広告物条例に基づく禁止地域

|                                                       |
|-------------------------------------------------------|
| 第1種低層住宅専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、伝統的建造物保存地区      |
| 重要文化財又は県指定文化財に指定された建物の周囲 50m以内の地域                     |
| 史跡名勝天然記念物、県指定史跡名勝天然記念物に指定された地域                        |
| 高速道路・自動車専用道路とその両側 500mの区域                             |
| 道路・鉄道の内、知事が指定する区間及びその両側の地域                            |
| 都市公園・緑地                                               |
| 古墳、墓地                                                 |
| J R 亀山駅前広場                                            |
| 官公署、国又は地方公共団体が設置した図書館・学校・博物館・美術館・体育館・公民館・公衆便所等の建物及び敷地 |

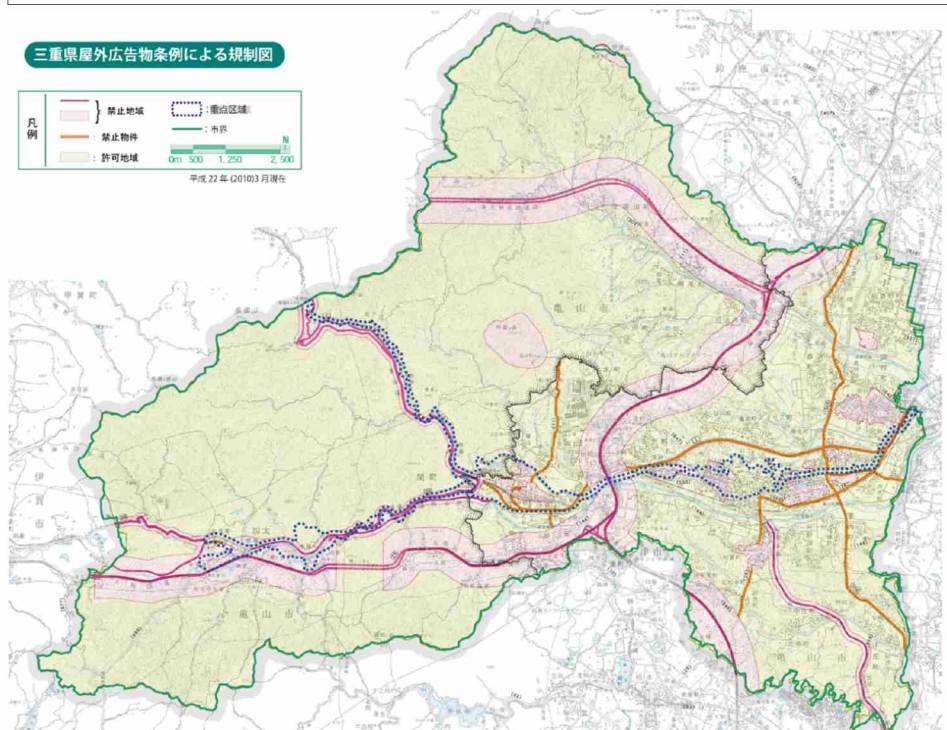


図 4-14 三重県屋外広告物条例における規制と重点区域

## （５）自然公園法による自然景観の保全

本市の北西山間部は、野登山のブナ林に代表される良好な自然環境があることから、自然公園法の規定に基づき、鈴鹿国定公園に指定されている。

この鈴鹿国定公園の地種区分としては、「特別保護地区」「第１種特別地域」「第２種特別地域」「第３種特別地域」があり、重点区域においては、鈴鹿峠周辺は「第２種特別地域」、坂下宿周辺は「第３種特別地域」、関宿北側は「第１種特別地域」となっている。これらの地域内での工作物の設置などの行為については、三重県知事の許可制となり、当該区域の風致の保全が図られている。また、大部分を占める「第３種特別地域」では、通常の農林活動は容認されることから、従来からの地場産業などとも共存しつつ、適切な保護が図られている。

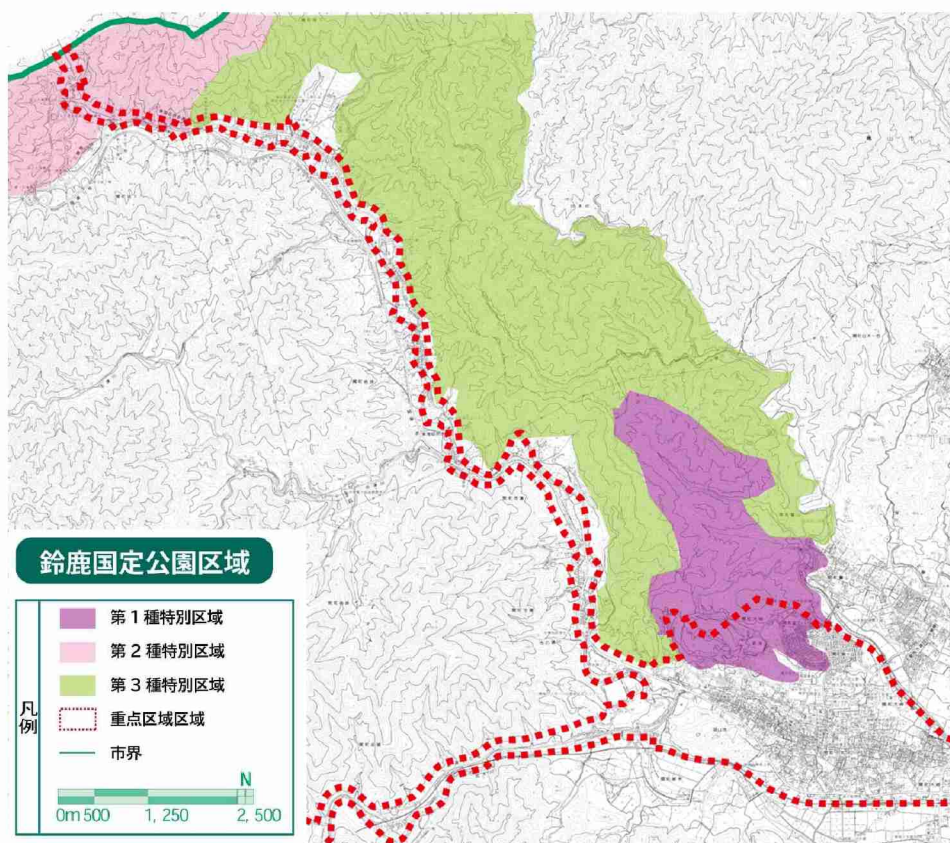


図 4-15 鈴鹿国定公園の指定範囲と重点区域

## (6) 亀山農業振興地域整備計画による農業・農村景観の保全

本市では「亀山農業振興地域整備計画書」において、農用地の利用や農業生産基盤の整備開発、農用地などの保全に関して方向性を示し、令和 10 年度(2028)を目標年として農業振興に取り組んでいる。

本計画の重点区域の関宿や亀山宿は農業振興地域外であるが、坂下宿などの一部の街道沿いや坂本棚田は「農業振興地域」となっており、良好な田園風景が保全される。

生活環境施設の目標として集落内の農道改善や生活道路の整備に取り組むことや、環境学習やグリーンツーリズムを通じて里山などの森林保全の重要性を伝え、市民・事業者・行政が一体となり公益的機能を強化するといった農業施策と連携して歴史的風致の維持向上を図る。

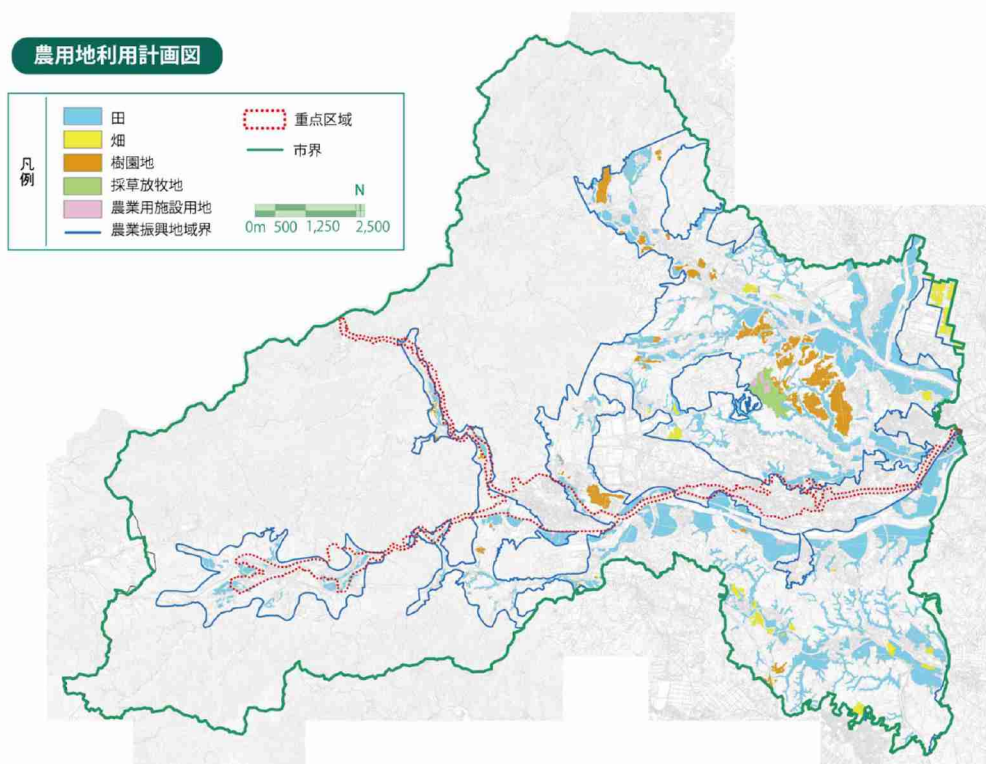


図 4-16 農業振興地域と重点区域



### （7）亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例による自然景観の保全

鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源に改めて誇りを感じ、自然環境などをかけがえのない財産として守り次世代に継承していくため、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めるため、平成 31 年（2019 年）に「亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例」を制定した。

本条例では鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源の保全及び活用に関する施策を総合的に策定し、計画的に推進するとともに、鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用に関し、必要な措置を講ずるものとしている。これらの趣旨を踏まえ、鈴鹿川等源流域及び鈴鹿川最上流域における歴史的風致の維持向上に関する取組をより一層推進することとする。

表 4-11 条例における区域

|         |                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 鈴鹿川等源流域 | 鈴鹿川及び中ノ川の源流域であって、鉱区禁止地域に指定された亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域                             |
| 鈴鹿川最上流域 | 河川法第 4 条第 1 項の水系を指定する政令（昭和 40 年政令第 43 号）第 55 号に規定する鈴鹿川水系の鈴鹿川本流の加太川合流点から上流域 |

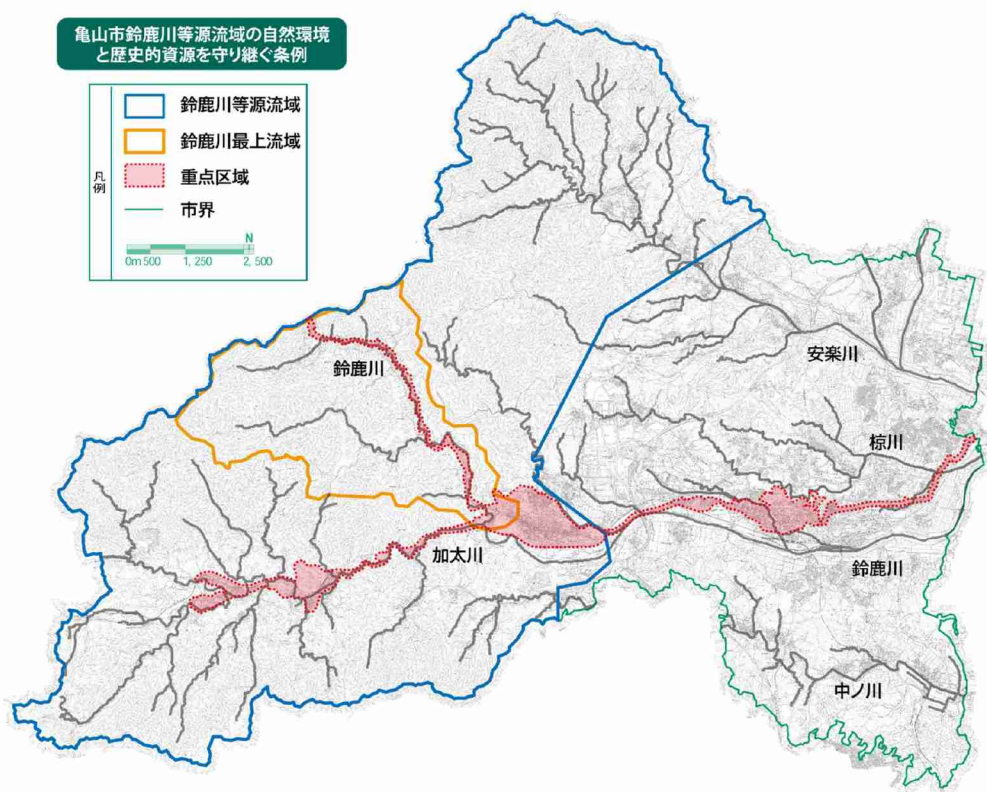


図 4-17 条例における区域と重点区域

## 第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内全域における文化財の状況、関連文化財群の把握状況は、第1章4. 文化財等の分布状況に示したとおりである。有形・無形を問わず各文化財について、主要なものについてはその所在を確認したところであるが、市域の全ての文化財の悉皆的な把握には至っておらず、今後各文化財種別の悉皆的な調査を実施し、必要に応じて学識経験者等に意見聴取し報告書を作成する。その上で価値が明らかとなった文化財については、文化財に指定し保護を図っていく。

文化財の活用に関し市が所有する文化財等については、原則公開としている。しかし、建造物等の文化財にあつては外部のみの公開としているものもあり、整備の進捗にあわせてその公開度を高めていく必要がある。民間が所有する文化財等についても、保存修理を進めるとともに、積極的に公開が行われるよう所有者等と協議を進めていく。

無形文化財、無形民俗文化財については、価値が明らかで保存伝承活動が行われていれば市の文化財に指定している。各保存団体では、保存継承活動を行っているが、継承者の確保が大きな課題となっている。このため市では平成19年度(2007)から平成24年度(2012)まで映像による記録作成事業に着手してきた。今後は引き続きこの成果を伝承者の育成に役立てるとともに、広報等を通じて支援者の掘り起こしに努めていく。

特に、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区に関しては、亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例(以下「保存条例」という。)に基づいて保存計画を策定し、計画に基づいて伝統的建造物の保存修理、公開等を行っており、今後も適切に保存管理を進めていく。なお、保存地区における事業の進捗などにより、保存計画の見直しが必要となった場合は、審議会等からの意見聴取や関係機関との協議を行った上で保存計画の改訂を随時行っていくものとする。

また、平成21年度(2009)から平成24年度(2012)にかけて旧亀山城多門櫓周辺整備事業を行い、旧亀山城多門櫓を公開できるようになった。また、周辺の市指定の文化財である加藤家長屋門及び土蔵・明治天皇行在所・大久保神官邸棟門・旧館家住宅と一体として良好な景観を保っている。今後は第2期計画において明治天皇行在所の復原修理を行う予定であり、さらに周辺の景観の向上を目指す。

近年、未指定の文化財がその価値を見いだされないまま失われつつある中、平成30年(2018)6月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成31年(2019)4月1日施行)が成立し、「文化財保存活用地域計画」が文化財保護法の中に法定化された。この法改正によって、市町村が文化財保存活用地域計画を策定して国の認定を受けた場合には、国の登録文化財とすべき物件を提案できることとなり、未指定文化財の確実な継承の推進が期待されている。本市においても地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に保存活用するため、本計画と同じ理念に基づき、文化財行政のマスタープランである「文化財保存活用地域計画」を今後策定する予定である。

亀山市教育委員会では、未指定の文化財等も含めた市域の歴史・文化遺産を積極的に保存し、かつ活用を図るための新たな方向性として、平成19年(2007)3月に『『東海道歴史文化回廊』の創出に関する方針』を策定し、平成20年(2008)4月にはその具体的方策として『『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画』をまとめた。

方針では、『遺産』から『資産』へ～『遺す』から『活かす』への展開をキャッチフレーズとし、貴重な歴史文化資産である文化財の保護を積極的かつ確実に推進することを基礎として、文化財の活用の推進や、活用を進めるための人材育成を進める方策として、三つの展開過程を設定した。『『東海道歴史文化回廊』保存・整備計画』では、この三つの展開に対応して、市民の歴史文化資産への関心を高めながら文化財とその周辺の整備を進める。

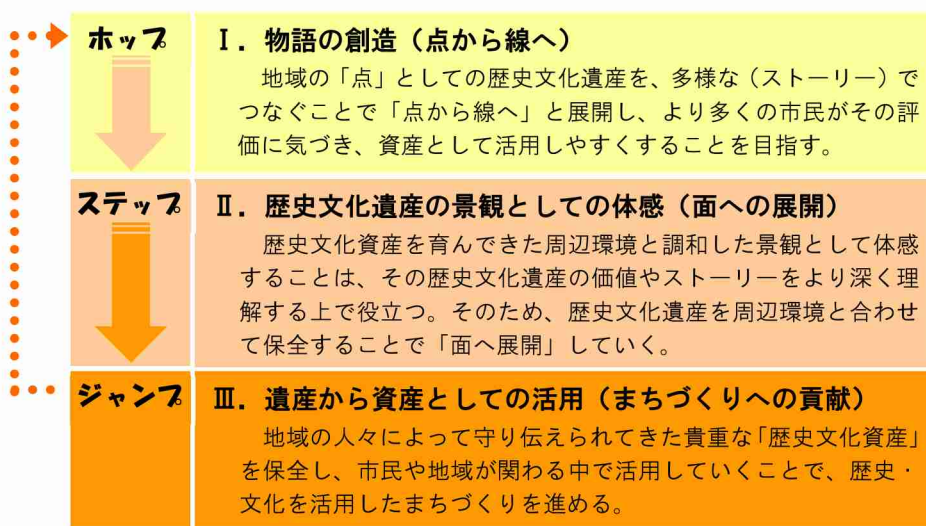


図 5-1 『東海道歴史文化回廊』が目指すもの

（出典：『『東海道歴史文化回廊』の創出に関する方針』）



## （２）文化財の修理（整備）に関する方針

文化財は本市の歴史や文化を正しく理解するために必要なものであると同時に、将来の地域文化の向上発展を支える貴重な資源である。

このため、貴重な歴史文化資産である文化財を適切に保護していくことは、これに続く活用等の基礎となる事項であり、積極的かつ確実に推進していく。

### ①歴史文化資産の調査・研究の充実と条例に基づく指定等の推進

地域の貴重な歴史文化資産を発見し適切に保護できるよう、文化財の調査・研究の充実に努め、特に重要な歴史文化資産については条例にもとづく文化財としての指定を進める。歴史的風致形成建造物については今後も亀山固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくために、重点区域内において歴史・伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえて指定するものとする。

### ②保護事業の推進

歴史文化資産を適切に管理し、また積極的に保存・活用を図るためには、必要に応じて保護事業を進める必要がある。保護事業として下記を実施する。

#### ア．維持・管理

文化財の適切な保護を図るためには、日常の管理がその基本となる。文化財の日常の管理は、第一には所有者・管理者等によるものであるが、文化財の維持管理に関する所有者・管理者の相談窓口の充実に取り組み、技術的・経済的負担を軽減する措置を講じる。

#### イ．修理・修復

日常の管理により、修理・修復が必要であると判断された場合には、速やかに修理・修復を行うこととする。所有者・管理者等が実施する修理・修復については、各法令に即して適切な手続きを行うとともに、必要に応じ技術指導を踏まえ実施する。また、多額の費用を要するものについては財政的な支援をあわせて行う。

復原に当たっては、詳細な調査に基づき、専門家の意見等も踏まえ、史実に基づく復原を行う。

#### ウ．公有化等

文化財の所有者・管理者等が何らかの事情により、日常の維持・管理、修理・修復等を適切に行うことができない場合は、公有化等、文化財の適切な維持・管理、修理・修復を進めるための具体的な手立てを検討する。

## （３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

見学者の利便とともに地域住民との交流が行えるよう、適切な場所を選んで駐車場や案内板・説明板、トイレ等の便益施設を整備する。また、文化財をよりよく望むことができる眺望ポイントの整備や、文化財の周囲における官民両空間における景観整備などにより、文化財が周辺の環境と一体となっていることが意識されるよう努める。

さらに、市民への情報発信や散策者の回遊性を高め、活用を促進するため、見ている風景に文字・映像情報を効果的に付加するＩＣＴ整備を行う。

#### （４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

第1章4. 文化財等の分布状況における関連文化財群により、文化財等が一定の範囲に集中する場合には、文化財等と一体となって価値を成す周辺の環境まで含め、亀山市景観計画を通じ、文化財の周辺環境の保全を図る。

#### （５）文化財の防災に関する方針

文化財の適切な保存及び活用を図っていくためには、文化財及びその周辺環境の状況を適切に把握し、火災や震災等の災害に対する備えを十分に行っておくことが必要である。

このため、修理・修復等の機会をとらえて、文化財の種類・規模・形態等に応じて必要な消防設備の設置・改修や耐震の措置を施すとともに、文化財周辺の環境の保全に努める。これらに加え、文化財担当部局・所有者・管理者・地域住民・地域防災組織・消防署が一体となって、設備機器の保守点検・訓練等を定期的に行う。

また、火災や震災等の災害に加え、盗難・毀損等の人的な災害に備えるため、本市の管理する施設への防犯カメラの設置や文化財の状況を把握できるよう、定期的なパトロールを実施するとともに、所有者・管理者・地域住民・散策者等への情報提供を行っている。



■文化財防火デー消火訓練（福德公民館）

#### （６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性などに基づいて、相互に関連性のある一定のまとまりである関連文化財群として捉え、これらをつなぐ物語を創造する。これにより、より多くの人々が文化財の価値に気づき、資産として活用しやすくする。

パンフレットの作成などに当たっては、文化財相互の関連性に着目し、個々の文化財への理解とともに、文化財相互の関連性があわせて理解されるような構成



■散策パンフレット

とする。各種イベントなどの開催に当たっても、関連する文化財等を物語に即して巡るなど、参加者に文化財が一定のまとまりとして意識されるよう努める。

文化財の保存及び活用は、人々に文化財と触れる「きっかけ」や、文化財に関わる様々な活動の契機を提供することとなる。

文化財の保存と活用を進めることにより、市民が文化財に触れる機会を充実するとともに、市民が文化財を核とした地域のまちづくり活動に参加することができるよう、施策の展開を図っていく。また、文化財に触れる機会や、文化財を核としたまちづくり活動を介して、人々の交流が進められるよう積極的な施策の展開を図る。



■文化財をきっかけとしたまちづくり活動（地域の史跡見学会）

なお、『『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画』（平成 20 年(2008)、亀山市教育委員会）では、当市における『東海道歴史文化回廊』を創出するための取組の全体像を次ページの通り取りまとめている。

### 第 3 章 3.（6）東海道歴史文化回廊保存・整備基本計画 参照

#### （7）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

市内における周知の埋蔵文化財包蔵地は現在（令和 3 年(2021)3 月時点）のところ旧亀山市域で 359 遺跡、旧関町域で 100 遺跡となった。これらについては本市のホームページで公開し周知していく。また今後は、鈴鹿関跡範囲確認調査を継続するとともに、保存管理計画の策定や計画に基づいた整備を実施していく。その他の遺産についても調査を実施し、市域の歴史や文化の解明を進める。



■発掘調査

文化財の保存・活用に当たっては当該文化財が存在する地点の埋蔵文化財の状況を把握した上で、その保護に充分留意するものとする。このことは当該文化財の周辺に所在する、時代や性格等の上で一連の遺跡についても同様とする。

開発行為に当たっては周知の埋蔵文化財包蔵地については試掘調査を実施した上で、必要に応じて発掘調査を実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外についても、開発担当部局及び事業者との事前協議を実施し、必要に応じて試掘調査を行うなど、開発行為と文化財保護との調整に努める。協議に当たっては三重県教育委員会との連絡調整を図るとともに、必要な指導を受ける。



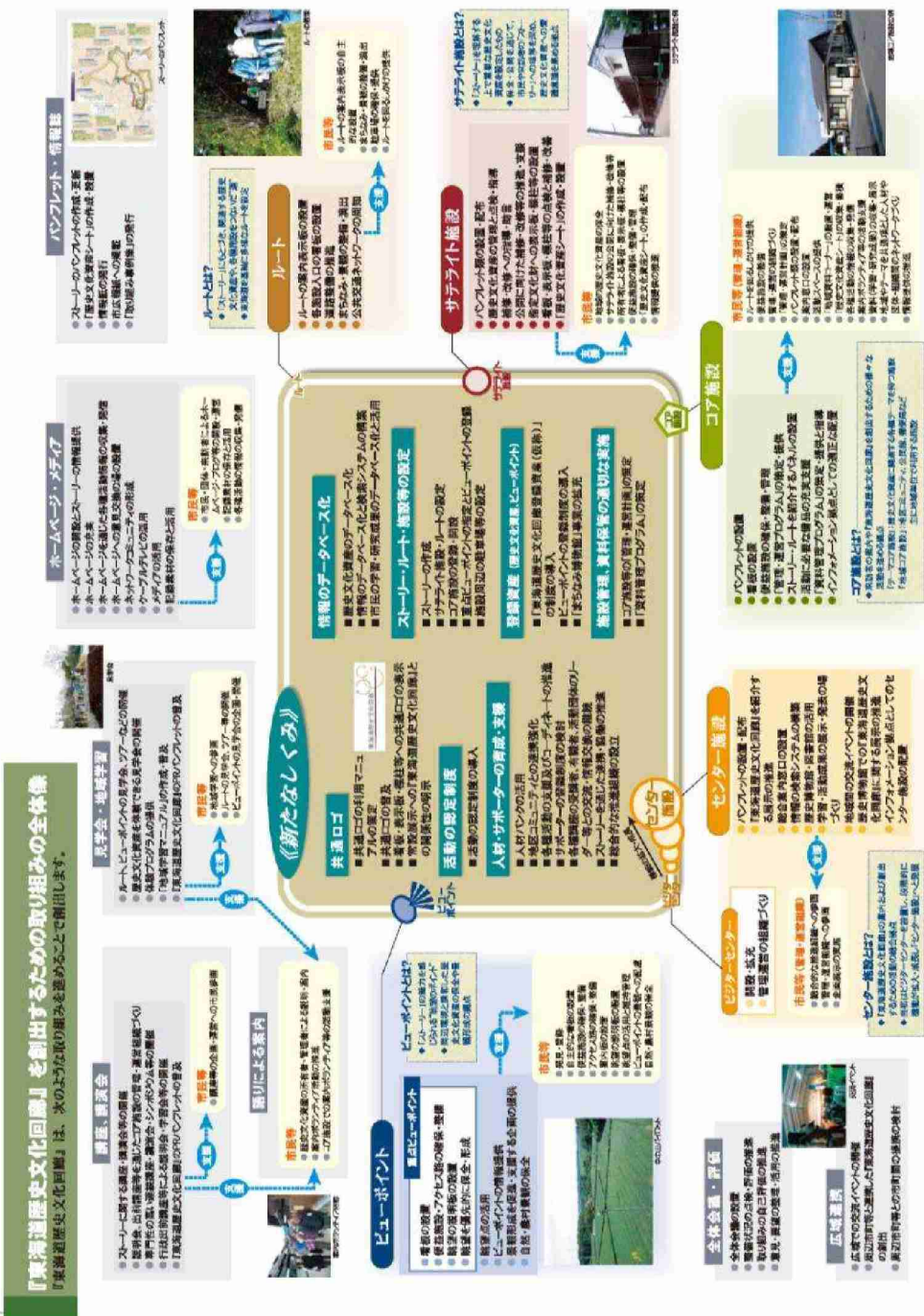


図 5-2 『東海道歴史文化回廊』を創出するための取組の全体像  
(出典:『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画) 概要パンフレット)

## （８）文化財保護に関わる庁内体制

平成 17 年(2005)1 月の旧亀山市・旧関町の合併により、両市町の文化財保護担当者をあわせて、教育委員会社会教育課内に「文化・まちなみ係」を設置して、文化財保護及び文化振興を担当していたが、平成 18 年(2006)4 月の機構改革により文化財の保存と活用の専門部局として「まちなみ・文化財室」を設置した。

平成 22 年(2010)4 月の機構改革において、歴史まちづくりに関わる庁内体制を充実するため、市長部局に文化部を創設して「まちなみ文化財室」、「観光振興室」、「歴史博物館」を設置した。なお、教育委員会がすべき文化財の保護に関すること（文化財の指定、現状変更行為に関する規制等）は、市長部局の職員（まちなみ文化財室）に補助執行させることとした。平成 25 年(2013)4 月の機構改革において、文化部の中に文化振興局を設置し、その中に「まちなみ文化財室」が設置された。平成 30 年(2018)4 月の機構改革において、「文化部文化振興局まちなみ文化財室」は、「生活文化部文化スポーツ課まちなみ文化財グループ」となった。

現在、「まちなみ文化財グループ」はリーダー 1 名、グループ員 3 名、会計年度任用職員 2 名（内、学芸員 1 名）の体制で、歴史的建造物（2 名）、埋蔵文化財（3 名）、民俗（1 名）の各専門分野（内、学芸員 2 名）に分かれている。一方、「亀山市歴史博物館」は館長 1 名、館員 2 名、会計年度任用職員（学芸員）1 名の体制で、専門分野は歴史（3 名）である。

「まちなみ文化財グループ」と「亀山市歴史博物館」の担当分担は、「まちなみ文化財グループ」が町並み保存事業を含む文化財保護行政全般を担当し、史資料の調査、保存管理、展示業務を「亀山市歴史博物館」が担当している。また、文化財の調査等の結果が博物館における展示等に直接的に反映される体制が整っている。今後も、こうした体制の維持・充実を図るとともに、相互の連携を深めていく。

加えて、各事業に伴う専門的な事項については、亀山市文化財保護審議会、亀山市伝統的建造物群保存地区保存審議会など、審議会・指導委員会等を設置して各分野を代表する学識経験者等の指導を受けており、今後も、必要に応じて委員会等の設置を行っていく。

表 5-1 審議会・指導委員会等の設置状況

| 名 称              | 委員数 | 委員の専門分野別人数                           |
|------------------|-----|--------------------------------------|
| 文化財保護審議会         | 9   | 郷土史(4)、美術(2)、自然(1)、建築(1)、歴史(1)       |
| 伝統的建造物群保存地区保存審議会 | 11  | 建築史(3)、考古(2)、歴史(1)、地域代表(4)、関係行政機関(1) |
| ネコギギ保護指導委員会      | 4   | 自然(3)、地域代表(1)                        |
| 鈴鹿関跡学術調査専門委員会    | 4   | 考古(1)、歴史(1)、歴史地理(1)、地域代表(1)          |

### (9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体としては、各文化財の保護を目的として組織された保存・活用団体等と、こうした文化財ごとに組織された保存・活用団体等の活動を支援する全市的な団体の2分類がある。

各文化財の保護を目的として組織された保存・活用団体としては歴史的建造物等を対象としたものでは、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区における「東海道関宿まちなみ保存会」や「関宿案内ボランティアの会」などが、無形文化財を対象としたものとしては「心形刀流保存赤心会」、無形の民俗文化財を対象としたものとしては「関宿『関の山車』保存会」「正調鈴鹿馬子唄保存会」の他「かんこ踊り」や「獅子舞」などの保存会等がある。

一方、保存・活用団体等の活動を支援する団体としては「NPO法人 亀山文化資産研究会」がある。前身である「ふるさと文化資産保全活用研究会」は地域の歴史文化資産の保全活用を進めるために組織された民間組織であり、三重県が平成17・18年度(2005・2006)に開催した「歴史的・文化的資産保全活用推進員養成講座」を受講・修了した者により、平成19年(2007)に結成された。平成26年(2014)にNPO法人として認証された際に現在の名称に変更している。



■奈良県五條市伝建地区改修工事現場研修

会員の主体は地域で活動する建築士等であり、歴史的建造物の調査、保存修理修復に関する設計監理等に技術者として関わる他、旧亀山城多門櫓、明治天皇行在所で「お城で七五三の写真を撮ろう」や関宿の町家の保存修理工事現場見学会を開催している。

市はこれらの団体に必要な情報を提供し、人材の育成や活動に対する支援など官民協働による文化財の保存・活用体制を構築していく。また、今後の歴史的建造物等の保存活用について、専門家の意見を取り入れていくため大学等の研究機関などと連携を行うことを検討していく。



## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には令和3年(2021)3月現在、重要文化財(建造物)が1件、史跡が2件、重要伝統的建造物群保存地区が1件、登録有形文化財(建造物)が2件ある。この他、県指定有形文化財(建造物)が1件、市指定有形文化財(建造物)が9件存在し、市全体の文化財建造物や史跡・重要伝統的建造物群保存地区・登録有形文化財が集中している。これらの文化財は重点区域の歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るため積極的な保存・活用を図る。

#### ① 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区(重要伝統的建造物群保存地区)

亀山市関宿伝統的建造物群保存地区に関する保存及び活用に関する事項については、すでに「保存計画」に定めているところである。

保存地区内における建造物等については所有者・管理者による管理が行われているが、現状変更行為については許可制を取っており、文化財として十分な現状変更規制が行われている。また、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建造物の修景に対しては国・県の支援を得て保存修理修景事業補助金の交付とともに、必要

な技術的支援を行っている。伝統的建造物等に対する保存修理修景事業は亀山市関宿伝統的建造物群保存地区における保存及び活用の基礎となるものであり、今後も計画的に実施していく。

公有化した伝統的建造物についてはその保存修理とともに、公開・活用を積極的に進める。また、地区の防災に必要な消防設備等の整備や、街路環境の整備を行う。

関宿の歴史的風致を形成する重要な要素である「関の山車」については、山車の保存とともに、お囃子などの保存・伝承を図るため、平成28年度(2016)から平成30年度(2018)にかけて「関の山車会館」の整備を行った。



■ 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区

## 亀山市関宿伝統的建造物群保存地区保存のための方針（保存計画からの抜粋）

## ○保存の方向

保存地区の特性を生かしながら、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境を保存し、加えて住民の生活向上を配慮しつつ保存地区の管理、修理、修景、復旧に努めるものとする。

## ○内容

保存地区においては、伝統的建造物群の保存とこれと一体をなす歴史的風致の維持を主体とする。伝統的建造物は、主として正面の外観等を保存するため修理を実施し、また保存地区の管理に必要な防災施設等の整備を実施し、伝統的建造物以外の建築物等についても住民の協力を得て、可能な限り伝統的建造物と調和するよう修景につとめる。

これらのことは、別に定める亀山市関宿重要伝統的建造物群保存地区景観保存基準（以下、「保存基準」という。）によって行う。

## ○保存地区内における建造物等の保存整備

保存地区内では比較的良好に保存活用されている建造物が多いが、不適切な改造、経年による老朽化や破損、非伝統的な広告あるいは無秩序な増改築もみられる。しかしこれらの中には適切な修理、修景を施せば地区にふさわしい姿に回復できる可能性をもっているものも多い。

このような現況において、地区住民の理解と協力を得て、一方では生活環境の改善をはかりながら、主として伝統的建造物の外観を保存するための修理、伝統的建造物以外の建築物については適切な修景を実施する。

## ○建造物及び環境物件に係る助成措置等

保存条例第10条並びに同施行規則第4条の規定に基づき、別に定める補助要綱により経費を補助する。

## ○保存地区の保存のため必要な管理施設、設備並びに環境の整備

- （1）保存地区内の管理のために説明板、案内板等の充実を図る。
- （2）地区の保存のために消化施設、警報設備などを充実設置する。
- （3）下水道、駐車場等の生活環境整備につとめる。

## ②地蔵院（本堂・愛染堂・鐘楼）

地蔵院愛染堂については昭和 32 年(1957)に本堂及び鐘楼について平成 10 年(1998)に保存修理事業を完了しており、適切な維持・管理を行っていく。

あわせて、地蔵院が関宿の中心部分に位置し、関宿の発展と密接な関係にあることから、前述の亀山市関宿伝統的建造物群保存地区と一体的に保存と活用を進めていく。



■関地蔵院 本堂

## ③その他の国指定文化財

国の史跡に指定されている「野村一里塚」については、市が維持・管理を行っている。塚を構成する棕の木については樹勢に衰えは無いものの根が露出するなどしており、その整備の実施が望まれる。このことから、史跡の整備が進められるよう関係機関との調整を行う。

「正法寺山荘跡」については市が維持・管理を行っている。史跡指定範囲周辺に関連すると考えられる遺構が確認されており、国庫補助事業により範囲確認のための調査を実施した。今後、史跡指定範囲周辺の遺構の保護について、関係機関との調整を行っていく。

「鈴鹿関跡」については史跡指定範囲が遺跡の極一部分にとどまっているため、指定範囲の拡大に向けて発掘調査を進め国の史跡範囲の追加指定を目指すとともに、指定地点については保存管理計画の策定を進め、計画に基づいて保存・整備を図っていく。

## ④国指定・選定文化財以外の文化財

国の登録有形文化財、県及び市指定の文化財については前述の文化財の保存・活用の方針に基づいて、保存と活用を図る。

民間所有の文化財について所有者による保存・活用が困難となった場合には、当該所有者の求めに応じて支援団体の仲介や設立、公有化等の検討を行う。

未指定の文化財等を含むその他の文化財についても、有形・無形を問わず、発掘調査・史料文献調査などの詳細な調査を実施し、明らかとなった各々の歴史的あるいは文化的な価値に応じて、文化財としての指定を行った上で、適切な保存と活用を図る。

特に、歴史的風致の維持及び向上に必要な歴史的な建造物に対しては、歴史的風致形成建造物の指定を行う他、広報等を通じた文化財保護の啓発を行うなど、より確実な保護の措置を講じる。



## （２）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

国指定文化財の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）は文化庁長官の許可が必要であるが、現状変更等が伴う可能性がある場合は文化財の価値を損なわないために、関係機関と事前に十分な協議・検討を行うものとする。また、県・市指定の文化財等についても、その根拠条例に基づき適正な措置を行う。

また、未指定の文化財等の修理、整備に関しても事前に詳細調査等を実施し、修理・整備によってその価値が損なわれないよう計画段階で十分な配慮を行うこととする。

重点区域における文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、本市の歴史的風致を特徴付けている。このことから、文化財の修理、整備においては文化財本来の価値を維持することを基本として計画、実施する。

また、復元等の整備は遺構の保護に留意し、類例調査等や史料調査に基づき行う。

なお、個別の文化財の修理・整備に関する計画は以下の通りである。

| 番号 | 事業名称        | 事業期間                |
|----|-------------|---------------------|
| 4  | 案内看板整備事業    | 令和4年度(2022)         |
| 6  | 歴史的施設保存修繕事業 | 令和3～12年度(2021-2030) |
| 7  | 歴史的建造物修繕事業  | 令和3～12年度(2021-2030) |
| 8  | 歴史的施設調査保存事業 | 令和12年度(2030)        |

## （３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

令和元年(2019)7月に「関の山車会館」をオープンし、多くの市民や来訪者等に、本市の歴史・文化にふれる機会を提供している。今後も東海道沿いを中心に便益施設の設置等を行う。個別の施設の修理、整備に関する計画は以下の通りである。

| 番号  | 事業名称                 | 事業期間                |
|-----|----------------------|---------------------|
| 2-2 | 歴史的環境整備事業（小公園の整備・改修） | 令和4～12年度(2022-2030) |
| 2-3 | 歴史的環境整備事業（ポケットパーク整備） | 令和4～12年度(2022-2030) |
| 2-4 | 歴史的環境整備事業（駐車場整備）     | 令和4～12年度(2022-2030) |
| 3   | 重点区域案内看板整備事業         | 令和3～12年度(2021-2030) |
| 5   | 地域活動拠点整備事業           | 令和3年度(2021)         |

## （４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

文化財の周辺環境は文化財の価値や魅力の維持に大きく影響するため、常に文化財とその周辺環境とを一体的に保全していくことが求められる。個別の文化財の周辺環境の修理、整備に関する計画は以下の通りである。

| 番号   | 事業名称                 | 事業期間                |
|------|----------------------|---------------------|
| 1-1  | 東海道街道沿街なみ環境整備事業      | 令和4～12年度(2022-2030) |
| 1-2  | 東海道街道沿街なみ環境整備事業（鈴鹿峠） | 令和5～12年度(2023-2030) |
| 2-1  | 歴史的環境整備事業（道路整備）      | 令和6～12年度(2024-2030) |
| 3(再) | 重点区域案内看板整備事業         | 令和3～12年度(2021-2030) |
| 4(再) | 案内看板整備事業             | 令和4年度(2022)         |

### （５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域における指定文化財の建造物のほとんどが木造であり、また重要伝統的建造物群保存地区も木造家屋が連なる町並みであることから、火災に対して脆弱であり、ひとたび火災が発生すると、延焼により被害が広い範囲に及ぶことが懸念される。歴史的風致形成建造物として修理を行う場合には整備とあわせて必要な耐震の措置を施し、防火設備を設置するなど、防災対策の充実と強化を図る。



■修理現場公開

鈴鹿峠の峠道などの遺跡についても崩落危険箇所などがあり、文化財としての価値の所在を早急に明らかにし、防災的な見地から必要な整備方法について検討を行う。

また、防犯に対しては本市の管理する施設への防犯カメラの設置や定期的なパトロールの実施に加え、「東海道関宿まちなみ保存会」などの市民団体と情報共有を行っていく。

### （６）文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財の保存及び活用の普及・啓発に関しては案内板・説明板・標柱等の設置や、作成したパンフレット・文化財説明シートを重点区域内の歴史文化資産（サテライト施設等）に設置し積極的に展開していく。また、説明板の設置・パンフレット作成などと連動させ、文化財講座や現地説明会、見学会などを実施する。

また、整備事業過程や整備事業に伴う発掘調査等についても現場公開を実施する。

市民への情報発信や散策者の回遊性を高め活用を促進するため、京口門・青木門・能古茶屋跡においてＩＣＴ整備等も行った重点区域案内看板整備事業（令和３～１２年度（２０２１～２０３０））を行う。

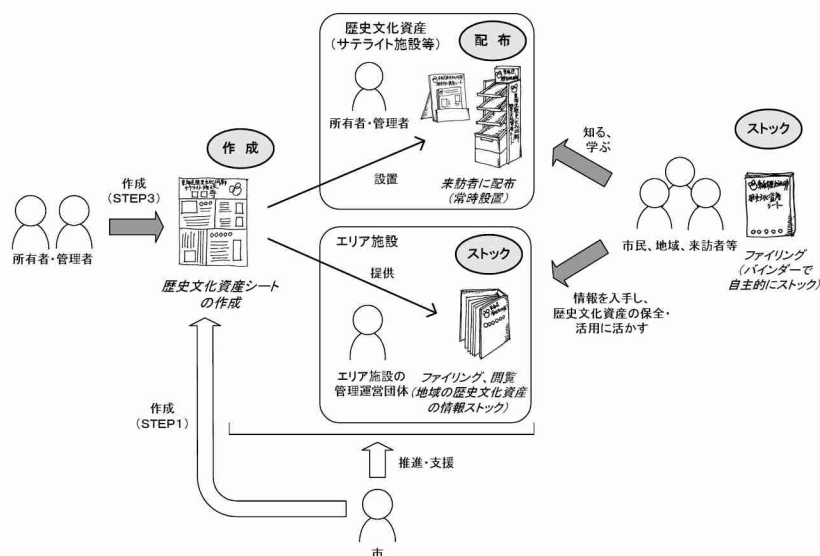


図 5-3 文化財シートの作成・設置・配布のイメージ

（出典：『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画）

### （７）埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内においては「鈴鹿関跡」「亀山城跡」など面的に広がりを持つ周知の包蔵地があり、また鈴鹿峠などでは街道の道筋を周知の埋蔵文化財包蔵地としている。

「亀山市関宿伝統的建造物群保存地区」及び「関地藏院」周辺は、「鈴鹿関跡」に包含され、開発等に当たっては試掘調査を実施した上で、必要に応じて発掘調査を実施する。発見された遺構については、現地保存に努める。

東海道は古代から近世にわたる遺跡であるため、現地踏査や試掘に加え、重点区域に関連する宿場絵図・城下町絵図などの近世の文献史料を活用するなど、各時代に応じた調査を行うとともに、包蔵地として認められる箇所は、随時範囲の拡大や追加指定を行っていく。

重点区域内において歴史的風致の維持及び向上に必要な整備事業を実施する場合には、発掘調査や史料文献調査などを前提とし、貴重な遺構が発見された場合はこれを保護するとともに、調査結果が整備内容・手法に十分反映されるよう調整・協議を行う。

特に、亀山城関連施設の復原事業にあつては安易に施設の復原を前提とするのではなく、発掘調査等の結果に基づいて、適切な整備方法を検討することとする。

### （８）文化財の保存・活用に関わっている住民、ＮＰＯ等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

無形文化財・無形民俗文化財などの保存会等に対して、保存継承活動への助成、支援を継続して行っていく。また、各団体が行う広報活動・公演活動等についても情報提供・活動支援を行っていく。

関宿の町並み保存に関連する「東海道関宿まちなみ保存会」「関宿案内ボランティアの会」「関宿『関の山車』保存会」については、すでに広報の発行・イベントの開催・案内業務など、会が主体的な活動を進めており、活動に対する助成・支援に加えて、必要に応じて活動の場の提供・整備などを検討していく。また、３者が連携し活動の効果が高まるよう、相互の連絡調整を行っていく。

来訪者に対する案内活動については、現在、地区ごとに「関宿」「亀山宿」で別個に活動が行われている。重点区域の回遊性を高めていくためには、さらに案内活動の人的・面的な広がりが必要であり、講習会を開催するなどして案内者の育成に本市が主体的に関わっていくとともに、受付業務や案内用具の確保など必要な支援を行っていく。

文化財周辺や地域において新たな保存団体・愛護団体の設立の動きがある場合は、その設立や活動の進展を支援することとし、必要に応じて「市民参画協働事業推進補助金」などを活用した財政的な支援も検討する。

文化財に関わる技術者・技能者の組織化や、保存団体等の活動を支援できる団体の育成についても市が主体的に関わっていく。特に、すでに活動を行っている「ＮＰＯ法人亀山文化資産研究会」については、文化財保存に関わる技能の習得やイベントの開催など協働で事業の推進にあたることで、その活動を支援していく。



第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針

歴史的風致維持向上施設とは、本市固有の歴史的風致を維持及び向上するために必要な公共施設等である。本市において、東海道及びその沿道の施設は、それぞれの地域の歴史的風致を結ぶ最も重要となる施設である。これら施設整備については歴史的風致の維持及び向上に資するよう、形態や意匠に工夫を施し整備を行う。

また、歴史的風致維持及び向上に関する方針に基づいた、次の体系図に従って地域における文化財を核としたまちづくりの活動を活性化させる施策を実施していく。



図 6-1 歴史的風致維持向上計画（第 2 期）体系図

体系図に示す「歴史的風致を活かしたまちづくりの進展」のため、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針及びそれに関連する事業を下記に示す。

### （１）道路施設の整備又は管理について

東海道については、市民や来訪者が歴史的な道路であることが一目で分かるよう、往時の東海道（地道）に近い茶系の舗装に整備し、沿道における歴史文化資産や周辺の景観に調和した整備を推進する。さらに現在の東海道の幅員を活かしつつ、市民や来訪者が安全・安心に歩ける整備を行う。また、誘導サイン（看板）等を含む道路付帯施設の整備についても街道としての統一性を図ったものとする。

東海道以外の歴史的建造物等の周辺道路についても、歴史的景観に配慮した石張り舗装やカラー舗装、街路灯等の美装化箇所は、良好な周辺環境を損なわないよう今後も適切に維持管理し、全市域で実施される亀山市道路ふれあい月間、市内一斉清掃等の環境美化活動を継続して推進する。

表 6-1 道路施設の整備又は管理に関する事業

| 番号  | 事業名                  |
|-----|----------------------|
| 1-1 | 東海道街道沿街なみ環境整備事業      |
| 1-2 | 東海道街道沿街なみ環境整備事業（鈴鹿峠） |
| 2-1 | 歴史的環境整備事業（道路整備）      |

### （２）都市公園等施設の整備又は管理について

都市公園等の施設については、周辺の歴史的建造物等との調和を図り、活用が促進されるよう整備を行う。

文化財を含む亀山公園等については文化財部局と公園管理部局等の関連部局が連携し、今後も適切な維持管理に努める。

また、地域の公園等においては「亀山市公園等環境美化ボランティア推進事業実施要綱」により、市と地域の役割分担や協働による維持管理を推進する。

表 6-2 都市公園等施設の整備又は管理に関する事業

| 番号  | 事業名                  |
|-----|----------------------|
| 2-2 | 歴史的環境整備事業（小公園の整備・改修） |

### （３）歴史的風致維持向上施設周遊施設の整備又は管理について

ポケットパークや駐車場などの施設については、回遊性の向上や住環境の整備改善のため、必要な設置箇所を検討し、計画的な整備を推進する。

東海道から周辺歴史文化資産や便益施設の誘導サイン、歴史文化資産の紹介を行う各施設の案内サイン（看板）については、効果的なサインの種類や配置を検討し、計画的に整備を推進する。駅周辺の施設の整備については、初めて本市を訪れる散策者にとっても分かりやすい案内表示を設置する等の配慮を行う。

表 6-3 歴史的風致維持向上施設周遊施設の整備又は管理に関する事業

| 番号  | 事業名                  |
|-----|----------------------|
| 2-3 | 歴史的環境整備事業（ポケットパーク整備） |
| 2-4 | 歴史的環境整備事業（駐車場整備）     |
| 3   | 重点区域案内看板整備事業         |
| 4   | 案内看板整備事業             |
| 5   | 地域活動拠点整備事業           |

#### （４）歴史的建造物等の整備又は管理について

歴史的建造物・歴史紹介施設等の公共施設については、その施設や区域の歴史的背景を十分に調査した上で、歴史的風致を維持向上するため形態や意匠に工夫を施し、整備を行う。また、新たに整備する必要のある公共施設については、必要に応じて学識経験者や市民による検討会や懇話会を開催し、歴史的風致を維持向上するため形態や意匠に工夫を施すものとする。さらに、ＩＣＴを活用した施設整備を推進し、様々な年代の散策者が活用できるよう配慮する。

歴史上存在したもので、過去において本市固有の歴史的風致を形成していた建造物等においては、発掘調査や史料文献調査等により、歴史的風致の維持向上のために必要と認められるものについて、復原又は案内板等の設置により、歴史的風致の維持向上に努める。復原した建造物等については、公開・活用を行っていくこととし、維持管理においては、それぞれの状況に応じて、文化財部局と公園・道路部局等が連携し適切な役割分担により行う。

表 6-4 歴史的建造物等の整備又は管理に関する事業

| 番号 | 事業名         |
|----|-------------|
| 6  | 歴史的施設保存修繕事業 |
| 7  | 歴史的建造物修繕事業  |
| 8  | 歴史的施設調査保存事業 |

#### （５）地域特性を活かしたまちづくりや市民活動について

前述の公共施設等の適切な整備又は維持管理と合わせて、県史跡「旧亀山城多門櫓」を背景とした地域活動や、「関の山車」の巡行技術やお囃子の発表を行う祭りなど地域における文化財等を核としたまちづくり活動を支援し、活性化させる事業を実施する。

表 6-5 地域特性を活かしたまちづくりや市民活動に関する事業

| 番号 | 事業名           |
|----|---------------|
| 9  | 歴史まちづくり活動支援事業 |
| 10 | 歴史的建造物等活用事業   |
| 11 | 伝統芸能保存事業      |



## 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業

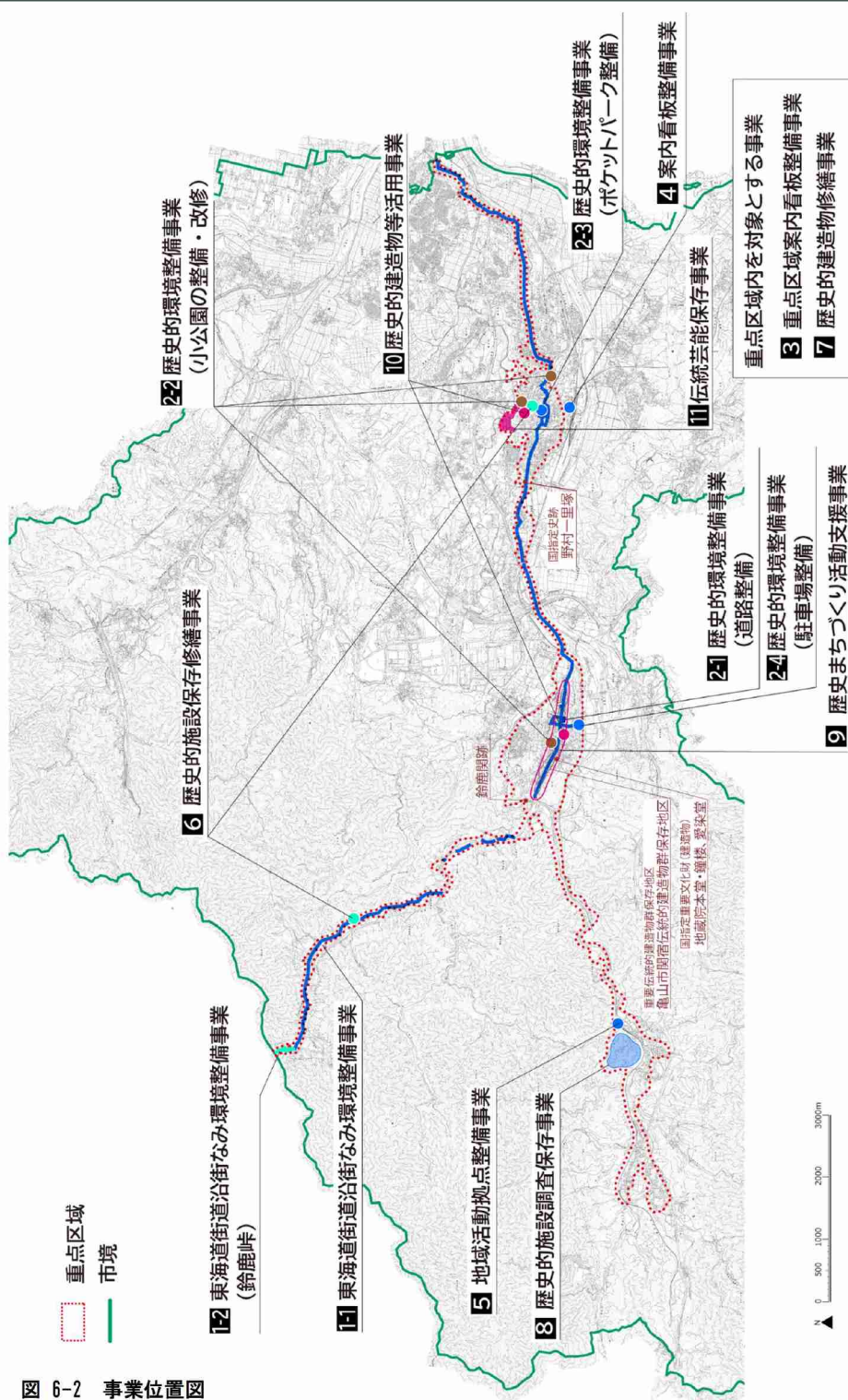


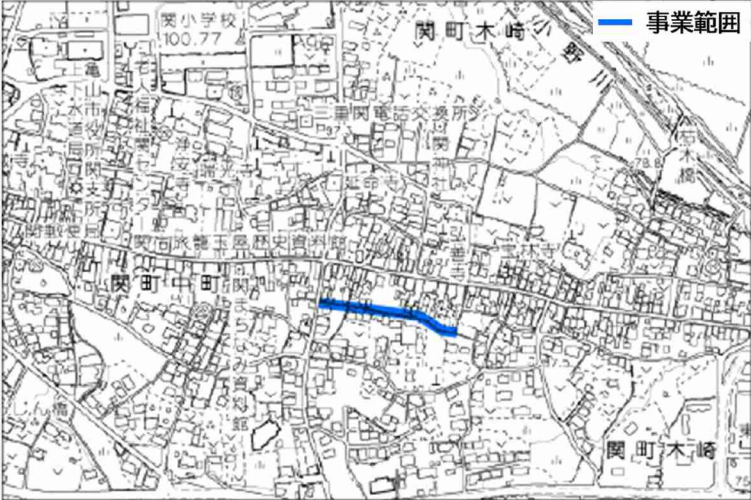
図 6-2 事業位置図

## (1) 道路施設の整備又は管理について

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 1-1 東海道街道沿街なみ環境整備事業                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和4～7年度(2022-2025))<br>市単独事業(令和8～12年度(2026-2030))                                                                                                                                                                            |
| 事業期間                   | 令和4年度～令和12年度(2022-2030)                                                                                                                                                                                                                             |
| 事業の位置図                 | <p>市内の東海道沿整備箇所(延長約17.1km)</p> <p>事業範囲<br/>重点区域</p>                                                                                                                                                                                                  |
| 事業の概要                  | <p>東海道沿において、脱色アルファルト舗装や表面処理(ブラスト加工)、薄層舗装などの美装化を行うことで、住環境の改善を図り、良好な街なみ形成を推進する。</p>                                                                                                                                                                   |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>東海道沿を美装化することで、重点区域の物理的な基軸をなす東海道沿道の良好な街なみ形成を推進する。また、関宿や亀山城跡・亀山宿で行われる祭り、阿野田かんこ踊り、傘鉾祭り、布気獅子舞、川合かんこ踊り等の舞台となっている東海道沿に広がる良好な住環境を改善することにより、人々の活動の活性化に繋げる。</p> <p>これにより、東海道「関宿」、東海道「亀山城跡・亀山宿」、東海道「坂下宿・鈴鹿峠」、東海道「野村集落」、東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 1-2 東海道街道沿街なみ環境整備事業<br>(鈴鹿峠)                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 市単独事業(令和5～12年度(2023-2030))                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 事業期間                   | 令和5～12年度(2023-2030)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事業の位置図                 | <p>東海道の内、鈴鹿峠区間(延長約0.6km)</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| 事業の概要                  | <p>坂下宿より始まる東海道鈴鹿峠について、舗装・防護柵等の美装化を実施し、安全で美しい景観を形成し、住環境の改善を図る。</p> <div data-bbox="422 1071 740 1315">  </div> <div data-bbox="767 1071 1102 1315">  </div> |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>歴史的風致形成建造物周辺で、坂下宿より始まる東海道鈴鹿峠を修景整備することで、重点区域の物理的な基軸をなす東海道の良好な街なみ形成を推進するとともに、正調鈴鹿馬子唄の舞台となっている街道沿いに広がる良好な住環境の改善を図る。</p> <p>また、地域住民が散歩道としても利用していることから、より一層の活用が期待できる。</p> <p>これにより、東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>                                                                                                              |



|                        |                                                                                                                                                |                     |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 事業の名称                  | 2-1                                                                                                                                            | 歴史的環境整備事業<br>(道路整備) |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                                                            |                     |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 市単独事業（令和6～12年度(2024-2030)）                                                                                                                     |                     |
| 事業期間                   | 令和6～12年度(2024-2030)                                                                                                                            |                     |
| 事業の位置図                 | <p>関宿内の東海道と並行する区間（延長約0.3km）</p>                              |                     |
| 事業の概要                  | <p>関宿内の東海道と並行する生活道路を改良、新設し、関宿での住環境の維持向上、来訪者の利便性向上を図る。</p>  |                     |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>歴史的風致である東海道「関宿」周辺の裏道を整備することで、来訪者が散策する東海道と地域住民が利用する生活道路と区分し、地域住民の住環境の維持向上や来訪者の利便性向上が図れる。</p> <p>これにより、東海道「関宿」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>         |                     |

## (2) 都市公園等施設の整備又は管理について

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 2-2 歴史的環境整備事業<br>(小公園の整備・改修)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和4~7年度(2022-2025))<br>市単独事業(令和8~12年度(2026-2030))                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業期間                   | 令和4~12年度(2022-2030)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事業の位置図                 | <p>百六里庭、亀山公園、東町ふれあい広場</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事業の概要                  | <p>東海道沿道の良好な街なみの形成や来訪者の回遊性向上を図るため、小公園(亀山公園及び東町ふれあい広場)の改修を行うとともに、関宿のおよそ中心に位置する小公園(百六里庭(拠点施設))の整備を行う。</p> <div>    </div> <p>■百六里庭                      ■亀山公園                      ■東町ふれあい広場</p> |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>亀山公園及び東町ふれあい広場の公園施設を東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致が感じられるよう整備することで、良好な街なみの形成が図れる。このことにより、県史跡「旧亀山城多門櫓」等の歴史的風致形成建造物の活用が促進され、当地域の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> <p>また、東海道「関宿」のほぼ中心に位置し、関宿を一望できる施設と公園を有する来訪者の立ち寄り拠点である百六里庭に、景観に配慮した便益施設を整備することで、良好な街なみの形成の推進や住環境の改善が図られ、関宿の人々の活動が一層推進することが期待でき、東海道「関宿」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>                                                                                                                                                 |

## (3) 歴史的風致維持向上施設周遊施設の整備又は管理について

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 2-3 歴史的環境整備事業<br>(ポケットパーク整備)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和4~7年度(2022-2025))<br>市単独事業(令和8~12年度(2026-2030))                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事業期間                   | 令和4~12年度(2022~2030)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事業の位置図                 | <p>池の側北側及び南側、京口門跡</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事業の概要                  | <p>歴史的施設の集まる「亀山城跡・亀山宿」周辺地区において、沿道環境の向上と、散策者の利便性向上のため、ポケットパークを整備する。</p> <p>また、旧亀山城多門櫓等の眺望ポイントとして、池の側ポケットパークを整備し、亀山宿の西端にある京口門跡において、散策者、施設見学者の休憩施設を整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <p>■池の側北側整備</p> <p>■池の側南側整備</p> <p>■京口門跡</p> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>重点区域の物理的な基軸をなす東海道沿道にポケットパークの整備を行うことで、景観上の改善が果たされるとともに、県史跡「旧亀山城多門櫓」等の歴史的風致形成建造物の活用が促進される。亀山城外堀に位置する池の側と、亀山宿の西端でかつての亀山城の城門のあった京口門跡においてポケットパークの整備を行うことで東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |



|                        |                                                                                                                                                                             |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 2-4 歴史的環境整備事業<br>(駐車場整備)                                                                                                                                                    |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                                                                                         |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和4~7年度(2022-2025))<br>市単独事業(令和8~12年度(2026-2030))                                                                                                    |
| 事業期間                   | 令和4~12年度(2022~2030)                                                                                                                                                         |
| 事業の位置図                 | <p>関駅前駐車場</p>                                                                                                                                                               |
| 事業の概要                  | <p>歴史的まちなみの住環境内で発生している交通渋滞等を解消し、良好な街なみ形成と住環境の改善を図るため、主要なアクセス道路となっている国道1号に面するJR関駅前駐車場の一部に大型車等の駐車場を整備する。</p>                                                                  |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>重伝建地区内の重要文化財前で発生している交通渋滞を解消することにより、東海道沿いの良好な街なみ形成の推進、地域住民の住環境改善を図る。また、重伝建地区のほぼ中心にある駅前で整備することにより、来訪者の利便性、回遊性が高まり、近隣に位置する歴史的風致形成建造物の活用が促進され、東海道「関宿」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> |

|                        |                                                                                                                                                                                       |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 3 重点区域案内看板整備事業                                                                                                                                                                        |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                                                                                                   |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（令和3～7年度（2021-2025））<br>市単独事業（令和8～12年度（2026-2030））                                                                                                              |
| 事業期間                   | 令和3～12年度（2021-2030）                                                                                                                                                                   |
| 事業の位置図                 | <p>重点区域全域</p>                                                                                                                                                                         |
| 事業の概要                  | <p>歴史的風致形成建造物に指定した建造物について、施設案内看板の設置を行う。また、東海道の交差点等に歴史的風致形成建造物等への誘導サインを設置する。施設案内看板の設置の際にはQRコードなどを使い、見ている風景に情報（文字や映像）を効果的に付加し、多言語対応とするなどICTを活用した情報発信を行う。</p> <p>ICT整備（京口門、青木門、能古茶屋）</p> |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>市内全域の歴史的風致の範囲を中心に歴史的風致形成建造物等の施設案内看板を設置することで、散策者の回遊性を高め活用を促進することができる。これにより、本市の歴史的風致の維持向上に寄与することができる。また、外国人観光客の満足度の向上により、インバウンド効果についても期待できる。</p>                                     |





|                        |                                                                                                                                                                                                                                           |            |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 事業の名称                  | 5                                                                                                                                                                                                                                         | 地域活動拠点整備事業 |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                                                                                                                                                       |            |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）（令和3年度(2021)）                                                                                                                                                                                                       |            |
| 事業期間                   | 令和3年度(2021)                                                                                                                                                                                                                               |            |
| 事業の位置図                 | <p>J R加太駅舎</p>                                                                                                                                                                                                                            |            |
| 事業の概要                  | <p>J R加太駅舎を地域住民の地域活動拠点として整備する。<br/>内装改修やトイレの整備、また、景観改善のため、屋根及び外構整備を行う。</p>                                                                                                                                                                |            |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>J R加太駅は「加太宿」地区唯一の駅でコミュニティバス等を含めた公共交通機関の拠点となっており、来訪者の地区散策の出発点となっている。J R加太駅舎を改修し、地域住民の活動拠点として活用することで、加太鉄道の維持保存を行う団体のウォーキングイベントや歴史文化フォトコンテスト等の良好な街なみ形成のための活動支援を図る。また、当事業により、来訪者へ向けた情報発信の拠点としても活用することで、更なる大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> |            |

#### (4) 歴史的建造物等の整備又は管理について

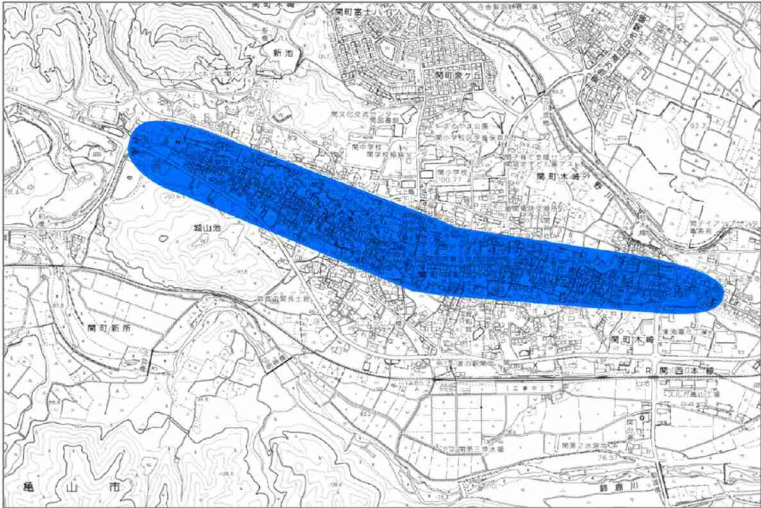
|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 6 歴史的施設保存修繕事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3～7年度(2021-2025))<br>市単独事業(令和8～12年度(2026-2030))                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事業期間                   | 令和3～12年度(2021-2030)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業の位置図                 | <p>明治天皇行在所、鈴鹿峠自然の家</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 事業の概要                  | <p>歴史的風致形成建造物に指定予定の「明治天皇行在所」については、数度の移築と老朽化により劣化しているため、保存修理工事を行い、活用を行う。</p> <p>また、国の登録有形文化財であり、歴史的風致形成建造物である「鈴鹿峠自然の家」についても老朽化により劣化しているため、保存修理工事を行い、更なる活用を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>■明治天皇行在所</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■鈴鹿峠自然の家</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>「明治天皇行在所」は、昭和14年に三重県史跡、同26年に市指定文化財の指定を受けており、歴史的価値も高い建築物である。また、周辺には城跡関連の建築物もあり、景観的な一体感を有す当市の歴史的風致となることから、保存修理工事を行い、東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致の保存が図られるとともに地域の誇りを育み、イベント等での活用も期待できるなど、更なる歴史的風致の向上に寄与する。</p> <p>「鈴鹿峠自然の家」は国の登録有形文化財であり、正調鈴鹿馬子唄を伝承する人々の活動が行われる施設で、保存修理工事を行うことで良好な街なみ形成が図られ、東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与する。また、施設は青少年育成の研修の場としても活用が期待でき、更なる歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>                                                                                                                                                                              |

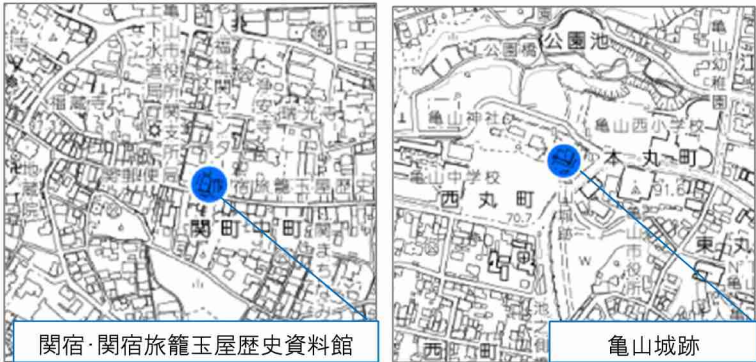
|                        |                                                                                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 7 歴史的建造物修繕事業                                                                                                  |
| 事業主体                   | 亀山市                                                                                                           |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3～7年度(2021-2025))<br>市単独事業(令和8～12年度(2026-2030))                                      |
| 事業期間                   | 令和3～12年度(2021-2030)                                                                                           |
| 事業の位置図                 | <p>重点区域全域</p>                                                                                                 |
| 事業の概要                  | <p>民間所有の歴史的風致形成建造物に指定した建造物及び景観上重要な建造物について、その修理に対し補助金を交付する。</p>                                                |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>老朽化が激しい民間所有の歴史的風致形成建造物及び景観上重要な建造物の修理を支援することにより、重点区域全域の景観上の改善が果たされ、東海道における東西文化の接点である本市の歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> |



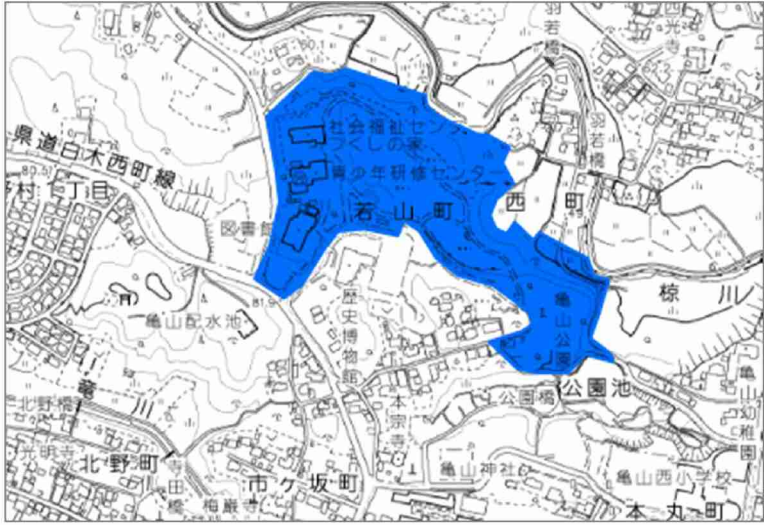
|                               |                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>事業の名称</b>                  | 8 歴史的施設調査保存事業                                                                                                                                                       |
| <b>事業主体</b>                   | 亀山市                                                                                                                                                                 |
| <b>事業手法<br/>(国の支援事業の名称等)</b>  | 市単独事業（令和12年度(2030)）                                                                                                                                                 |
| <b>事業期間</b>                   | 令和12年度(2030)                                                                                                                                                        |
| <b>事業の位置図</b>                 | <p>鹿伏兎城跡</p>                                                                      |
| <b>事業の概要</b>                  | <p>未だ詳細な資料の残されていない史跡である鹿伏兎城について、地形測量、発掘調査及び資料調査を実施し、その結果を基に土塁や石垣等の復原整備を行う。</p>  |
| <b>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</b> | <p>整備事業を行うことで、関氏が築いた鹿伏兎城の土塁・石垣・井戸などが往時の面影を偲ばせている大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致の保存が図られるとともに、地域の誇りを育み、また、イベント等での活用を促進することができる。</p>                                                 |

# (5) 地域特性を活かしたまちづくりや市民活動について

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 9 歴史まちづくり活動支援事業                                                                                                                                                                                                                                         |
| 整備主体                   | 東海道関宿街道まつり実行委員会                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 市単独事業（令和3～12年度(2021-2030)）                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業期間                   | 昭和61年度(1986)～                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事業の位置図                 | <p>東海道関宿の街道一帯</p>                                                                                                                                                     |
| 事業の概要                  | <p>東海道関宿街道まつりは、昭和61年(1986)に旧関町若手職員の企画によるイベントとして始められ、地域おこしの芽生えとなった。現在では、地域関係者で組織する実行委員会により企画運営を行っており、市は普及・啓発や施設の活用などの東海道関宿街道まつりの支援を継続して行っていく。</p>  <p>■東海道関宿街道まつり</p> |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>関宿の町並みの良さを地域内外の人に知ってもらうことで、町並み保存意識の向上と関宿の活性化を図り、東海道「関宿」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与することができる。</p>                                                                                                                                                                 |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 10 歴史的建造物等活用事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 整備主体                   | 亀山市子ども会育成者連絡協議会（玉屋宿泊体験）<br>亀山市（亀山薪能）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業手法<br>（国の支援事業の名称等）   | 市単独事業（令和3～12年度(2021-2030)）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事業期間                   | 平成9年(1997)～（玉屋宿泊体験）<br>平成17年度(2005)～（亀山薪能）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事業の位置図                 |  <p>関宿・関宿旅籠玉屋歴史資料館</p> <p>亀山城跡</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業の概要                  | <p>重要伝統的建造物群保存地区・関宿内にある関宿旅籠玉屋歴史資料館（市指定有形文化財（建造物））において、小学校高学年を対象とした宿泊体験学習会を支援する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■玉屋宿泊体験</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■かまど体験（玉屋）</p> </div> </div> <p>旧亀山城多門櫓（県指定史跡）を背景とした薪能を開催する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>■旧亀山城多門櫓を背景とした薪能</p> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>玉屋宿泊体験は文化財指定建造物の当初の用途（旅籠）を基本とした再現型の活用事業である。関宿における伝統的な建造物の価値や、住まい方を体験から学ぶとともに、次代の担い手の育成を図ることで、東海道「関宿」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与することができる。</p> <p>亀山薪能については「旧亀山城多門櫓」を背景とした薪能を開催することで、歴史的風致形成建造物の活用を促進でき、東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致の維持向上に寄与することができる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |



|                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の名称                  | 11 伝統芸能保存事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 整備主体                   | 亀山市納涼大会実行委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事業手法<br>(国の支援事業の名称等)   | 市単独事業（令和3～12年度(2021-2030)）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 事業期間                   | 平成4年度(1992)～                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事業の位置図                 | <p>亀山公園野外ステージ他</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業の概要                  | <p>毎年恒例で実施される伝統行事である亀山市納涼大会において、亀山音頭や亀山小唄に合わせローソクを灯したぼんぼりを手に取り踊る「灯おどり」や亀山の城下町で武士や商人が織りなした人間模様を曲に現した「葛葉太鼓」等の伝統文化の発表を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>■「灯おどり」</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>■「葛葉太鼓」</p> </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由 | <p>亀山市納涼大会における各種地域伝統芸能（灯おどり、葛葉太鼓等）の発表により担い手の育成が図られ、これらの活動が歴史的建造物の集まる「亀山城跡・亀山宿」周辺で行われることで歴史的建造物の普及・啓発につながり、「亀山城跡・亀山宿」周辺のみならず東海道上における東西文化の接点である本市の歴史的風致の維持向上につながる。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

## 第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

### 1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方

本市ではこれまで歴史的建造物などについて、その状態などを調査し、歴史的価値に応じて市の文化財保護条例に基づく指定を行うとともに、県の文化財保護条例に基づく指定による保存及び活用を行っている。また、第1期計画において17件の歴史的風致形成建造物の指定を行い、指定文化財以外の歴史的建造物についても保存及び活用を行っている。今後も亀山固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくために、重点区域内において、歴史的風致を形成する上で重要な構成要素である歴史的建造物について、歴史・伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえて、歴史的風致形成建造物として指定するものとする。第1期計画において指定した歴史的風致形成建造物については、引き続き指定を行う。

また、歴史的風致形成建造物の指定対象は建築物が主体となるものの伊勢講・観音講・関地蔵院への信仰などに関わる工作物や石造物、橋梁・門及び土堀等の工作物も対象とする。

### 2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準

歴史的風致形成建造物の指定においては、本計画で定める重点区域内の歴史的建造物であって、地域の歴史的風致を形成しており、その維持向上のために保全を図る必要があると認められるものや過去において区域の歴史的風致を形成していた建造物等の内、復原することで区域の歴史的風致の維持向上に資すると認められるもので下記に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たすものを指定するものとする。また指定の際には、建造物等の所有者及び教育委員会の意見を聴くこととする。

#### 【指定対象の要件】

- (1) 文化財保護法に基づく登録有形文化財（建造物）
- (2) 県または市文化財保護条例に基づく指定文化財
- (3) 「亀山市景観計画」に基づき指定された景観重要建造物
- (4) その他、市の歴史的風致の維持向上を図る上で、特に市長が必要と認めたもの

#### 【指定基準】

- (1) 意匠、技術等が優れているもの
- (2) 歴史上または文化的な価値の高く、保全が必要なもの
- (3) 所有者・管理者等により、今後、適切な維持管理が見込まれ、一般公開等が継続して行われる見込みのあるもの

表 7-1 歴史的風致形成建造物（指定候補）一覧

| 名称<br>所在地／所有者                 | 写 真                                                                                 | 概 要                                                                                                                               | 歴史的風致形成建造物指定<br>関連する歴史的風致                                            |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1. 旧三谷家住宅離れ、表門及び塀<br>関町木崎／亀山市 |    | 東海道に面した町家内の離れ、表門及び塀。伝統的建造物として指定されている主屋と共に町家の生活の一旦を伝えている。表門及び塀は大正時代の建築。                                                            | 第 1 期指定済<br>(平成29. 5. 10)<br>第 2 期指定済<br>(令和 3. 8. 20)<br>(1)東海道「関宿」 |
| 2. 旧三谷家住宅土蔵<br>関町木崎／亀山市       |    | 東海道に面した町家内の土蔵。重要伝統的建造物群保存地区の構成要素として特定されている主屋と共に町家の生活の一旦を伝えている。建築年不明。                                                              | 第 1 期指定済<br>(平成29. 5. 10)<br>第 2 期指定済<br>(令和 3. 8. 20)<br>(1)東海道「関宿」 |
| 3. 東の追分・一の鳥居<br>関町木崎／亀山市      |    | 関宿東の追分（県史跡）を構成する建造物の一つ。隣接して江戸時代建造の常夜灯・道標がある。正徳年間(1711～1717)の建立。                                                                   | 指定候補<br>(1)東海道「関宿」                                                   |
| 4. 旧田中家住宅土蔵<br>関町新所／亀山市       |  | 田中家は、関町新所で江戸後期に栄えた「田中三家」の一つ。明治中期の屋敷を構成する諸建造物が良好に保存されており、屋敷全体の構成が良好に残されている。土蔵は木造 2 階建土蔵造桟瓦葺。平成 24 年(2012)、市の有形文化財（建造物）に指定。明治初期の建築。 | 第 1 期指定済<br>(平成31. 4. 9)<br>第 2 期指定済<br>(令和 3. 8. 20)<br>(1)東海道「関宿」  |
| 5. 旧田中家住宅文庫蔵<br>関町新所／亀山市      |  | 旧田中家の屋敷を構成する建造物の一つであり、古文書・美術品などの家財を収めた土蔵である。平成 24 年(2012)、市の有形文化財（建造物）に指定。明治初期の建築。                                                | 第 1 期指定済<br>(平成31. 4. 9)<br>第 2 期指定済<br>(令和 3. 8. 20)<br>(1)東海道「関宿」  |
| 6. 観音山石仏<br>関町新所／亀山市          |  | 観音山にある「西国三十三所巡り観音」。江戸末期の作。                                                                                                        | 指定候補<br>(1)東海道「関宿」                                                   |



| 名称<br>所在地／所有者  | 写 真                                                                                 | 概 要                                                                                                                                                           | 歴史的風致形成建造物指定<br>関連する歴史的風致                               |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 7. 旧木村邸        |    | 関宿周辺の旧農家。隣接して関宿見学者の駐車場・足湯・便所等があり、散策拠点施設として整備されている。<br>昭和 62 年(1987)の建築。                                                                                       | 第 1 期指定済<br>(平成21. 9. 16)<br>第 2 期指定済<br>(令和 3. 8. 20)  |
| 関町新所／亀山市       |                                                                                     |                                                                                                                                                               | (1) 東海道「関宿」                                             |
| 8. 旧亀山城多門櫓     |    | 亀山城は、天正 18 年(1590)岡本良勝が亀山城主となり築かれた。多門櫓は、東西 8 間・南北 6 間、建坪 32 坪の木造平屋建、入母屋造棧瓦葺である。平成 27 年(2015)、県の有形文化財（建造物）に指定。<br>江戸時代の建築。                                     | 第 1 期指定済<br>(平成21. 11. 20)<br>第 2 期指定済<br>(令和 3. 8. 20) |
| 本丸町／亀山市        |                                                                                     |                                                                                                                                                               | (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」                                       |
| 9. 大久保神官家棟門    |   | 大久保家は、忍山神社・能牟良神社の神官で、その屋敷の棟門であった。一旦移築されて亀山西小学校の裏門として利用されていたが、昭和 30 年(1955)亀山神社境内に移築され、現在は「亀山演武場」の門として使用されている。昭和 30 年(1955)、市の有形文化財（建造物）に指定。<br>江戸時代の建築。       | 第 1 期指定済<br>(平成24. 11. 14)<br>第 2 期指定済<br>(令和 3. 8. 20) |
| 本丸町／亀山市        |                                                                                     |                                                                                                                                                               | (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」                                       |
| 10. 亀山演武場      |  | 「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」の伝承活動に使用されている歴史上価値の高い建造物。<br>昭和 63 年(1988)の建築。                                                                                                 | 指定候補                                                    |
| 本丸町／<br>亀山剣道協会 |                                                                                     |                                                                                                                                                               | (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」                                       |
| 11. 明治天皇行在所    |  | 明治 13 年(1880)明治天皇が県下を巡行された折、7 月 10～11 日に行在所として 2 泊された。当時は、亀山宿東町藤屋旅館にあったが、玉座の奥八畳間のみが 2 度移築を経て、昭和 32 年(1957)現在地（亀山神社境内）に移された。<br>昭和 26 年(1951)、市の有形文化財（建造物）に指定。 | 指定候補                                                    |
| 本丸町／亀山市        |                                                                                     |                                                                                                                                                               | (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」                                       |

| 名称<br>所在地／所有者  | 写 真                                                                                 | 概 要                                                                                           | 歴史的風致形成建造物指定<br>関連する歴史的風致                                  |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 12. 加藤家長屋門及び土蔵 |    | 亀山藩主石川家老加藤家の屋敷にある長屋門及び土蔵である。平成3年(1991)復原(幕末)済み。昭和25年(1950)、市の有形文化財(建造物)に指定。江戸中期の建築。           | 第1期指定済(平成21.9.16)<br>第2期指定済(令和3.8.20)<br>(2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」 |
| 13. 加藤家主屋      |    | 「亀山藩主石川家老加藤家屋敷跡」(市史跡)内にある主屋。江戸時代の建築。                                                          | 第1期指定済(平成22.8.11)<br>第2期指定済(令和3.8.20)<br>(2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」 |
| 14. 京口門跡       |    | 旧亀山城城下町を区切る城門の一つ。東海道亀山宿の西の出入口となる門。                                                            | 指定候補<br>(2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」                                  |
| 15. 旧館家住宅      |   | 東海道「亀山宿」を代表する町家建築の一つ。平成19年(2007)、市の有形文化財(建造物)に指定。明治6年(1873)の建築。                               | 第1期指定済(平成21.9.16)<br>第2期指定済(令和3.8.20)<br>(2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」 |
| 16. 福泉寺山門      |  | 一間一戸の楼門。本瓦葺。正面軒唐破風付。正面の唐破風や棟飾りに鯨瓦をのせるなど、派手さを指向した外観意匠が見られ、地方有力寺院の一傾向を示している。棟札に「寛政七年」(1795)とある。 | 第1期指定済(平成27.10.1)<br>第2期指定済(令和3.8.20)<br>(2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」 |
| 17. ニノ丸帯曲輪     |  | 亀山公園内にある復原建造物。旧ニノ丸帯曲輪の土堀。平成17年度(2005)に発掘調査結果に基づいて復原した。                                        | 第1期指定済(平成21.9.16)<br>第2期指定済(令和3.8.20)<br>(2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」 |

| 名称<br>所在地／所有者 | 写 真                                                                                 | 概 要                                                                                             | 歴史的風致形成建造物指定<br>関連する歴史的風致                                    |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 18. 亀山城外堀遺構   |    | 亀山城の関連施設の一つであり、東海道と外堀が接する景観上重要な場所であることから史跡公園として公開をしている。                                         | 第 1 期 指 定 済<br>(平成22. 8. 11)<br>第 2 期 指 定 済<br>(令和 3. 8. 20) |
| 西町／亀山市        |                                                                                     |                                                                                                 | (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」                                            |
| 19. 鈴鹿峠自然の家   |    | 「坂下尋常高等小学校」として建築され、昭和54年(1979)に廃校後、「鈴鹿馬子唄」の伝承活動にも活用されている。平成16年(2004)、登録有形文化財となる。昭和13年(1938)の建築。 | 第 1 期 指 定 済<br>(平成21. 9. 16)<br>第 2 期 指 定 済<br>(令和 3. 8. 20) |
| 関町沓掛／亀山市      |                                                                                     |                                                                                                 | (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」                                             |
| 20. 片山神社      |    | 片山神社は、その由来が古代にさかのぼる延喜式内社で、鎌倉時代には現在の場所に鎮座していたと言われている。昭和53年(1978)、市の有形文化財(建造物)に指定。                | 第 1 期 指 定 済<br>(平成26. 3. 1)<br>第 2 期 指 定 済<br>(令和 3. 8. 20)  |
| 関町坂下／片山神社     |                                                                                     |                                                                                                 | (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」                                             |
| 21. 森家住宅      |   | 切妻造棧瓦葺で、西面に切妻棟を付設、周囲に下屋をまわす。平成23年(2011)、登録有形文化財となる。明治後期の建築。                                     | 第 2 期 指 定 済<br>(令和 6. 12. 13)                                |
| 野村／個人         |                                                                                     |                                                                                                 | (4) 東海道「野村集落」                                                |
| 22. 旧佐野家住宅    |  | 野村集落の京口橋南西橋詰に位置し、東海道沿いの歴史的風致を形成する重要な建造物である。明治初年の建築。                                             | 第 1 期 指 定 済<br>(平成26. 3. 1)<br>第 2 期 指 定 済<br>(令和 3. 8. 20)  |
| 野村／亀山市        |                                                                                     |                                                                                                 | (4) 東海道「野村集落」                                                |



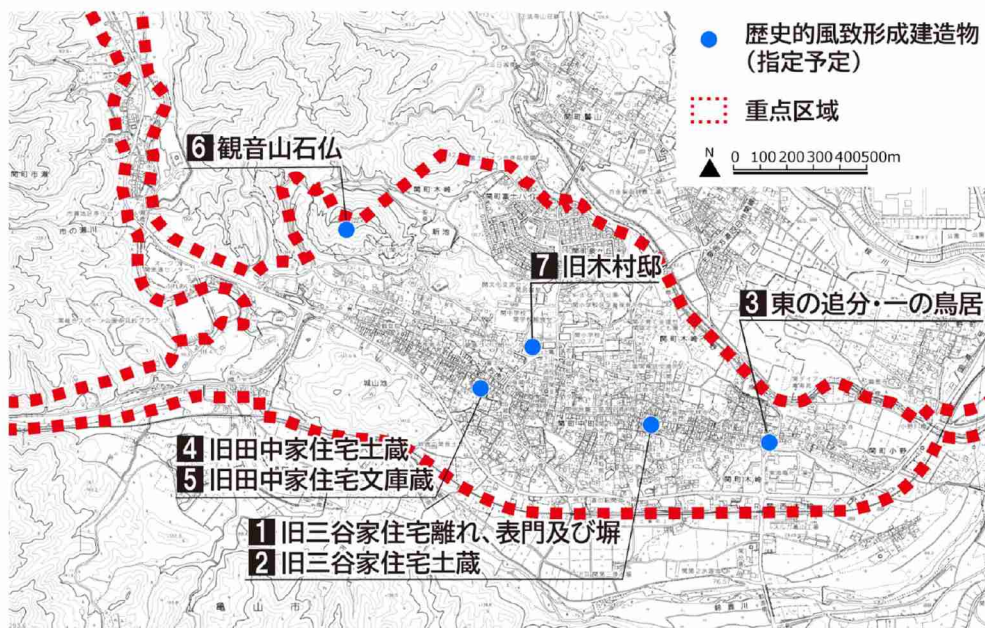


図 7-1 歴史的風致形成建造物（指定候補）位置図（東海道「関宿」）

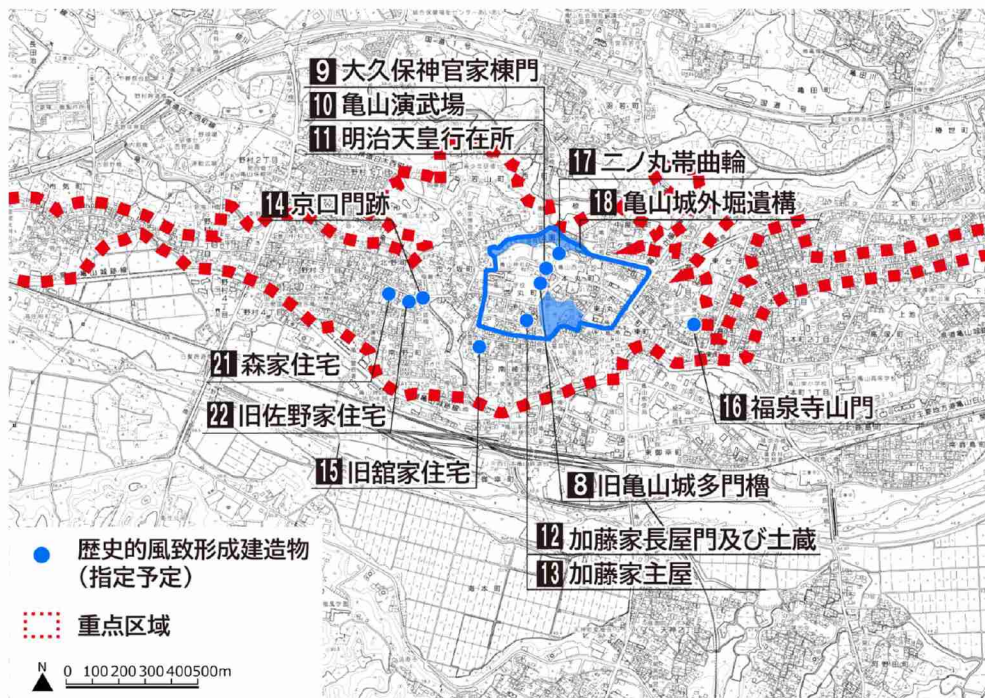


図 7-2 歴史的風致形成建造物（指定候補）位置図（東海道「亀山城跡・亀山宿」「野村集落」）



図 7-3 歴史的風致形成建造物（指定候補）位置図（東海道「坂下宿・鈴鹿峠」）



## 第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は「第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針」に示したとおり、国の登録有形文化財、県及び市指定文化財、景観法に基づく景観重要建造物等の各法令により指定・登録されている歴史的建造物を基本としつつ、これに過去において区域の歴史的風致を形成していた歴史的建造物（復原建造物）を加えたものである。

歴史的風致形成建造物の管理などについては、歴史まちづくり法に定められており、これを基本とするが、各法令により指定・登録をされている歴史的建造物については歴史的風致形成建造物としての指定が重複して行われることとなり調整が必要である。

歴史的風致形成建造物は現に地区の歴史的風致を形成するとともに、公開・活用されることによって歴史的風致の維持及び向上に寄与することが望まれる。このため、官民の所有を問わず積極的な公開・活用が不可欠である。第1期計画において復原修理や整備などを行った建造物等は公開・活用を行っている。また市民の意見や取組により、イベント会場などとして新しい活用が生まれている施設もある。

今後も歴史的風致形成建造物の公開・活用が進められるよう、所有者などからの問い合わせや相談などに積極的に対応できる体制を整備するとともに、パンフレット・ホームページなどを通じての広報活動、散策イベントなどによる普及啓発活動を継続的に実施していくものとする。

ただし、公開・活用に当たっては建造物の耐震性など防災の見地からの配慮や、公開・活用によって建造物の文化財価値が損なわれることがないように、十分に配慮する必要がある。

また、個人所有の施設の維持管理については相談窓口の充実を図り、個別の案件ごとに検討・対応を行っていく。

### 2. 個別の事項

#### （1）県及び市文化財としての指定と重複するもの

県及び市文化財の指定を受けているものは、それぞれ対応する条例（三重県文化財保護条例、または亀山市文化財保護条例）に基づき、専門の審議会などの設置を背景として現状変更行為等の行為規制などが現に行われている。

具体的には建造物の内・外部を対象として、現状の維持又は調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置等について、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものの修理などに当たっては文化財に関わる補助制度などを活用して所有者などの負担の軽減に努めるとともに、関連する審議会・学識経験者などによる必要な技術的な指導などを踏まえ、実施するものとする。



## （２）国の有形文化財としての登録、景観重要建造物としての指定と重複するもの

国の登録有形文化財、景観法に基づく景観重要建造物については、法と同様に届出・勧告等を主体とする行為規制が行われている。ただし、景観法に基づく景観重要建造物に対する行為規制などについては、今後、亀山市景観計画を拡充していく中で具体的な規制措置等を整備していくこととする。

具体的には建造物の外部を対象として、現状の維持又は調査に基づく修理を基本とし、公開・活用などのために必要な防災上の措置等を実施するものとする。なお、公開・活用のため内部についても復元的措置を講じる必要がある場合には、必要な技術的指導などを踏まえ、実施するものとする。特に、民間が所有するものについては所有者などの負担を軽減するため、修理などに対する補助・助成制度などの新たな支援策が必要であるが、亀山市景観計画とあわせて別に定めることとする。

## （３）歴史的風致形成建造物としてのみ指定が行われるもの

復原建造物等、歴史的風致形成建造物としてのみ指定されるものについても、指定後においては、景観法に基づく景観重要建造物としての指定などと重複させるよう努めるものとする。

特に、復原建造物については復原時にその根拠とされた事項が復原後においても十分に尊重されるよう留意するとともに、その維持・管理・運営に地域及び市民の参画を求め、地域における人々の活動が活発化することに資するよう努めるものとする。

## 3. 届出が不要の行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の行為とする。

- （１）文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財について、同第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- （２）三重県文化財保護条例第5条第1項の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第16条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第17条第1項の規定に基づく修理の届出並びに同条例第35条第1項に基づく三重県指定史跡について、同条例第39条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第40条の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- （３）亀山市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第10条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第11条第1項の規定に基づく修理の届出並びに同条例第32条第1項の規定に基づく亀山市指定史跡について、同条例第35条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び同条例第36条の規定に基づく修理の届出を行った場合。
- （４）亀山市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第2項第2号に規定する伝統的建造物（重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く。）について、同条例第4条第1項第1号の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

## 参考資料

### 1. 指定等文化財一覧

表1 国指定等文化財一覧

| 種別               | 名称                       | 時代    | 所有者等   | 指定等年       |
|------------------|--------------------------|-------|--------|------------|
| 重要文化財<br>(建造物)   | 愛染堂・地藏院本堂・鐘楼             | 江戸    | 地藏院    | 大正9年・昭和63年 |
| 重要文化財<br>(美術工芸品) | 木造阿弥陀如来立像                | 平安    | 慈恩寺    | 昭和12年      |
| 史跡               | 野村一里塚                    | 江戸    | 亀山市    | 昭和9年       |
|                  | 正法寺山荘跡                   | 室町    | 亀山市    | 昭和56年      |
|                  | 鈴鹿閑跡                     | 飛鳥・奈良 | 亀山市・個人 | 令和3年       |
| 重要伝統的建造物群保存地区    | 亀山市閑宿伝統的建造物群保存地区         | 江戸-明治 | 亀山市    | 昭和59年      |
| 登録有形文化財<br>(建造物) | 鈴鹿峠自然の家<br>(旧坂下尋常高等小学校)  | 昭和    | 亀山市    | 平成11年      |
|                  | 白川小学校校舎北棟・南棟             | 昭和    | 亀山市    | 平成21年      |
|                  | 森家住宅主屋                   | 明治    | 個人     | 平成23年      |
|                  | 福德公民館<br>(旧明村立明小学校福德分教場) | 昭和    | 福德自治会  | 平成29年      |

表2 県指定文化財一覧

| 種別             | 名称                                           | 時代    | 所有者等                                                           | 指定等年  |
|----------------|----------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------|-------|
| 有形文化財<br>(建造物) | 亀山城本丸東南隅櫓 附 鬼瓦                               | 江戸    | 亀山市                                                            | 平成27年 |
|                | 宗徳寺の層塔                                       | 鎌倉    | 宗徳寺                                                            | 平成30年 |
| 有形文化財<br>(彫刻)  | 木造阿弥陀如来立像                                    | 鎌倉    | 遍照寺                                                            | 平成11年 |
|                | 木造観音菩薩坐像・<br>勢至菩薩立像                          | 鎌倉    | 遍照寺                                                            | 平成13年 |
| 有形文化財<br>(古文書) | 紙本墨書石上寺文書                                    | 鎌倉    | 石上寺                                                            | 昭和28年 |
|                | 波多野文書                                        | 南北朝室町 | 個人                                                             | 平成25年 |
| 無形文化財<br>(芸能)  | 亀山藩御流儀心形刀流武芸形                                | —     | 心形刀流保存赤心会                                                      | 昭和50年 |
| 無形民俗文化財        | 加太のかんこ踊り<br>(加太市場・加太向井・加太板屋・加太<br>中在家・加太北在家) | —     | 加太市場自治会、<br>向井盆踊り保存会、<br>板屋羯鼓踊り保存会、<br>加太中在家自治会、<br>北在家タイコ踊保存会 | 平成26年 |
|                | 旧亀山城多門櫓                                      | 江戸    | 亀山市                                                            | 昭和28年 |
|                | 峯城跡                                          | 南北朝   | 個人                                                             | 昭和44年 |
|                | 鹿伏免城跡                                        | 南北朝   | 個人                                                             | 昭和56年 |
| 史跡             | 東の追分・西の追分                                    | 江戸    | 亀山市・個人                                                         | 昭和57年 |
| 天然記念物          | 鈴鹿山の鏡岩                                       |       | 個人                                                             | 昭和11年 |
|                | 宗英寺のイチヨウ                                     |       | 宗英寺                                                            | 昭和12年 |
|                | 野登山のブナ林                                      |       | 野登山                                                            | 昭和31年 |

表 3 市指定文化財一覧

| 種別             | 名称                       | 時代 | 所有者等           | 指定等年    |
|----------------|--------------------------|----|----------------|---------|
| 有形文化財<br>(建造物) | 加藤家長屋門及び土蔵               | 江戸 | 亀山市            | 昭和 25 年 |
|                | 円福寺経堂                    | 江戸 | 亀山市            | 昭和 26 年 |
|                | 明治天皇行在所                  | 明治 | 亀山市            | 昭和 26 年 |
|                | 大久保神官家棟門                 | 江戸 | 亀山市            | 昭和 30 年 |
|                | 野登寺本堂 附庫裡・鐘楼             | 江戸 | 野登寺            | 昭和 46 年 |
|                | 法安寺庫裏の玄関（旧松屋本陣門）         | 江戸 | 法安寺            | 平成 6 年  |
|                | 延命寺山門（旧川北本陣門）            | 江戸 | 延命寺            | 平成 6 年  |
|                | 旅籠「玉屋」                   | 江戸 | 亀山市            | 平成 6 年  |
|                | 福泉寺山門                    | 江戸 | 福泉寺            | 平成 8 年  |
|                | 旧館家住宅                    | 明治 | 亀山市            | 平成 19 年 |
|                | 旧田中家住宅                   | 江戸 | 亀山市            | 平成 24 年 |
| 有形文化財<br>(絵画)  | 紙本墨画仏手柑図                 | 江戸 | 個人             | 昭和 27 年 |
|                | 絹本着色聖徳太子孝養像・六臣像          | 室町 | 福泉寺            | 平成 8 年  |
|                | 絹本着色阿弥陀如来立像              | 室町 | 福泉寺            | 平成 8 年  |
|                | 月堰画山水人物図押絵貼屏風            | 江戸 | 亀山市歴史博物館       | 平成 13 年 |
| 有形文化財<br>(書跡)  | 高田本第十世真慧上人直筆紙本墨書九<br>字名号 | 室町 | 福泉寺            | 平成 8 年  |
| 有形文化財<br>(彫刻)  | 木造阿弥陀如来坐像                | 室町 | 西光寺            | 昭和 27 年 |
|                | 木造十一面観音立像                | 室町 | 蓮光寺            | 昭和 30 年 |
|                | 木造薬師如来坐像                 | 室町 | 野登寺<br>(長善寺)   | 昭和 31 年 |
|                | 木造不動明王坐像                 | 江戸 | 不動院            | 昭和 31 年 |
|                | 木造聖観音立像                  | 平安 | 大善寺            | 昭和 31 年 |
|                | 木造薬師如来坐像                 | 平安 | 河内地区<br>(旧東光寺) | 昭和 37 年 |
|                | 木造薬師如来立像                 | 鎌倉 | 弘法寺            | 昭和 48 年 |
| 有形文化財<br>(工芸品) | 刀銘「河内守国助」                | 江戸 | 個人             | 昭和 38 年 |
|                | 刀銘「栗田口正吉」                | 江戸 | 亀山市歴史博物館       | 昭和 63 年 |
|                | 織部灯籠                     | 江戸 | 蓮光寺            | 昭和 27 年 |
|                | 亀山鐺 銘「貞栄」                | 江戸 | 個人             | 昭和 27 年 |
|                | 亀山鐺 銘「貞栄」                | 江戸 | 亀山市歴史博物館       | 平成 3 年  |
|                | 亀山鐺 銘「間」                 | 江戸 | 亀山市歴史博物館       | 昭和 27 年 |
|                | 亀山鐺 銘「間」                 | 江戸 | 亀山市歴史博物館       | 平成 3 年  |
|                | 仁阿弥道八布袋炉蓋                | 江戸 | 個人             | 昭和 27 年 |
|                | 仁阿弥道八藍染付山水之図耳付置花入        | 江戸 | 個人             | 昭和 27 年 |
|                | 仁阿弥道八藤崩透蓋手焙              | 江戸 | 個人             | 昭和 27 年 |
|                | 仁阿弥道八白藏主炉蓋               | 江戸 | 個人             | 昭和 43 年 |
|                | 初代道八左馬之図朱茶碗              | 江戸 | 個人             | 昭和 55 年 |
|                | 仁阿弥道八茶釉松尽長耳付水指           | 江戸 | 個人             | 昭和 55 年 |
|                | 仁阿弥道八白磁青花梅花之図耳付置花入       | 江戸 | 個人             | 昭和 55 年 |
|                | 三代道八茶釉寿老人摘蓋香炉            | 江戸 | 個人             | 昭和 55 年 |
|                | 茶室半鐘                     | 江戸 | 本久寺            | 昭和 27 年 |
|                | 熊野山大権現扁額                 | 鎌倉 | 石上寺            | 昭和 31 年 |
|                | 鰐口                       | 江戸 | 弘法寺            | 昭和 48 年 |
|                | 梵鐘                       | 江戸 | 不動院            | 昭和 63 年 |
|                | 皺革包紺糸胸取威二枚胴具足            | 江戸 | 亀山市歴史博物館       | 平成 5 年  |



| 種別              | 名称                         | 時代    | 所有者等          | 指定等年                   |
|-----------------|----------------------------|-------|---------------|------------------------|
| 有形文化財<br>(工芸品)  | 矢羽松葉図間簾                    | 江戸    | 亀山市歴史博物館      | 平成 13 年                |
|                 | 黒塗紺糸威仏胴具足                  | 江戸    | 亀山市歴史博物館      | 平成 13 年                |
| 有形文化財<br>(典籍)   | 鉄眼版一切経                     | 江戸    | 亀山市歴史博物館      | 昭和 26 年                |
|                 | 要妙算法                       | 江戸    | 亀山市歴史博物館      | 昭和 31 年                |
|                 | 二十一史                       | 江戸    | 亀山市歴史博物館      | 昭和 31 年                |
|                 | 掲妙算法                       | 江戸    | 亀山市歴史博物館      | 昭和 31 年                |
|                 | 草木図説前篇                     | 江戸    | 個人            | 昭和 55 年                |
| 有形文化財<br>(古文書)  | 東海道亀山分間絵図                  | 江戸    | 個人            | 昭和 27 年                |
|                 | 江神社棟札                      | 江戸    | 江神社           | 昭和 46 年                |
|                 | 紙本墨書兵法自観照                  | 江戸    | 個人            | 昭和 63 年                |
|                 | 紙本墨書九々五集半田写本               | 江戸    | 亀山市歴史博物館      | 昭和 63 年                |
|                 | 岡本家文書                      | 江戸    | 亀山市歴史博物館      | 平成 13 年                |
|                 | 豊臣秀吉朱印状（堀尾帯刀宛知行目録）         | 室町    | 亀山市歴史博物館      | 平成 19 年<br>平成 24 年（追加） |
| 有形文化財<br>(歴史資料) | 亀山問屋場印                     | 江戸    | 個人            | 昭和 27 年                |
|                 | 忍山神宮寺版木                    | 室町    | 慈恩寺           | 昭和 27 年                |
|                 | 御贄神事に関する遺品                 | 江戸    | 個人            | 昭和 40 年                |
|                 | 御室御所御用札                    | 江戸    | 野登寺           | 昭和 46 年                |
|                 | 稻富流砲術に関する遺品                | 江戸    | 個人            | 昭和 51 年                |
|                 | 古馬術に関する遺品                  | 江戸    | 亀山市歴史博物館      | 昭和 51 年                |
|                 | 亀山における谷口一族関連資料             | 江戸    | 照光寺<br>本久寺    | 平成 28 年                |
|                 | 橘糸重自筆書簡 附 橘糸重関連資料          | 明治～昭和 | 亀山市歴史博物館      | 平成 31 年                |
| 有形文化財<br>(考古資料) | 薩摩国分寺礎石                    | 奈良    | 個人            | 昭和 27 年                |
|                 | 宝篋印塔基礎部                    | 鎌倉    | 亀山神社          | 昭和 27 年                |
|                 | 大垣内古墳出土品                   | 古墳    | 亀山市歴史博物館      | 平成 8 年                 |
|                 | 鈴鹿関跡出土品                    | 奈良    | 亀山市           | 平成 31 年                |
| 有形民俗<br>文化財     | 伊勢神宮奉献常夜燈                  | 江戸    | 住山町自治会        | 昭和 27 年                |
|                 | 能牟良神社常夜燈                   | 江戸    | 野村町自治会        | 昭和 28 年                |
|                 | 和田道標                       | 江戸    | 和田町自治会        | 昭和 42 年                |
|                 | 谷口法悦題目塔                    | 江戸    | 川合町自治会        | 昭和 63 年                |
|                 | 山車<br>（木崎・大裏町・中町三番町・中町四番町） |       | 各自治会          | 平成 3 年                 |
| 無形民俗<br>文化財     | 傘鉾                         |       | 忍山神社奉賛会       | 昭和 27 年                |
|                 | 獅子舞（布気皇館太神社）               |       | 布気皇館太神社       | 昭和 31 年                |
|                 | 獅子舞（石神社）                   |       | 三寺町自治会        | 昭和 31 年                |
|                 | 坂下獅子舞                      |       | 坂下自治会         | 平成 3 年                 |
|                 | 羯鼓踊（川合町）                   |       | 川合羯鼓踊保存会      | 昭和 38 年                |
|                 | 羯鼓踊（阿野田町）                  |       | 阿野田<br>羯鼓踊保存会 | 昭和 43 年                |
|                 | かんこ踊（羯鼓）                   |       | 池山かんこ踊保存<br>会 | 平成 5 年                 |
|                 | 片角神事麦の強飯                   |       | 亀山神社          | 昭和 43 年                |

| 種別          | 名称                         | 時代 | 所有者等       | 指定等年    |
|-------------|----------------------------|----|------------|---------|
| 無形民俗<br>文化財 | 山車<br>(木崎・大裏町・中町三番町・中町四番町) |    | 各自治会       | 平成 3 年  |
|             | 正調鈴鹿馬子唄                    |    | 正調鈴鹿馬子唄保存会 | 平成 16 年 |
| 史跡          | 近藤鐸山墓                      | 明治 | 慈恩寺        | 昭和 26 年 |
|             | 黒田孝富墓                      | 明治 | 法因寺        | 昭和 26 年 |
|             | 赤堀水之助墓                     | 江戸 | 照光寺        | 昭和 26 年 |
|             | 大月関平墓                      | 江戸 | 遍照寺        | 昭和 26 年 |
|             | 柴田右仲墓                      | 江戸 | 善導寺        | 昭和 26 年 |
|             | 堀池衡山墓                      | 江戸 | 慈恩寺        | 昭和 26 年 |
|             | 山木善太墓                      | 江戸 | 照光寺        | 昭和 26 年 |
|             | 関の小萬の墓                     | 江戸 | 福蔵寺        | 昭和 53 年 |
|             | 高橋道八宅跡                     | 江戸 | 個人         | 昭和 26 年 |
|             | 能古茶屋跡                      | 江戸 | 個人         | 昭和 37 年 |
|             | 片山神社                       |    | 片山神社       | 昭和 53 年 |
|             | 川俣神社                       |    | 川俣神社       | 昭和 53 年 |
|             | 権現柿                        |    | 瑞光寺        | 昭和 53 年 |
|             | 鈴鹿駅跡（御厩）                   |    | 古厩地区自治会    | 平成 16 年 |
|             | 亀山藩主石川家家老加藤家屋敷跡            | 江戸 | 亀山市・個人     | 平成 19 年 |
| 天然<br>記念物   | 池の側松並木                     |    | 亀山市        | 昭和 26 年 |
|             | 法因寺の左巻カヤ                   |    | 法因寺        | 昭和 26 年 |
|             | ピランジュ                      |    | 個人         | 昭和 26 年 |
|             | 亀山神社の神スギ                   |    | 亀山神社       | 昭和 34 年 |
|             | 於々奈気神社の大クス                 |    | 中庄町自治会     | 昭和 31 年 |
|             | ナギノキ                       |    | 個人         | 昭和 40 年 |
|             | 川俣神社社叢                     |    | 川俣神社       | 平成 16 年 |
|             | 伊勢屋ソテツ                     |    | 亀山市        | 昭和 63 年 |
| 名勝          | 岩屋観音                       |    | 法安寺        | 昭和 53 年 |
|             | 筆捨山                        |    | 個人         | 昭和 53 年 |
|             | 羽黒山                        |    | 個人         | 昭和 53 年 |
|             | 観音山                        |    | 亀山市        | 昭和 53 年 |

# 龜山市歷史的風致維持向上計畫【第2期】

(令和3年5月)

龜 山 市



